

議案第 3 号

取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

取手市行政組織条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

政策推進部（広報広聴課）で所管していた市民相談業務を総務部（市民協働課）に移管することを始めとした行政組織機構の改編を行い，行政課題により効果的に対応していくため，本条例の一部を改正するものです。

取手市行政組織条例の一部を改正する条例

取手市行政組織条例（昭和47年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>アからキまで (略)</p> <p><u>ク 広聴に関すること。</u></p> <p><u>ケからシまで (略)</u></p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 広報に関すること。</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>アからキまで (略)</p> <p>クからサまで (略)</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>広聴及び</u>広報に関すること。</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正)

2 取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調停委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 調停委員会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(調停委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 調停委員会の庶務は、<u>政策推進部</u>において処理する。</p> <p>8 (略)</p>

議案第4号

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

会計年度任用職員の任用時におけるサービスの宣誓の方法について、任用形態や任用手続に応じた別段の定めを設けることができるようにするほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第31条の規定に基づき、<u>職員サービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>第3条 地震、火災、水害<u>又はこれらに類する緊急の事態に際し、任命権者において必要がある場合においては、前条の規定にかかわらず、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</u></p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、<u>職員サービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</u></p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者<u>または任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第1、別記様式第2による宣誓書に署名しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による宣誓をしてからでなければ、職員は、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>第3条 地震、火災、水害<u>またはこれ等に類する緊急の事態に際し、任命権者において必要ある場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、宣誓を行なう前においても職員にその職務を行なわせることができる。</u></p>

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

<p>宣 誓 書</p>
<p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p>
<p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>氏 名</p>

様式第2号（第2条関係）

<p>(消防職員) 宣 誓 書</p>
<p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>氏 名</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、令和3年度においても引き続き特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 (略) (令和4年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。	付 則 1 (略) (令和3年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定（「100分の125」を「100分の127.5」に改める部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

議案第6号

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成18年条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、令和3年度から更に2年間支給しないこととするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(日当の特例) 第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例及び市職員旅費条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までの間に出発する旅行に限り、支給しない。	(日当の特例) 第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例及び市職員旅費条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間に出発する旅行に限り、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正されたことを踏まえ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給において自然災害による死亡であるかの判定が困難な場合などに審査する組織として審査委員会を設置するとともに、償還金の支払猶予や償還免除を判断するに当たり災害援護資金の貸付けを受けた者から報告を求めることができる規定の整備その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>第5章 雑則(第16条・<u>第17条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>(災害弔慰金支給審査委員会)</p> <p>第16条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，取手市災害弔慰金支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査委員会は，委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>医療又は保健福祉に関し優れた識見を有する者</u></p> <p>(2) <u>法律に関し優れた識見を有する者</u></p> <p>(3) <u>市の職員</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に必要と市長が認める者</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>第5章 雑則(第16条)</p> <p>付則</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p>

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第17条 (略)

付 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

2 (略)

第16条 (略)

付 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

2 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から消防団の部まで		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
障害者給付審査会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から消防団の部まで		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会	会長	〃 17,000	〃
	委員	〃 16,000	〃
障害者給付審査会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

議案第8号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

第8期介護保険事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの保険料額を改定するとともに、税制改正に伴い同令に定める保険料率の算定基準の特例が設けられたこと及び合計所得金額の算出方法が改められたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,000円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,320円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>48,960円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>63,360円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項において同じ。</u>)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 75,000

ロ

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000

ロ

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 72,000

ロ

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 77,760

ロ

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 87,000
円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 93,00
0 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 99,00
0 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 105,0
00 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満であ

(9) 次のいずれかに該当する者 83,520
円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 89,28
0 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 95,04
0 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 100,8
00 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満であ

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 111,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 117,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 106,560円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 112,320円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,280円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,280円」とあるのは、「25,920円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,280円」とあるのは、「40,320円」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例)

第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例)

第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。))により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

2 (略)

令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア及び第14号に係る部分に限る。)の規定の適用については,同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは,「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については,同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には,零とする。)によるものとし,租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は,令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は,令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は,令和3年4月1日から施行する。ただし,付則第11条第1項第1号の改正規定は,公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は,令和3年度以後の年度分の保険料について適用し,令和2年度以前の年度分の保険料については,なお従前の例による。

議案第9号

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の運営等に関する厚生労働省令（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 雑則(第34条・第35条)</u></p> <p>付則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p>

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織(指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電

ア及びイ (略)

(2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 及び 8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(19)まで (略)

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護(市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当す

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの
ア及びイ (略)

(2) (略)

5 (略)

6 及び 7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(19)まで (略)

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

る場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(21)から(30)まで (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2及び3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知す

(21)から(30)まで (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2及び3 (略)

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第25条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知

(揭示)

第25条 (略)

徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁

気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第 35 条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項(第 33 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 6 条第 1 項(第 33 条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。
- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所)にあっては、同日において当該事業を行っている事業所)であって、同日において当該事業所における第 6 条第 1 項(第 33 条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものについては、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 6 条第 1 項(第 33 条において準用する場合を含む。)に規定する」とある

付 則

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

のは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第2項本文の改正規定、付則第2項の改正規定及び付則に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第16条第20号の次に1号を加える改正規定 令和3年10月1日
(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第30条の2(これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第10号

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ，本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p><u>第10章 雑則(第205条・第206条)</u></p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</p>

ができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第152条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。)
- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号, 第65条第1項, 第66条第1項, 第83条第6項, 第84条第3項及び第85条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号, 第65条第1項, 第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号, 第65条第1項, 第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第5章か

ができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)
- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項, 第66条第1項, 第83条第6項, 第84条第3項及び第85条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項, 第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項, 第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同

ら第8章までにおいて同じ。)

(9)から(12)まで (略)

6から12まで (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情

じ。)

(9)から(12)まで (略)

6から12まで (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

報処理組織をいう。

5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第6号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第60条の6、第60条の28及び第60条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

4 第2項後段の規定による承諾を得た指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第60条の6、第60条の28及び第60条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第 32 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第 33 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(運営規程)

第 32 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、施設の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 33 条 (略)

2 から 4 まで (略)

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 34 条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 35 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

(衛生管理等)

第 34 条 (略)

2 (略)

(掲示)

第 35 条 (略)

じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所における虐待の防止の
ための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所において、定期巡回・随
時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐
待の防止のための研修を定期的
に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施す
るための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

(訪問介護員等の員数)

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 (略)

- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ

(運営規程)

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければなら

ならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第 57 条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

ない。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 57 条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第 33 条第 2 項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡

回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業員に行わせることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第 58 条 (略)

4 (略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第 58 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第 60 条 第 10 条から第 23 条まで、第 28 条、第 29 条、第 33 条の 2 から第 39 条まで及び第 41 条から第 42 条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項、第 20 条、第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問

(準用)

第 60 条 第 10 条から第 23 条まで、第 28 条、第 29 条、第 34 条から第 39 条まで、第 41 条及び第 42 条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項、第 20 条、第 34 条第 1 項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間

介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第60条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第60条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第 60 条の 15 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 60 条の 16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替え

第 60 条の 15 (略)

(衛生管理等)

第 60 条の 16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替え

号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 60 条の 27 (略)

2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) から (8) まで (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 か月」とある

(内容及び手続の説明及び同意)

第 60 条の 27 (略)

2 第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) から (8) まで (略)

(9) (略)

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「12 か月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60

のは「12 か月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予

条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予

防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第 111 条、第 131 条若しくは第 152 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項、第 111 条第 9 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に

同じ。)の数を合計した数について、第 111 条、第 131 条若しくは第 152 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に

従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」

従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

（従業者の員数等）

第 83 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 から 13 まで（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（従業者の員数等）

第 83 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, <u>指定介護老人福祉施設</u> , <u>介護老人保健施設</u> , 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等, 指定居宅サービスの事業を行う事業所, 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所, <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7 から 13 まで (略)

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第 84 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の管理者は, 特別養護老人ホーム, 老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。), 介護老人保健施設, 介護医療院, 指定小規模多機能型居宅介護事業所, 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条, <u>第 112 条第 3 項</u>, 第 113 条及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって, 別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 93 条 指定小規模多機能型居宅介護の方</p>	<p>(管理者)</p> <p>第 84 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の管理者は, 特別養護老人ホーム, 老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。), 介護老人保健施設, 介護医療院, 指定小規模多機能型居宅介護事業所, 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条, <u>第 112 条第 2 項</u>, 第 113 条及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって, 別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 93 条 指定小規模多機能型居宅介護の方</p>

針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)及び(8) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第94条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

(運営規程)

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第102条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代

針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)及び(8) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第94条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

(運営規程)

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

(定員の遵守)

第102条 (略)

替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置

くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所

くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2から4まで (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6から8まで (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

10及び11 (略)

(管理者)

第112条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活

2から4まで (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6から8まで (略)

9及び10 (略)

(管理者)

第112条 (略)

住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第 114 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 以上 3 以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1 又は 2)とする。

2 から 7 まで (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第 118 条 (略)

2 から 7 まで (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第 129 条において準用する第 60 条の 17 第 1 項に規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第 122 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつて

2 (略)

第 114 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

2 から 7 まで (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第 118 条 (略)

2 から 7 まで (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第 122 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、こ

はならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41

の限りでない。

(運営規程)

第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、

条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第134条 (略)

2及び3 (略)

4 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第134条 (略)

2及び3 (略)

4 第10条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第147条 (略)

2及び3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」とあるのは「第7章第4節」

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第147条 (略)

2及び3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地

と、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(5)及び(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 か月」とあるのは「2 か月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 栄養士 1 以上

(5)及び(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)

を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9から11まで (略)

4から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9から11まで (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等, 指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

14 から 17 まで (略)

(栄養管理)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り, 自立した日常生活を営むことができるよう, 各入所者の状態に応じた栄養管

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては, 当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等, 指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員については, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員, 栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。

14 から 17 まで (略)

理を計画的に行わなければならない。

^{くう}
(口腔衛生の管理)

第 165 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第 171 条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 171 条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 173 条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 177 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 から 4 まで (略)

(準用)

第 179 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条の 2、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 15 及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定

(衛生管理等)

第 173 条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 177 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2 から 4 まで (略)

(準用)

第 179 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 15 及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介

期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(設備)

第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット それぞれ次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(設備)

第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット それぞれ次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士

の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イからエまで (略)

(2)から(5)まで (略)

2 (略)

(運営規程)

第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2及び3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

(エ) (略)

イからエまで (略)

(2)から(5)まで (略)

2 (略)

(運営規程)

第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2及び3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, 第155条から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入居の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と, 第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と, 同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と, 同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と, 第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と, 同項第3号中

(準用)

第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第35条, 第37条, 第39条, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, 第155条から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入居の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と, 第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と, 同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と, 同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と, 第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と, 同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第

「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第8

184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

3条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第206条 この条例に規定する委員会、協議

会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者若しくは入所者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び付則第7条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機

付 則

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び付則第7条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機

能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第8条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又

能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第8条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又

は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

第9条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

第9条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下

「新条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新条例第60条,第60条の20,第60条の20の3,第60条の38,第81条,第109条,第129条,第150条,第179条,第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし,新条例第32条,第56条,第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。),第60条の34,第74条,第101条(新条例第204条において準用する場合を含む。),第123条,第146条,第170条及び第188条の規定の適用については,これらの規定中「,次に」とあるのは「,虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに,次に」と,「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新条例第33条の2(新条例第60条,第60条の20,第60条の20の3,第60条の38,第81条,第109条,第129条,第150条,第179条,第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と,同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と,同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新条例第60条の20の3,第60条の38,第81条,第109条,第129条,第150条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは,「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3,第60条の38,第81条,第109条及び第204条において準用する場合を含む。),第124条第3項,第147条第4項,第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは,「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新条例第165条の2(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,新条例第165条の2中「行わなければ」とあるのは,「行うよう努めなければ」とす

る。

(^{くう}口腔衛生の管理に関する経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の3（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間、新条例第177条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から当分の間、新条例第182条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第152条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第182条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 11 号

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ，本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 雑則(第92条・第93条)</u></p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介</p>

護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第11条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条

護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第45条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第152条の規定を満

例第 111 条, 第 131 条若しくは第 152 条の
規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 10 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は, 指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。), 指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。), 指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。), 指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。), 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項及び第 72 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は, 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし, 当該管理者は, 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, 又は同一敷

たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 10 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は, 指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。), 指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。), 指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。), 指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。), 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は, 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし, 当該管理者は, 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, 又は同一敷

地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」と

地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(運営規程)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

4 第2項後段の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(運営規程)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 32 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第 33 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることがで

(非常災害対策)

第 31 条 (略)

(衛生管理等)

第 32 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第 33 条 (略)

きる。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

（従業者の員数等）

第 45 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1 人以上とすることができる。

8 から 13 まで（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（従業者の員数等）

第 45 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1 人以上とすることができる。

8 から 13 まで（略）

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第 73 条第 3 項</u>及び第 74 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 58 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項</u>に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第 59 条 (略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第 73 条第 2 項</u>及び第 74 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 58 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、<u>事業の運営に係る次に掲げる重要事項</u>に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第 59 条 (略)</p>

護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第29条の2及び第32条から第40条まで(第38条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の

具体的取扱方針)

第 68 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 44 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第 1 号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

(4) から(15)まで (略)

(従業者の員数)

第 72 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活

具体的取扱方針)

第 68 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 44 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第 1 号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

(4) から(15)まで (略)

(従業者の員数)

第 72 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 111 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 75 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2 から 4 まで (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス

介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 111 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 75 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2 から 4 まで (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る

又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを、専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6 から 8 まで (略)

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 (略)

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第 111 条第 1 項か

計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを、専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 から 8 まで (略)

9 (略)

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第 111 条第 1 項か

ら第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。

2から7まで (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生

ら第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 (略)

2 (略)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2から7まで (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生

活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第82条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準

活介護事業者は、共同生活住居ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第82条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条(第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場

用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

3から5まで (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その

合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3から5まで (略)

他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。))及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第93条 この条例に規定する委員会、協議会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。))は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項（新条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 12 号

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例について

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年
条例第 11 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の運営等に関する厚生労働省令（指
定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市におい
ても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p><u>第6章 雑則(第36条・第37条)</u></p> <p>付則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</p>

を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)及び(2) (略)

8 (略)

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事

を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織(指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア及びイ (略)

(2) (略)

5 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)及び(2) (略)

7 (略)

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営に係る次に掲げる重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)から(5)まで (略)

項

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第 21 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第 21 条 (略)

2 及び 3 (略)

図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第 24 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者
(次項において「指定介護予防支援事業者

(揭示)

第 24 条 (略)

等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第37条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)

第4条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第13号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症を
定義していた条項が削除されたことに伴い、これまで同法を引用していた関係する
条例の規定を一括して整理するものです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>

(取手市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第</p>	<p>付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第</p>

<p>33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	--

(取手市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 取手市国民健康保険税条例(昭和48年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 から 14 まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われ</p>	<p>付 則</p> <p>1 から 14 まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われ</p>

なかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

16及び17 (略)

なかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) (略)

16及び17 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

道路構造令の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同令を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合
においては、当該歩行者専用道路の幅員
は、構造令第42条第1項において準用す
る構造令第40条第3項に規定する建築限
界を勘案して定めるものとする。

3 及び 4 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合
においては、当該歩行者専用道路の幅員
は、構造令第41条第1項において準用す
る構造令第40条第3項に規定する建築限
界を勘案して定めるものとする。

3 及び 4 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の対象が拡大するとともに、新たな評価方法が追加されることを踏まえ、関連する手数料を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第96号及び第97号を次のように改める。

<p>(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a又はbに規定する額</p>
---	---------------------------	--

a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合
当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準

(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じ

て(ウ)の規定により算出した額を加算した額

ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

(ア) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額

(イ) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合 (ア)の規定により算定した額に、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき、当該 a 又は b に定める額を加算した額

a 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの構造計算が同項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われた場合 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1,000 平方メートル以内のときは 118,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のときは 147,000 円、2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のときは 161,000 円、10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは 204,000 円、50,000 平方メートルを超えるときは 347,000 円

b 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われた場合 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1,000 平方メートル以内のときは 171,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のときは 228,000 円、2,000 平方メートルを超え

		<p>10,000 平方メートル以内のときは 262,000 円, 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは 346,000 円, 50,000 平方メートルを超えるとときは 636,000 円</p>
(97) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額</p> <p>a 申請に係る単位住戸が 1 の場合 2,000 円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が 2 以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 7,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 11,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 33,000</p>

円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 53,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 67,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 83,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が 1 の場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 14,000 円, 200 平方メートル以上のときは 16,000 円

b 申請に係る単位住戸が 2 以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000

円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 36,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 46,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係

		<p>る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、ア又はイに規定する額に、前号ウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p>
--	--	---

別表第1第98号から第103号までの規定中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)		
<p>(98) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(<u>平成28年経済産業省・国土交通省令第1号</u>)第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該</p>

建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上の

		<p>ときは726,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円</p>
(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル</p>

		<p>ル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p>
<p>(100) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて, 法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては</p>

申請に対する審査

登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a又はbに規定する額
a及びb (略)

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円、25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) (略)

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方

		<p>メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(101) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは11,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円, 25,000平方メートル以上のときは83,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p>

		<p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(102) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したも</p>

のみに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円、25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) (略)

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合

当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは

		<p>196,000円, 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のときは 257,000円, 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のときは 308,000円, 25,000平方メートル以上 のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p>
(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	<p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号において同じ。)の用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号において「工場等」という。)である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき</p>

		<p>は74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円</p> <p>イ 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p>
--	--	---

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
(98) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関	建築物エネルギー消費	ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の

する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ

一 トル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上の

		ときは362,000円
(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合</u> 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは13,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは18,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは42,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは63,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは77,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは11,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは16,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは40,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは60,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは74,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは92,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p>

		<p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合</u> 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは119,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは153,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは218,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは269,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは318,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは363,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは46,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは61,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは98,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは128,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは154,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは181,000円</p>
<p>(100) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条</p>

の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) (略)

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満

		<p>のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(101) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは7,000円, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは11,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円, 25,000平方メートル以上のときは83,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう</p>

申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

- a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円，5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円，10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円，25,000平方メートル以上のときは363,000円
- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円，5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円，10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

		<p>154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(102) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあつては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは14,000円, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは</p>

106,000円, 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のときは
133,000円, 25,000平方メートル以上の
ときは167,000円

(エ) (略)

イ 適合証がない場合にあつては, 次の(ア)
から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該
(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する
住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について, 建築物エ
ネルギー消費性能基準に適合してい
るかどうかの基準が, 建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省令第1条
第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定
める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に
定める基準(以下この号において「仕
様基準」という。)による場合 当該住
宅の床面積が200平方メートル未満の
ときは15,000円, 200平方メートル以
上のときは16,000円

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物で
ある場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合して
いるかどうかの基準が, 建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省令第1
条第1項第1号ただし書に定める方法
又は同号イに定める基準(次号におい
て「標準入力法・主要室入力法」とい
う。)による場合 当該建築物の床面
積の合計が300平方メートル未満のと
きは189,000円, 300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のときは
237,000円, 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
306,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは

		<p>437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは92,000円, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p>
<p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号において同じ。)の用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号において「工場等」という。)である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1</u></p>

項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円

イ 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の

		<p>ときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満のときは46,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</u></p>
--	--	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市手数料条例の規定は, この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し, 同日前に申請のあった手続に係る手数料については, なお従前の例による。

議案第16号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)	認定図
	終点 (番地先)			最小 (m)	
1-7089 号線	ゆめみ野一丁目 5-8	194.50		10.00	1
	ゆめみ野一丁目 5-25			6.00	
1-7090 号線	ゆめみ野一丁目 5-14	11.95		4.00	
	ゆめみ野一丁目 5-15			4.00	
1-7091 号線	ゆめみ野一丁目 5-23	11.82		4.01	
	ゆめみ野一丁目 5-24			4.00	
1-3249 号線	本郷三丁目 5701-8	30.59		8.73	2
	本郷三丁目 5701-7			5.00	
1-2286 号線	戸頭 1493-6	35.24		9.19	3
	戸頭 1494-1			5.00	

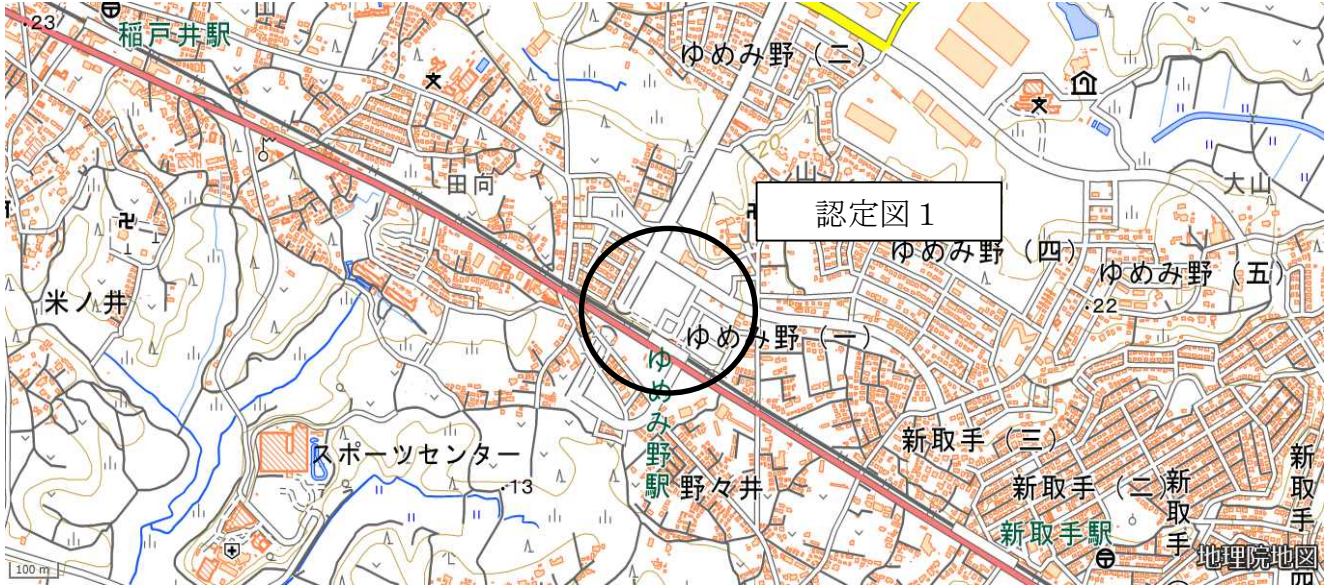
令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

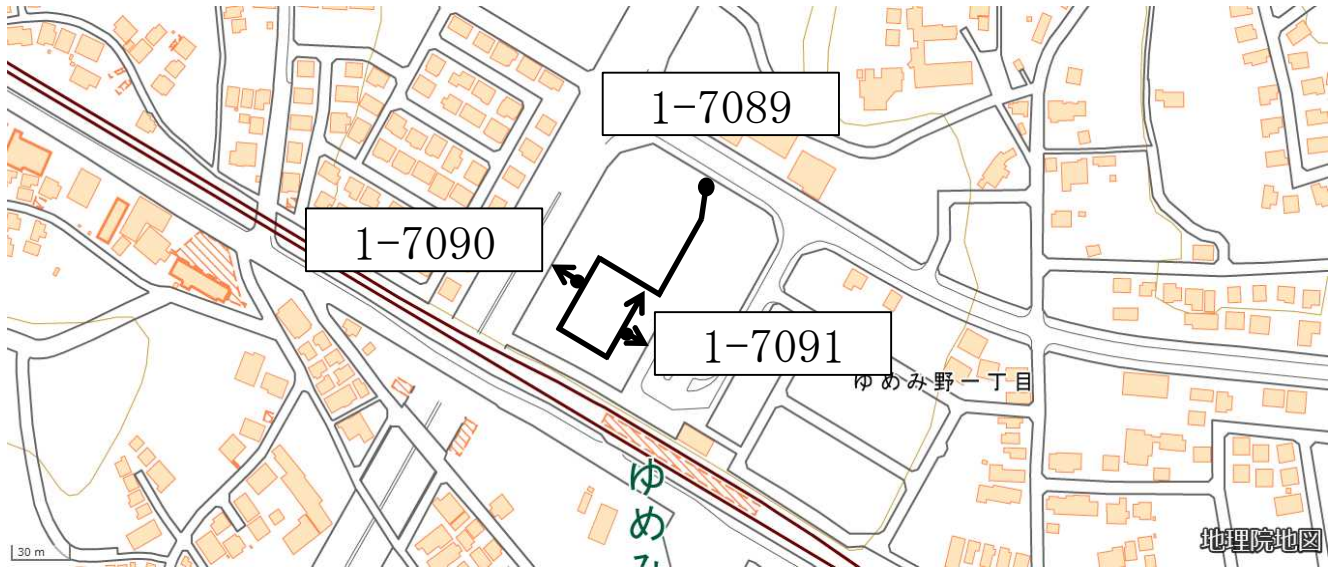
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院発行電子地形図

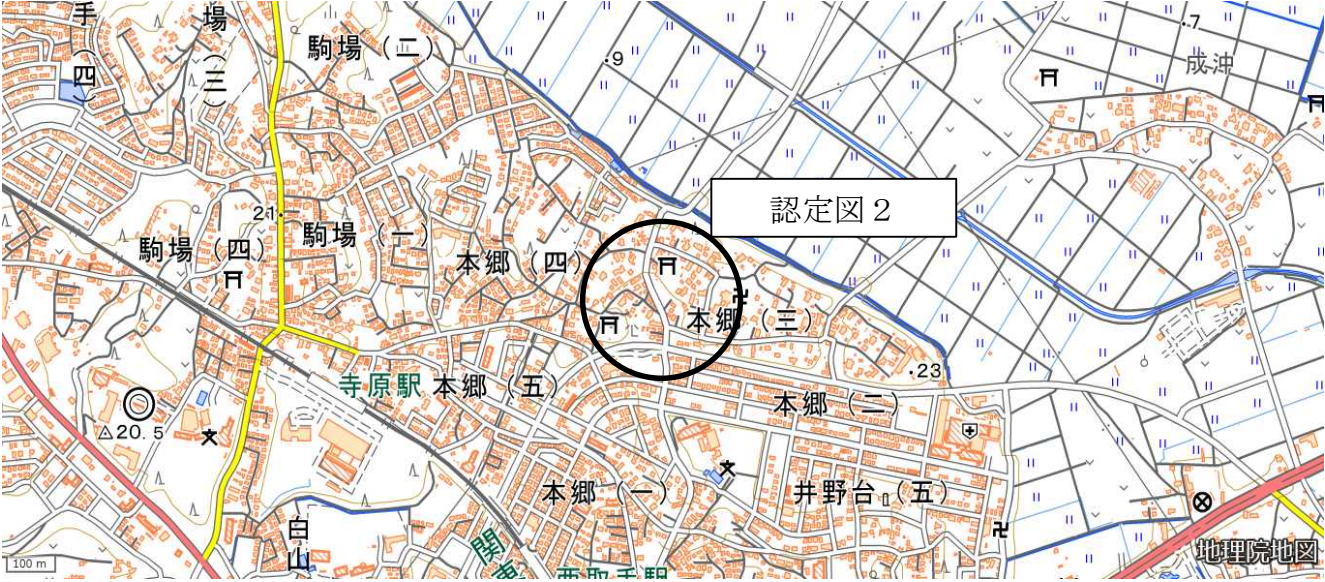
認定図 1



出典：国土地理院発行電子地形図

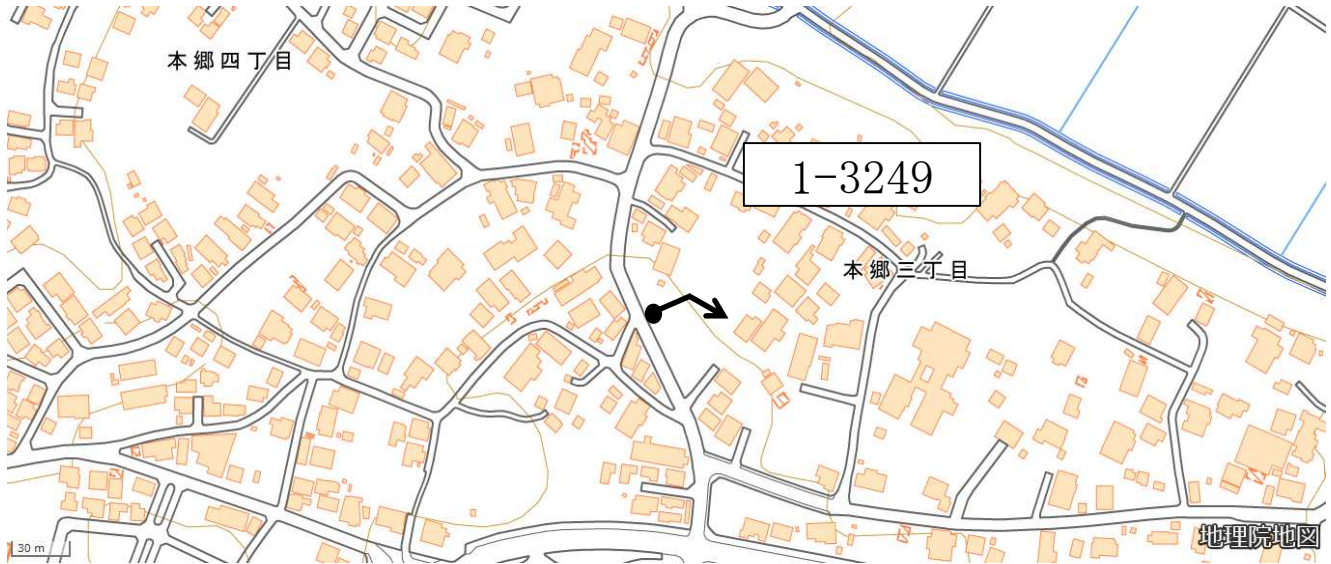
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-7089	194.50m	6.00m～10.00m
1-7090	11.95m	4.00m
1-7091	11.82m	4.00m～4.01m
起点 ● 終点 →		

位置図



出典：国土地理院発行電子地形図

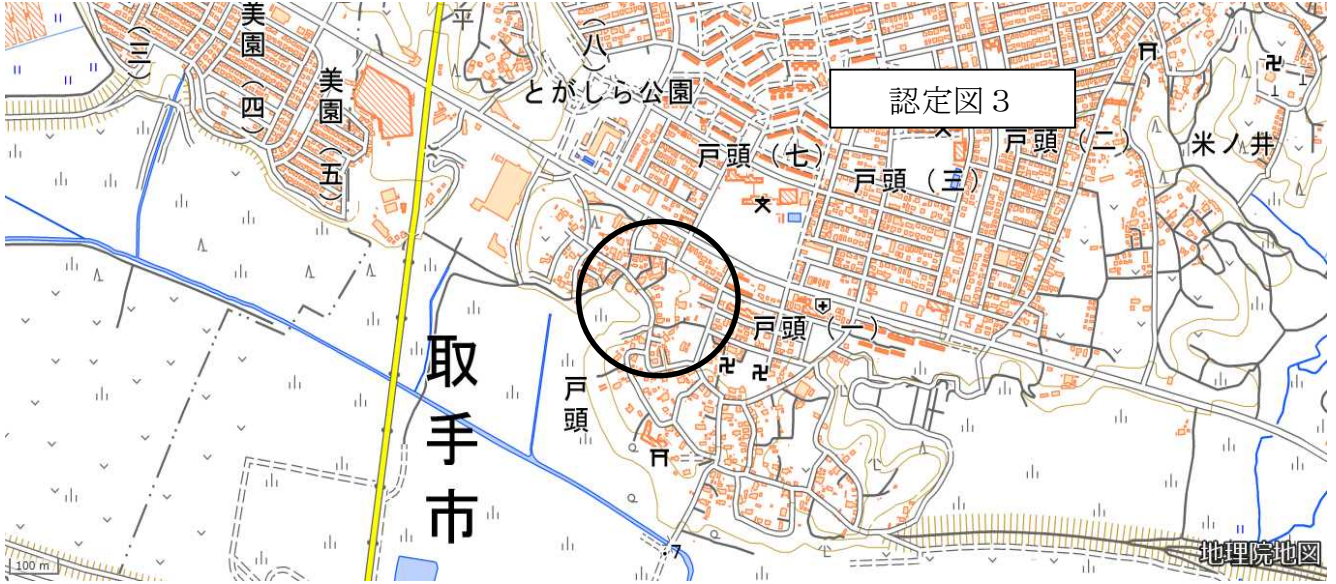
認定図 2



出典：国土地理院発行電子地形図

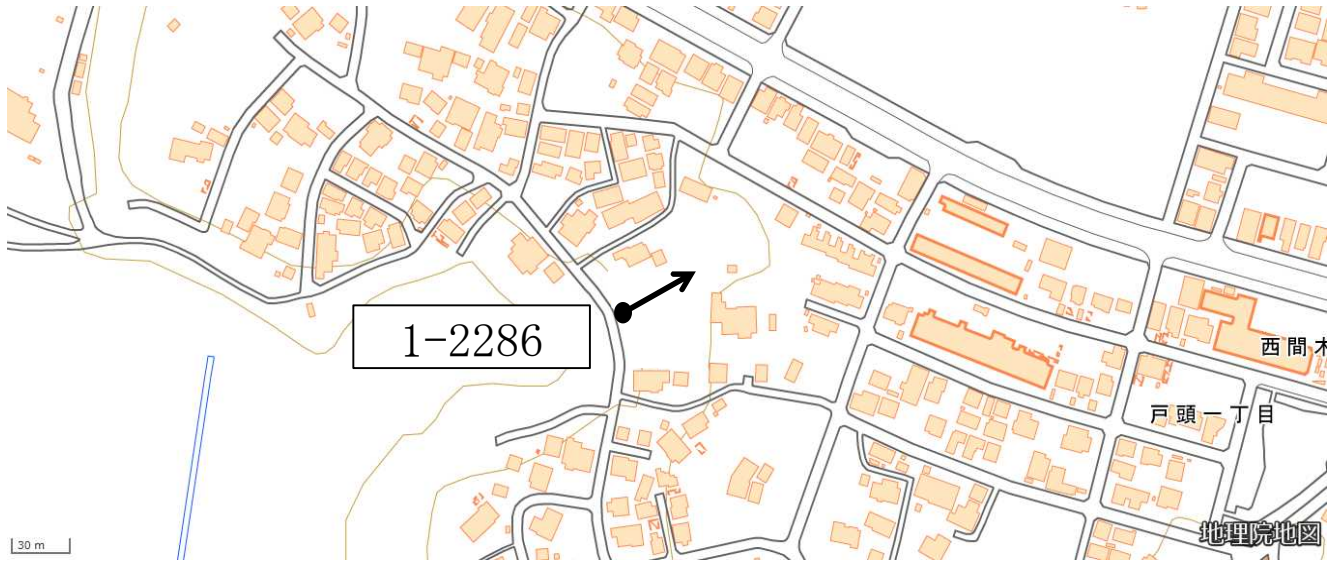
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3249	30.59m	5.00m～8.73m
起点 ● 終点 →		

位置図



出典：国土地理院発行電子地形図

認定図 3



出典：国土地理院発行電子地形図

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2286	35.24m	5.00m～9.19m
起点 ● 終点 →		

議案第17号

令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,540,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		13,479,251	△4,435	13,474,816
	1 市 民 税	6,396,852	△63,776	6,333,076
	2 固 定 資 産 税	5,382,183	59,341	5,441,524
2 地 方 譲 与 税		327,061	△211	326,850
	3 森 林 環 境 譲 与 税	9,061	△211	8,850
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,128,000	△100,000	2,028,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,128,000	△100,000	2,028,000
15 国 庫 支 出 金		18,336,191	432,905	18,769,096
	1 国 庫 負 担 金	5,181,847	62,655	5,244,502
	2 国 庫 補 助 金	13,131,898	370,250	13,502,148
16 県 支 出 金		2,771,273	126,651	2,897,924
	1 県 負 担 金	1,803,368	40,105	1,843,473
	2 県 補 助 金	734,948	86,546	821,494
17 財 産 収 入		466,997	671	467,668
	1 財 産 運 用 収 入	53,106	671	53,777
18 寄 附 金		250,159	1,383	251,542
	1 寄 附 金	250,159	1,383	251,542
19 繰 入 金		1,602,123	△302,721	1,299,402
	2 基 金 繰 入 金	1,472,006	△302,721	1,169,285
21 諸 収 入		1,611,791	△54,455	1,557,336
	5 収 益 事 業 収 入	10,000	20,000	30,000
	6 雑 入	1,458,338	△74,455	1,383,883

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市 債		2,730,917	844,300	3,575,217
	1 市 債	2,730,917	844,300	3,575,217
歳 入	合 計	52,596,542	944,088	53,540,630

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		16,870,047	56,078	16,926,125
	1 総 務 管 理 費	16,067,403	2,349	16,069,752
	2 徴 税 費	409,210		409,210
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	262,056	53,729	315,785
3 民 生 費		15,964,580	155,550	16,120,130
	1 社 会 福 祉 費	7,150,775	76,494	7,227,269
	2 児 童 福 祉 費	6,638,286	62,056	6,700,342
	3 生 活 保 護 費	2,175,068	17,000	2,192,068
4 衛 生 費		2,046,943	105,375	2,152,318
	1 保 健 衛 生 費	1,256,792	106,398	1,363,190
	2 清 掃 費	788,985	△1,158	787,827
	3 上 水 道 費	1,166	135	1,301
5 農 林 水 産 業 費		255,893	△2,681	253,212
	1 農 業 費	255,893	△2,681	253,212
6 商 工 費		1,824,836	△132,896	1,691,940
	1 商 工 費	1,824,836	△132,896	1,691,940
7 土 木 費		4,506,758	△107,916	4,398,842
	1 土 木 管 理 費	142,723	△1,067	141,656
	2 道 路 橋 り よ う 費	737,109	△79,611	657,498
	3 都 市 計 画 費	3,497,691	△19,477	3,478,214
	4 住 宅 費	129,235	△7,761	121,474
8 消 防 費		1,912,831	△10,822	1,902,009

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1,912,831	△10,822	1,902,009
9 教 育 費		4,776,102	881,349	5,657,451
	1 教 育 総 務 費	838,979	△10,233	828,746
	2 小 学 校 費	1,486,920	712,678	2,199,598
	3 中 学 校 費	726,343	66,552	792,895
	4 幼 稚 園 費	45,151	50,985	96,136
	5 社 会 教 育 費	1,138,276	69	1,138,345
	6 保 健 体 育 費	540,433	61,298	601,731
12 諸 支 出 金		26	51	77
	1 土 地 開 発 基 金 費	26	51	77
	歳 出 合 計	52,596,542	944,088	53,540,630

第 2 表 継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	非常用発電設備改修事業	180,400	令和元年度	18,040	178,310	令和元年度	18,040
				令和2年度	162,360		令和2年度	160,270
9 教育費	5 社会教育費	取手図書館空調設備改修事業	56,519	令和元年度	45,215	53,680	令和元年度	45,215
				令和2年度	11,304		令和2年度	8,465

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	市勢要覧作成事業	2, 574
		市の魅力映像制作事業	1, 160
		行政手続オンライン化推進事業	2, 640
		庁舎トイレ改修事業	75, 997
		避難所環境整備事業	4, 455
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	福祉施設等自動水栓化事業	3, 230
	2 児 童 福 祉 費	白山保育所空調設備改修事業	13, 970
		保育所トイレ改修事業	15, 479
6 商 工 費	1 商 工 費	出前・テイクアウト商品応援補助事業	34, 881
		新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金市町村負担金	24, 500
		働く婦人の家トイレ改修事業	6, 809
7 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋梁長寿命化対策事業	22, 278
		排水施設整備事業	5, 775
		片町（市道5379号線）道路改良事業	20, 940
		山王（市道4262号線他）道路改良事業	20, 726
	3 都 市 計 画 費	都市計画図データ整備事業	39, 050
		分庁舎自動水栓化事業	571
		桑原地区整備推進事業	99, 678
		地籍調査事業	1, 046
		都市計画道路3・4・7号（台宿工区）整備事業	21, 452
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	5, 000
		藤代横町雨水排水整備事業	55, 352
都市公園施設長寿命化対策事業	35, 931		

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	1 教育総務費	教育総合支援センター施設整備事業	2,584
		2 小学校費	小学校教育活動継続支援事業
	2 小学校費	小学校自動水栓化・トイレ改修事業	169,929
		高井小学校校舎内部改修事業	96,000
		藤代小学校校舎大規模改造事業	562,200
	3 中学校費	中学校教育活動継続支援事業	7,200
		中学校自動水栓化・トイレ改修事業	97,300
	4 幼稚園費	藤代幼稚園大規模改造事業	51,100
	5 社会教育費	芸術家パートナーシップ事業	8,000
		創作活動拠点オンライン公開事業	7,000
		旧取手宿本陣トイレ改修事業	308
		埋蔵文化財センタートイレ改修事業	2,500
		図書館自動水栓化事業	964
	6 保健体育費	電子書籍拡充事業	3,740
社会体育施設自動水栓化事業		1,298	
給食センター空調設備改修事業		60,000	

(変更)

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	297,224	新型コロナウイルスワクチン接種事業	405,032

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加) (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	55,500	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
給食センター整備事業	2,000			
中学校施設整備事業	26,500			
幼稚園施設整備事業	9,200			
減収補てん債	180,000			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	403,300			
調整債	64,100			

(変 更) (単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
あけぼの施設整備事業	28,000	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	27,700	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業	11,400				9,900			
市道整備事業	128,000				110,300			
都市排水路整備事業	12,700				12,400			
都市公園整備事業	23,100				27,100			
市営住宅整備事業	26,600				23,400			
消防防災設備整備事業	50,100				48,600			
消防防災施設整備事業	1,200				1,100			
放課後子どもクラブ室整備事業	31,700				21,400			
埋蔵文化財センター整備事業	36,000				35,700			
小学校施設整備事業	11,300				190,900			
小学校校内LAN改修事業	126,000				60,600			
中学校校内LAN改修事業	53,200				30,700			
合併特例債	488,300				560,500			
緊急防災・減災事業	187,700				185,400			

(廃止)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所施設整備事業	18,800	普通貸借	3.0%以内	30年以内	—	—	—	—
公民館施設整備事業	7,900	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	13,479,251	△4,435	13,474,816
2 地 方 譲 与 税	327,061	△211	326,850
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,128,000	△100,000	2,028,000
15 国 庫 支 出 金	18,336,191	432,905	18,769,096
16 県 支 出 金	2,771,273	126,651	2,897,924
17 財 産 収 入	466,997	671	467,668
18 寄 附 金	250,159	1,383	251,542
19 繰 入 金	1,602,123	△302,721	1,299,402
21 諸 収 入	1,611,791	△54,455	1,557,336
22 市 債	2,730,917	844,300	3,575,217
歳 入 合 計	52,596,542	944,088	53,540,630

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	16,870,047	56,078	16,926,125	3,727	53,400	4,393	△5,442	
3 民 生 費	15,964,580	155,550	16,120,130	140,063	△22,800	△11,038	49,325	
4 衛 生 費	2,046,943	105,375	2,152,318	125,959		464	△21,048	
5 農 林 水 産 業 費	255,893	△2,681	253,212	△720	2,100	2	△4,063	
6 商 工 費	1,824,836	△132,896	1,691,940	△4,280		△79,151	△49,465	
7 土 木 費	4,506,758	△107,916	4,398,842	△25,171	△21,400	△18,467	△42,878	
8 消 防 費	1,912,831	△10,822	1,902,009	1,406	6,100	△9,880	△8,448	
9 教 育 費	4,776,102	881,349	5,657,451	315,512	672,000	△58,289	△47,874	
12 諸 支 出 金	26	51	77			51		
歳 出 合 計	52,596,542	944,088	53,540,630	556,496	689,400	△171,915	△129,893	

2 歳 入
 (款) 1 市税 (項) 1 市民税 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 法 人	675,923	△63,776	612,147	1 現 年 課 税 分	△63,776	・ 法人税割 63,776 減
計	6,396,852	△63,776	6,333,076			

(款) 1 市税 (項) 2 固定資産税

1 固 定 資 産 税	5,377,282	59,341	5,436,623	1 現 年 課 税 分	59,341	・ 償却資産 59,341 増
計	5,382,183	59,341	5,441,524			

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税

1 森 林 環 境 譲 与 税	9,061	△211	8,850	1 森 林 環 境 譲 与 税	△211	・ 森林環境譲与税 211 減
計	9,061	△211	8,850			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金

1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,128,000	△100,000	2,028,000	1 地 方 消 費 税 交 付 金	△100,000	・ 地方消費税交付金 100,000 減
計	2,128,000	△100,000	2,028,000			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民 生 費 国 庫 負 担 金	4,990,974	62,655	5,053,629	1 社 会 福 祉 費 負 担 金	11,500	・ 自立支援給付費負担金 11,500 増
				4 児 童 福 祉 費 負 担 金	36,130	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 57,189 増 ・ 障害児施設給付費負担金 10,000 増 ・ 子育てのための施設等利用給付費負担金 31,059 減
				5 生 活 保 護 費 負 担 金	12,750	・ 生活保護費負担金 12,750 増
				6 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	2,275	・ 保険基盤安定負担金 2,275 増
				計	5,181,847	62,655

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	12,016,873	6,916	12,023,789	1 総 務 費 補 助 金	57,877	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,148 増 ・ 個人番号カード交付事業費補助金 53,729 増
				4 特 別 定 額 給 付 金 給 付 事 業 費 補 助 金	△82,837	・ 特別定額給付金給付事業費補助金 50,400 減 ・ 特別定額給付金給付事務費補助金 32,437 減

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額					
1 総務費国庫補助金				5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	31,876	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 31,876 増				
2 民生費国庫補助金	359,915	△3,075	356,840	1 社会福祉費補助金	61	・成年後見制度利用促進体制整備推進事業費補助金 61				
				2 児童福祉費補助金	△3,136	・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 3,136 減				
3 衛生費国庫補助金	145,601	120,798	266,399	1 保健衛生費補助金	953	・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 953				
				5 予防費補助金	119,845	・緊急風しん抗体検査等事業費補助金 12,037 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 107,808 増				
4 土木費国庫補助金	184,683	△28,129	156,554	1 市道整備事業費補助金	△27,443	・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 7,371 減 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 20,072 減				
				3 公園緑地費補助金	3,752	・社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業分） 3,752 増				
				4 住宅費補助金	△4,438	・社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 4,438 減				
6 教育費国庫補助金	413,640	273,304	686,944	2 小学校費補助金	182,977	・学校施設環境改善交付金 179,033 ・学校保健特別対策事業費補助金 6,632 増 ・学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2,688 減				
				3 中学校費補助金	29,278	・学校施設環境改善交付金 23,371 ・学校保健特別対策事業費補助金 3,219 増 ・学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2,688 増				
				5 社会教育費補助金	27,567	・子ども・子育て支援整備交付金 25,078 増 ・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 2,489 増				
				6 幼稚園費補助金	14,037	・学校施設環境改善交付金 14,037				
				7 保健体育費補助金	19,445	・学校施設環境改善交付金 19,445				
				8 災害復旧費国庫補助金	0	436	436	1 災害復旧事業費補助金	436	・社会福祉施設等災害復旧補助金（過年度） 436
				計	13,131,898	370,250	13,502,148			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	1,800,988	39,505	1,840,493	1 社会福祉費負担金	5,750	・ 自立支援給付費負担金 5,750 増
				3 児童福祉費負担金	△423	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 10,106 増 ・ 障害児施設給付費負担金 5,000 増 ・ 子育てのための施設等利用給付費負担金 15,529 減
				5 国民健康保険事業費負担金	8,825	・ 保険基盤安定負担金 8,825 増
				6 後期高齢者医療事業費負担金	25,353	・ 保険基盤安定対策費負担金 25,353 増
4 土木費県負担金	525	600	1,125	1 地籍調査費負担金	600	・ 地籍調査費負担金 600 増
計	1,803,368	40,105	1,843,473			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	438,095	4,730	442,825	4 児童福祉費補助金	4,730	・ 保育対策総合支援事業費補助金 2,700 増 ・ 多子世帯保育料軽減事業補助金 590 減 ・ 子どものための教育・保育給付費補助金 2,620 増
3 衛生費県補助金	14,272	△119	14,153	1 保健衛生費補助金	327	・ がん予防・検診促進事業費補助金 327
				2 清掃費補助金	△446	・ 合併処理浄化槽設置事業費補助金 446 減
4 農林水産業費県補助金	29,507	△720	28,787	2 農業振興費補助金	△720	・ 環境保全型農業直接支払交付金 405 増 ・ 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 1,125 減
5 商工費県補助金	122,877	108,177	231,054	2 商工振興費補助金	108,177	・ 地域企業活力向上応援事業費補助金 108,177 増
7 教育費県補助金	93,212	△25,522	67,690	3 社会教育費補助金	△25,522	・ 子ども・子育て支援整備交付金 25,522 減
計	734,948	86,546	821,494			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	463	671	1,134	1 利子及び配当金	671	・ 財政調整基金利子 276 増 ・ 土地開発基金利子 51 増 ・ 減債基金利子 143 増 ・ みどりの基金利子 13 増 ・ 地域福祉基金利子 59 増 ・ 公共施設整備基金利子 81 増 ・ ふるさと取手応援基金利子 46 増
-----------	-----	-----	-------	-----------	-----	---

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						・森林環境譲与税基金利子 2
計	53,106	671	53,777			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	829	830	1 一般寄附金	829	・一般寄附金 829 増
4 衛生費寄附金	3	554	557	1 衛生費寄附金	554	・衛生費寄附金 554 増
計	250,159	1,383	251,542			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	922,995	△204,036	718,959	1 財政調整基金繰入金	△204,036	・財政調整基金繰入金 204,036 減
3 みどりの基金繰入金	8,981	△1,420	7,561	1 みどりの基金繰入金	△1,420	・みどりの基金繰入金 1,420 減
4 公共施設整備基金繰入金	109,110	△49,387	59,723	1 公共施設整備基金繰入金	△49,387	・公共施設整備基金繰入金 49,387 減
5 学校施設整備基金繰入金	58,501	△40,247	18,254	1 学校施設整備基金繰入金	△40,247	・学校施設整備基金繰入金 40,247 減
6 ふるさと取手応援基金繰入金	66,180	△6,078	60,102	1 ふるさと取手応援基金繰入金	△6,078	・ふるさと取手応援基金繰入金 6,078 減
7 環境基金繰入金	90	△90	0	1 環境基金繰入金	△90	・環境基金繰入金 90 減
8 地域福祉基金繰入金	1,467	△1,467	0	1 地域福祉基金繰入金	△1,467	・地域福祉基金繰入金 1,467 減
9 平和基金繰入金	621	4	625	1 平和基金繰入金	4	・平和基金繰入金 4 増
計	1,472,006	△302,721	1,169,285			

(款) 21 諸収入

(項) 5 収益事業収入

1 競輪事業特別会計繰入金	10,000	20,000	30,000	1 競輪事業特別会計繰入金	20,000	・競輪事業特別会計繰入金 20,000 増
計	10,000	20,000	30,000			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	1,033,544	△74,455	959,089	4 総務費雑入	4,542	・戦争体験記売却代 4 減
				8 商工費雑入	△78,997	・旧取手稲団地污水处理施設管理棟解体工事 補償金 4,546 増
計	1,458,338	△74,455	1,383,883			・雇用保険料本人負担分 3 増 ・プレミアム付商品券販売代金 79,000 減

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 民生債	46,800	△19,100	27,700	1 福祉施設整備事業債	△19,100	・あけぼの施設整備事業債 300 減 ・保育所施設整備事業債 18,800 減
2 農林水産業債	13,800	△1,500	12,300	2 土地改良事業債	△1,500	・土地改良事業債 1,500 減
3 土木債	190,400	△17,200	173,200	1 市道整備事業債	△17,700	・市道整備事業債 17,700 減
				2 都市計画事業債	△300	・都市排水路整備事業債 300 減
				3 公園緑地整備事業債	4,000	・都市公園整備事業債 4,000 増
				4 市営住宅整備事業債	△3,200	・市営住宅整備事業債 3,200 減
4 消防債	51,300	△1,600	49,700	1 消防防災設備整備事業債	△1,500	・消防防災設備整備事業債 1,500 減
				2 消防防災施設整備事業債	△100	・消防防災施設整備事業債 100 減
5 教育債	266,100	110,900	377,000	1 社会教育施設整備事業債	△18,500	・放課後子どもクラブ室整備事業債 10,300 減 ・埋蔵文化財センター整備事業債 300 減 ・公民館施設整備事業債 7,900 減
				2 保健体育施設整備事業債	2,000	・給食センター整備事業債 2,000
				3 小学校施設整備事業債	114,200	・小学校施設整備事業債 179,600 増 ・小学校校内LAN改修事業債 65,400 減
				4 中学校施設整備事業債	4,000	・中学校校内LAN改修事業債 22,500 減 ・中学校施設整備事業債 26,500

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教 育 債				5 幼 稚 園 施 設 整 備 事 業 債	9,200	・ 幼稚園施設整備事業債 9,200
6 合 併 特 例 債	488,300	72,200	560,500	1 合 併 特 例 債	72,200	・ 合併特例債 72,200 増
7 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	187,700	△2,300	185,400	1 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	△2,300	・ 緊急防災・減災事業債 2,300 減
9 減 収 補 て ん 債	0	180,000	180,000	1 減 収 補 て ん 債	180,000	・ 減収補てん債 180,000
10 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	0	403,300	403,300	1 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	403,300	・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 403,300
14 総 務 債	0	55,500	55,500	1 庁 舎 整 備 事 業 債	55,500	・ 庁舎整備事業債 55,500
15 調 整 債	0	64,100	64,100	1 調 整 債	64,100	・ 調整債 64,100
計	2,730,917	844,300	3,575,217			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一 般 管 理 費	△429 (1,676,606) (1,676,177)			△429 繰入金					
				△429	10 需 用 費	△429	25 市制施行50周年記念事業に要する経費	429 減	
					1 消 耗 品 費	△429	需用費 消耗品費	(429 減) 429 減	
2 文 書 広 報 費	2,640 (46,322) (48,962)	2,112			528				
		国庫支出金							
		2,112			528	12 委 託 料	2,640	22 法務に要する経費	2,640 増
		2,112			528			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,640
							委託料 ・書面規制・押印・対面規制見直し業務委託料	(2,640) 2,640	
4 財 政 管 理 費	46 (384,577) (384,623)			46 財産収入					
				46	24 積 立 金	46	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費	46 増	
							積立金 ・ふるさと取手応援基金積立金	(46 増) 46 増	
6 財 産 管 理 費	78,684 (866,572) (945,256)	20,300 国庫支出金	53,400	81 財産収入 4,546 諸収入	357				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
6 財産管理費		1,783	△2,100		224	12 委託料	3,878	20 庁舎の管理に要する経費	93 減
						14 工事請負費	67,359		
			△2,100		10	24 積立金	7,447	(1) 庁舎の管理に要する経費	2,090 減
								委託料 (120 減)	
								・非常用発電設備改修工事監理業務委託料	120 減
								工事請負費 (1,970 減)	
								・非常用発電設備改修工事	1,970 減
		1,783			214			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,997 増
								工事請負費 (1,997 増)	
								・トイレ改修工事	1,997
	17			△17			21 自動車の維持管理に要する経費		
	17			△17			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		
							財源充当の変更		
			△2,820	150			22 市有財産管理に要する経費	2,670 減	
							委託料 (2 減)		
							・PCB廃棄物処理業務委託料	2 減	
							工事請負費 (2,668 減)		
							・旧取手稲団地汚水処理施設管理棟解体工事	2,818 減	
							・止水栓及び宅内柵移設工事	150	
	18,500	55,500					23 藤代庁舎の管理に要する経費	74,000 増	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
6 財産 管理費		18,500	55,500				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 74,000
							委託料 (4,000)
							・トイレ改修工事実施設計業務委託料 4,000
							工事請負費 (70,000)
							・トイレ改修工事 70,000
				7,447			25 公共施設整備基金積立金 7,447 増
							積立金 (7,447 増)
							・公共施設整備基金積立金 7,447 増
8 電算組織 管理費	△865 (365,232) (364,367)	4,006 国庫支出金			△4,871		
		4,006			△4,871	10 需用費	△436 20 電算・OA化等に要する経費 865 減
		4,148			△4,148	1 消耗品 費	△436 (1) 電算・OA化等に要する経費
						13 使用料及び 賃借料	△5 財源充当の変更
		△142			△723	17 備品購入費	△424 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 865 減
							需用費 (436 減)
							消耗品費 436 減
							使用料及び賃借料 (5 減)
							・オンライン会議ソフトライセンス使用料 5 減
							備品購入費 (424 減)
							・キャビネット 348 減
							・オンライン会議用備品 76 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
11 災害対策費 (84,569) (88,431)	3,862	6,589		△270	△2,457			
		国庫支出金		繰入金				
		5,768			△1,411	10 需用費	1,772	22 災害対策に要する経費
		5,768			△1,411	1 消耗品費	1,772	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
						14 工事請負費	△495	需用費 消耗品費 備品購入費 ・ A I サーマルカメラ
						17 備品購入費	2,585	
		821		△270	△1,046		23 防災施設等の整備に要する経費	
							工事請負費 ・ 避難所案内看板設置・撤去工事	
		821			△821		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
							財源充当の変更	
14 財政調整基金費 (427,081) (428,329)	1,248			419	829			
				財産収入				
				276	829	24 積立金	1,248	20 財政調整基金積立金
							積立金 ・ 財政調整基金積立金	
				143			21 減債基金積立金	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他			
14 財政調整 基金費							積立金 (143 増) ・減債基金積立金 143 増
15 諸 費	△82,837 (12,051,415) (11,968,578)	△82,837 国庫支出金		4 繰入金 △4 諸収入			
					1 報 酬	△553	20 平和推進に要する経費
					3 職員手当等	△16,950	
					4 共 済 費	△115	(1) 非核平和推進関係経費
					8 旅 費	△87	
		△82,837			1 費用弁 償	△87	36 特別定額給付金給付事業に要する経費 82,837 減
					10 需 用 費	△2,429	報酬 (553 減)
					1 消 耗 品 費	△955	・会計年度任用職員報酬 553 減
					2 燃 料 費	△55	職員手当等 (16,950 減)
					4 印 刷 製 本 費	△1,419	時間外勤務手当 15,846 減
					11 役 務 費	△6,030	休日勤務手当 349 減
					1 通 信 運 搬 費	△2,286	管理職員特別勤務手当 755 減
					4 手 数 料	△3,744	共済費 (115 減)
					12 委 託 料	△5,198	厚生年金保険料 64 減
					13 使用料及び 賃 借 料	△1,045	子ども・子育て拠出金 2 減
					14 工事請負費	△30	健康保険料負担金 49 減
					18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	△50,400	旅費 (87 減)
							費用弁償 87 減
							需用費 (2,429 減)
							消耗品費 955 減
							燃料費 55 減
							印刷製本費 1,419 減
							役務費 (6,030 減)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
15 諸費								通信運搬費 2,286 減 手数料 3,744 減 委託料 (5,198 減) ・ 広報印刷業務委託料 20 減 ・ 特別定額給付金事業システムサポート委託料 1,374 減 ・ 特別定額給付金事業従事者派遣委託料 3,804 減 使用料及び賃借料 (1,045 減) ・ 事務機器使用料 1,045 減 工事請負費 (30 減) ・ 電話配線工事 30 減 負担金, 補助及び交付金 (50,400 減) ・ 特別定額給付金 50,400 減
項計	2,349 (16,067,403) (16,069,752)	△49,830	53,400	4,393	△5,614			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

2 賦課徴収費	0 (104,418) (104,418)	△172 国庫支出金			172			
		△172			172			5 市民税等賦課に要する経費
		△172			172			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
項計	0 (409,210) (409,210)	△172			172			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	53,729 (261,996) (315,725)	53,729 国庫支出金 53,729				18 負担金, 補助及び交付金	53,729	22 個人番号事務に要する経費 53,729 増 負担金, 補助及び交付金 (53,729 増) ・通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 53,729 増
項計	53,729 (262,056) (315,785)	53,729						
款計	56,078 (16,870,047) (16,926,125)	3,727	53,400	4,393	△5,442			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	13,895 (1,410,370) (1,424,265)	761 国庫支出金 8,825 県支出金 △1,575		59 財産収入	4,250				
		△1,575			△825	10 需用費	△10	34 健康づくり推進事業に要する経費	2,400 減
		△1,575			△825	1 消耗品費	△10	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,400 減
						18 負担金, 補助及び交付金	△2,400	負担金, 補助及び交付金 (2,400 減) ・健康づくり継続支援金 2,400 減	
						24 積立金	59		
		11,100			5,146	27 繰出金	16,246	40 国民健康保険事業特別会計繰出金	16,246 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							繰出金 (16,246 増) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 16,246 増	
				△10			42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 10 減	
				△10			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 10 減	
							需用費 (10 減) 消耗品費 10 減	
				59			50 地域福祉基金積立金 59 増	
							積立金 (59 増) ・地域福祉基金積立金 59 増	
			61		△61		56 成年後見制度利用促進に要する経費 財源充当の変更	
2 障害者 福祉費	23,000	11,500			5,750			
	(1,986,999)	国庫支出金						
	(2,009,999)	5,750						
		県支出金						
		17,250			5,750	19 扶助費	23,000 33 自立支援に要する経費 23,000 増	
		17,250			5,750		(1) 介護給付費等に関する経費 23,000 増	
							扶助費 (23,000 増) ・自立支援給付費 23,000 増	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費	39,599 (3,129,903) (3,169,502)	2,627 国庫支出金 25,353 県支出金 451	6,700	△7,885 繰入金	12,804			
		451			△1	10 需用費	△111	22 高齢者生活支援に要する経費 450 増
		451			△1	1 消耗品費	△111	(9) 新型コロナウイルス感染症対策経費 450 増
						11 役務費	△109	需用費 (50 減) 消耗品費 50 減 工事請負費 (500) ・お休み処自動水栓化工事 500
						1 通信運搬費	△95	
						4 手数料	△14	
						14 工事請負費	1,813	
						17 備品購入費	△61	
		△95			△27	27 繰出金	38,067	23 敬老祝金支給に要する経費 122 減
		△95			△27			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 122 減
								需用費 (13 減) 消耗品費 13 減 役務費 (109 減) 通信運搬費 95 減 手数料 14 減
		2,270	6,700	△7,005	361			28 福祉施設の管理運営に要する経費 2,326 増
			6,700	△7,005	△51			(1) あけぼの管理運営に関する経費 356 減
								工事請負費 (295 減) ・あけぼの外壁・屋根改修工事 295 減 備品購入費 (61 減)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費							・家具等 61 減	
		2,270			412		(5) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,682 増	
							需用費 (48 減) 消耗品費 48 減 工事請負費 (2,730) ・自動水栓化工事 2,730	
		1		△880	△243		35 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,122 減	
							工事請負費 (1,122 減) ・いきいきプラザエレベーター改修工事 1,122 減	
		1			△1		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
						4,263	財源充当の変更 48 介護保険特別会計繰出金 4,263 増	
		25,353			8,451		繰出金 (4,263 増) ・介護保険特別会計繰出金 4,263 増 72 後期高齢者医療特別会計繰出金 33,804 増	
						繰出金 (33,804 増) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 33,804 増		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	76,494 (7,150,775) (7,227,269)	54,816	6,700	△7,826	22,804			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	△2,453 (999,724) (997,271)	19,063 国庫支出金			△21,516				
		19,063			△21,516	10 需用費	△142	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する 経費	2,453 減
		16,332			△18,491	11 役務費	△1,475	(2) 子育て世帯応援臨時給付金給付事業に関する経費	2,159 減
						1 通信運搬費	△734	需用費	(139 減)
						4 手数料	△741	消耗品費	139 減
						12 委託料	△396	役務費	(1,382 減)
						18 負担金, 補助及び 交付金	△440	通信運搬費	663 減
								手数料	719 減
								委託料	(198 減)
								・児童手当システムデータ抽出業務委託料	198 減
								負担金, 補助及び交付金	(440 減)
								・子育て世帯応援臨時給付金	440 減
		2,731			△3,025			(3) ひとり親世帯応援臨時給付金給付事業に関する 経費	294 減
								需用費	(3 減)
								消耗品費	3 減
								役務費	(93 減)
								通信運搬費	71 減

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							手数料 22 減 委託料 (198 減) ・ 児童扶養手当システムデータ抽出業務委託料 198 減	
2 児童 措置費	20,070	10,068			5,002			
	(1,882,447)	国庫支出金						
	(1,902,517)	5,000						
		県支出金						
		15,068			5,002	11 役務費	70 29 障害児施設給付費に要する経費 20,070 増	
						4 手数料	70	
						19 扶助費	20,000	
							役務費 (70 増) 手数料 70 増 扶助費 (20,000 増) ・ 障害児通所給付費 20,000 増	
		68			△68		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
							財源充当の変更	
3 児童 入所費	60,302	26,529			34,466			
	(2,454,458)	国庫支出金						
	(2,514,760)	△693						
		県支出金						
		65,046			44,954	10 需用費	△4 20 民間保育園入所に要する経費 110,000 増	
						1 消耗品費	△4	
						12 委託料	120,000	
						18 負担金, 補助及び交付金	2,424	
							委託料 (110,000 増) ・ 民間保育園児入所委託料 27,000 増 ・ 地域型保育園児入所委託料 8,000 増 ・ 施設給付型幼稚園児入所委託料 20,000 増 ・ 認定こども園2号3号認定児入所委託料 55,000 増	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
3 児童 入所費		3,099			497	19 扶助費	△62,118	22 民間保育園運営に要する経費	3,596 増
		2,700			900			(1) 民間保育園運営に要する経費	3,600 増
								負担金, 補助及び交付金 ・ 保育体制強化事業補助金	(3,600 増) 3,600 増
		399			△403			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	4 減
								需用費 消耗品費	(4 減) 4 減
		4,869			5,131			24 管外保育委託に要する経費	10,000 増
								委託料 ・ 管外公立保育所委託料 ・ 管外私立地域型保育園入所委託料	(10,000 増) 2,500 増 7,500 増
		△590			△586			27 多子世帯保育料軽減事業に要する経費	1,176 減
					負担金, 補助及び交付金 ・ 多子世帯保育料軽減事業補助金	(1,176 減) 1,176 減			
	△46,588			△15,530	28 子育てのための施設等利用給付に要する経費	62,118 減			
					扶助費 ・ 施設等利用給付費	(62,118 減) 62,118 減			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 保育所費	△12,282 (1,288,004) (1,275,722)	15,666	△29,500	△3,212	4,764			
		国庫支出金		繰入金				
		89		△21	△211	10 需用費	△585	20 保育所の管理運営に要する経費 143 減
				△21	△115	1 消耗品費	△9	(1) 保育所の管理運営に要する経費 136 減
						6 修繕料	△576	需用費 (136 減) 修繕料 136 減
						12 委託料	△550	
						14 工事請負費	△11,147	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 7 減
		89			△96			需用費 (7 減) 消耗品費 7 減
		15,578	△29,500	△3,191	4,976			21 保育所の施設整備に要する経費 12,137 減
			△10,700	△3,191	△250			(1) 保育所の施設整備に要する経費 14,141 減
15,578	△18,800		5,226			需用費 (440 減) 修繕料 440 減 工事請負費 (13,701 減) ・吉田・舟山保育所及び東部地域子育て支援センター解体工事 13,701 減		
						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,004 増		
						委託料 (550 減) ・永山保育所トイレ改修工事実施設計業務委託料 62 減		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 保育所費							<ul style="list-style-type: none"> ・白山保育所空調設備改修工事実施設計業務委託料 488 減 工事請負費 (2,554 増) ・トイレ改修工事 6,800 ・永山保育所トイレ改修工事 1,321 減 ・門扉改修工事 1,837 減 ・インターホン設置工事 58 減 ・白山保育所空調設備改修工事 1,030 減 	
		△1			△1		22 子育て支援に要する経費 2 減	
		△1			△1		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2 減	
							需用費 (2 減) 消耗品費 2 減	
5 母子福祉費	△3,581 (13,653) (10,072)	△3,136 国庫支出金			△445			
		△3,136			△445	19 扶助費	△3,581 20 母子家庭等支援事業に要する経費 3,581 減	
		△3,136			△445		(2) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費 3,581 減	
							扶助費 (3,581 減) ・高等職業訓練促進給付金 3,581 減	
項計	62,056 (6,638,286) (6,700,342)	72,497	△29,500	△3,212	22,271			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 扶助費	17,000 (2,066,000) (2,083,000)	12,750 国庫支出金 12,750			4,250	19 扶助費	17,000	20 生活保護に要する経費 17,000 増 扶助費 (17,000 増) ・生活扶助 17,000 増
項 計	17,000 (2,175,068) (2,192,068)	12,750			4,250			
款 計	155,550 (15,964,580) (16,120,130)	140,063	△22,800	△11,038	49,325			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	0 (427,544) (427,544)	502 国庫支出金 502			△502			5 保健衛生事務に要する経費 財源充当の変更
2 予防費	106,488 (582,833) (689,321)	118,701 国庫支出金 119,493		554 寄附金	△12,767			20 予防接種に要する経費 107,808 増
		11,685			△11,685	7 報償費 23,155 10 需用費 26,491 1 消耗品 費 24,473		(1) 予防接種に要する経費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費							財源充当の変更	
		107,808					(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 107,808 増	
							報償費 (23,155 増) ・ 予防接種健康被害調査委員会謝礼 115 ・ 集団接種医療従事者謝礼 23,040 需用費 (26,491 増) 消耗品費 24,473 増 食糧費 1,030 印刷製本費 388 増 医薬材料費 600 役務費 (1,422 増) 通信運搬費 1,339 増 手数料 83 増 委託料 (53,302 増) ・ 新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料 6,211 増 ・ コールセンター業務委託料 10,000 増 ・ ディープフリーザー設置管理委託料 2,606 ・ ワクチン移送委託料 8,085 ・ 接種会場設営委託料 26,400 使用料及び賃借料 (3,174 増) ・ 複合機使用料 1,006 ・ パソコン使用料 2,168 増 備品購入費 (264) ・ ホワイトボード 264	
	△792		554	△1,082		23 感染症予防に要する経費 1,320 減		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
2 予防費		△792		554	△1,082	3 食糧費	1,030	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,320 減
						4 印刷製本費	388	委託料 ・消毒委託料	(1,320 減)
						9 医薬材料費	600		1,320 減
						11 役務費	1,422		
						1 通信運搬費	1,339		
						4 手数料	83		
						12 委託料	51,982		
						13 使用料及び賃借料	3,174		
						17 備品購入費	264		
3 母子衛生費	0 (134,353) (134,353)	6,093			△6,093				5 母子衛生事務に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 財源充当の変更
		6,093			△6,093				
		6,093			△6,093				
4 生活習慣病対策費	0 (43,191) (43,191)	822			△1,149			5 生活習慣病対策事務に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
		327							
		19			△19				
		19			△19				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 生活習慣病対策費							財源充当の変更	
		1,130			△1,130		20 生活習慣病対策検診に要する経費	
		328			△328		(2) 乳がん検診関係経費	
		25			△25		財源充当の変更	
		327			△327		(4) 子宮がん検診関係経費	
		450			△450		財源充当の変更	
							(5) 大腸がん検診関係経費	
5 保健センター費	0	△40			40		財源充当の変更	
	(6,896)	国庫支出金					20 保健センター管理運営に要する経費	
	(6,896)	△40			40		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
		△40			40		財源充当の変更	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 環境衛生費	△90 (48,810) (48,720)			△90 繰入金				
				△90	7 報償費	△20	30 環境基本計画推進に要する経費	90 減
					10 需用費	△30	報償費 (20 減) ・環境講座講師謝礼 20 減 需用費 (30 減) 消耗品費 30 減 使用料及び賃借料 (40 減) ・エコドライブ講習会施設使用料 28 減 ・エコドライブ講習会車両借上料 12 減	
					1 消耗品費	△30		
					13 使用料及び賃借料	△40		
項 計	106,398 (1,256,792) (1,363,190)	126,405		464	△20,471			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	△1,158 (68,067) (66,909)	△446 県支出金			△712				
		△446			△712	18 負担金, 補助及び交付金	△1,158	22 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費	1,158 減
								負担金, 補助及び交付金 (1,158 減) ・合併処理浄化槽設置費補助金 1,158 減	
項 計	△1,158 (788,985) (787,827)	△446			△712				

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 上水道費	135 (1,166) (1,301)				135			
					135	18 負担金, 補助及び交付金	135	20 茨城県南水道企業団児童手当負担金 135 増 負担金, 補助及び交付金 (135 増) ・茨城県南水道企業団児童手当負担金 135 増
項計	135 (1,166) (1,301)				135			
款計	105,375 (2,046,943) (2,152,318)	125,959		464	△21,048			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	△211 (50,923) (50,712)			2 財産収入	△213			
				2	△213	24 積立金	△211	5 農政事務に要する経費 211 減 積立金 (211 減) ・森林環境譲与税基金積立金 211 減
3 農業振興費	△584 (99,175) (98,591)	△720 県支出金			136			
		405			136	18 負担金, 補助及び交付金	△584	20 農業振興に要する経費 541 増 負担金, 補助及び交付金 (541 増)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 農業振興費								<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金 541 増
		△1,125						44 水田農業構造改革対策に要する経費 1,125 減
								<ul style="list-style-type: none"> 負担金, 補助及び交付金 (1,125 減) ・県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 1,125 減
4 農地費	△1,886 (46,703) (44,817)		2,100		△3,986			
			2,100		△3,986	18 負担金, 補助及び交付金	△1,886	20 土地改良事業に要する経費 1,886 減
								<ul style="list-style-type: none"> 負担金, 補助及び交付金 (1,886 減) ・蒲沼樋管連絡排水路(浜田地内)改修工事負担金 1,883 減 ・山王西部地区用排水路改修工事負担金 3 減
項計	△2,681 (255,893) (253,212)	△720	2,100	2	△4,063			
款計	△2,681 (255,893) (253,212)	△720	2,100	2	△4,063			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	△137,633 (1,629,899) (1,492,266)	△117,904 国庫支出金 108,177 県支出金		△78,997 諸収入	△48,909			
---------	--	--------------------------------------	--	----------------	---------	--	--	--

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源		一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債					その他	
2 商工振興費		△13,088		3	4,017	1 報酬	721	20 商工業振興助成に要する経費	9,068 減
						4 共済費	184		
					△1,130	8 旅費	△146	(1) 商工業振興助成に関する経費	1,130 減
						1 費用弁償	△146	負担金, 補助及び交付金	(1,130 減)
						10 需用費	△488	・商店街活性化事業補助金	1,130 減
						1 消耗品費	△337		
		△13,088		3	5,147			(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	7,938 減
						2 燃料費	△8		
						4 印刷製本費	△143	報酬	(1,071 増)
						11 役務費	△1,970	・会計年度任用職員報酬	1,071 増
						1 通信運搬費	△1,910	共済費	(184 増)
						4 手数料	△60	雇用保険料	11 増
						12 委託料	△113,739	厚生年金保険料	103 増
						13 使用料及び賃借料	△466	子ども・子育て拠出金	5 増
						14 工事請負費	△40	健康保険料負担金	65 増
						18 負担金, 補助及び交付金	△21,689	旅費	(46 減)
								費用弁償	46 減
								需用費	(488 減)
								消耗品費	337 減
						燃料費	8 減		
						印刷製本費	143 減		
						役務費	(10 減)		
						通信運搬費	10 減		
						負担金, 補助及び交付金	(8,649 減)		
						・事業継続応援給付金	41,649 減		
						・出前・テイクアウト商品応援補助金	33,000 増		
	△2,890			△645		27 中小企業育成事業に要する経費	3,535 減		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費		△2,890			△645		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	3,535 減
							負担金, 補助及び交付金	(3,535 減)
							・ テイクアウト事業補助金	3,535 減
					△8,375		28 産業振興に要する経費	8,375 減
					△8,375		(1) 産業振興に関する経費	8,375 減
							負担金, 補助及び交付金	(8,375 減)
						・ 産業活動支援施設奨励金	7,775 減	
						・ 産業活動支援雇用促進奨励金	600 減	
	6,251			△79,000	△43,906		33 プレミアム付商品券事業(新型コロナウイルス感染症対応)に要する経費	116,655 減
							報酬	(350 減)
							・ 会計年度任用職員報酬	350 減
							旅費	(100 減)
							費用弁償	100 減
							役務費	(1,960 減)
							通信運搬費	1,900 減
							手数料	60 減
							委託料	(113,739 減)
							・ プレミアム付商品券事業事務従事者派遣委託料	1,415 減
							・ プレミアム付商品券印刷換金業務委託料	107,324 減
							・ プレミアム付商品券販売業務委託料	5,000 減
							使用料及び賃借料	(466 減)
							・ 事務機器使用料	466 減

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 商工振興費							工事請負費 (40 減) ・ 電話配線工事 40 減	
4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費	6,637	5,447		△154	1,344			
	(13,230)	国庫支出金		繰入金				
	(19,867)							
		5,447		△154	1,344	12 委託料	323	20 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する
				△154	△18	14 工事請負費	6,314	経費 6,637 増
							(1) 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 172 減	
		5,447			1,362		委託料 (172 減) ・ 公共下水道接続工事实施設計業務委託料 172 減	
							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,809	
							委託料 (495) ・ トイレ改修工事实施設計業務委託料 495	
							工事請負費 (6,314) ・ トイレ改修工事 6,314	
6 観光費	△1,900				△1,900			
	(17,917)							
	(16,017)							
					△1,900	18 負担金, 補助及び交付金	△1,900	20 観光事業に要する経費 1,900 減
					△1,900			(1) 観光事業に関する経費 1,900 減

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
6 観光費								負担金, 補助及び交付金 (1,900 減) ・市観光協会補助金 1,900 減
項 計	△132,896 (1,824,836) (1,691,940)	△4,280		△79,151	△49,465			
款 計	△132,896 (1,824,836) (1,691,940)	△4,280		△79,151	△49,465			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木 総務費	△1,067 (142,723) (141,656)		1,850		△2,917				
			1,850		△2,917	12 委託料	△1,067	25 道路管理に要する経費	1,067 減
								委託料 ・市道工事に伴う測量設計委託料	(1,067 減) 1,067 減
項 計	△1,067 (142,723) (141,656)		1,850		△2,917				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路 維持費	△14,895 (361,480) (346,585)	△7,371 国庫支出金	9,650	△8,435 繰入金	△8,739				
		△7,371	9,650	△8,435	△8,739	10 需用費	△1,500	20 道路維持補修に要する経費	14,895 減
						6 修繕料	△1,500		
						12 委託料	△16,973	需用費	(1,500 減)

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 道路 維持費						14 工事請負費	3,578	修繕料 1,500 減 委託料 (16,973 減) ・ 橋梁補修工事実施設計委託料 7,590 減 ・ 橋梁点検委託料 9,383 減 工事請負費 (3,578 増) ・ 橋梁補修工事 3,578
3 道路 改良費	△64,716 (237,043) (172,327)	△20,072 国庫支出金	△31,900		△12,744	12 委託料	△17,589	20 道路改良に要する経費 28,223 減
			△18,100		△10,123	14 工事請負費	△45,127	
			△500		△512	21 補償、補填 及び賠償金	△2,000	(31) 戸頭新屋敷 (市道 2 2 4 1 号線他) 1,012 減
			△2,500		△921			委託料 (1,012 減) ・ 市道改良工事に伴う詳細設計委託料 1,012 減
			△1,800		△708			(40) 井野台四丁目 (市道 3 2 7 6 号線他) 3,421 減
								委託料 (3,421 減) ・ 市道改良工事に伴う用地測量委託料 3,421 減
			4,100		△4,100			(42) 米ノ井弁才天 (市道 0 2 0 3 号線) 2,508 減
								委託料 (2,508 減) ・ 市道改良工事に伴う詳細設計委託料 2,508 減
								(46) 上高井三宝グラウンド前 (市道 1 1 2 4 号線)
								財源充当の変更

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 道路改良費			△8,600		△2,034		(57) 片町 (市道5379号線) 10,634 減	
							工事請負費 (10,634 減) ・市道改良工事 10,634 減	
			△8,800		△1,848		(81) 駒場三丁目 (市道1483・1486号線) 10,648 減	
							委託料 (10,648 減) ・市道改良工事に伴う用地測量委託料 10,648 減	
		△20,072	△13,800		△2,621		25 通学路整備に要する経費 36,493 減	
		△7,855	△5,300		△1,126		(12) 山王 (市道4262号線他) 14,281 減	
							工事請負費 (12,281 減) ・市道改良工事 12,281 減 補償, 補填及び賠償金 (2,000 減) ・市道改良工事に伴う電柱移設補償費 2,000 減	
		△9,121	△6,300		△1,163		(20) 野々井 (市道2759号線他) 16,584 減	
							工事請負費 (16,584 減) ・市道改良工事 16,584 減	
	△3,096	△2,200		△332		(26) 駒場四丁目 (市道1493号線) 5,628 減		
						工事請負費 (5,628 減) ・安全対策施設整備工事 5,628 減		

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	△79,611 (737,109) (657,498)	△27,443	△22,250	△8,435	△21,483			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	△7,969 (726,532) (718,563)	2,358 国庫支出金	△3,800	△1,467 繰入金	△5,060				
		2,901			△5,760	12 委託料	△2,859	5 都市計画事務に要する経費	2,859 減
		2,901			△5,760	14 工事請負費	571		
						18 負担金, 補助及び 交付金	△7,181	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,859 減
						21 補償, 補填 及び賠償金	1,500	委託料 ・都市計画図データ整備業務委託料	(2,859 減) 2,859 減
		457			114			7 分庁舎の管理に要する経費	571 増
		457			114			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	571
								工事請負費 ・自動水栓化工事	(571 増) 571
		△1,000			500			25 都市交通政策の推進に要する経費	500 減
					1,500			(1) 都市交通政策の推進に要する経費	1,500 増
								補償, 補填及び賠償金 ・コミュニティバス運行経費補償金	(1,500 増) 1,500 増
		△1,000			△1,000			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,000 減

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費							負担金, 補助及び交付金 (2,000 減) ・ 地域公共交通等支援事業補助金 2,000 減	
			△3,800	△1,467	86		26 交通バリアフリー推進に要する経費 5,181 減	
							負担金, 補助及び交付金 (5,181 減) ・ 公共交通バリアフリー化設備整備費補助金 5,181 減	
3 地籍 調査費	1,046 (1,403) (2,449)	600			446			
		県支出金						
		600			446	10 需用費	57	20 地籍調査事業に要する経費 1,046 増
						1 消耗品費	57	需用費 (57 増)
						11 役務費	76	消耗品費 57 増 役務費 (76 増)
				1 通信運搬費	76	通信運搬費 76 増		
					12 委託料	913	委託料 (913 増) ・ 地籍調査測量委託料 913 増	
5 街路 事業費	3,049 (78,415) (81,464)		△5,100		8,149			
			△5,200		8,249	7 報償費	176	21 都市計画道路 3・4・7号取手東口城根線に要する経費 3,049 増
						12 委託料	1,276	
					16 公有財産購入費	8,732	(1) 3・4・7号(台宿工区) 3,049 増	
		△5,200		8,249	21 補償, 補填及び賠償金	△7,135	報償費 (176) ・ 記念品 176	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
5 街路 事業費							委託料 (1,276) ・登記書類作成業務委託料 1,276 公有財産購入費 (8,732) ・用地代 8,732 補償、補填及び賠償金 (7,135 減) ・電柱移設補償費 8,403 減 ・損失補償費 1,268	
			100		△100		22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する 経費 財源充当の変更	
6 都 市 排 水 費	△4,147		4,700	△4,350	△4,497			
	(190,254)			繰入金				
	(186,107)		2,400	△2,609		12 委 託 料	△3,597	
						14 工 事 請 負 費	△550	
			1,400	△1,741				
			900				△4,497	
			△3,100				△497	
							20 排水路の維持管理に要する経費 209 減 工事請負費 (209 減) ・排水施設改修工事 209 減 21 樋管の維持管理に要する経費 341 減 工事請負費 (341 減) ・排水施設改修工事 341 減 27 都市排水整備に要する経費 3,597 減 (20) 稲雨水幹線 3,597 減	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
8 公園 緑地費				△46	9		委託料 (44 減) ・ 取手駅西口緑地花壇管理委託料 44 減	
							25 緑化推進に要する経費 37 減	
							需用費 (37 減) 消耗品費 37 減	
	3,752	6,400	△2,754	1,874			27 公園維持管理に要する経費 9,272 増	
							工事請負費 (9,272 増) ・ 公園改修工事 231 減 ・ 都市公園長寿命化対策工事 9,503 増	
				△54	△34		33 水辺利用推進に要する経費 88 減	
					△476		委託料 (88 減) ・ 看板作成委託料 88 減	
						35 舟運交流推進に要する経費 476 減		
						旅費 (135 減) 普通旅費 135 減 委託料 (241 減) ・ 舟運交流推進事業委託料 241 減 負担金, 補助及び交付金 (100 減) ・ 全国川サミット連絡協議会負担金 100 減		

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
9 西口都市 整備 事業費	△18,770 (580,846) (562,076)				△18,770			
					△18,770	27 繰出金	△18,770	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 18,770 減
								繰出金 (18,770 減) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 18,770 減
項計	△19,477 (3,497,691) (3,478,214)	6,710	2,200	△10,032	△18,355			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	△7,761 (129,235) (121,474)	△4,438 国庫支出金	△3,200		△123			
		△4,438	△3,200		△123	12 委託料	△2,433	20 市営住宅管理に要する経費 7,761 減
						14 工事請負費	△5,328	委託料 (2,433 減) ・市営住宅改修工事設計委託料 2,433 減 工事請負費 (5,328 減) ・市営住宅改修工事 5,328 減
項計	△7,761 (129,235) (121,474)	△4,438	△3,200		△123			
款計	△107,916 (4,506,758) (4,398,842)	△25,171	△21,400	△18,467	△42,878			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
1 常備 消防費	△9,157 (1,758,912) (1,749,755)		7,600	△9,712 繰入金	△7,045				
			7,800	△9,712		12 委託料	△412	22 消防庁舎の管理運営に要する経費	1,912 減
						14 工事請負費	△1,500	委託料 ・吉田消防署改修工事实施設計業務委託料 ・柵木消防署大規模改造工事監理業務委託料 工事請負費 ・柵木消防署大規模改造工事	(412 減) 222 減 190 減 (1,500 減) 1,500 減
			△200		△7,045	18 負担金, 補助及び 交付金	△7,245		34 いばらき消防指令センターに要する経費
						負担金, 補助及び交付金 ・茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 負担金	(7,245 減) 7,245 減		
2 救急 業務費	0 (19,729) (19,729)	1,406			△1,406				
		国庫支出金							
		1,406			△1,406			5 救急業務に要する経費	
		1,406			△1,406			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
						財源充当の変更			
3 非常備 消防費	△1,549 (104,518) (102,969)		△1,400	△151 繰入金	2				
			△1,400	△151	2	14 工事請負費	△2	21 消防団の運営に要する経費	1,549 減

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 非常備 消防費						17 備品購入費	△1,547	工事請負費 (2減) ・消防団車庫改修工事 2減 備品購入費 (1,547減) ・小型動力ポンプ付積載車 1,192減 ・消防ポンプ自動車 355減
4 消防 施設費	△116 (29,672) (29,556)		△100	△17	1			
			△100	△17	1	17 備品購入費	△116	22 消防施設の整備に要する経費 116減 備品購入費 (116減) ・消防ポンプ自動車 116減
項計	△10,822 (1,912,831) (1,902,009)	1,406	6,100	△9,880	△8,448			
款計	△10,822 (1,912,831) (1,902,009)	1,406	6,100	△9,880	△8,448			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	△1,750 (612,634) (610,884)	2,143	2,610		△6,503			
		国庫支出金						
		2,381	2,610		△6,361	11 役務費	△46	23 教育情報機器整備に要する経費 1,370減
					1 通信運搬費	△46	役務費 (46減)	
					12 委託料	△529	通信運搬費 46減 委託料 (529減)	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明				
		特定財源			区分	金額					
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源			
2 事務局費						13 使用料及び賃借料	△795	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用ネットワーク構築業務委託料 100 減 ・教育用パソコン設定業務委託料 429 減 使用料及び賃借料 (795 減) <ul style="list-style-type: none"> ・教育用パソコンソフト使用料 795 減 			
						17 備品購入費	△380				
		△238							31 いじめ防止対策に要する経費 380 減		
		△238							(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 380 減		
4 教育研究 指導費	△8,483 (207,697) (199,214)	△8,026 国庫支出金									
				△6,990					18 負担金, 補助及び交付金	△1,493	5 教育振興に要する経費 8,483 減
				△6,990						△1,493	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 8,483 減
											負担金, 補助及び交付金 (8,483 減)
											・修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金 8,483 減
				△1,036							23 教育総合支援センターに要する経費
	△1,036							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費			
								財源充当の変更			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	△10,233 (838,979) (828,746)	△5,883	2,610		△6,960			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校 管理費	14,800 (372,885) (387,685)	18,158			△3,358			
		国庫支出金						
		1,748			△1,748	10 需用費	14,800	20 小学校管理に要する経費
		1,748			△1,748	1 消耗品費	14,800	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
		16,410			△1,610			財源充当の変更
		16,410			△1,610			22 小学校保健衛生に要する経費 14,800 増
2 教育 振興費	△14,785 (495,192) (480,407)	12,796			△27,581			
		国庫支出金						
		109			△109	17 備品購入費	△14,631	20 小学校教育振興に要する経費
		109			△109	18 負担金, 補助及び交付金	△154	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
								需用費 (14,800 増) 消耗品費 14,800 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 教育振興費		11,401			△26,032			22 小学校コンピュータ整備に要する経費 14,631 減
								備品購入費 (14,631 減) ・タブレット型コンピュータ 7,885 減 ・デジタルテレビ 6,746 減
		1,286			△1,440			23 要保護・準要保護児童就学奨励費 154 減
		1,286			△1,440			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 154 減
								負担金, 補助及び交付金 (154 減) ・要保護及び準要保護児童昼食費補助金 154 減
3 学校建設費	713,623 (280,139) (993,762)	186,896 国庫支出金	549,050	△28,706 繰入金	6,383			
		1,393	△58,450	△28,032	1,185	12 委託料	△78,277	21 小学校施設整備に要する経費 83,904 減
		△3,327	△58,450	△28,032	5	14 工事請負費	791,900	(1) 小学校施設整備に要する経費 89,804 減
		4,720			1,180			委託料 (89,804 減) ・校内LAN構築業務委託料 89,804 減
								(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,900
		185,503	607,500	△674	5,198			22 小学校建設事業に要する経費 797,527 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 学校 建設費		6,451	88,700	△120	49		(13) 高井小学校 95,080 増	
							委託料 (920 減) ・ 小学校内部改修工事実施設計業務委託料 920 減 工事請負費 (96,000) ・ 校舎内部改修工事 96,000	
		140,262	419,300	△554	239		(16) 藤代小学校 559,247 増	
							委託料 (9,247 増) ・ 電波障害事前調査委託料 9 減 ・ 校舎大規模改造工事監理業務委託料 12,200 ・ 校舎大規模改造工事実施設計業務委託料 2,944 減 工事請負費 (550,000) ・ 校舎大規模改造工事 550,000	
		38,790	99,500		4,910		(20) 新型コロナウイルス感染症対策経費 143,200 増	
4 学校 給食費	△960 (338,704) (337,744)	△295 国庫支出金			△665			
		473			△473	10 需用費	△960 20 給食運営に要する経費	
		473			△473	6 修繕料	△960 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費							財源充当の変更	
		△768			△192		21 給食施設整備に要する経費 960 減	
		△768			△192		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 960 減	
							需用費 (960 減) 修繕料 960 減	
項 計	712,678 (1,486,920) (2,199,598)	217,555	549,050	△28,706	△25,221			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	7,200 (159,511) (166,711)	7,008 国庫支出金			192			
		△918			918	10 需用費	7,200	20 中学校管理に要する経費
		△918			918	1 消耗品費	7,200	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
		7,926			△726			22 中学校保健衛生に要する経費 7,200 増
		7,926			△726			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 7,200 増
								需用費 (7,200 増) 消耗品費 7,200 増

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 学校建設費								・校内LAN構築業務委託料 31,747 減
		800			200			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,000
								工事請負費 (1,000) ・自動水栓化工事 1,000
		23,371	72,700		229			21 中学校建設事業に要する経費 96,300
		23,371	72,700		229			(8) 新型コロナウイルス感染症対策経費 96,300
4 学校給食費	△553 (176,299)	△220 国庫支出金			△333			
	(175,746)	224			△224	10 需用費	△553	20 給食運営に要する経費
		224			△224	6 修繕料	△553	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
		△444			△109			21 給食施設整備に要する経費 553 減
		△444			△109			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 553 減
							需用費 (553 減)	

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費								修繕料 553 減
項 計	66,552 (726,343) (792,895)	39,466	51,840	△11,541	△13,213			

(款) 9 教育費 (項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	50,985 (45,151) (96,136)	14,037 国庫支出金	36,900	△75 繰入金	123				
		14,037	36,900	△75	123	12 委託料	1,100	20 幼稚園管理に要する経費	50,985 増
						14 工事請負費	50,000		
						17 備品購入費	△115	委託料 ・大規模改造工事監理業務委託料	(1,100)
								工事請負費 ・大規模改造工事	(50,000)
								備品購入費 ・藤代幼稚園備品	(115 減) 115 減
項 計	50,985 (45,151) (96,136)	14,037	36,900	△75	123				

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	△3,188 (785,305) (782,117)	41,129 国庫支出金 △25,522 県支出金	△10,300	△5,239 繰入金	△3,256				
		△299			△1,515	7 報償費	△1,260	22 生涯学習推進に要する経費	1,814 減
						12 委託料	14,908		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育 総務費				△1,260	14 工事請負費	△15,891	(1) 生涯学習推進に要する経費	1,260 減	
					17 備品購入費	△554	報償費 ・ 市民大学講座講師謝礼	(1,260 減) 1,260 減	
					18 負担金, 補助及び 交付金	△391		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	554 減
		△299			△255			備品購入費 ・ A I サーマルカメラ	(554 減) 554 減
					△391		28 市民芸術活動の推進に要する経費	391 減	
							負担金, 補助及び交付金 ・ よいなかまの会補助金 ・ 国際音楽の日コンサート補助金	(391 減) 191 減 200 減	
		48			△48		29 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費		
		48			△48		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		
							財源充当の変更		
		13,130			1,870		33 アートのあるまちづくり推進に要する経費	15,000 増	
	13,130			1,870		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	15,000 増		
						委託料 ・ 芸術家パートナーシップ事業委託料 ・ 創作活動拠点オンライン公開事業委託料	(15,000 増) 8,000 増 7,000 増		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明		
		特定財源			一般財源	区分	金額			
		国庫支出金	地方債	その他						
1 社会教育 総務費		2,728	△10,300	△5,239	△3,172			38 放課後児童対策事業に要する経費 15,983 減		
								委託料 (92 減) ・高井小放課後子どもクラブ室新築工事監理 業務委託料 92 減 工事請負費 (15,891 減) ・高井小放課後子どもクラブ室新築工事 15,891 減		
		3,172			△3,172			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		
								財源充当の変更		
2 公民館費	△395	7,304	△7,900	△274	475	12 委 託 料	△395	5 公民館事務に要する経費		
	(116,315)	国庫支出金		繰入金						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
	(115,920)	37			△37					財源充当の変更
		37			△37					23 公民館施設整備に要する経費 395 減
		7,267	△7,900	△274	512					(1) 公民館施設整備に要する経費 307 減
				△274	△33					委託料 (307 減) ・白山公民館公共下水道接続工事実施設計業務 委託料 307 減
	7,267	△7,900		545			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 88 減			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 公民館費								委託料 (88 減) ・ 公民館トイレ改修工事実施設計業務委託料 88 減
3 図書館費	1,159	4,608	△2,300	△539	△610			
	(171,587)	国庫支出金		繰入金				
	(172,746)	771	△2,300	△539	193	13 使用料及び賃借料	3,740	20 図書館管理運営に要する経費 1,875 減
			△2,300	△539		14 工事請負費	△1,875	(1) 図書館管理運営に要する経費 2,839 減
						17 備品購入費	△706	工事請負費 (2,839 減) ・ 取手図書館空調設備改修工事 2,839 減
		771			193			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 964
		3,837			△803			工事請負費 (964) ・ 自動水栓化工事 964
	3,837			△803			21 図書館活動に要する経費 3,034 増	
								(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,034 増
								使用料及び賃借料 (3,740 増) ・ 電子図書館システム使用料 3,740 増 備品購入費 (706 減) ・ 図書消毒機 706 減
4 文化財保護費	2,493	2,298	11,600	△11,915	510			
(65,069)	国庫支出金		繰入金					
(67,562)								

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
4 文化財 保護費		298			10	14 工事請負費	2,493	21 旧取手宿本陣管理運営に要する経費	308 増
		298			10			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	308
								工事請負費 ・トイレ改修工事	(308) 308
		2,000	11,600	△11,915	500			23 埋蔵文化財センター管理運営に要する経費	2,185 増
			11,600	△11,915				(1) 埋蔵文化財センター管理運営に要する経費	315 減
								工事請負費 ・埋蔵文化財センター改修工事	(315 減) 315 減
		2,000			500			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,500
				工事請負費 ・トイレ改修工事	(2,500) 2,500				
項 計	69 (1,138,276) (1,138,345)	29,817	△8,900	△17,967	△2,881				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	0 (59,376) (59,376)	△455			455			21 学校施設開放に要する経費	
		国庫支出金							
		△455			455				
		△455			455			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費							財源充当の変更		
2 体 育 施 設 費	1,298 (199,243) (200,541)	1,037			261	14 工事請負費	1,298	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する 経費	
		△1			1			(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
		△1			1			財源充当の変更	
		714			179			22 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費	893 増
		714			179			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	893
								工事請負費 (893) ・自動水栓化工事 893	
		120			30			23 藤代武道場管理運営に要する経費	150 増
		120			30			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	150
								工事請負費 (150) ・自動水栓化工事 150	
		204			51			24 社会体育施設管理に要する経費	255 増
204			51	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	255				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
2 体育施設費								工事請負費 (255) ・自動水栓化工事 255	
3 学校給食センター費	60,000	19,938	40,500		△438	14 工事請負費	60,000	20 給食センター運営に要する経費	
	(281,814)	国庫支出金							
	(341,814)	493			△493				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
		493			△493				財源充当の変更
		19,445	40,500		55				21 給食センター施設整備に要する経費 60,000 増
項計	61,298 (540,433) (601,731)	20,520	40,500		278			工事請負費 (60,000) ・調理場空調機改修工事 60,000	
款計	881,349 (4,776,102) (5,657,451)	315,512	672,000	△58,289	△47,874				

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

1 土地開発基金費	51			51		27 繰出金	51	20 土地開発基金繰出金
	(26) (77)			財産収入				

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 土地開発基金費								繰出金 (51 増) ・土地開発基金繰出金 51 増
項計	51 (26) (77)			51				
款計	51 (26) (77)			51				
歳出合計	944,088 (52,596,542) (53,540,630)	556,496	689,400	△171,915	△129,893			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(899) 730	951, 279	2, 879, 348	2, 721, 859	6, 552, 486	1, 102, 284	7, 654, 770	
補 正 後	(900) 730	951, 447	2, 879, 348	2, 704, 909	6, 535, 704	1, 102, 353	7, 638, 057	
比 較	(1)	168		△ 16, 950	△ 16, 782	69	△ 16, 713	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	77, 530	53, 540	42, 610	113, 300	9, 656	195, 155	38, 000
	補 正 後	77, 530	53, 540	42, 610	113, 300	9, 656	179, 309	38, 000
	比 較						△ 15, 846	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	736, 035	526, 140	566, 500	308, 944	40, 673	11, 847	1, 929
	補 正 後	736, 035	526, 140	566, 500	308, 944	40, 324	11, 847	1, 174
	比 較					△ 349		△ 755

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(86) 730		2,879,348	2,698,251	5,577,599	1,017,302	6,594,901	
補 正 後	(86) 730		2,879,348	2,681,301	5,560,649	1,017,302	6,577,951	
比 較				△ 16,950	△ 16,950		△ 16,950	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	77,530	53,540	42,610	113,300	9,656	195,155	38,000
	補 正 後	77,530	53,540	42,610	113,300	9,656	179,309	38,000
	比 較						△ 15,846	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	712,427	526,140	566,500	308,944	40,673	11,847	1,929
	補 正 後	712,427	526,140	566,500	308,944	40,324	11,847	1,174
	比 較					△ 349		△ 755

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(813)	951,279		23,608	974,887	84,982	1,059,869	
補 正 後	(814)	951,447		23,608	975,055	85,051	1,060,106	
比 較	(1)	168			168	69	237	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	23,608						
	補 正 後	23,608						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	△ 16,950	制度改正に伴う増減分	0	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童 千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円
		その他の増減分	△ 16,950	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童 千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円 △ 349 △ 15,846 △ 755

継続費についての前々年度末までの支出額，前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末 までの 支 出 額	前 年 度 末 までの 支出見込額	当 該 年 度 支出予定額	当 該 年 度 末 までの 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率(%)
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2 総務費	1 総務管理費	非常用発電設備改修事業	R元	18,040		18,000		40		18,040		18,040		10.1
			R2	160,270		160,200		70			160,270	160,270		89.9
			計	178,310		178,200		110		18,040	160,270	178,310		100.0
9 教育費	5 社会教育費	取手図書館空調設備改修事業	R元	45,215		45,200	15			45,215		45,215		84.2
			R2	8,465		8,400	65				8,465	8,465		15.8
			計	53,680		53,600	80			45,215	8,465	53,680		100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	17,143,940	19,330,263	2,975,100	1,778,237	20,527,126
(1) 議会債	840				
(2) 総務債	170,532	161,594	55,500	14,438	202,656
(3) 民生債	277,422	262,400	27,700	20,574	269,526
(4) 衛生債	10,160	8,890		1,270	7,620
(5) 農林水産業債	245,683	221,801	16,400	35,089	203,112
(6) 商工債	45,764	42,054		3,782	38,272
(7) 土木債	2,238,612	2,028,252	239,000	323,407	1,943,845
(8) 消防債	501,000	514,328	49,700	57,672	506,356
(9) 教育債	1,576,985	2,529,806	377,000	184,727	2,722,079
(10) 地域再生事業債	49,580	25,070		17,130	7,940
(11) 合併特例債	11,277,937	12,360,465	1,225,300	997,711	12,588,054
(12) 行政改革等推進債(地域再生分)	36,824	29,758		7,066	22,692
(13) 災害復旧債	17,460	27,820		2,684	25,136
(14) 緊急防災・減災事業債	496,267	931,866	203,400	96,648	1,038,618
(15) 全国防災事業債	92,274	88,099		4,179	83,920
(16) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債			781,100		781,100
(17) 公共施設等除却債	106,600	98,060		11,860	86,200
2. 減税補てん債	621,143	485,313		121,537	363,776
3. 臨時財政対策債	22,642,383	22,522,831	1,486,517	1,600,837	22,408,511
4. 減収補てん債	1,911,420	2,124,367	201,900	312,590	2,013,677
5. 調整債		127,700	64,100		191,800
6. 退職手当債	203,660	169,720		33,940	135,780
7. 災害援護資金貸付債	19,926	17,303		3,048	14,255
合 計	42,542,472	44,777,497	4,727,617	3,850,189	45,654,925

議案第18号

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,287,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国 庫 支 出 金		159,423	211,937	371,360
	1 国 庫 補 助 金	159,423	211,937	371,360
4 繰 入 金		580,846	△18,770	562,076
	1 他 会 計 繰 入 金	580,846	△18,770	562,076
6 諸 収 入		10	2,860	2,870
	2 雑 入		2,860	2,860
7 市 債		120,500	186,500	307,000
	1 市 債	120,500	186,500	307,000
歳 入 合 計		904,937	382,527	1,287,464

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 費		548,159	382,527	930,686
	3 事 業 費	450,633	382,527	833,160
歳 出 合 計		904,937	382,527	1,287,464

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 事 業 費	取手駅北土地地区画整理事業	6 3 4, 8 6 2

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減 収 補 て ん 債	26,200	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 区 画 債 整 理 事 業	120,500	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	280,800	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	159,423	211,937	371,360
4 繰入金	580,846	△18,770	562,076
6 諸収入	10	2,860	2,870
7 市債	120,500	186,500	307,000
歳入合計	904,937	382,527	1,287,464

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	548,159	382,527	930,686	211,937	186,500	△15,910	
歳出合計	904,937	382,527	1,287,464	211,937	186,500	△15,910	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国庫補助金	159,423	211,937	371,360	1 土地区画整理事業補助金	211,937	・防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 211,937 増
計	159,423	211,937	371,360			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	580,846	△18,770	562,076	1 一般会計繰入金	△18,770	・一般会計繰入金 18,770 減
計	580,846	△18,770	562,076			

(款) 6 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	0	2,860	2,860	1 雑入	2,860	・下水道設備更新負担金 2,860
計	0	2,860	2,860			

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 土木債	120,500	160,300	280,800	1 都市計画事業債	160,300	・取手駅北土地区画整理事業債 160,500 増 ・地方道路等整備事業債 200 減
2 減収補てん債	0	26,200	26,200	1 減収補てん債	26,200	・減収補てん債 26,200
計	120,500	186,500	307,000			

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事業費	382,527 (450,633) (833,160)	211,937 国庫支出金 211,937	186,500 186,500	△18,770 繰入金 2,860 諸収入 △15,910				
					12 委託料	△209	75 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 382,527 増	
					14 工事請負費	393,840		
					21 補償, 補填 及び賠償金	△11,104	委託料 (209 減) ・都市計画道路 3・3・1 号道路実施設計業務 委託料 209 減 工事請負費 (393,840 増) ・A 街区造成工事 118,777 減 ・駅前交通広場整備工事 294,355 増 ・都市計画道路 3・3・1 号付帯工事 1,738 減 ・都市計画道路 3・5・39 号道路擁壁工事 220,000 補償, 補填及び賠償金 (11,104 減) ・建物移転補償費 11,104 減	
項 計	382,527 (450,633) (833,160)	211,937	186,500	△15,910				
款 計	382,527 (548,159) (930,686)	211,937	186,500	△15,910				
歳出合計	382,527 (904,937) (1,287,464)	211,937	186,500	△15,910				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
	現在高	現在高見込額	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	1,638,036	2,287,013	861,000	93,957	3,054,056
地方特定道路整備事業債	661,955	578,088		77,908	500,180
地方道路整備事業債	57,237	53,051		4,202	48,849
街路整備事業債	10,553	9,773		780	8,993
地域再生事業債	12,780	7,570		4,550	3,020
合併特例債	2,124,260	2,033,522		94,471	1,939,051
行政改革等推進債（地域再生分）	5,196	4,242		954	3,288
減収補てん債	18,679	75,353	60,700	1,670	134,383
まちづくり総合支援事業債	139,552	102,283		37,820	64,463
合 計	4,668,248	5,150,895	921,700	316,312	5,756,283

議案第19号

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,140,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,217,084	△8,285	2,208,799
	1 国民健康保険税	2,217,084	△8,285	2,208,799
3 国庫支出金		750	5,133	5,883
	1 国庫補助金	750	5,133	5,883
4 県支出金		7,097,408	1,776	7,099,184
	1 県負担金	24,854	△2,202	22,652
	2 県補助金	7,072,554	3,978	7,076,532
5 財産収入		230	335	565
	1 財産運用収入	230	335	565
6 繰入金		760,840	16,246	777,086
	1 他会計繰入金	760,839	16,246	777,085
歳入合計		11,125,369	15,205	11,140,574

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		7,365,083	17,000	7,382,083
	1 療 養 諸 費	6,460,603		6,460,603
	2 高 額 療 養 費	853,460	17,000	870,460
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		2,188,184		2,188,184
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金	2,188,184		2,188,184
5 保 健 事 業 費		221,056	△1,727	219,329
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	110,988	△1,727	109,261
	2 保 健 事 業 費	110,068		110,068
6 基 金 積 立 金		1,019,884	△68	1,019,816
	1 基 金 積 立 金	1,019,884	△68	1,019,816
歳 出 合 計		11,125,369	15,205	11,140,574

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	2,217,084	△8,285	2,208,799
3 国庫支出金	750	5,133	5,883
4 県支出金	7,097,408	1,776	7,099,184
5 財産収入	230	335	565
6 繰入金	760,840	16,246	777,086
歳入合計	11,125,369	15,205	11,140,574

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,365,083	17,000	7,382,083	38			16,962
3 国民健康保険事業費納付金	2,188,184		2,188,184	8,408		16,246	△24,654
5 保健事業費	221,056	△1,727	219,329	△3,657			1,930
6 基金積立金	1,019,884	△68	1,019,816			335	△403
歳出合計	11,125,369	15,205	11,140,574	4,789		16,581	△6,165

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	2,214,481	△8,285	2,206,196	1 医療給付費分 現年課税分	△6,120	・国民健康保険税 6,120 減
				2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△1,427	・国民健康保険税 1,427 減
				3 介護納付金分 現年課税分	△738	・国民健康保険税 738 減
計	2,217,084	△8,285	2,208,799			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時 特例補助金	1	5,133	5,134	1 災害臨時 特例補助金	5,133	・災害臨時特例補助金 164 増 ・災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス 感染症対応分） 4,969
計	750	5,133	5,883			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

1 特定健康診査等 負担金	24,854	△2,202	22,652	1 特定健康診査等 負担金	△2,202	・特定健康診査等負担金 4,322 減 ・特定健康診査等負担金（過年度） 2,120
計	24,854	△2,202	22,652			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

1 保険給付費等 交付金	7,072,554	3,313	7,075,867	2 特別交付金	3,313	・特別調整交付金分（市町村） 3,313 増
2 保健事業費補助金	0	665	665	1 特定健康診査等 事業費補助金	441	・健康増進事業費補助金 441
				2 保健事業費補助金	224	・がん予防・検診促進事業費補助金 224
計	7,072,554	3,978	7,076,532			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	230	335	565	1 利子及び配当金	335	・財政調整基金利子 335 増
計	230	335	565			

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	760,839	16,246	777,085	1 保険基盤安定繰入金	14,800	・ 保険基盤安定繰入金 14,800 増
				4 その他一般会計繰入金	1,446	・ 国民健康保険財政安定化支援金 1,446 増
計	760,839	16,246	777,085			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 被保険者 療 養 給 付 費	0 (6,372,000) (6,372,000)	38 国庫支出金			△38			
		38			△38		75 一般被保険者療養給付費	
							財源充当の変更	
項 計	0 (6,460,603) (6,460,603)	38			△38			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一 般 被保険者 高 額 療 養 費	17,000 (852,000) (869,000)				17,000		
					17,000	18 負担金, 補助及び 交付金	75 一般被保険者高額療養費 17,000 増
							負担金, 補助及び交付金 ・高額療養費 (17,000 増) 17,000 増
項 計	17,000 (853,460) (870,460)				17,000		
款 計	17,000 (7,365,083) (7,382,083)	38			16,962		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 医療 給付費分	0 (1,313,212) (1,313,212)	3,795 国庫支出金 2,448 県支出金 6,243		16,246 繰入金 16,246	△22,489 △22,489		75 一般被保険者医療給付費分 財源充当の変更	
2 後期 高齢者 支援金分	0 (653,634) (653,634)	855 国庫支出金 570 県支出金 1,425			△1,425 △1,425		75 一般被保険者後期高齢者支援金分 財源充当の変更	
3 介護 納付金分	0 (221,338) (221,338)	445 国庫支出金 295 県支出金 740			△740 △740		75 介護納付金分 財源充当の変更	
項 計	0 (2,188,184) (2,188,184)	8,408		16,246	△24,654			
款 計	0 (2,188,184) (2,188,184)	8,408		16,246	△24,654			

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 特定健康 診査等 事業費	△1,727 (110,988) (109,261)	△3,881 県支出金 △3,881			2,154	12 委託料	△1,727	77 特定健康診査等事業に要する経費 委託料 ・ 特定健康診査未受診者対策業務委託料	1,727 減 (1,727 減) 1,727 減
項 計	△1,727 (110,988) (109,261)	△3,881			2,154				

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

2 疾病 予防費	0 (107,637) (107,637)	224 県支出金 224			△224			75 疾病の予防に要する経費 財源充当の変更	
項 計	0 (110,068) (110,068)	224			△224				
款 計	△1,727 (221,056) (219,329)	△3,657			1,930				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 財政調整 基金 積立金	△68 (1,019,884) (1,019,816)			335 財産収入 335	△403 △403	24 積立金	△68	75 財政調整基金積立金	68 減
								積立金 ・ 財政調整基金積立金	(68 減) 68 減
項計	△68 (1,019,884) (1,019,816)			335	△403				
款計	△68 (1,019,884) (1,019,816)			335	△403				
歳出合計	15,205 (11,125,369) (11,140,574)	4,789		16,581	△6,165				

議案第20号

令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,133,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,567,896	33,804	1,601,700
	1 一般会計繰入金	1,567,896	33,804	1,601,700
歳入合計		3,099,785	33,804	3,133,589

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,863,179	33,804	2,896,983
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,863,179	33,804	2,896,983
歳出合計		3,099,785	33,804	3,133,589

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,567,896	33,804	1,601,700
歳入合計	3,099,785	33,804	3,133,589

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,863,179	33,804	2,896,983			33,804	
歳出合計	3,099,785	33,804	3,133,589			33,804	

2 歳 入
 (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	1,359,040	33,804	1,392,844	1 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	33,804	・ 低所得者軽減分繰入金 33,992 増 ・ 被扶養者軽減分繰入金 188 減
計	1,567,896	33,804	1,601,700			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後 期 高 齢 者 医 療 広域連合 納 付 金	33,804 (2,863,179) (2,896,983)			33,804 繰入金				
				33,804	18 負担金, 補助及び 交付金	33,804	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 33,804 増	
							負担金, 補助及び交付金 ・ 保険料納付金 (33,804 増) 33,804 増	
項 計	33,804 (2,863,179) (2,896,983)			33,804				
款 計	33,804 (2,863,179) (2,896,983)			33,804				
歳出合計	33,804 (3,099,785) (3,133,589)			33,804				

議案第 2 1 号

令和 2 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4, 2 3 0 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 0 7, 8 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,992,177	△12,909	1,979,268
	1 介護保険料	1,992,177	△12,909	1,979,268
3 国庫支出金		1,661,890	30,012	1,691,902
	1 国庫負担金	1,398,294	5,265	1,403,559
	2 国庫補助金	263,596	24,747	288,343
4 支払基金交付金		2,181,138	9,207	2,190,345
	1 支払基金交付金	2,181,138	9,207	2,190,345
5 県支出金		1,206,783	5,818	1,212,601
	1 県負担金	1,144,559	5,818	1,150,377
6 財産収入		54	130	184
	1 財産運用収入	54	130	184
7 繰入金		1,323,323	1,972	1,325,295
	1 一般会計繰入金	1,312,059	4,263	1,316,322
	2 基金繰入金	11,264	△2,291	8,973
歳入	合計	8,573,644	34,230	8,607,874

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		224,335	130	224,465
	1 総務管理費	123,200	130	123,330
2 保険給付費		7,824,169	34,100	7,858,269
	1 介護サービス等諸費	7,159,542	30,000	7,189,542
	4 高額介護サービス等費	203,728	3,000	206,728
	6 特定入所者介護サービス等費	257,169	1,100	258,269
3 地域支援事業費		396,894		396,894
	1 介護予防生活支援サービス事業費	177,059		177,059
	3 包括的支援事業費・任意事業費	197,918		197,918
歳 出 合 計		8,573,644	34,230	8,607,874

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	1,992,177	△12,909	1,979,268
3 国庫支出金	1,661,890	30,012	1,691,902
4 支払基金交付金	2,181,138	9,207	2,190,345
5 県支出金	1,206,783	5,818	1,212,601
6 財産収入	54	130	184
7 繰入金	1,323,323	1,972	1,325,295
歳入合計	8,573,644	34,230	8,607,874

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	224,335	130	224,465			130	
2 保険給付費	7,824,169	34,100	7,858,269	13,551		20,549	
3 地域支援事業費	396,894		396,894	22,279		△22,279	
歳出合計	8,573,644	34,230	8,607,874	35,830		△1,600	

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,992,177	△12,909	1,979,268	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	△27,815	・ 特別徴収分 27,815 減
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	14,906	・ 普通徴収分 14,906 増
計	1,992,177	△12,909	1,979,268			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	1,398,294	5,265	1,403,559	1 現 年 度 分	5,265	・ 介護給付費負担金 5,265 増
計	1,398,294	5,265	1,403,559			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 財政調整交付金	129,481	888	130,369	1 現 年 度 分	888	・ 特別調整交付金 888
4 保険者機能強化 推 進 交 付 金	19,055	3,469	22,524	1 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	3,469	・ 保険者機能強化推進交付金 3,469 増
5 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	0	63	63	1 現 年 度 分	63	・ 災害臨時特例補助金 63
6 災 害 等 臨 時 特 例 補 助 金	0	1,517	1,517	1 現 年 度 分	1,517	・ 災害等臨時特例補助金 1,517
7 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	0	18,810	18,810	1 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	18,810	・ 介護保険保険者努力支援交付金 18,810
計	263,596	24,747	288,343			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,127,771	9,207	2,136,978	1 現 年 度 分	9,207	・ 第2号被保険者保険料 9,207 増
計	2,181,138	9,207	2,190,345			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,144,559	5,818	1,150,377	1 現 年 度 分	5,818	・ 介護給付費負担金 5,818 増
計	1,144,559	5,818	1,150,377			

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	54	130	184	1 利子及び配当金	130	・介護給付費準備基金利子 130 増
計	54	130	184			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	978,021	4,263	982,284	1 現年度分	4,263	・介護給付費繰入金 4,263 増
計	1,312,059	4,263	1,316,322			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	11,264	△2,291	8,973	1 介護給付費準備基金繰入金	△2,291	・介護給付費準備基金繰入金 2,291 減
計	11,264	△2,291	8,973			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	130 (123,200) (123,330)			130 財産収入		24 積立金	130	70 介護保険事務に要する経費 130 増
				130				積立金 (130 増) ・介護給付費準備基金積立金 130 増
項 計	130 (123,200) (123,330)			130				
款 計	130 (224,335) (224,465)			130				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

3 施設介護サービス給付費	30,000 (3,073,759) (3,103,759)	6,968 国庫支出金 5,250 県支出金		1,459 繰入金 8,100 諸収入 8,223 保険料		18 負担金, 補助及び交付金	30,000	75 施設介護サービス給付費に要する経費 30,000 増
		12,218		17,782				負担金, 補助及び交付金 (30,000 増) ・施設介護サービス給付費 30,000 増
項 計	30,000 (7,159,542) (7,189,542)	12,218		17,782				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 高額介護サービス費	3,000 (203,579) (206,579)	600 国庫支出金 375 県支出金 975		375 繰入金 810 諸収入 840 保険料 2,025		18 負担金, 補助及び交付金	3,000	75 高額介護サービス費に要する経費 3,000 増
項計	3,000 (203,728) (206,728)	975		2,025				負担金, 補助及び交付金 ・高額介護サービス費 (3,000 増) 3,000 増

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス費	1,100 (257,028) (258,128)	165 国庫支出金 193 県支出金 358		138 繰入金 297 諸収入 307 保険料 742		18 負担金, 補助及び交付金	1,100	75 特定入所者介護サービス費に要する経費 1,100 増
項計	1,100 (257,169) (258,269)	358		742				負担金, 補助及び交付金 ・特定入所者介護サービス費 (1,100 増) 1,100 増

(款) 2 保険給付費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
款計	34,100 (7,824,169) (7,858,269)	13,551		20,549				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防 ・生活 支援 サービス 事業費	0 (156,092) (156,092)	△245 国庫支出金		245 保険料				
		△245		245			75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (177,059) (177,059)	△245		245				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	0 (156,452) (156,452)	22,524 国庫支出金		△22,524 保険料				
		22,524		△22,524			76 地域包括支援センターに要する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (197,918) (197,918)	22,524		△22,524				

(款) 3 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	0 (396,894) (396,894)	22,279		△22,279				
歳出合計	34,230 (8,573,644) (8,607,874)	35,830		△1,600				

議案第 2 2 号

令和 2 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 1 1, 4 2 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 7 5, 6 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		3,407	△1,907	1,500
	1 入 場 料 収 入	3,407	△1,907	1,500
2 車 券 発 売 収 入		1,500,000	△163,593	1,336,407
	1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	△163,593	1,336,407
4 財 産 収 入		15	22	37
	1 財 産 運 用 収 入	15	22	37
5 繰 越 金		6,000	5,376	11,376
	1 繰 越 金	6,000	5,376	11,376
6 諸 収 入		177,627	△51,323	126,304
	3 受 託 事 業 収 入	176,323	△51,323	125,000
歳 入 合 計		1,687,051	△211,425	1,475,626

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		1,672,706	△231,425	1,441,281
	1 総 務 費	11,465	22	11,487
	2 事 業 費	1,661,241	△231,447	1,429,794
3 諸 支 出 金		10,000	20,000	30,000
	1 諸 支 出 金	10,000	20,000	30,000
歳 出 合 計		1,687,051	△211,425	1,475,626

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 入場料収入	3,407	△1,907	1,500
2 車券発売収入	1,500,000	△163,593	1,336,407
4 財産収入	15	22	37
5 繰越金	6,000	5,376	11,376
6 諸収入	177,627	△51,323	126,304
歳入合計	1,687,051	△211,425	1,475,626

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 競輪事業費	1,672,706	△231,425	1,441,281			△236,801	5,376
3 諸支出金	10,000	20,000	30,000			20,000	
歳出合計	1,687,051	△211,425	1,475,626			△216,801	5,376

2 歳 入

(款) 1 入場料収入

(項) 1 入場料収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,907	1,500	1 入 場 料 収 入	△1,907	・特別観覧席入場料 1,907 減
計	3,407	△1,907	1,500			

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	△163,593	1,336,407	1 車 券 発 売 収 入	△163,593	・通常開催車券発売収入 163,593 減
計	1,500,000	△163,593	1,336,407			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	15	22	37	1 利子及び配当金	22	・競輪事業基金利子 22 増
計	15	22	37			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	6,000	5,376	11,376	1 前 年 度 繰 越 金	5,376	・前年度繰越金 5,376 増
計	6,000	5,376	11,376			

(款) 6 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 競輪受託事業収入	176,323	△51,323	125,000	1 場外発売受託収入	△51,323	・場外車券発売事務受託収入 51,323 減
計	176,323	△51,323	125,000			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 総務費	22 (11,465) (11,487)			22 財産収入 22		24 積立金	22	70 競輪事務に要する経費	22 増
								積立金 ・ 競輪事業基金積立金	(22 増) 22 増
項 計	22 (11,465) (11,487)			22					

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競輪開催費	△231,447 (1,661,241) (1,429,794)			△236,823 諸収入 △180,005	5,376				
					5,376	1 報酬	△17,000	75 通常競輪事業に要する経費	174,629 減
						7 報償費	△5,260	報酬	(1,000 減)
						11 役務費	△16,653	・ 会計年度任用職員報酬	1,000 減
						4 手数料	△16,653	報償費	(5,260 減)
						12 委託料	△17,850	・ 選手賞典費	5,260 減
						13 使用料及び賃借料	△28,589	役務費	(16,653 減)
						18 負担金, 補助及び交付金	△20,800	手数料	16,653 減
						22 償還金, 利子及び割引料	△125,295	委託料	(2,860 減)
								・ 場内外警備委託料	1,000 減
								・ 衛星通信業務委託料	510 減
								・ 競輪業務実施委託料	1,350 減
								使用料及び賃借料	(14,761 減)
								・ 施設借上料	2,500 減

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪開催費				△56,818			<ul style="list-style-type: none"> ・ 場外車券売場施設借上料 12,261 減 負担金, 補助及び交付金 (8,800 減) ・ 競輪開催共通経費負担金 3,000 減 ・ 電気料水道料及び電話料分担金 2,000 減 ・ JKA交付金 3,800 減 償還金, 利子及び割引料 (125,295 減) ・ 的中車券払戻金 125,295 減 	
							77 場外車券発売競輪事業に要する経費 56,818 減	
							報酬 (16,000 減)	
							・ 会計年度任用職員報酬 16,000 減	
							委託料 (14,990 減)	
							・ 場内テレビ放送委託料 1,386 減	
							・ 統制業務管理委託料 8,796 減	
							・ 場内外清掃委託料 3,228 減	
							・ 現金取扱業務委託料 1,580 減	
							使用料及び賃借料 (13,828 減)	
							・ 施設借上料 9,625 減	
							・ ファン送迎バス借上料 4,203 減	
							負担金, 補助及び交付金 (12,000 減)	
							・ 電気料水道料及び電話料分担金 12,000 減	
項計	△231,447 (1,661,241) (1,429,794)			△236,823	5,376			
款計	△231,425 (1,672,706) (1,441,281)			△236,801	5,376			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般会計 繰出金	20,000 (10,000) (30,000)			20,000 諸収入 20,000		27 繰出金	20,000	75 競輪事業繰出金 20,000 増
								繰出金 (20,000 増) ・ 競輪事業一般会計繰出金 20,000 増
項計	20,000 (10,000) (30,000)			20,000				
款計	20,000 (10,000) (30,000)			20,000				
歳出合計	△211,425 (1,687,051) (1,475,626)			△216,801	5,376			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(104)	56,000		3,740	59,740	200	59,940	
補 正 後	(104)	39,000		3,740	42,740	200	42,940	
比 較		△ 17,000			△ 17,000		△ 17,000	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,600	
	補 正 後						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					700		440
	補 正 後					700		440
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前				3,740	3,740		3,740	
補 正 後				3,740	3,740		3,740	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,600	
	補 正 後						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					700		440
	補 正 後					700		440
比 較								

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(104)	56,000			56,000	200	56,200	
補 正 後	(104)	39,000			39,000	200	39,200	
比 較		△ 17,000			△ 17,000		△ 17,000	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							

予 算 総 括 表

(単位 千円)

会 計 名		本 年 度		前 年 度		比 較
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	
一 般 会 計		36,800,000	60.1%	36,960,000	60.6%	△ 160,000
特 別 会 計	取 手 駅 西 口 都 市 整 備 事 業	878,989	1.4	908,937	1.5	△ 29,948
	国 民 健 康 保 険 事 業	10,133,032	16.5	10,646,932	17.4	△ 513,900
	後 期 高 齢 者 医 療	3,246,374	5.3	2,907,856	4.8	338,518
	介 護 保 険	8,487,889	13.9	8,295,169	13.6	192,720
	競 輪 事 業	1,687,038	2.8	1,287,051	2.1	399,987
	取 手 地 方 公 平 委 員 会	682	0.0	709	0.0	△ 27
	小 計	24,434,004	39.9	24,046,654	39.4	387,350
合 計		61,234,004	100.0	61,006,654	100.0	227,350

予 算 補 正 総 括 表

(単位 千円)

議決年月日		当初予算額	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
会 計 名	
一 般 会 計	補 正								
	現 計	36,800,000							
特 別 会 計	取手駅西口都市整備事業	補 正							
		現 計	878,989						
	国民健康保険事業	補 正							
		現 計	10,133,032						
	後期高齢者医療	補 正							
		現 計	3,246,374						
	介護保険	補 正							
		現 計	8,487,889						
	競輪事業	補 正							
		現 計	1,687,038						
	取手地方公平委員会	補 正							
		現 計	682						
	小 計	補 正							
		現 計	24,434,004						
	合 計	補 正							
		現 計	61,234,004						

一 般 会 計 予 算 目 次

歳入歳出予算	8	農林水産業費	1 7 3
継 続 費	1 4	商 工 費	1 8 1
債務負担行為	1 5	土 木 費	1 9 1
地 方 債	1 6	消 防 費	2 2 2
歳入歳出予算事項別明細書		教 育 費	2 3 1
総 括	1 9	災 害 復 旧 費	2 9 0
歳 入	2 6	公 債 費	2 9 3
歳 出	4 9	諸 支 出 金	2 9 6
議 会 費	4 9	予 備 費	2 9 7
総 務 費	5 2	給与費明細書	2 9 8
民 生 費	1 0 8	継続費調書	3 0 8
衛 生 費	1 4 8	債務負担行為調書	3 0 9
		地方債調書	3 1 8

令和3年度

取 手 市 一 般 会 計 予 算

議案第23号

令和3年度取手市一般会計予算

令和3年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		12,584,942
	1 市 民 税	5,704,528
	2 固 定 資 産 税	5,192,367
	3 軽 自 動 車 税	222,907
	4 市 た ば こ 税	568,218
	5 都 市 計 画 税	896,922
2 地 方 譲 与 税		319,848
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	231,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	80,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	8,848
3 利 子 割 交 付 金		10,000
	1 利 子 割 交 付 金	10,000
4 配 当 割 交 付 金		56,000
	1 配 当 割 交 付 金	56,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		58,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	58,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		104,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	104,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,130,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,130,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		47,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		27,000
	1 環境性能割交付金	27,000
10 地方特例交付金		111,000
	1 地方特例交付金	111,000
11 地方交付税		7,120,000
	1 地方交付税	7,120,000
12 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
13 分担金及び負担金		159,837
	1 負担金	159,837
14 使用料及び手数料		317,876
	1 使用料	219,607
	2 手数料	98,269
15 国庫支出金		5,438,335
	1 国庫負担金	4,990,567
	2 国庫補助金	378,144
	3 国庫委託金	69,624
16 県支出金		2,595,159
	1 県負担金	1,857,428
	2 県補助金	506,597
	3 県委託金	231,134
17 財産収入		56,379

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	51,377
	2 財 産 売 払 収 入	5,002
18 寄 附 金		150,159
	1 寄 附 金	150,159
19 繰 入 金		844,493
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,727
	2 基 金 繰 入 金	836,766
20 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
21 諸 収 入		757,272
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	30,001
	2 市 預 金 利 子	11
	3 貸 付 金 元 利 収 入	59,910
	4 受 託 事 業 収 入	50,689
	5 収 益 事 業 収 入	10,000
	6 雑 入	606,661
22 市 債		3,398,700
	1 市 債	3,398,700
歳 入	合 計	36,800,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		267, 104
	1 議 会 費	267, 104
2 総 務 費		4, 962, 990
	1 総 務 管 理 費	4, 081, 975
	2 徴 税 費	431, 109
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271, 182
	4 選 挙 費	120, 525
	5 統 計 調 査 費	26, 196
	6 監 査 委 員 費	32, 003
3 民 生 費		15, 348, 195
	1 社 会 福 祉 費	7, 183, 919
	2 児 童 福 祉 費	5, 963, 762
	3 生 活 保 護 費	2, 200, 241
	4 災 害 救 助 費	273
4 衛 生 費		1, 499, 434
	1 保 健 衛 生 費	925, 831
	2 清 掃 費	572, 224
	3 上 水 道 費	1, 379
5 農 林 水 産 業 費		248, 512
	1 農 業 費	248, 512
6 商 工 費		360, 127
	1 商 工 費	360, 127

(単位 千円)

款	項	金額
7 土 木 費		4,413,195
	1 土 木 管 理 費	153,155
	2 道 路 橋 り よ う 費	864,084
	3 都 市 計 画 費	3,253,110
	4 住 宅 費	142,846
8 消 防 費		1,837,120
	1 消 防 費	1,837,120
9 教 育 費		3,488,504
	1 教 育 総 務 費	760,310
	2 小 学 校 費	813,168
	3 中 学 校 費	430,029
	4 幼 稚 園 費	40,910
	5 社 会 教 育 費	898,863
	6 保 健 体 育 費	545,224
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設, 公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		4,324,807
	1 公 債 費	4,324,807

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		7
	1 土 地 開 発 基 金 費	7
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		36,800,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
9 教 育 費	2 小 学 校 費	白山小学校校舎・体育館 長寿命化改良事業	54,560	令和3年度	23,383
				令和4年度	31,177

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和3年度)	令和3年度から令和11年度まで	8,900
例規集データベース維持管理業務委託	令和3年度から令和8年度まで	9,230
電話交換機リース料	令和3年度から令和9年度まで	43,560
戸籍総合システム使用料 (令和3年度)	令和3年度から令和6年度まで	4,320
事務用ノートパソコン使用料 (令和3年度)	令和3年度から令和8年度まで	27,910
インターネット仮想化ソフトライセンス使用料	令和3年度から令和8年度まで	17,100
情報システムセキュリティ強靱化機器使用料・保守委託料	令和3年度から令和4年度まで	110
オンライン会議ソフトライセンス使用料	令和3年度から令和4年度まで	0
生活保護システム使用料	令和3年度から令和8年度まで	15,330
AOデジタル複写機使用料	令和3年度から令和5年度まで	30
自動体外式除細動器リース料 (令和3年度)	令和3年度から令和9年度まで	20,430
小中学校基本ソフトウェア使用料	令和3年度から令和4年度まで	0
校務支援システム使用料	令和3年度から令和7年度まで	35,030
学校ホームページサーバクラウド使用料	令和3年度から令和4年度まで	0
教育センターシステムクラウド使用料	令和3年度から令和4年度まで	11,880
藤代スポーツセンタートラクター任意保険料	令和3年度から令和4年度まで	0
自動券売機リース料	令和3年度から令和4年度まで	0

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害関連事業（地盤沈下対策分）	3,600	普通貸借 又 は	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業	7,500			
ゆうあいプラザ施設整備事業	3,000			
市道整備事業	116,100			
都市排水路整備事業	7,300			
市営住宅整備事業	35,700			
消防防災設備整備事業	50,200			
公民館施設整備事業	5,000			
給食センター整備事業	25,300			
合併特例債	507,600			
緊急防災・減災事業	35,000	証券発行		
公共施設等除却債	2,400			
臨時財政対策債	2,600,000			

令和3年度

取手市一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 市 税	12,584,942	13,479,251	△894,309	34.2
2 地 方 譲 与 税	319,848	327,061	△7,213	0.9
3 利 子 割 交 付 金	10,000	13,000	△3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	56,000	59,000	△3,000	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	58,000	32,000	26,000	0.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	104,000	130,000	△26,000	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,130,000	2,128,000	2,000	5.8
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,000	48,000	△1,000	0.1
9 環 境 性 能 割 交 付 金	27,000	36,000	△9,000	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	111,000	95,000	16,000	0.3
11 地 方 交 付 税	7,120,000	7,259,678	△139,678	19.3
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	14,000	0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	159,837	152,672	7,165	0.4
14 使 用 料 及 び 手 数 料	317,876	313,060	4,816	0.9
15 国 庫 支 出 金	5,438,335	5,165,705	272,630	14.8
16 県 支 出 金	2,595,159	2,529,404	65,755	7.0
17 財 産 収 入	56,379	58,108	△1,729	0.2
18 寄 附 金	150,159	100,159	50,000	0.4
19 繰 入 金	844,493	1,322,962	△478,469	2.3
20 繰 越 金	500,000	500,000	0	1.4

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
21 諸 収 入	757,272	801,340	△44,068	2.1
22 市 債	3,398,700	2,395,600	1,003,100	9.2
歳 入 合 計	36,800,000	36,960,000	△160,000	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比%	本年度予算額の財源内訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	267,104	277,343	△10,239	0.7			440	266,664	
2 総 務 費	4,962,990	5,036,566	△73,576	13.5	315,794	2,400	385,729	4,259,067	
3 民 生 費	15,348,195	15,093,056	255,139	41.7	7,307,424		334,700	7,706,071	
4 衛 生 費	1,499,434	1,683,597	△184,163	4.1	43,605		110,568	1,345,261	
5 農 林 水 産 業 費	248,512	242,915	5,597	0.7	23,598	11,100	3,028	210,786	
6 商 工 費	360,127	401,537	△41,410	1.0	3,823	3,000	52,123	301,181	
7 土 木 費	4,413,195	4,432,552	△19,357	12.0	229,313	508,200	153,593	3,522,089	
8 消 防 費	1,837,120	1,910,559	△73,439	5.0		217,300	27,756	1,592,064	
9 教 育 費	3,488,504	3,719,185	△230,681	9.5	74,737	56,700	584,045	2,773,022	
10 災 害 復 旧 費	5	5	0	0.0				5	
11 公 債 費	4,324,807	4,112,659	212,148	11.7	31,406		1,947	4,291,454	
12 諸 支 出 金	7	26	△19	0.0			7		
13 予 備 費	50,000	50,000	0	0.1				50,000	
歳 出 合 計	36,800,000	36,960,000	△160,000	100.0	8,029,700	798,700	1,653,936	26,317,664	

一 般 会 計 予 算 補 正 表

(歳入)

(単位 千円)

議決年月日		当 初 予 算 額	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
款	
1 市 税	補 正								
	現 計	12,584,942							
2 地 方 譲 与 税	補 正								
	現 計	319,848							
3 利 子 割 交 付 金	補 正								
	現 計	10,000							
4 配 当 割 交 付 金	補 正								
	現 計	56,000							
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	補 正								
	現 計	58,000							
6 法 人 事 業 税 交 付 金	補 正								
	現 計	104,000							
7 地 方 消 費 税 交 付 金	補 正								
	現 計	2,130,000							
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	補 正								
	現 計	47,000							
9 環 境 性 能 割 交 付 金	補 正								
	現 計	27,000							
10 地 方 特 例 交 付 金	補 正								
	現 計	111,000							
11 地 方 交 付 税	補 正								
	現 計	7,120,000							

款		当初予算額	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
12 交通安全対策特別交付金	補正								
	現計	14,000							
13 分担金及び負担金	補正								
	現計	159,837							
14 使用料及び手数料	補正								
	現計	317,876							
15 国庫支出金	補正								
	現計	5,438,335							
16 県支出金	補正								
	現計	2,595,159							
17 財産収入	補正								
	現計	56,379							
18 寄附金	補正								
	現計	150,159							
19 繰入金	補正								
	現計	844,493							
20 繰越金	補正								
	現計	500,000							
21 諸収入	補正								
	現計	757,272							
22 市債	補正								
	現計	3,398,700							
歳入合計	補正								
	現計	36,800,000							

(歳出)

(単位 千円)

款	議決年月日	当初予算額 .	第 1 回 .	第 2 回 .	第 3 回 .	第 4 回 .	第 5 回 .	第 6 回 .	第 7 回 .
1 議 会 費									
		267,104							
2 総 務 費									
		4,962,990							
3 民 生 費									
		15,348,195							
4 衛 生 費									
		1,499,434							
5 農 林 水 産 業 費									
		248,512							
6 商 工 費									
		360,127							
7 土 木 費									
		4,413,195							
8 消 防 費									
		1,837,120							
9 教 育 費									
		3,488,504							

款		当初予算額	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
10 災 害 復 旧 費	補 正								
	現 計	5							
11 公 債 費	補 正								
	現 計	4,324,807							
12 諸 支 出 金	補 正								
	現 計	7							
13 予 備 費	補 正								
	現 計	50,000							
歳 出 合 計	補 正								
	現 計	36,800,000							

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	5,269,057	5,720,929	△451,872	1 現 年 課 税 分	5,189,990	・均等割 181,931 ・所得割 4,968,059 ・分離課税退職分 40,000
				2 滞 納 繰 越 分	79,067	・前年度以前分 79,067
2 法 人	435,471	675,923	△240,452	1 現 年 課 税 分	433,320	・均等割 197,346 ・法人税割 235,974
				2 滞 納 繰 越 分	2,151	・前年度以前分 2,151
計	5,704,528	6,396,852	△692,324			

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

1 固 定 資 産 税	5,187,676	5,377,282	△189,606	1 現 年 課 税 分	5,132,723	・土地 1,469,700 ・家屋 2,713,136 ・償却資産 949,887
				2 滞 納 繰 越 分	54,953	・前年度以前分 54,953
2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	4,691	4,901	△210	1 現 年 課 税 分	4,691	・国有資産等所在市町村交付金 4,691
計	5,192,367	5,382,183	△189,816			

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

1 種 別 割	215,497	217,371	△1,874	1 現 年 課 税 分	211,469	・原動機付自転車 9,012 ・小型特殊自動車 3,046 ・軽自動車 190,972 ・2輪の小型自動車 8,439
				2 滞 納 繰 越 分	4,028	・前年度以前分 4,028
2 環 境 性 能 割	7,410	9,857	△2,447	1 現 年 課 税 分	7,410	・軽自動車税環境性能割 7,410
計	222,907	227,228	△4,321			

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

1 市 た ば こ 税	568,218	556,523	11,695	1 現 年 課 税 分	568,218	・従量割 568,218
計	568,218	556,523	11,695			

(款) 1 市税

(項) 5 都市計画税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 都市計画税	896,922	916,465	△19,543	1 現年課税分	887,642	・土地 368,259 ・家屋 519,383
				2 滞納繰越分	9,280	・前年度以前分 9,280
計	896,922	916,465	△19,543			

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	231,000	235,000	△4,000	1 自動車重量譲与税	231,000	・自動車重量譲与税 231,000
計	231,000	235,000	△4,000			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	80,000	83,000	△3,000	1 地方揮発油譲与税	80,000	・地方揮発油譲与税 80,000
計	80,000	83,000	△3,000			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	8,848	9,061	△213	1 森林環境譲与税	8,848	・森林環境譲与税 8,848
計	8,848	9,061	△213			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	10,000	13,000	△3,000	1 利子割交付金	10,000	・利子割交付金 10,000
計	10,000	13,000	△3,000			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	56,000	59,000	△3,000	1 配当割交付金	56,000	・配当割交付金 56,000
計	56,000	59,000	△3,000			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割 交付金	58,000	32,000	26,000	1 株式等譲渡所得割 交付金	58,000	・株式等譲渡所得割交付金 58,000
計	58,000	32,000	26,000			

(歳入) 市税, 地方譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 法人事業税交付金	104,000	130,000	△26,000	1 法人事業税交付金	104,000	・ 法人事業税交付金 104,000
計	104,000	130,000	△26,000			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	2,130,000	2,128,000	2,000	1 地方消費税交付金	2,130,000	・ 地方消費税交付金 2,130,000
計	2,130,000	2,128,000	2,000			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	47,000	48,000	△1,000	1 ゴルフ場利用税交付金	47,000	・ ゴルフ場利用税交付金 47,000
計	47,000	48,000	△1,000			

(款) 9 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	27,000	36,000	△9,000	1 環境性能割交付金	27,000	・ 環境性能割交付金 27,000
計	27,000	36,000	△9,000			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	111,000	95,000	16,000	1 地方特例交付金	111,000	・ 個人市民税減収補てん特例交付金 89,000 ・ 自動車税減収補てん特例交付金 18,000 ・ 軽自動車税減収補てん特例交付金 4,000
計	111,000	95,000	16,000			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	7,120,000	7,259,678	△139,678	1 地方交付税	7,120,000	・ 普通交付税 6,750,000 ・ 特別交付税 370,000
計	7,120,000	7,259,678	△139,678			

(款) 12 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	14,000	14,000	0	1 交通安全対策特別交付金	14,000	・ 交通安全対策特別交付金 14,000
計	14,000	14,000	0			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	84,319	74,373	9,946	1 社会福祉費負担金	11	・緊急通報システム設置費負担金 11
				2 老人福祉費負担金	1,536	・緊急通報システム設置費負担金 1,167 ・老人福祉施設入所者負担金 369
				3 児童福祉費負担金	82,772	・民間保育園入所児保護者負担金 74,808 ・一時的保育事業保護者負担金 5,896 ・延長保育利用保護者負担金 1,318 ・日本スポーツ振興センター災害給付負担金 134 ・母子生活支援施設入所者負担金 6 ・子育て支援短期利用者負担金 34 ・保育所入所児保護者負担金(過年度) 576
2 衛生費負担金	32,196	32,236	△40	1 保健衛生費負担金	31,650	・取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金 11,211 ・常総地域病院群輪番制病院運営費負担金 20,439
				2 母子衛生費負担金	546	・未熟児養育医療保護者負担金 546
3 教育費負担金	43,322	46,063	△2,741	1 小中学校費負担金	2,721	・日本スポーツ振興センター災害給付負担金 2,721
				2 幼稚園費負担金	2	・日本スポーツ振興センター災害給付負担金 2
				3 社会教育費負担金	40,599	・発掘調査原因者負担金 350 ・放課後児童対策事業保護者負担金 40,075 ・放課後児童対策事業保護者負担金(過年度) 174
計	159,837	152,672	7,165			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 総務使用料	30,970	27,588	3,382	1 自転車駐車場 使用料	18,582	・自転車駐車場使用料 16,572 ・バイク駐車場使用料 2,010
				2 総務管理施設 使用料	12,388	・行政財産使用料 12,388
2 民生使用料	81,517	81,877	△360	1 福祉施設使用料	81,517	・行政財産使用料 200 ・公立保育所使用料(保護者負担分) 80,716 ・公立保育所使用料(保護者負担過年度分) 601
3 衛生使用料	6	7	△1	1 ごみ集積所使用料	6	・行政財産使用料 6
4 農林水産業使用料	1,582	1,582	0	1 市之代農業集落 排水使用料	949	・市之代農業集落排水使用料 949

(歳入) 法人事業税交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金, 環境性能割交付金, 地方特例交付金, 地方交付税, 交通安全対策特別交付金, 分担金及び負担金
使用料及び手数料

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業使用料				2 市民農園使用料	633	・農業ふれあい公園使用料 633
5 商工使用料	2,875	2,963	△88	1 駐車場使用料	1,200	・駐車場使用料 1,200
				2 働く婦人の家・ 勤労青少年ホーム 使用料	1,279	・行政財産使用料 43 ・施設使用料 1,236
				3 勤労青少年体育 センター使用料	396	・施設使用料 396
6 土木使用料	77,210	77,313	△103	1 道路使用料	40,071	・道路使用料 39,220 ・自由通路広告灯占用料 851
				2 住宅使用料	22,988	・住宅使用料 22,122 ・住宅使用料(過年度) 864 ・行政財産使用料 2
				3 法定外公共物 使用料	3,779	・法定外公共物使用料 3,779
				4 公園施設使用料	9,427	・公園施設使用料 8,600 ・公園施設占用料 809 ・公園敷地使用料 18
				5 渡船使用料	500	・渡船使用料 500
				6 排水機場使用料	1	・行政財産使用料 1
				7 土木管理施設 使用料	444	・行政財産使用料 444
7 消防使用料	415	407	8	1 消防施設使用料	415	・行政財産使用料 415
8 教育使用料	25,032	25,211	△179	1 小学校使用料	1,366	・行政財産使用料 71 ・学校開放小学校体育館使用料 1,295
				2 中学校使用料	739	・行政財産使用料 31 ・学校開放中学校体育館使用料 600 ・学校開放中学校武道場使用料 108
				3 保育料	25	・市立幼稚園預かり保育料 22 ・市立幼稚園預かり保育料(過年度) 3
				4 市民センター 使用料	8	・行政財産使用料 8

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
8 教育使用料				5 ギャラリー使用料	303	・アートギャラリー使用料 216 ・市民ギャラリー使用料 87
				6 公民館使用料	10,645	・行政財産使用料 345 ・公民館使用料 10,300
				7 図書館使用料	52	・行政財産使用料 52
				8 埋蔵文化財センター使用料	1	・行政財産使用料 1
				9 民俗資料収蔵庫使用料	1	・行政財産使用料 1
				10 取手グリーンスポーツセンター使用料	377	・行政財産使用料 377
				11 藤代スポーツセンター使用料	9,098	・藤代スポーツセンター使用料 9,000 ・行政財産使用料 98
				12 給食センター使用料	36	・行政財産使用料 36
				13 藤代武道場使用料	2,056	・藤代武道場使用料 2,040 ・行政財産使用料 16
				14 高須体育館使用料	325	・高須体育館使用料 324 ・行政財産使用料 1
計	219,607	216,948	2,659			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 総務手数料	50,153	49,951	202	1 総務手数料	11,780	・印鑑登録 1,140 ・印鑑登録証明 9,810 ・仮ナンバー 547 ・その他の証明 39 ・放置自転車移動保管手数料 56 ・認可地縁団体登録証明書交付手数料 3 ・個人番号カード 32 ・コピー手数料 153
---------	--------	--------	-----	---------	--------	---

(歳入) 使用料及び手数料

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務手数料				2 戸籍住民登録 手数料	27,409	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 5,220 ・戸籍抄本 1,350 ・除原謄抄本 4,200 ・受理証明他 145 ・住民票の写し 15,204 ・住基閲覧 120 ・戸籍附票 480 ・住基記載事項証明 450 ・身分証明 240
				3 徴税手数料	8,264	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明 690 ・課税証明 3,750 ・所得証明 1,110 ・評価証明 1,650 ・住宅用家屋証明 650 ・閲覧(図・台帳) 285 ・現況証明 6 ・その他の証明(市民税) 57 ・その他の証明(資産税) 66
				4 督促手数料	2,700	<ul style="list-style-type: none"> ・市税督促手数料 2,700
				1 下水清掃手数料	360	<ul style="list-style-type: none"> ・生活雑排水汲取手数料 360
2 衛生手数料	41,012	38,669	2,343	2 し尿処理手数料	23,326	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理手数料 23,220 ・し尿処理手数料(過年度) 96 ・督促手数料 10
				3 一般廃棄物許可 申請手数料	115	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物許可申請手数料 115
				4 粗大ごみ収集運搬 手数料	15,000	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ収集運搬手数料 15,000
				5 狂犬病予防接種費 手数料	2,111	<ul style="list-style-type: none"> ・犬登録手数料 630 ・注射済票交付手数料 1,481

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 衛生手数料				6 土砂等による 土地の埋立等に 係る特定事業許可 申請手数料	100	・土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可 申請手数料 100
3 農林水産業手数料	7	6	1	1 農業手数料	7	・農用地区域内外証明手数料 6 ・土地改良区等に係る証明事務手数料 1
4 商工手数料	26	26	0	1 火薬類許可手数料	9	・煙火消費許可申請手数料 7 ・火薬類譲受許可申請手数料 1 ・火薬類譲渡許可申請手数料 1
				2 商工手数料	17	・コピー手数料 17
5 土木手数料	6,217	6,607	△390	1 建築確認等手数料	2,772	・昇降機確認手数料 36 ・昇降機完了検査手数料 60 ・建築確認手数料 253 ・建築完了検査手数料 297 ・工作物確認手数料 14 ・工作物完了検査手数料 23 ・建築許可手数料 516 ・建築認定手数料 933 ・証明等手数料 144 ・中間検査手数料 88 ・建築計画概要書の写し交付手数料 308 ・位置指定申請手数料 100
				2 屋外広告物許可 申請手数料	1,070	・屋外広告物許可申請手数料 1,070
				3 開発行為許可等 手数料	2,370	・開発行為許可申請手数料 2,247 ・証明手数料 28 ・開発登記簿の写し交付手数料 95
				4 都市計画手数料	4	・証明手数料 4
				5 道路幅員証明 手数料	1	・道路幅員証明手数料 1

(歳入) 使用料及び手数料

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
6 消防手数料	430	429	1	1 危険物施設検査 手数料	429	・危険物許認可手数料 429
				2 消防手数料	1	・コピー手数料 1
7 教育費手数料	424	424	0	1 教育手数料	424	・コピー手数料 424
計	98,269	96,112	2,157			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,989,205	4,761,237	227,968	1 社会福祉費負担金	955,542	・特別障害者手当給付費 15,514 ・自立支援補装具費負担金 10,000 ・自立支援給付費負担金 877,500 ・自立支援医療給付費負担金 28,500 ・中国残留邦人支援費負担金 6,867 ・生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875 ・生活困窮者住居確保給付費負担金 310 ・生活困窮者住居確保給付費負担金 (感染症対応分) 2,976
				2 児童扶養手当 負担金	115,287	・児童扶養手当負担金 115,287
				3 児童手当負担金	959,520	・被用者3歳未満児童手当負担金 213,120 ・被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 573,600 ・非被用者中学校修了前児童手当負担金 141,600 ・特例給付者児童手当負担金 31,200
				4 児童福祉費負担金	1,250,411	・子どものための教育・保育給付費負担金 990,940 ・母子生活支援施設措置費等負担金 724 ・障害児入所給付費等負担金 236,000 ・子育てのための施設等利用給付費負担金 22,747
				5 生活保護費負担金	1,562,250	・生活保護費負担金 1,562,250
				6 国民健康保険 事業費負担金	97,428	・保険基盤安定負担金 97,428
				7 老人福祉費負担金	48,767	・低所得者保険料軽減負担金 48,767
				2 衛生費国庫負担金	1,362	1,777

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
計	4,990,567	4,763,014	227,553			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	46,895	32,236	14,659	1 総務費補助金	46,895	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード交付事業費補助金 38,708 ・個人番号カード交付事務費補助金 7,767 ・クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 420
2 民生費国庫補助金	62,360	64,032	△1,672	1 社会福祉費補助金	29,307	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業補助金 25,347 ・診療報酬明細書等点検充実事業補助金 417 ・生活保護受給者就労支援事業補助金 1,027 ・ぬくもり学習支援事業費補助金 821 ・生活困窮者就労準備支援事業補助金 835 ・生活困窮者家計改善支援事業補助金 860
				2 児童福祉費補助金	33,053	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 2,505 ・子ども・子育て支援交付金 29,502 ・地域生活支援事業補助金 881 ・児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 165
3 衛生費国庫補助金	30,485	19,557	10,928	1 保健衛生費補助金	4,442	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金 3,601 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 841
				2 予防費補助金	11,702	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急風しん抗体検査等事業費補助金 11,702
				3 母子衛生費補助金	4,014	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業補助金 1,614 ・産婦健康診査補助金 2,400
				4 放射線対策事業費補助金	6,744	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 6,744
				5 清掃費補助金	3,583	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金 3,583
4 土木費国庫補助金	203,674	184,683	18,991	1 市道整備事業費補助金	155,732	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 62,232 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 93,500
				2 建築指導費補助金	692	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 500 ・社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分） 192
				3 住宅費補助金	47,250	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 47,250

(歳入) 使用料及び手数料, 国庫支出金

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫補助金	34,730	69,959	△35,229	1 教育研究指導費補助金	705	・地域生活支援事業補助金 705
				2 小学校費補助金	4,437	・要保護児童就学援助費補助金 136 ・特別支援教育就学奨励費補助金 3,531 ・理科教育設備整備費等補助金 770
				3 中学校費補助金	2,533	・要保護生徒就学援助費補助金 126 ・特別支援教育就学奨励費補助金 1,747 ・理科教育設備整備費等補助金 660
				4 学校管理費補助金	70	・要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 70
				5 社会教育費補助金	26,985	・子ども・子育て支援交付金 26,955 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 30
× 消防費国庫補助金	0	10,078	△10,078			
計	378,144	380,545	△2,401			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	52,366	2,120	50,246	1 総務管理費委託金	2,805	・自衛官募集事務委託金 54 ・中長期在留者住居地届出等事務委託金 2,750 ・日雇健康保険事務委託金 1
				2 在外選挙委託金	22	・在外選挙委託金 22
				3 選挙費委託金	49,539	・衆議院議員総選挙費委託金 49,390 ・衆議院議員総選挙啓発推進事業委託金 149
2 民生費国庫委託金	17,258	20,026	△2,768	1 社会福祉費委託金	16,989	・国民年金事務委託金 16,959 ・遺族及び留守家族等援護事務委託金 30
				2 児童福祉費委託金	269	・特別児童扶養手当事務委託金 269
計	69,624	22,146	47,478			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 総務費県負担金	753	967	△214	1 総務管理費負担金	753	・東日本大震災に係る災害救助費負担金 633
-----------	-----	-----	------	------------	-----	------------------------

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県負担金						・東日本大震災に係る災害救助費負担金 (過年度) 120
2 民生費県負担金	1,843,282	1,748,228	95,054	1 社会福祉費負担金	458,000	・自立支援補装具費負担金 5,000 ・自立支援給付費負担金 438,750 ・自立支援医療給付費負担金 14,250
				2 児童手当負担金	209,640	・被用者3歳未満児童手当負担金 23,040 ・被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 143,400 ・非被用者中学校修了前児童手当負担金 35,400 ・特例給付者児童手当負担金 7,800
				3 児童福祉費負担金	570,231	・子どものための教育・保育給付費負担金 440,496 ・母子生活支援施設措置費等負担金 362 ・障害児通所給付費等負担金 118,000 ・子育てのための施設等利用給付費負担金 11,373
				4 生活保護費負担金	55,491	・生活保護費負担金 55,491
				5 国民健康保険 事業費負担金	304,345	・保険基盤安定負担金 304,345
				6 後期高齢者医療 事業費負担金	221,192	・保険基盤安定対策費負担金 221,192
				7 老人福祉費負担金	24,383	・低所得者保険料軽減負担金 24,383
3 衛生費県負担金	643	888	△245	1 保健衛生費負担金	643	・未熟児養育医療負担金 643
4 土木費県負担金	12,750	525	12,225	1 地籍調査費負担金	12,750	・地籍調査費負担金 12,750
計	1,857,428	1,750,608	106,820			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	49	228	△179	1 総務管理費補助金	49	・被災住宅復興支援事業補助金 49
2 民生費県補助金	397,576	399,095	△1,519	1 社会福祉費補助金	13,093	・民生委員推薦会交付金 25 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 832 ・地域生活支援事業補助金 12,236
				2 老人福祉費補助金	1,339	・高齢福祉対策費補助金 456 ・社会福祉法人等による生計困難者減免措置 補助金 16

(歳入) 国庫支出金, 県支出金

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金						・障害者ホームヘルプサービス利用料支援措置補助金 9
						・健康増進事業費補助金 858
				3 医療福祉費補助金	246,815	・医療福祉事務費 4,907 ・医療福祉医療費 241,908
				4 児童福祉費補助金	136,329	・保育対策総合支援事業費補助金 3,600 ・多子世帯保育料軽減事業補助金 17,252 ・地域生活支援事業補助金 425 ・乳児等保育事業費補助金 4,516 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 116 ・障害児童福祉手当補助金 846 ・子どものための教育・保育給付費補助金 80,072 ・子ども・子育て支援交付金 29,502
3 衛生費県補助金	11,005	12,272	△1,267	1 保健衛生費補助金	6,272	・献血推進事業費補助金 90 ・健康増進事業費補助金 1,869 ・地域自殺対策強化事業費補助金 408 ・子ども・子育て支援交付金 3,601 ・地域少子化対策重点推進交付金 234 ・骨髄移植ドナー支援事業助成費補助金 70
				2 環境衛生費補助金	1,000	・自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,000
				3 清掃費補助金	3,733	・合併処理浄化槽設置事業費補助金 3,733
4 農林水産業費 県補助金	23,597	22,271	1,326	1 農業委員会費補助金	5,619	・農業委員会交付金 2,715 ・農地集積・集約化対策推進交付金 2,904
				2 農業振興費補助金	17,978	・農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40 ・多面的機能支払交付金 4,208 ・農業次世代人材投資資金 4,518 ・農山漁村地域整備交付金 2,100 ・湛水防除施設等管理費補助金 183 ・環境保全型農業直接支払交付金 1,190 ・経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 5,739

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5 商工費県補助金	3,933	3,851	82	1 消費生活対策費補助金	1,157	・消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 1,157
				2 商工振興費補助金	2,776	・わくわく茨城生活実現事業補助金 2,121 ・茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）利子補給金補助金 655
6 土木費県補助金	31,726	35,393	△3,667	1 市道改良事業費補助金	14,313	・新市町村づくり支援事業費補助金 14,313
				2 建築指導費補助金	320	・木造住宅耐震化支援事業費補助金 320
				3 街路事業費補助金	17,093	・合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 17,093
7 教育費県補助金	38,711	73,191	△34,480	1 教育研究指導費補助金	2,606	・原子力・エネルギー教育支援事業補助金 1,917 ・地域の教育支援体制等構築事業費補助金 337 ・地域生活支援事業補助金 352
				2 青少年育成費補助金	49	・青少年相談員店舗訪問業務補助金 49
				3 社会教育費補助金	36,056	・放課後児童対策事業補助金 8,708 ・子ども・子育て支援交付金 26,955 ・地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 393
計	506,597	546,301	△39,704			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	218,838	220,166	△1,328	1 総務管理費委託金	630	・人口動態調査事務委託金 88 ・人権啓発事業委託金 542
				2 徴税費委託金	161,250	・県民税賦課徴収に関する事務委託金 161,250
				3 統計調査費委託金	4,013	・統計調査員確保対策交付金 25 ・学校基本調査交付金 20 ・常住人口調査交付金 97 ・経済センサス交付金 3,821 ・経済センサス調査区管理交付金 50
				4 市町村事務処理特例交付金	5,329	・市町村事務処理特例交付金 5,329
				5 選挙費委託金	47,616	・県知事選挙費委託金 47,616

(歳入) 県支出金

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県委託金	18	18	0	1 社会福祉費委託金	18	・国民生活基礎調査(所得票)委託金 4 ・社会保障制度に関する意識調査委託金 14
3 農林水産業費 県委託金	1	1	0	1 農業振興費委託金	1	・家畜伝染病予防事務交付金 1
4 土木費県委託金	10,914	10,914	0	1 公園費委託金	10,914	・北浦川緑地管理委託金 10,914
5 教育費県委託金	1,363	1,396	△33	1 教育研究指導費 委託金	1,363	・学びの広場サポートプラン委託金 1,363
計	231,134	232,495	△1,361			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	51,170	52,643	△1,473	1 土地建物貸付収入	51,170	・戸頭飯田山市有地貸付料 23,642 ・茨城県警敷地貸付料 1,467 ・医師会病院敷地貸付料 1,990 ・光風台幼稚園敷地貸付料 495 ・江戸川学園敷地貸付料 1,927 ・白山市有地貸付料 17,854 ・その他の土地貸付料 2,378 ・宮和田市有地貸付料 450 ・取手駅東口市有地貸付料 911 ・電力柱等敷地貸付料 52 ・電話柱等敷地貸付料 4
2 利子及び配当金	207	463	△256	1 利子及び配当金	207	・(株)茨城計算センター配当金 64 ・財政調整基金利子 24 ・土地開発基金利子 7 ・奨学基金利子 14 ・学校施設整備基金利子 45 ・減債基金利子 14 ・高齢者福祉基金利子 1 ・みどりの基金利子 4 ・地域福祉基金利子 4 ・平和基金利子 1

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設整備基金利子 18 ・ 環境基金利子 1 ・ ふるさと取手応援基金利子 9 ・ 森林環境譲与税基金利子 1
計	51,377	53,106	△1,729			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	5,001	5,001	0	1 土地売払収入	5,000	・ 普通財産売払収入 5,000
				2 建物売払収入	1	・ 建物売払収入 1
2 物品売払収入	1	1	0	1 物品売払収入	1	・ 物品売払収入 1
計	5,002	5,002	0			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	1	0	1 一般寄附金	1	・ 一般寄附金 1
2 総務費寄附金	150,100	100,100	50,000	1 総務費寄附金	150,100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和基金寄附金 100 ・ ふるさと取手応援基金寄附金 150,000
3 民生費寄附金	1	1	0	1 民生費寄附金	1	・ 民生費寄附金 1
4 衛生費寄附金	3	3	0	1 衛生費寄附金	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生費寄附金 1 ・ 環境基金寄附金 2
5 農林水産業費寄附金	1	1	0	1 農林水産業費寄附金	1	・ 農林水産業費寄附金 1
6 商工費寄附金	1	1	0	1 商工費寄附金	1	・ 商工費寄附金 1
7 土木費寄附金	50	50	0	1 土木費寄附金	50	・ みどりの基金寄附金 50
8 消防費寄附金	1	1	0	1 消防費寄附金	1	・ 消防費寄附金 1
9 教育費寄附金	1	1	0	1 教育費寄附金	1	・ 教育費寄附金 1
計	150,159	100,159	50,000			

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	0	1	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	・ 国民健康保険事業特別会計繰入金 1
-------------------	---	---	---	-------------------	---	---------------------

(歳入) 県支出金, 財産収入, 寄附金, 繰入金

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 後期高齢者医療 特別会計繰入金	100	100	0	1 後期高齢者医療 特別会計繰入金	100	・後期高齢者医療特別会計繰入金 100
3 介護保険特別会計 繰入金	7,626	5,000	2,626	1 介護保険特別会計 繰入金	7,626	・介護保険特別会計繰入金 7,626
計	7,727	5,100	2,627			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金 繰入金	500,000	700,000	△200,000	1 財政調整基金 繰入金	500,000	・財政調整基金繰入金 500,000
2 減債基金繰入金	50,000	400,000	△350,000	1 減債基金繰入金	50,000	・減債基金繰入金 50,000
3 みどりの基金 繰入金	4,903	8,981	△4,078	1 みどりの基金 繰入金	4,903	・みどりの基金繰入金 4,903
4 公共施設整備基金 繰入金	54,437	100,770	△46,333	1 公共施設整備基金 繰入金	54,437	・公共施設整備基金繰入金 54,437
5 学校施設整備基金 繰入金	17,853	33,728	△15,875	1 学校施設整備基金 繰入金	17,853	・学校施設整備基金繰入金 17,853
6 ふるさと取手応援 基金繰入金	196,387	71,185	125,202	1 ふるさと取手応援 基金繰入金	196,387	・ふるさと取手応援基金繰入金 196,387
7 環境基金繰入金	90	90	0	1 環境基金繰入金	90	・環境基金繰入金 90
8 平和基金繰入金	31	621	△590	1 平和基金繰入金	31	・平和基金繰入金 31
9 高齢者福祉基金 繰入金	1,020	1,020	0	1 高齢者福祉基金 繰入金	1,020	・高齢者福祉基金繰入金 1,020
10 森林環境譲与税 基金繰入金	12,045	0	12,045	1 森林環境譲与税 基金繰入金	12,045	・森林環境譲与税基金繰入金 12,045
× 地域福祉基金 繰入金	0	1,467	△1,467			
計	836,766	1,317,862	△481,096			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	500,000	500,000	0	1 前年度繰越金	500,000	・前年度繰越金 500,000
計	500,000	500,000	0			

(款) 21 諸収入

(項) 1 延滞金, 加算金及び過料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	30,000	30,000	0	1 延滞金	30,000	・市税延滞金 30,000
2 加算金	1	1	0	1 加算金	1	・市税加算金 1
計	30,001	30,001	0			

(款) 21 諸収入

(項) 2 市預金利子

1 市預金利子	11	101	△90	1 預金利子	11	・預金利子 11
計	11	101	△90			

(款) 21 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	59,910	70,070	△10,160	1 総務費 貸付金元利収入	3,717	・災害援護資金貸付金元利収入 3,717
				2 民生費 貸付金元利収入	9,003	・高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 1 ・シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002
				3 商工費 貸付金元利収入	43,000	・自治金融資金貸付金元利収入 33,000 ・生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金元利収入 10,000
				4 教育費 貸付金元利収入	4,190	・奨学金貸付金元利収入 2,840 ・取手アートプロジェクト貸付金元利収入 1,350
計	59,910	70,070	△10,160			

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費 受託事業収入	45,896	37,961	7,935	1 管外保育受託収入	1,078	・管外保育受託収入 1,078
				2 後期高齢者健診 事業受託収入	44,818	・後期高齢者健診事業受託収入 44,818
2 衛生費 受託事業収入	2,904	3,300	△396	1 草刈受託収入	2,904	・草刈受託収入 2,904
3 農林水産業費 受託事業収入	234	192	42	1 農業者年金業務 受託収入	234	・農業者年金業務受託収入 234
4 土木費 受託事業収入	1,655	1,828	△173	1 樋管管理業務 受託収入	1,655	・樋管管理業務受託収入 1,655
計	50,689	43,281	7,408			

(歳入) 繰入金, 繰越金, 諸収入

(款) 21 諸収入

(項) 5 収益事業収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 競輪事業特別会計 繰入金	10,000	10,000	0	1 競輪事業特別会計 繰入金	10,000	・競輪事業特別会計繰入金 10,000
計	10,000	10,000	0			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

1 滞納処分費	1	1	0	1 滞納処分費	1	・滞納処分金 1
2 違約金及び 延納利息	1	1	0	1 違約金及び 延納利息	1	・違約金及び延納利息 1
3 弁償金	44	44	0	1 弁償金	44	・ナンバー弁償金 1 ・図書弁償金 43
4 給食事業収入	437,409	424,748	12,661	1 保育所給食費	37,658	・保育所職員給食代 14,964 ・一時保育利用者給食代 630 ・保育所児童給食代 21,992 ・保育所児童給食代(過年度) 72
				2 学校給食費	399,751	・幼稚園給食代 1,477 ・小学校給食代自校分 179,606 ・小学校給食代センター分 78,296 ・中学校給食代自校分 96,308 ・中学校給食代センター分 43,317 ・小学校給食代自校分(過年度) 402 ・中学校給食代自校分(過年度) 85 ・幼稚園給食代(過年度) 30 ・小学校給食代センター分(過年度) 170 ・中学校給食代センター分(過年度) 60
5 雑入	169,206	223,093	△53,887	1 市有物件災害 共済金	2	・災害共済金 1 ・自動車災害共済金 1
				2 交通災害共済加入 推進交付金	84	・県民交通災害共済加入推進交付金 84
				3 医療福祉費雑入	49,743	・高額療養費返納金 49,741 ・第三者行為返納金等 1 ・その他返納金 1

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5 雑入				4 総務費雑入	61,797	<ul style="list-style-type: none"> ・電話通話料 1 ・雇用保険料本人負担分 1,112 ・自動車損害保険料還付金 1 ・賠償保険料還付金 1 ・統計とりで売却代 2 ・戦争体験記売却代 9 ・ファクシミリ使用料 2 ・地方公務員災害補償基金負担金過納分 100 ・取手地方広域下水道組合派遣事務費 16,500 ・税務署相続税意見価格に対する事務費 30 ・宝くじ収益金市町村交付金 7,603 ・コミュニティ助成事業補助金 2,500 ・拾得物権利取得金 1 ・防災ラジオ利用者負担金 480 ・予算書・決算書等売却代 32 ・広告掲載料 1,101 ・送料個人負担分 2 ・相続財産管理人申立手数料還付金 1 ・第三次取手市男女共同参画計画書売却代 4 ・茨城県自治研修所派遣事務費 8,000 ・第六次取手市総合計画書売却代 2 ・日雇健康保険事務委託金 2 ・県民手帳頒布手数料 1 ・シルバー人材センター派遣事務費 6,000 ・後期高齢者医療広域連合派遣事務費 9,000 ・研修受講経費助成金 60 ・情報開示請求実費負担分 20 ・県相互交流事務費 9,000 ・防火管理講習受講補助金 3 ・印刷機使用料 227
				5 民生費雑入	3,894	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険料本人負担分 617

(歳入) 諸収入

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5 雑入						・児童手当返納分(過年度) 1
						・児童扶養手当返納分(過年度) 1
						・とりでファミリー・サポートセンター入会金 40
						・生活保護法第78条返還金 1
						・生活保護法第63条返還金 1
						・生活保護法第78条返還金(過年度) 1,266
						・生活保護法第63条返還金(過年度) 632
						・生活保護費返還金(過年度) 1,052
						・商工会藤代支所光熱水費使用料 283
						6 衛生費雑入
		・資源物売却代 1,204				
		・取手市外2市火葬場組合事務費 21,000				
		・講座参加個人負担金 239				
		・喀痰検査費用自己負担金 41				
		・大腸がん検診費用自己負担金 403				
7 農林水産業費雑入	1,204	・雇用保険料本人負担分 2				
		・ふれあい農園利用料 1,202				
8 商工費雑入	1,792	・雇用保険料本人負担分 32				
		・印刷機使用料 18				
		・講座参加個人負担金 242				
		・地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金 1,500				
9 土木費雑入	4,211	・雇用保険料本人負担分 203				
		・資源物売却代 50				
		・都市計画図売却代 192				
		・自由通路広告灯電気使用料 237				
		・森林愛護運動推進事業補助金 169				
		・巨木本売却代 18				
		・自動販売機売上配分金 1,610				
		・自動販売機電気料 189				
		・こども発達センター光熱水費等使用料 1,543				
10 消防費雑入	15,726	・消防団員退職報償金受入金 12,000				

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5 雑入						・研修入校本人負担分 774 ・消防団福祉共済返戻金 127 ・いばらき指令センター派遣事務費 2,597 ・いばらき指令センター基地局電気使用料 223 ・いばらき指令センター設備保険料受入金 5
				11 教育費雑入	7,800	・電話通話料 1 ・雇用保険料本人負担分 567 ・ファクシミリ使用料 1 ・広告掲載料 30 ・郷土史売却代 60 ・市史売却代 675 ・取手小太陽光発電による売電料 12 ・本陣駐車場使用料 192 ・市史・郷土史郵送料本人負担分 5 ・井野アーティストヴィレッジ利用料 5,019 ・市民大学講座受講料 900 ・学校給食用冷凍庫保管設備助成金 100 ・印刷機使用料 191 ・廃食用油売却代 47
計	606,661	647,887	△41,226			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 農林水産業債	11,100	13,100	△2,000	1 災害関連事業債	3,600	・災害関連事業債(地盤沈下対策分)	3,600
				2 土地改良事業債	7,500	・土地改良事業債	7,500
2 商工債	3,000	0	3,000	1 勤労施設整備事業債	3,000	・ゆうあいプラザ施設整備事業債	3,000
3 土木債	159,100	178,300	△19,200	1 市道整備事業債	116,100	・市道整備事業債	116,100
				2 都市計画事業債	7,300	・都市排水路整備事業債	7,300
				3 市営住宅整備事業債	35,700	・市営住宅整備事業債	35,700

(歳入) 諸収入, 市債

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
4 消防債	50,200	51,300	△1,100	1 消防防災設備整備事業債	50,200	・消防防災設備整備事業債 50,200
5 教育債	30,300	112,700	△82,400	1 社会教育施設整備事業債	5,000	・公民館施設整備事業債 5,000
				2 保健体育施設整備事業債	25,300	・給食センター整備事業債 25,300
6 合併特例債	507,600	484,500	23,100	1 合併特例債	507,600	・合併特例債 507,600
7 緊急防災・減災事業債	35,000	187,700	△152,700	1 緊急防災・減災事業債	35,000	・緊急防災・減災事業債 35,000
8 公共施設等除却債	2,400	0	2,400	1 公共施設等除却債	2,400	・公共施設等除却債 2,400
9 臨時財政対策債	2,600,000	1,340,000	1,260,000	1 臨時財政対策債	2,600,000	・臨時財政対策債 2,600,000
× 民生債	0	28,000	△28,000			
計	3,398,700	2,395,600	1,003,100			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 議 会 費	267,104 (277,343) (△10,239)			440 繰入金	266,664			
					66,500	1 報 酬	114,828	2 一般職人件費 66,500
						2 給 料	27,600	給料 (27,600)
						3 職員手当等	65,965	・一般職 7人 27,600
						4 共 済 費	48,134	職員手当等 (29,100)
						7 報 償 費	100	扶養手当 600
						8 旅 費	1,004	地域手当 3,100
						1 費 用 弁 償	830	時間外勤務手当 5,000
						2 普 通 旅 費	170	管理職手当 2,400
						4 研 修 旅 費	4	期末手当 7,300
						9 交 際 費	300	勤勉手当 5,800
						10 需 用 費	1,198	通勤手当 700
						1 消 耗 品 費	769	住居手当 400
						3 食 糧 費	24	退職手当負担金 3,800
					190,027	4 印 刷 製 本 費	243	10 議員報酬等に要する経費 190,027
						6 修 繕 料	154	報酬 (114,828)
						8 飼 料 費	8	・議員 114,828
						11 役 務 費	173	職員手当等 (36,865)
						1 通 信 運 搬 費	134	議員期末手当 36,865
						4 手 数 料	39	共済費 (38,334)
				12 委 託 料	1,056	市議会議員共済会事務費負担金 312 議員共済給付費負担金 38,022		

(歳出) 議会費

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 議会費				440	8,087	13 使用料及び賃借料	2,568	20 議会調査運営に要する経費	8,527
						17 備品購入費	493	報償費	(100)
						18 負担金, 補助及び交付金	3,685	・各種議長賞表彰	50
								・講師謝礼	50
								旅費	(1,004)
								費用弁償	830
								普通旅費	170
								研修旅費	4
								交際費	(300)
								・議長交際費	300
								需用費	(916)
								消耗品費	707
								食糧費	24
								印刷製本費	23
								修繕料	154
								飼料費	8
								役務費	(134)
								通信運搬費	134
								使用料及び賃借料	(1,895)
								・パソコン使用料	4
								・駐車場使用料	5
								・コピー使用料	477
								・有料道路使用料	12
								・ファクシミリ使用料	7
								・タブレット使用料	1,390
								備品購入費	(493)
								・議場モニター	493
								負担金, 補助及び交付金	(3,685)
								・全国市議会議長会負担金	606

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東市議会議長会負担金 130 ・ 県市議会議長会負担金 406 ・ 県南市議会議長会負担金 99 ・ 全国競輪主催地議会議長会負担金 144 ・ 政務活動費交付金 2,300 	
				2,050			21 議会報及び会議録発行に要する経費 2,050	
							需用費 (282) 消耗品費 62 印刷製本費 220 役務費 (39) 手数料 39 委託料 (1,056) ・ 会議録作成支援システム保守点検委託料 1,056 使用料及び賃借料 (673) ・ 会議録検索システム使用料 608 ・ 会議録作成支援システム用パソコン使用料 65	
項 計	267,104 (277,343) (△10,239)			440	266,664			
款 計	267,104 (277,343) (△10,239)			440	266,664			

(歳出) 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明				
		特定財源			一般財源	区分		金額			
		国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	1,427,010 (1,567,648) (△140,638)	67 県支出金		135 使用料・手数料 9,370 繰入金 9,576 諸収入	1,407,862						
					32,200	1 報酬	83,795	1 特別職人件費	32,200		
								2 給料	387,008	給料 ・特別職 2人 職員手当等 期末手当 退職手当負担金 共済費 共済組合負担金	(19,130)
								3 職員手当等	636,955		19,130
								4 共済費	252,253		(8,750)
								7 報償費	2,505		6,150
								8 旅費	5,010		2,600
								1 費用弁償	4,234		(4,320)
								2 普通旅費	167		4,320
						8,831	1,207,373	4 研修旅費	609	2 一般職人件費	1,216,204
								9 交際費	700	給料 ・一般職 128人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当	(367,878)
								10 需用費	13,437		367,878
								1 消耗品費	8,975		(622,225)
								2 燃料費	175		13,000
								3 食糧費	97		39,786
								4 印刷製本費	1,608		22,553
								5 光熱水費	690		22,800
								6 修繕料	1,880		87,122
											68,678
											7,000
						5,600					
						38,000					

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明			
		特 定 財 源			区 分	金 額				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源		
1 一 般 管 理 費				587	12,231	9 医 薬 材 料 費	12	退職手当負担金 共済費	317,686 (226,101)	
						11 役 務 費	1,394	共済組合負担金	188,992	
						1 通 信 運 搬 費	773	雇用保険料 厚生年金保険料	2,403 20,789	
						4 手 数 料	51	子ども・子育て拠出金	773	
						5 筆 耕 翻 訳 料	500	健康保険料負担金	13,144	
						6 火 災 保 険 料	12	5 一般管理事務に要する経費	12,818	
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	33	需用費	(5,704)	
						8 賠 償 保 険 料	25	消耗品費 燃料費	4,757 175	
						12 委 託 料	16,191	印刷製本費 修繕料	722 50	
						13 使用料及び 賃 借 料	10,212	役務費	(105)	
						14 工事請負費	2,500	通信運搬費 自動車損害保険料	72 33	
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	15,050	使用料及び賃借料	(6,991)	
							4	6,787	6 秘書事務に要する経費	6,791

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般管理費							報酬 (2,111) ・会計年度任用職員報酬 2,111 共済費 (248) 雇用保険料 15 厚生年金保険料 148 子ども・子育て拠出金 6 健康保険料負担金 79 報償費 (404) ・各種表彰及び賞賜金等 404 旅費 (300) 費用弁償 32 普通旅費 158 研修旅費 110 交際費 (700) ・市長交際費 700 需用費 (321) 消耗品費 171 食糧費 28 印刷製本費 122 役務費 (383) 通信運搬費 236 筆耕翻訳料 147 使用料及び賃借料 (25) ・駐車場使用料 5 ・自動車借上料 20 負担金、補助及び交付金 (2,299) ・県南地方総合振興協議会負担金 20 ・全国市長会負担金 573 ・全国市長会関東支部負担金 40 ・県市長会負担金 1,314

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般 管理費				23	11,663		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県副市長会負担金 30 ・ 県市長会研修視察負担金 40 ・ 諸会議負担金 282
							8 藤代総合窓口事務に要する経費 11,686
							報酬 (7,456)
							・ 会計年度任用職員報酬 7,456
							職員手当等 (364)
							期末手当 364
							共済費 (677)
							雇用保険料 70
							厚生年金保険料 363
							子ども・子育て拠出金 15
							健康保険料負担金 229
							旅費 (248)
							費用弁償 248
							需用費 (919)
							消耗品費 816
							印刷製本費 73
							修繕料 30
							役務費 (54)
							通信運搬費 54
							委託料 (17)
							・ レジスター保守点検委託料 17
							使用料及び賃借料 (1,940)
							・ 印刷機使用料 18
							・ コピー機使用料 555
							・ 丁合機使用料 103
							・ 業務端末機使用料 1,264

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費							負担金, 補助及び交付金 (11) ・ 県安全運転管理者協議会負担金 11	
				32			11 建築紛争調停委員会に要する経費 32	
							報酬 (32) ・ 建築紛争調停委員会委員報酬 32	
				234			12 市民憲章推進に要する経費 234	
							報償費 (10) ・ 市民憲章推進事業講師謝礼 10	
							需用費 (179) 消耗品費 129 食糧費 39 印刷製本費 11	
							役務費 (25) 賠償保険料 25 負担金, 補助及び交付金 (20) ・ 環境保全茨城県民会議会費 20	
				115			13 取手市政治倫理審査会に要する経費 115	
						報酬 (115) ・ 政治倫理審査会委員報酬 115		
		67		203		80,584	20 会計年度任用職員等に要する経費 80,854	
							報酬 (59,189) ・ 会計年度任用職員報酬 59,189	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費							職員手当等 (5,616) 期末手当 5,616 共済費 (12,866) 雇用保険料 613 厚生年金保険料 5,639 子ども・子育て拠出金 223 健康保険料負担金 3,563 労災保険料 2,586 日々雇用職員災害保険料 242 旅費 (3,183) 費用弁償 3,183 21 人事管理に要する経費 23,270	
				23,270			報酬 (4,739) ・日直報酬 4,739 共済費 (8,041) 非常勤職員公務災害補償負担金 517 地方公務員災害補償基金負担金 7,524 旅費 (207) 費用弁償 202 普通旅費 5 需用費 (401) 消耗品費 381 印刷製本費 20 委託料 (679) ・職員採用試験委託料 679 使用料及び賃借料 (73) ・労働基準データベース使用料 40 ・改正地方公務員法データベース使用料 33	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費				63	4,290		負担金, 補助及び交付金 (9,130) ・ 県相互交流負担金 9,000 ・ 取手地方公平委員会負担金 130	
							22 職員研修に要する経費 4,353	
							報償費 (80) ・ 職員研修講師謝礼 80 旅費 (501) 普通旅費 2 研修旅費 499 需用費 (64) 消耗品費 64 役務費 (53) 通信運搬費 2 手数料 51 委託料 (2,381) ・ 職員研修委託料 2,381 負担金, 補助及び交付金 (1,274) ・ 職員研修負担金 1,274	
					8,095		23 職員の福利厚生に要する経費 8,095	
							報酬 (504) ・ 産業医報酬 252 ・ 精神科医報酬 252 旅費 (50) 費用弁償 48 普通旅費 2 需用費 (611)	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費				7,120	4,303		消耗品費 599 医薬材料費 12 委託料 (6,930) ・職員健康診断委託料 6,930 25 市制施行50周年記念事業に要する経費 11,423	
				2,250	15,630		報償費 (2,011) ・各種表彰及び賞賜金等 1,957 ・ホテル飼育講習会講師謝礼 54 需用費 (2,599) 消耗品費 1,909 食糧費 30 印刷製本費 660 役務費 (584) 通信運搬費 231 筆耕翻訳料 353 委託料 (6,184) ・記念式典運営業務委託料 533 ・東京芸術大学生によるオーケストラ演奏会 委託料 3,272 ・50周年記念事業植樹アーチ設置業務委託料 2,379 使用料及び賃借料 (45) ・著作権使用料 5 ・イベント用品賃借料 40 30 防犯に要する経費 17,880	
							報酬 (8,648) ・防犯活動推進員報酬 8,648	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費							旅費 (506) 費用弁償 506 需用費 (2,605) 消耗品費 115 光熱水費 690 修繕料 1,800 役務費 (185) 通信運搬費 173 火災保険料 12 使用料及び賃借料 (1,138) ・下水道使用料 19 ・施設借上料 1,119 工事請負費 (2,500) ・防犯カメラ設置工事 2,500 負担金, 補助及び交付金 (2,298) ・取手地区防犯協会負担金 2,248 ・市自主防犯組織結成事業補助金 50 33 空き家等の適正管理事業に要する経費 1,055 報酬 (1,001) ・会計年度任用職員報酬 1,001 旅費 (15) 費用弁償 15 需用費 (34) 消耗品費 34 役務費 (5) 通信運搬費 5	
				1,055				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 文書 広報費	40,298 (46,322) (△6,024)	54 国庫支出金 542 県支出金		605 諸収入	39,097			
				4	8,332	1 報酬	20 文書管理に要する経費 8,336	
						7 報償費		
						8 旅費	需用費 (5)	
						1 費用弁償	消耗品費 5	
						2 普通旅費	役務費 (8,331)	
							通信運搬費 8,331	
				1	2,882	4 研修旅費	21 ファイリングシステムに要する経費 2,883	
						10 需用費	需用費 (1,556)	
						1 消耗品費	消耗品費 1,116	
						2 燃料費	印刷製本費 440	
						4 印刷製本費	委託料 (614)	
						5 光熱水費	・廃棄文書リサイクル処分委託料 476	
						11 役務費	・小荷物専用昇降機保守点検委託料 138	
					3,063	1 通信運搬費	備品購入費 (713)	
							・キャビネット 713	
						4 手数料	22 法務に要する経費 3,063	
						12 委託料	報酬 (58)	
						13 使用料及び賃借料	・行政不服審査会委員報酬 58	
						17 備品購入費	旅費 (30)	
							費用弁償 18	
							普通旅費 12	
							需用費 (79)	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 文書 広報費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報印刷業務委託料 6,345 ・ 生活便利帳印刷業務委託料 242 ・ 政策情報紙印刷業務委託料 1,447 使用料及び賃借料 (1,049) ・ 公用車リース料 226 ・ 著作権使用料 71 ・ 広報編集用ソフト使用料 752 負担金, 補助及び交付金 (57) ・ 県広報研究会負担金 15 ・ 日本広報研究会負担金 42 	
		542			1,929		29 市民相談に要する経費 2,471	
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (542) 消耗品費 542 委託料 (1,710) ・ 市民法律相談委託料 1,710 負担金, 補助及び交付金 (219) ・ 人権擁護委員協議会負担金 219 	
				600	4,581		31 ホームページ管理に要する経費 5,181	
							<ul style="list-style-type: none"> 旅費 (6) 研修旅費 6 委託料 (2,068) ・ ウェブアクセシビリティ検証業務委託料 484 ・ メール配信システム管理委託料 1,584 使用料及び賃借料 (3,107) ・ アクセシビリティ・サポーター使用料 528 ・ 多言語自動翻訳サービス使用料 264 	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
2 文書 広報費							・ホームページCMSサーバ使用料 2,315	
					588		32 情報公開及び個人情報保護に要する経費 588	
							報酬 (345)	
							・情報公開及び個人情報保護審議会委員報酬 89	
							・情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬 256	
							旅費 (76)	
							費用弁償 76	
							需用費 (62)	
							消耗品費 62	
							使用料及び賃借料 (105)	
							・情報公開データベース使用料 105	
3 友好 交流費	780 (2,745) (△1,965)				780			
					780	10 需用費	50	20 都市間交流に要する経費 780
						1 消耗品費	50	需用費 (50)
					18 負担金, 補助及び交付金	730	消耗品費 50	
							負担金, 補助及び交付金 (730)	
							・日中友好協会負担金 10	
							・取手市国際交流協会補助金 720	
4 財 政 管 理 費	222,244 (157,522) (64,722)			9	4,723			
				財産収入 150,000				
				寄附金				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
4 財政管理費				67,480	4,723	7 報償費	14,940	5 財政事務に要する経費	4,755	
				繰入金			10 需用費	992		
				32			1 消耗品費	137	需用費	(985)
				諸収入			4 印刷製本費	855	消耗品費	130
				32			11 役務費	429	印刷製本費	855
							1 通信運搬費	429	委託料	(3,715)
							12 委託料	55,687	・公会計財務書類作成支援業務委託料	3,715
							13 使用料及び賃借料	187	使用料及び賃借料	(55)
				217,489			24 積立金	150,009	・業務端末機使用料	55
									21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費	217,489
									報償費	(14,940)
									・ふるさと取手応援寄附返礼品	14,940
									需用費	(7)
							消耗品費	7		
							役務費	(429)		
							通信運搬費	429		
							委託料	(51,972)		
							・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料	51,972		
							使用料及び賃借料	(132)		
							・ワンストップ特例申請支援システム使用料	132		
							積立金	(150,009)		
							・ふるさと取手応援基金積立金	150,009		

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
5 会計管理費	3,649 (3,393) (256)				3,649				
					3,649	1 報酬	1,017	5 会計事務に要する経費	3,649
						8 旅費	67	報酬	(1,017)
						1 費用弁償	67	・会計年度任用職員報酬	1,017
						10 需用費	823	旅費	(67)
						1 消耗品費	220	費用弁償	67
						4 印刷製本費	603	需用費	(823)
						11 役務費	1,742	消耗品費	220
						1 通信運搬費	191	印刷製本費	603
						4 手数料	1,341	役務費	(1,742)
						9 公金事故損害保険料	210	通信運搬費	191
								手数料	1,341
								公金事故損害保険料	210
6 財産管理費	219,500 (446,942) (△227,442)	420		43,441	167,447				
		国庫支出金		財産収入 7,990 繰入金 202 諸収入	4,778	1 報酬	1,253	5 管財事務に要する経費	4,778
						7 報償費	83	需用費	(109)
						8 旅費	10	消耗品費	109
						1 費用弁償	10	役務費	(1,864)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明				
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額					
		国県支出金	地 方 債					そ の 他			
6 財 産 管 理 費						10 需 用 費	46,119	手数料	42		
						1 消 耗 品 費	2,949	賠償保険料	1,822		
						2 燃 料 費	4,700	使用料及び賃借料	(2,760)		
						5 光 熱 水 費	30,063	・ 有料道路通行料	2,760		
						6 修 繕 料	8,402	負担金, 補助及び交付金	(45)		
						9 医 薬 材 料 費	5	・ 県安全運転管理者協議会負担金	21		
						11 役 務 費	9,369	・ 県都市管財事務研究会負担金	1		
						1 通 信 運 搬 費	5,782	・ 守谷土地改良区負担金	1		
							2,911	・ 県建設技術連絡協議会負担金	7		
								・ 防火安全協会負担金	15		
								6 契約事務に要する経費	2,911		
								4 手 数 料	103	報償費	(64)
								6 火 災 保 険 料	206	・ 入札監視等委員会委員謝礼	64
								7 自 動 車 損 害 保 険 料	433	需用費	(15)
								8 賠 償 保 険 料	1,822	消耗品費	15
								10 不 動 産 鑑 定 料	1,023	使用料及び賃借料	(2,832)
								12 委 託 料	83,525	・ 建設工事情報検索システム使用料	11
		13 使用料及び 賃 借 料	29,486	・ 電子入札システム使用料	2,778						
			277	・ 建設コンサルタント情報検索システム使用料	11						
				・ 契約事務支援システム使用料	32						
				7 公共施設整備事務に要する経費	277						
				14 工事請負費	1,074	需用費	(61)				
				15 原 材 料 費	150	消耗品費	61				
				17 備品購入費	4,842	使用料及び賃借料	(196)				
						・ 建築工事標準単価表データ利用料	196				
						負担金, 補助及び交付金	(20)				

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
6 財産 管理費						18 負担金, 補助及び 交付金	65	・ 県営繕主務者会議負担金 20
				5,538		24 積立金	43,441	8 公共施設の整備に要する経費 5,538
						26 公課費	83	委託料 (5,538) ・ 施設定期点検業務委託料 5,538
				3,201	92,667			9 検査事務に要する経費 55
								報償費 (19) ・ 優秀建設業者表彰 19 需用費 (36) 消耗品費 36
							20 庁舎の管理に要する経費 95,868	
							需用費 (28,851) 消耗品費 1,901 光熱水費 20,988 修繕料 5,962 役務費 (5,883) 通信運搬費 5,782 火災保険料 101 委託料 (50,985) ・ 庁舎管理業務委託料 22,220 ・ 夜間警備委託料 6,204 ・ 市役所電話交換及び総合案内業務委託料 14,949 ・ 消防設備保守点検委託料 616 ・ 電気設備検査委託料 832 ・ エレベーター保守点検委託料 1,142	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 財 産 管 理 費							<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア保守点検委託料 317 ・植栽剪定業務委託料 900 ・市役所敷地内草刈業務委託料 418 ・空調機保守点検委託料 1,101 ・地下タンク埋設配管漏洩検査委託料 72 ・電話交換機保守点検委託料 1,980 ・自家発電設備定期点検業務委託料 234 使用料及び賃借料 (9,353) <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ聴取料 100 ・マット借上料 43 ・下水道使用料 806 ・電話交換機使用料 7,920 ・ファクシミリ使用料 6 ・電話発着信履歴検索装置使用料 478 工事請負費 (300) <ul style="list-style-type: none"> ・電話配線工事 300 原材料費 (100) <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等管理材料費 100 備品購入費 (396) <ul style="list-style-type: none"> ・庁用備品 396 	
		420		4,991		22,165	21 自動車の維持管理に要する経費 27,576	
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (1,253) <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 1,253 旅費 (10) <ul style="list-style-type: none"> 費用弁償 10 需用費 (6,390) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 307 燃料費 4,678 	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産 管理費							光熱水費 59 修繕料 1,341 医薬材料費 5 役務費 (494) 手数料 61 自動車損害保険料 433 委託料 (500) ・市バス等運転業務委託料 500 使用料及び賃借料 (13,626) ・公用車リース料 13,626 工事請負費 (774) ・電気自動車充電設備設置工事 774 備品購入費 (4,446) ・電気自動車 4,446 公課費 (83) 自動車重量税 78 自動車税 5 22 市有財産管理に要する経費 8,270	
					8,270		需用費 (211) 消耗品費 90 燃料費 22 修繕料 99 役務費 (1,023) 不動産鑑定料 1,023 委託料 (6,984) ・市有地草刈業務委託料 4,978 ・看板作成委託料 100 ・立木伐採業務委託料 500	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
6 財 産 管 理 費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産台帳管理システム更新委託料 1,406 使用料及び賃借料 (2) ・ 新取手沈殿槽用地借上料 2 原材料費 (50) ・ 市有財産管理原材料費 50
				30,786			23 藤代庁舎の管理に要する経費 30,786
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (10,446) 消耗品費 430 光熱水費 9,016 修繕料 1,000 役務費 (105) 火災保険料 105 委託料 (19,518) ・ 庁舎管理業務委託料 6,455 ・ 夜間警備委託料 5,146 ・ 清掃管理業務委託料 5,808 ・ 消防設備保守点検委託料 531 ・ 電気設備検査委託料 407 ・ エレベーター保守点検委託料 594 ・ 自動ドア保守点検委託料 270 ・ 植栽剪定業務委託料 307 使用料及び賃借料 (717) ・ テレビ聴取料 30 ・ マット借上料 27 ・ 下水道使用料 660
			43,441				25 公共施設整備基金積立金 43,441

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産管理費							積立金 (43,441) ・ 公共施設整備基金積立金 43,441	
7 企画費	19,308			7,840	11,466			
	(14,694)			繰入金 2				
	(4,614)			諸収入 2				
					616	1 報酬	201	5 企画事務に要する経費 618
						8 旅費	96	
						1 費用弁償	20	旅費 (54) 費用弁償 4
						2 普通旅費	60	普通旅費 42
						4 研修旅費	16	研修旅費 8
						10 需用費	1,837	需用費 (413) 消耗品費 413
						1 消耗品費	1,617	負担金, 補助及び交付金 (151) ・ 首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会負担金 47
						4 印刷製本費	220	・ 県用地対策連絡協議会負担金 5
						12 委託料	15,449	・ 霞ヶ浦導水事業建設促進協議会負担金 4
						13 使用料及び賃借料	1,206	・ 茨城空港利用促進等協議会負担金 60
						17 備品購入費	368	・ 幸せリーグ負担金 10
			3,480	1,391	18 負担金, 補助及び交付金	151	・ 人口減少に立ち向かう自治体連合負担金 10 ・ 凶柄入り土浦ナンバー推進協議会負担金 15	
							7 シティプロモーションに要する経費 4,871	
							旅費 (12) 普通旅費 8 研修旅費 4	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
7 企画費							需用費 (1,424) 消耗品費 1,204 印刷製本費 220 委託料 (2,997) ・シティプロモーションサイト保守業務委託料 1,390 ・プレスリリース配信委託料 658 ・公共交通広告掲出委託料 458 ・SNS情報配信委託料 491 使用料及び賃借料 (70) ・WEBサーバシステム使用料 70 備品購入費 (368) ・動画編集用パソコン 368 10 行政改革推進委員会に要する経費 53 報酬 (51) ・行政改革推進委員会委員報酬 51 旅費 (2) 費用弁償 2 11 取手市総合計画に要する経費 74 報酬 (58) ・総合計画審議会委員報酬 58 旅費 (16) 費用弁償 2 普通旅費 10 研修旅費 4 15 行政改革推進に要する経費 6,237
				53			
				74			
				4,360	1,877		

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債				
7 企画費							委託料 (6,237) ・業務効率化支援委託料 6,237
				7,351			22 構造改革推進に要する経費 7,351
				7,351			(2) 公共施設マネジメントに関する経費 7,351
							委託料 (6,215) ・公共施設等総合管理計画第1次行動計画策定 支援業務委託料 6,215 使用料及び賃借料 (1,136) ・公共施設マネジメントシステム使用料 1,136
				104			38 いじめ問題再調査委員会に要する経費 104
8 電算組織 管理費	374,688	2,275		64	372,217		
	(359,982)	国庫支出金		財産収入			
	(14,706)	87		45			
		県支出金		繰入金			
		2,362		109	365,053	8 旅 費	620 電算・OA化等に要する経費 367,524
						2 普通旅 費	6 旅費 (6)
						10 需用費	6,499 普通旅費 6
						1 消耗品 費	6,112 需用費 (6,499) 消耗品費 6,112

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
8 電算組織 管理費							
					6 修繕料	387	修繕料 387
					11 役員費	15,436	役員費 (15,436)
					1 通信運 搬費	15,436	通信運搬費 15,436
					12 委託料	218,725	委託料 (218,184)
					13 使用料及び 賃借料	117,952	・電算機情報処理業務委託料 197,022
					18 負担金, 補助及び 交付金	16,070	・電算室自動消火装置点検委託料 47
							・サーバ室夜間警備委託料 476
						・情報系ネットワーク運用管理業務委託料 19,497	
						・公衆無線LAN機器保守委託料 1,142	
						使用料及び賃借料 (111,329)	
						・業務系サーバ機器等使用料 8,170	
						・事務用パソコン使用料 42,593	
						・情報系サーバ機器等使用料 52,668	
						・事務用プリンター使用料 1,917	
						・出先機関フロアスイッチ使用料 1,145	
						・電算室自動消火装置使用料 47	
						・無線LAN機器使用料 122	
						・公衆無線LAN機器使用料 41	
						・サーバ室自動消火装置使用料 436	
						・サーバ室入退出管理機器使用料 142	
						・インターネット系端末用パソコン使用料 2,152	
						・第4次LGMAN機器使用料 1,731	
						・オンライン会議ソフトライセンス使用料 165	
						負担金, 補助及び交付金 (16,070)	
						・地方公共団体情報システム機構負担金 180	
						・県高度情報化推進協議会負担金 40	
						・いばらきブロードバンド負担金 6,296	
						・いばらき公共施設予約システム整備運営 協議会負担金 702	
						・電子申請・届出システム負担金 232	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
8 電算組織 管理費					7,164		<ul style="list-style-type: none"> ・統合型GIS負担金 688 ・中間サーバー保守運用負担金 5,285 ・いばらき情報セキュリティクラウド負担金 2,413 ・森林クラウドシステム負担金 45 ・大容量ファイル交換システム負担金 189 	
							22 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 7,164 委託料 (541) ・情報システムセキュリティ強化対策機器保守委託料 541 使用料及び賃借料 (6,623) ・情報システムセキュリティ強化対策機器使用料 4,302 ・ファイル無害化転送システム使用料 1,100 ・インターネット仮想化ソフトライセンス使用料 1,221	
9 交通安全 対策費	90,923 (92,283) (△1,360)		2,400	18,638 使用料・手数料 94 諸収入	69,791			
					19,300	1 報酬	3,210	2 一般職人件費 19,300
						2 給料	9,200	給料 (9,200)
						3 職員手当等	7,448	・一般職 3人 9,200
						4 共済費	3,593	
						7 報償費	1,745	職員手当等 (7,100)
						8 旅費	47	扶養手当 500
				1 費用弁償	47	地域手当 1,000 時間外勤務手当 1,200		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明			
		特 定 財 源			区 分	金 額				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源		
9 交通安全 対策費				84	2,038	10 需用費	7,218	期末手当 2,400		
						1 消耗品費	874	勤勉手当 1,800		
						2 燃料費	114	通勤手当 200		
						5 光熱水費	2,417	共済費 (3,000)		
						6 修繕料	3,813	共済組合負担金 3,000		
								5 交通安全事務に要する経費 2,122		
							7,886	11 役務費	158	
								1 通信運搬費	117	需用費 (194)
								6 火災保険料	26	消耗品費 80
								7 自動車損害保険料	15	燃料費 114
										役務費 (15)
										自動車損害保険料 15
								12 委託料	45,375	使用料及び賃借料 (345)
								13 使用料及び賃借料	4,974	・公用車リース料 345
							7,886	14 工事請負費	6,387	負担金、補助及び交付金 (1,568)
								18 負担金、補助及び交付金	1,568	・取手地区交通安全協会負担金 1,338
								20 交通安全の施設整備に要する経費	7,886	・交通安全母の会補助金 230
										需用費 (4,113)
								消耗品費 450		
								光熱水費 120		
								修繕料 3,543		
								委託料 (81)		
								・公共表示制作設置委託料 81		
								工事請負費 (3,692)		
								・道路反射鏡設置工事 2,361		
								・道路区画線設置工事 1,331		

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
9 交通安全 対策費			2,400	18,592	35,608		21 自転車駐車場の維持管理に要する経費 56,600
							報酬 (3,210) ・会計年度任用職員報酬 3,210 職員手当等 (348) 期末手当 348 共済費 (593) 雇用保険料 33 厚生年金保険料 335 子ども・子育て拠出金 13 健康保険料負担金 212 旅費 (47) 費用弁償 47 需用費 (2,663) 消耗品費 96 光熱水費 2,297 修繕料 270 役務費 (139) 通信運搬費 113 火災保険料 26 委託料 (42,276) ・自転車駐車場管理委託料 42,246 ・消防設備保守点検委託料 30 使用料及び賃借料 (4,629) ・自転車駐車場土地借上料 4,602 ・自転車駐車場下水道使用料 27 工事請負費 (2,695) ・新取手駅自転車駐車場(一部)解体工事 2,695
				56	3,014		22 放置自転車対策に要する経費 3,070

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
9 交通安全 対策費					1,945		需用費 (48)	
							消耗品費 48	
							役務費 (4)	
							通信運搬費 4	
							委託料 (3,018)	
							・ 放置自転車移動作業委託料 990	
							・ 取手駅自転車放置整理区域管理業務委託料 1,744	
							・ 放置自転車保管場所管理業務委託料 284	
							23 交通安全推進指導隊に要する経費 1,945	
							報償費 (1,745)	
							・ 交通安全推進指導隊員謝礼 1,745	
							需用費 (200)	
							消耗品費 200	
10 地 方 振 興 費	46,598 (51,012) (△4,414)			21 使用料・手数料 890 繰入金 2,593 諸収入	43,094		10 市政協力員に要する経費 14,951	
							1 報 酬 1,761	
							7 報 償 費 15,230	
							8 旅 費 34	
							1 費 用 弁 償 34	
							10 需 用 費 240	
							報償費 (14,870)	
							・ 功労者記念品 110	
・ 講師謝礼 50								
・ 市政協力員謝礼 14,710								
需用費 (22)								

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源		一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債					その他	
10 地方 振興費					160	1 消耗品費	191	消耗品費	22
						2 燃料費	32	使用料及び賃借料	(59)
						4 印刷製本費	17	・有料道路通行料	20
						11 役務費	138	・会場使用料	31
						1 通信運搬費	113	・住宅地図複写利用料	8
						7 自動車損害保険料	25	11 市公募補助金検討委員会に要する経費	160
						12 委託料	1,320	報償費	(160)
						13 使用料及び賃借料	1,376	・市公募補助金検討委員会委員謝礼	160
						14 工事請負費	1,080	20 地区振興に要する経費	26,669
						18 負担金, 補助及び交付金	25,419	13 使用料及び賃借料	(1,177)
								14 工事請負費	1,177
								18 負担金, 補助及び交付金	(1,080)
								負担金, 補助及び交付金	(24,412)
								・地区補助金	21,912
		・コミュニティ助成事業補助金	2,500						
		111	3,710	22 市民活動支援に要する経費	3,821				
				報酬	(1,761)				
				・会計年度任用職員報酬	1,761				
				報償費	(200)				
				・市民協働研修会講師謝礼	200				
				旅費	(34)				
				費用弁償	34				
				需用費	(218)				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
10 地方 振興費				890	107		消耗品費 169 燃料費 32 印刷製本費 17 役務費 (138) 通信運搬費 113 自動車損害保険料 25 委託料 (1,320) ・地域ポータルサイト管理委託料 1,320 使用料及び賃借料 (140) ・コピー使用料 50 ・印刷機使用料 90 負担金、補助及び交付金 (10) ・チャレンジいばらき県民運動負担金 10 23 地区集会所整備に要する経費 997 負担金、補助及び交付金 (997) ・地区集会所建設等事業費補助金 997	
11 災 害 対 策 費	47,260 (59,112) (△11,852)	682 県支出金	6,830 繰入金 480 諸収入	39,268	63	1 報 酬 1,052	20 防災会議に要する経費 63	
						3 職員手当等 500 7 報 償 費 50 8 旅 費 22 1 費 用 弁 償 12	報酬 (51) ・防災会議委員報酬 51 旅費 (12) 費用弁償 12	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国県支出金	地方債	その他				財源		
11 災害 対策費					842	4 研修旅 費	10	21 防災訓練に要する経費	842	
							10 需用費	9,736	職員手当等	(500)
							1 消耗品 費	6,546	時間外勤務手当	500
							2 燃料費	148	需用費	(216)
							3 食糧費	120	消耗品費	216
							4 印刷製 本 費	1,358	原材料費	(126)
					5,450	14,667	5 光熱水 費	820	・ 防災訓練用材料	126
							6 修繕料	744	22 災害対策に要する経費	20,117
							11 役務費	6,891	報酬	(1,001)
							1 通信運 搬 費	6,637	・ 会計年度任用職員報酬	1,001
							4 手数料	190	報償費	(50)
							7 自動車 損 害 保 險 料	18	・ 講師謝礼	50
							8 賠償保 險 料	46	旅費	(10)
							12 委託料	9,915	研修旅費	10
							13 使用料及び 賃 借 料	1,017	需用費	(8,000)
							15 原材料費	181	消耗品費	6,330
							17 備品購入費	6,528	燃料費	148
							18 負担金, 補助及び 交 付 金	11,368	食糧費	120
							印刷製本費	1,358		
							修繕料	44		
							役務費	(2,975)		
							通信運搬費	2,760		
							手数料	190		
							自動車損害保険料	18		
							賠償保険料	7		
							委託料	(4,110)		
							・ 消毒委託料	110		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
11 災 害 対 策 費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急排水ポンプ設置委託料 4,000 使用料及び賃借料 (264) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車リース料 264 原材料費 (55) <ul style="list-style-type: none"> ・ 土のう用砂 55 備品購入費 (240) <ul style="list-style-type: none"> ・ カラーレーザープリンター 240 負担金, 補助及び交付金 (3,412) <ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川水系県南水防事務組合負担金 3,305 ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合負担金 35 ・ 防災士養成講座受講負担金 62 ・ 中越大震災ネットワークおぢや負担金 10
			1,860	15,055			23 防災施設等の整備に要する経費 16,915
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (1,520) <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費 820 修繕料 700 役務費 (2,518) <ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 2,479 賠償保険料 39 委託料 (5,805) <ul style="list-style-type: none"> ・ 280MHz 同報無線システム保守管理委託料 5,442 ・ 耐震性貯水槽保守点検委託料 363 備品購入費 (6,288) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時協力井戸発電機 1,536 ・ 防災ラジオ 4,752 負担金, 補助及び交付金 (784) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災情報ネットワークシステム負担金 68

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
11 災 害 対 策 費							・被災者生活再建支援システム維持管理負担金 716	
					8,521		24 自主防災組織に要する経費 8,521	
								役務費 (1,398) 通信運搬費 1,398 負担金, 補助及び交付金 (7,123) ・防災士育成事業補助金 430 ・自主防災組織補助金 6,393 ・自主防災組織資機材補助金 300
		682			120		25 災害時応急処理経費 802	
		49					(6) 平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震に伴う応急処理経費 49	
		633			120		負担金, 補助及び交付金 (49) ・被災住宅復興支援利子補給補助金 49 (7) 平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 753 使用料及び賃借料 (753) ・住宅借上料 753	
12 国民保護 対 策 費	63 (99) (△36)				63			
					63	1 報 酬 51 8 旅 費 12	20 国民保護対策に要する経費 63	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
12 国民保護 対策費						1 費用弁 償	12	報酬 (51) ・国民保護協議会委員報酬 51 旅費 (12) 費用弁償 12
13 男女共同 参画 推進費	1,379 (3,359) (△1,980)			190 繰入金 4 諸収入	1,185			
					267	1 報 酬	267	10 男女共同参画審議会に要する経費 267
						7 報 償 費	87	
						8 旅 費	8	報酬 (267) ・男女共同参画審議会委員報酬 267
						2 普 通 旅 費	4	
				194	918	4 研 修 旅 費	4	20 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,112
						10 需 用 費	594	報償費 (87) ・情報紙編集協力員謝礼 80 ・男女共同参画苦情処理員謝礼 7
						1 消 耗 品 費	8	
						4 印 刷 製 本 費	586	旅費 (8) 普通旅費 4 研修旅費 4
						11 役 務 費	143	
						4 手 数 料	141	需用費 (594) 消耗品費 8 印刷製本費 586
						8 賠 償 保 險 料	2	役務費 (143) 手数料 141 賠償保険料 2
						12 委 託 料	280	委託料 (280) ・男女共同参画地域推進委託料 280

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明								
		特定財源			一般財源	区分		金額							
		国県支出金	地方債	その他											
14 財政調整 基金費	270,038 (270,235) (△197)			38 財産収入	270,000	24 積立金	270,038	20 財政調整基金積立金	250,024						
				24	250,000			積立金 ・財政調整基金積立金	(250,024) 250,024						
				14	20,000			21 減債基金積立金	20,014						
								積立金 ・減債基金積立金	(20,014) 20,014						
15 諸 費	1,318,237 (1,150,622) (167,615)			1 財産収入	1,318,095			20 平和推進に要する経費	142						
				100 寄附金						8 旅 費	78	(1) 非核平和推進関係経費	142		
				31 繰入金						4 研修旅 費	78				
				10 諸収入						10 需用費	418			需用費	(35)
				142						1 消耗品 費	418			消耗品費	35
										11 役 務 費	4			役務費	(4)
			1 通 信 運 搬 費	4	通信運搬費 負担金、補助及び交付金	4 (2)									

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
15 諸 費						18 負担金, 補助及び 交付金	1,316,636	・ 平和首長会議メンバーシップ負担金 積立金 ・ 平和基金積立金	2 (101) 101
					1,144	22 償還金, 利子及び 割引料	1,000	21 地域改善対策に要する経費	1,144
						24 積立金	101	旅費 研修旅費 需用費 消耗品費 負担金, 補助及び交付金 ・ 地域改善対策事業補助金	(78) 78 (383) 383 (683) 683
					1,315,951			27 常総地方広域市町村圏事務組合負担金	1,315,951
								負担金, 補助及び交付金 ・ 常総地方広域市町村圏事務組合負担金	(1,315,951) 1,315,951
				1,000		33 過年度国庫支出金等過誤納返還金	1,000	償還金, 利子及び割引料 ・ 過年度国県支出金等過誤納返還金	(1,000) 1,000
項 計	4,081,975 (4,225,970) (△143,995)	4,127	2,400	326,711	3,748,737				

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 税務 総務費	325,058 (314,392) (10,666)	161,250 県支出金 161,250		8,214 使用料・手数料 9,000 諸収入 17,214	146,594 105,836	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 2 普通旅費 4 研修旅費 10 需用費 1 消耗品費 3 食糧費 4 印刷製本費 18 負担金, 補助及び交付金 22 償還金, 利子及び割引料	2 一般職人件費 給料 ・一般職 40人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 共済費 共済組合負担金 5 市民税事務に要する経費 需用費 消耗品費 食糧費 負担金, 補助及び交付金 ・県都市税務協議会負担金 ・竜ヶ崎地区税務協議会負担金 6 資産税事務に要する経費	284,300 (137,800) 137,800 (100,400) 3,300 14,400 16,000 2,400 34,300 25,000 2,100 2,900 (46,100) 46,100 334 (284) 278 6 (50) 7 43 243

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 税務 総務費							需用費 (153) 消耗品費 153 負担金, 補助及び交付金 (90) ・資産評価システム研究センター負担金 90 7 納税事務に要する経費 46 需用費 (46) 消耗品費 38 印刷製本費 8 10 固定資産評価審査委員会に要する経費 135 報酬 (111) ・固定資産評価審査委員報酬 111 旅費 (16) 普通旅費 8 研修旅費 8 需用費 (8) 消耗品費 8 20 市税過誤納金還付金 40,000 償還金, 利子及び割引料 (40,000) ・市税過誤納還付金 39,800 ・還付加算金 200	
2 賦課 徴収費	106,051 (103,059) (2,992)			2,750 使用料・手数料	103,286			

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源		一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債					その他	
2 賦課徴収費				15 諸収入					
				65	29,746	1 報酬	5,576	5 市民税等賦課に要する経費	29,811
						4 共済費	278	報酬	(4,729)
						8 旅費	216	・会計年度任用職員報酬	4,729
						1 費用弁償	203	共済費	(278)
						2 普通旅費	13	雇用保険料	45
						10 需用費	3,126	厚生年金保険料	139
						1 消耗品費	679	子ども・子育て拠出金	6
						2 燃料費	235	健康保険料負担金	88
						4 印刷製本費	2,212	旅費	(184)
						11 役務費	32,398	費用弁償	171
						1 通信運搬費	17,311	普通旅費	13
						4 手数料	15,087	需用費	(1,715)
						12 委託料	41,821	消耗品費	448
						13 使用料及び賃借料	9,618	燃料費	138
						18 負担金, 補助及び交付金	13,018	印刷製本費	1,129
								役務費	(10,339)
								通信運搬費	9,574
							手数料	765	
							委託料	(6,772)	
							・税申告時庁舎前駐車場整理業務委託料	565	
							・個人住民税申告書作成システム維持管理業務委託料	264	
							・申告受付業務委託料	5,173	
							・申告会場設営・撤去業務委託料	770	
							使用料及び賃借料	(3,095)	
							・業務端末機使用料	3,020	
							・携帯電話使用料	75	

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 賦課徴収費							負担金, 補助及び交付金 (2,699) ・ 地方税共同機構負担金 2,699	
					9,041		6 固定資産税賦課に要する経費 9,041	
							需用費 (829) 消耗品費 211 燃料費 79 印刷製本費 539 役務費 (3,565) 通信運搬費 3,565 使用料及び賃借料 (4,647) ・ 業務端末機使用料 851 ・ 家屋評価システム使用料 3,589 ・ 公用車リース料 207	
				2,700	28,868		7 徴収事務に要する経費 31,568	
							報酬 (847) ・ 会計年度任用職員報酬 847 旅費 (32) 費用弁償 32 需用費 (582) 消耗品費 20 燃料費 18 印刷製本費 544 役務費 (18,494) 通信運搬費 4,172 手数料 14,322 委託料 (474)	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 賦課徴収費							<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードシステム構築業務委託料 474 使用料及び賃借料 (820) ・業務端末機使用料 599 ・公用車リース料 221 負担金、補助及び交付金 (10,319) ・茨城租税債権管理機構負担金 10,319 	
				33,165			20 資産評価システムに要する経費 33,165	
					2,466		<ul style="list-style-type: none"> 委託料 (32,109) ・固定資産評価システム業務委託料 27,280 ・固定資産評価用航空写真撮影業務委託料 4,829 使用料及び賃借料 (1,056) ・土地評価システム用パソコン等使用料 1,056 	
							21 不動産評価鑑定に要する経費 2,466	
							<ul style="list-style-type: none"> 委託料 (2,466) ・固定資産税不動産鑑定及び下落修正業務委託料 2,466 	
項 計	431,109 (417,451) (13,658)	161,250		19,979	249,880			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	271,126 (258,007) (13,119)	49,226 国庫支出金 88 県支出金		38,977 使用料・手数料 59 諸収入	182,776			
-------------	--------------------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------	---------	--	--	--

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明			
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費				10,086	152,514	1 報 酬	25,534	2 一般職人件費	162,600	
						2 給 料	86,300			
						3 職員手当等	53,821	給料	(86,300)	
						4 共 済 費	27,001	・一般職 24人	86,300	
						8 旅 費	721	職員手当等	(51,800)	
						1 費用弁 償	717	扶養手当	800	
						2 普通旅 費	4	地域手当	8,900	
						10 需用費	3,458	時間外勤務手当	3,000	
						1 消耗品 費	1,579	管理職手当	1,400	
						2 燃料費	29	期末手当	21,000	
						4 印刷製 本 費	823	勤勉手当	15,000	
								通勤手当	1,700	
		2,839		26,949				共済費	(24,500)	
								共済組合負担金	24,500	
							5 光熱水 費	957	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費	29,788
							6 修繕料	70	報酬	(1,869)
							11 役 務 費	1,973	・会計年度任用職員報酬	1,869
							1 通信運 搬 費	806	職員手当等	(182)
							4 手数料	1,144	期末手当	182
							6 火災保 険 料	2	共済費	(363)
						7 自動車 損 害 保 険 料	21	雇用保険料	21	
								厚生年金保険料	204	
								子ども・子育て拠出金	9	
								健康保険料負担金	129	
								旅費	(86)	
						12 委 託 料	703	費用弁償	86	
						13 使用料及び 賃 借 料	30,164	需用費	(1,958)	
								消耗品費	1,178	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費							需用費 (357) 消耗品費 137 燃料費 11 印刷製本費 73 光熱水費 106 修繕料 30 役務費 (213) 通信運搬費 192 自動車損害保険料 21 委託料 (281) ・レジスター保守点検委託料 46 ・自動ドア保守点検委託料 80 ・非常通報装置保守点検委託料 155 使用料及び賃借料 (1,461) ・業務端末機使用料 957 ・コピー機使用料 504 7 取手駅前窓口事務に要する経費 10,642	
				10,642			報酬 (5,480) ・会計年度任用職員報酬 5,480 旅費 (197) 費用弁償 197 需用費 (1,050) 消耗品費 171 燃料費 18 光熱水費 851 修繕料 10 役務費 (95) 通信運搬費 93	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費							火災保険料 2	
							委託料 (288)	
							・清掃委託料 50	
							・機械警備業務委託料 238	
							使用料及び賃借料 (3,532)	
							・取手駅前窓口借上料 3,319	
							・公用車リース料 213	
		46,475		60		5,254	22 個人番号事務に要する経費 51,789	
							報酬 (9,957)	
							・会計年度任用職員報酬 9,957	
							職員手当等 (1,296)	
							時間外勤務手当 750	
							期末手当 546	
							共済費 (1,122)	
							雇用保険料 99	
							厚生年金保険料 611	
							子ども・子育て拠出金 25	
							健康保険料負担金 387	
							旅費 (190)	
							費用弁償 190	
							需用費 (78)	
							消耗品費 78	
							役務費 (102)	
							通信運搬費 102	
							使用料及び賃借料 (336)	
							・業務端末機使用料 20	
							・個人番号カードプリンター使用料 316	
							負担金、補助及び交付金 (38,708)	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費				16	5,293		・ 個人番号カード関連事務委任交付金 38,708	
							24 旅券事務に要する経費 5,309	
							報酬 (3,993) ・ 会計年度任用職員報酬 3,993 職員手当等 (364) 期末手当 364 共済費 (724) 雇用保険料 41 厚生年金保険料 408 子ども・子育て拠出金 17 健康保険料負担金 258 旅費 (120) 費用弁償 120 需用費 (15) 消耗品費 15 使用料及び賃借料 (93) ・ I C 旅券用窓口端末機使用料 93	
				1,920	1,936		25 コンビニ交付に要する経費 3,856	
							旅費 (4) 普通旅費 4 役務費 (1,124) 手数料 1,124 負担金、補助及び交付金 (2,728) ・ コンビニ交付 J-L I S 運営負担金 2,728	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国庫支出金	地方債	その他				財源		
1 選挙管理 委員会費						1 通信運 搬費	16	共済組合負担金	3,400	
		22			330	18 負担金, 補助及び 交付金	50	5 選挙管理委員会に要する経費	352	
								報酬	(233)	
								・選挙管理委員報酬	233	
								旅費	(4)	
								研修旅費	4	
								需用費	(49)	
								消耗品費	34	
								印刷製本費	15	
								役務費	(16)	
								通信運搬費	16	
								負担金, 補助及び交付金	(50)	
								・市区選連分担金	37	
								・市区選連関東支部分担金	13	
2 諸選挙費	98,573	49,539			1,418					
	(0)	国庫支出金								
	(98,573)	47,616								
		県支出金								
		49,539								
							1 報 酬	4,320	20 衆議院議員総選挙に要する経費	49,539
							3 職員手当等	35,707		
							4 共 済 費	220	報酬	(2,196)
						7 報 償 費	324	・選挙管理委員報酬	171	
						10 需 用 費	9,021	・投票管理者報酬	686	
						1 消 耗 品 費	7,214	・投票立会人報酬	1,167	
						2 燃 料 費	266	・開票管理者報酬	11	
						3 食糧費	196	・開票立会人報酬	161	
								職員手当等	(16,218)	

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
2 諸選挙費						4 印刷製本費	655	時間外勤務手当	15,303
						5 光熱水費	90	休日勤務手当	234
						6 修繕料	600	管理職員特別勤務手当	681
						11 役務費	9,583	共済費	(110)
						1 通信運搬費	6,239	非常勤職員公務災害補償負担金	110
						3 広告料	216	報償費	(162)
						4 手数料	3,128	・ポスター掲示場借用謝礼	94
						12 委託料	31,482	・携帯電話借用謝礼	54
						13 使用料及び賃借料	1,335	・駐車場借用謝礼	11
						15 原材料費	200	・投票所案内看板設置謝礼	3
						17 備品購入費	6,381	需用費	(5,015)
								消耗品費	3,757
								燃料費	248
								食糧費	98
		印刷製本費	575						
		光熱水費	37						
		修繕料	300						
		役務費	(4,989)						
		通信運搬費	3,157						
		広告料	97						
		手数料	1,735						
		委託料	(16,509)						
		・電算機情報処理業務委託料	3,934						
		・ポスター掲示場設置撤去業務委託料	6,133						
		・選挙会場臨時電源仮設業務委託料	111						
		・投票事務従事者派遣委託料	6,239						
		・期日前投票所案内看板設置撤去業務委託料	70						
		・投票所警備誘導委託料	22						
		使用料及び賃借料	(695)						
		・投票所借上料	282						

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
2 諸選挙費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票箱送致車借上料 73 ・ 駐車場借上料 338 ・ 下水道使用料 2 原材料費 (100) <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙用材料代 100 備品購入費 (3,545) <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙用備品 3,545
		47,616			1,418		30 茨城県知事選挙に要する経費 49,034
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (2,124) <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員報酬 171 ・ 投票管理者報酬 686 ・ 投票立会人報酬 1,167 ・ 開票管理者報酬 11 ・ 開票立会人報酬 89 職員手当等 (19,489) <ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当 17,935 休日勤務手当 774 管理職員特別勤務手当 780 共済費 (110) <ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員公務災害補償負担金 110 報償費 (162) <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター掲示場借用謝礼 94 ・ 携帯電話借用謝礼 54 ・ 駐車場借用謝礼 11 ・ 投票所案内看板設置謝礼 3 需用費 (4,006) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 3,457 燃料費 18

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 諸選挙費							食糧費 98 印刷製本費 80 光熱水費 53 修繕料 300 役務費 (4,594) 通信運搬費 3,082 広告料 119 手数料 1,393 委託料 (14,973) ・電算機情報処理業務委託料 3,934 ・ポスター掲示場設置撤去業務委託料 5,643 ・選挙会場臨時電源仮設業務委託料 111 ・投票事務従事者派遣委託料 5,193 ・期日前投票所案内看板設置撤去業務委託料 70 ・投票所警備誘導委託料 22 使用料及び賃借料 (640) ・投票所借上料 332 ・投票箱送致車借上料 73 ・駐車場借上料 233 ・下水道使用料 2 原材料費 (100) ・選挙用材料代 100 備品購入費 (2,836) ・選挙用備品 2,836	
項 計	120,525 (25,342) (95,183)	97,177			23,348			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源		一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債					その他	
1 統計調査 総務費	22,485 (25,492) (△3,007)	215 県支出金		3 諸収入	22,267				
		190			22,110	2 給料	13,000	2 一般職人件費	22,300
						3 職員手当等	6,700		
						4 共済費	2,600	給料	(13,000)
						8 旅費	4	・一般職 4人	13,000
						4 研修旅費	4	職員手当等	(6,700)
						10 需用費	5	地域手当	1,300
						1 消耗品費	5	時間外勤務手当	300
						11 役務費	16	期末手当	2,800
						1 通信運搬費	16	勤勉手当	2,000
						11 役務費	16	通勤手当	300
						1 通信運搬費	16	共済費	(2,600)
						12 委託料	150	共済組合負担金	2,600
				3	157	18 負担金, 補助及び交付金	10	5 統計事務に要する経費	160
								委託料	(150)
								・統計グラフコンクール事務委託料	150
								負担金, 補助及び交付金	(10)
								・県統計協会負担金	10
		25						20 調査員の確保に要する経費	25
								旅費	(4)
								研修旅費	4
								需用費	(5)
								消耗品費	5
								役務費	(16)

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国県支出金	地方債	その他				一般財源		
1 統計調査 総務費							通信運搬費 16			
2 諸統計 調査費	3,711 (52,275) (△48,564)	3,711 県支出金					20 常住人口調査に要する経費 10			
							10 報酬 3,076	20 常住人口調査に要する経費 10		
							7 報償費 10	需用費 (10)		
							8 旅費 13		消耗品費 10	
							1 費用弁償 13		26 学校基本調査に要する経費 20	
							20 需用費 209	1 消耗品費 200	需用費 (20)	
								3 食糧費 9		消耗品費 20
								11 役務費 303	42 経済センサスに要する経費 3,631	
								3,631	1 通信運搬費 303	報酬 (3,051)
									13 使用料及び賃借料 100	
				・会計年度任用職員報酬 297						
				報償費 (10)						
				・調査協力謝礼 10						
				旅費 (11)						
				費用弁償 11						
				需用費 (159)						
				消耗品費 150						
				食糧費 9						
				役務費 (300)						
				通信運搬費 300						
				使用料及び賃借料 (100)						

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
2 諸統計調査費							・コピー機借上料 100
		50					44 経済センサス調査区管理に要する経費 50
							報酬 (25)
							・会計年度任用職員報酬 25
							旅費 (2)
							費用弁償 2
							需用費 (20)
							消耗品費 20
							役務費 (3)
							通信運搬費 3
項計	26,196 (77,767) (△51,571)	3,926		3	22,267		

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	32,003 (31,969) (34)				32,003			
					29,130	1 報酬	2,352	2 一般職人件費 29,130
						2 給料	13,700	給料 (13,700)
						3 職員手当等	11,030	・一般職 3人 13,700
						4 共済費	4,400	
						8 旅費	242	職員手当等 (11,030)
						2 普通旅費	36	扶養手当 200
						4 研修旅費	206	地域手当 1,500
								時間外勤務手当 30
								管理職手当 800

(歳出) 総務費

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 監査委員費						10 需用費	181	期末手当	3,700
						1 消耗品費	181	勤勉手当	2,700
						18 負担金, 補助及び交付金	98	通勤手当	200
								退職手当負担金	1,900
				299		5 監査事務に要する経費	299	共済費 (4,400)	
								旅費 (20)	
								普通旅費	12
								研修旅費	8
								需用費 (181)	
								消耗品費	181
								負担金, 補助及び交付金 (98)	
								・全国都市監査委員会負担金	37
								・関東都市監査委員会負担金	10
								・県都市監査委員会負担金	51
					2,574			10 監査委員報酬等に要する経費	2,574
								報酬 (2,352)	
								・監査委員報酬	2,352
								旅費 (222)	
								普通旅費	24
								研修旅費	198
項 計	32,003 (31,969) (34)				32,003				

(款) 2 総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	4,962,990 (5,036,566) (△73,576)	315,794	2,400	385,729	4,259,067			

(歳出) 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
		特 定 財 源				区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費	1,413,770	150,851		4	940,660				
	(1,431,187)	国庫支出金		財産収入					
	(△17,417)	313,529		2,726					
		県支出金		繰入金					
				6,000					
				諸収入					
		26,380		6,000	258,920	1 報 酬	279	2 一般職人件費	291,300
						2 給 料	143,100		
						3 職員手当等	102,700	給料	(143,100)
						4 共 済 費	45,500	・一般職 38人	143,100
						7 報 償 費	413	職員手当等	(102,700)
						8 旅 費	112	扶養手当	2,700
						1 費用弁 償	20	地域手当	15,400
						2 普通旅 費	20	時間外勤務手当	10,500
						4 研修旅 費	72	管理職手当	8,300
						10 需用費	2,561	特殊勤務手当	100
						1 消耗品 費	819	期末手当	35,700
						2 燃料費	488	勤勉手当	26,200
						4 印刷製 本 費	1,027	通勤手当	2,900
		18		100	1,968	6 修繕料	227	住居手当	900
					11 役 務 費	956	共済費	(45,500)	
					1 通信運 搬 費	242	共済組合負担金	45,500	
					3 広告料	28	5 社会福祉事務に要する経費	2,086	
					4 手数料	443	需用費	(705)	
							消耗品費	78	
							燃料費	488	
							修繕料	139	
							役務費	(288)	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
1 社会福祉 総務費						6 火災保 険料	77	通信運搬費	151
						7 自動車 損害保 険料	116	手数料	21
						8 賠償保 険料	50	自動車損害保険料	116
						12 委託料	160,117	委託料	(295)
						13 使用料及び 賃借料	2,682	・福祉まつり事業委託料	150
						18 負担金, 補助及び 交付金	153,706	・職員健康診断委託料	145
						19 扶助費	26,109	使用料及び賃借料	(263)
						24 積立金	4	・公用車リース料	208
						26 公課費	17	・ファクシミリ使用料	55
						27 繰出金	775,514	負担金, 補助及び交付金	(518)
							125,078	・都市福祉事務所長会負担金	17
								・生活資金貸付金保証保険負担金	1
								・子ども食堂補助金	400
		・いばらき被害者支援センター賛助金	100						
		公課費	(17)						
		自動車重量税	17						
		20 社会福祉協議会助成に要する経費	125,078						
		負担金, 補助及び交付金	(125,078)						
		・社会福祉協議会運営費補助金	125,078						
	25		17,729	22 民生委員に要する経費	17,754				
				報酬	(89)				
				・民生委員推薦会委員報酬	89				
				負担金, 補助及び交付金	(17,665)				
				・民生委員児童委員互助事業市町村負担金	31				
				・民生委員協議会補助金	17,634				

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費		832			190		23 行旅死病人取扱いに要する経費	1,022
							報償費	(183)
							・無縁墓地管理謝礼	183
							需用費	(7)
							消耗品費	7
							役務費	(348)
							広告料	28
							手数料	320
							委託料	(484)
							・行旅死亡人処理委託料	484
					483		24 遺族等の援護に要する経費	483
							旅費	(12)
							普通旅費	12
							需用費	(317)
							消耗品費	317
							役務費	(55)
							通信運搬費	50
							手数料	5
							使用料及び賃借料	(99)
							・バス借上料	99
					745		25 更生保護に要する経費	745
							負担金, 補助及び交付金	(745)
							・取手地区保護司会負担金	272
							・県更生保護協会負担金	75
							・取手地区更生保護女性会取手支部補助金	98

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 社会福祉 総務費							・ 取手地区保護司会取手支部補助金 300
		6,897				2,215	29 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,112
							報償費 (30) ・ 中国残留邦人支援・相談員謝礼 30
							役務費 (9) 手数料 9
							委託料 (264) ・ 中国残留邦人支援給付システム保守点検 委託料 264
						17,300	扶助費 (8,809) ・ 中国残留邦人支援給付金 8,809
							31 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,300
							扶助費 (17,300) ・ 特定疾病療養者見舞金 17,300
				2,626		2,303	34 健康づくり推進事業に要する経費 4,929
				2,626		2,303	(1) 健康づくり推進事業に関する経費 4,929
							報償費 (200) ・ 講師謝礼 200
							旅費 (68) 普通旅費 8
							研修旅費 60
							需用費 (1,532) 消耗品費 417

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費							印刷製本費 1,027 修繕料 88 役務費 (195) 通信運搬費 41 手数料 88 火災保険料 16 賠償保険料 50 使用料及び賃借料 (160) ・バス借上料 160 負担金、補助及び交付金 (2,774) ・健康づくり応援補助金 2,450 ・食育推進事業補助金 300 ・SWC首長研究会参加負担金 24 40 国民健康保険事業特別会計繰出金 775,514 繰出金 (775,514) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 775,514 42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,921 役務費 (61) 火災保険料 61 委託料 (118,700) ・ウェルネスプラザ指定管理料 118,700 使用料及び賃借料 (2,160) ・土地借上料 2,160 43 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 29,528	
		401,773			373,741			
						8,778	112,143	
							13,875	15,653

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 社会福祉 総務費							委託料 (29,528) ・生活困窮者自立相談支援委託料 29,528
		3,286				1,097	44 生活困窮者住居確保給付事業に要する経費 4,383
		310				104	(1) 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414
		2,976				993	負担金, 補助及び交付金 (414) ・生活困窮者住居確保給付金 414 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,969
		821				821	負担金, 補助及び交付金 (3,969) ・生活困窮者住居確保給付金 3,969 45 んくもり学習支援事業に要する経費 1,642
						1,712	委託料 (1,642) ・んくもり学習支援業務委託料 1,642 46 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,712
		835				418	委託料 (1,712) ・ひきこもり相談支援業務委託料 1,712 47 生活困窮者就労準備支援事業に要する経費 1,253
							負担金, 補助及び交付金 (1,253) ・生活困窮者就労準備支援事業負担金 1,253

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費		860			430			48 生活困窮者家計改善支援事業に要する経費	1,290
								負担金, 補助及び交付金 (1,290)	
								・生活困窮者家計改善支援事業負担金	1,290
				4				50 地域福祉基金積立金	4
								積立金 (4)	
								・地域福祉基金積立金	4
					7,714			56 成年後見制度利用促進に要する経費	7,714
								報酬 (190)	
								・成年後見制度利用促進審議会委員報酬	190
								旅費 (32)	
								費用弁償	20
								研修旅費	12
								委託料 (7,492)	
								・成年後見制度中核機関運営委託料	7,492
2 障害者 福祉費	2,002,246 (1,809,915) (192,331)	948,713 国庫支出金 466,303 県支出金		11 分担金・負担金 300 繰入金 283 諸収入 300	586,636 473	1 報 酬	1,923	5 障害福祉事務に要する経費	773
						7 報 償 費	320	報償費 (120)	
						8 旅 費	97	・身体障害者・知的障害者相談員謝礼	120

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明						
		特定財源			区分	金額							
		国県支出金	地方債	その他				一般財源					
2 障害者福祉費						1 費用弁償	85	旅費 (12)					
										2 普通旅費	12	普通旅費 12	
										10 需用費	1,188	需用費 (495)	
										1 消耗品費	729	消耗品費 454	
										2 燃料費	105	印刷製本費 41	
										4 印刷製本費	311	役務費 (1)	
										6 修繕料	43	手数料 1	
										11 役務費	3,164	委託料 (73)	
									1,967	1 通信運搬費	47	・職員健康診断委託料 73	
										4 手数料	3,049	負担金, 補助及び交付金 (72)	
										6 火災保険料	34	・身体障害者福祉協議会補助金 72	
									5,714	7 自動車損害保険料	34	20 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,967	
										12 委託料	72,361	扶助費 (1,967)	
										13 使用料及び賃借料	1,447	・障害者手帳申請診断書料助成 1,967	
									1,785	18 負担金, 補助及び交付金	2,682	21 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,714	
										19 扶助費	1,919,057	需用費 (241)	
				26 公課費	7	印刷製本費 241							
			4,805			扶助費 (5,473)							
						・重度障害者福祉タクシー利用料金助成 5,473							
						22 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,785							
						扶助費 (1,785)							
						・重度障害者紙おむつ支給 1,785							
						24 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,805							

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 障害者 福祉費							扶助費 (4,805) ・ 障害児 (者) 及び付添人交通費 4,805
		464					27 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 36,181
							役務費 (18) 火災保険料 18 委託料 (36,163) ・ 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 36,163
				283			28 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費 9,866
							役務費 (16) 火災保険料 16 委託料 (9,850) ・ 障害者福祉センターふじしろ指定管理料 9,850
		1,290					29 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 20,329
							委託料 (20,329) ・ 障害者福祉センターあけぼの指定管理料 20,329
		15,514				32 特別障害者援護に要する経費 20,700	
						役務費 (14) 通信運搬費 14 扶助費 (20,686) ・ 特別障害者手当 12,472 ・ 障害児福祉手当 7,321 ・ 福祉手当 (経過措置) 893	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
2 障害者 福祉費		1,397,748				497,691	33 自立支援に要する経費	1,895,439
		1,316,250				443,964	(1) 介護給付費等に関する経費	1,760,214
							報酬	(1,127)
							・ 障害者給付審査会委員報酬	1,127
							旅費	(56)
						費用弁償	56	
						需用費	(267)	
						消耗品費	267	
						役務費	(2,659)	
						通信運搬費	33	
						手数料	2,626	
						委託料	(28)	
						・ 障害支援区分認定調査業務委託料	28	
						使用料及び賃借料	(1,077)	
						・ 障害者自立支援システム機器使用料	126	
						・ 請求審査業務サポートソフト使用料	951	
						扶助費	(1,755,000)	
						・ 自立支援給付費	1,755,000	
		42,750				14,277	(2) 自立支援医療に関する経費	57,027
							役務費	(27)
							手数料	27
							扶助費	(57,000)
							・ 自立支援医療給付費	57,000
		15,000				5,000	(3) 補装具費に関する経費	20,000

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
2 障害者福祉費		23,748			34,450		扶助費 (20,000) ・補装具交付及び修理費 20,000 (4) 地域生活支援事業に関する経費 58,198 報酬 (796) ・手話通訳者報酬 796 報償費 (200) ・自立支援協議会委員謝礼 200 旅費 (29) 費用弁償 29 需用費 (156) 消耗品費 8 燃料費 105 修繕料 43 役務費 (429) 手数料 395 自動車損害保険料 34 委託料 (5,918) ・意思疎通支援事業委託料 714 ・精神障害者家族等相談員事業委託料 60 ・地域活動支援センター事業委託料 5,004 ・生活支援(生活訓練等)事業委託料 140 使用料及び賃借料 (203) ・公用車リース料 203 負担金、補助及び交付金 (1,807) ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60 ・社会参加促進事業補助金 742 ・臨床心理士会会費 14 ・県精神保健福祉士会会費 7

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 障害者 福祉費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業後見人等報酬 助成金 984 扶助費 (48,653) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用具給付 23,200 ・ 自動車改造費助成 100 ・ 身体障害者免許取得費助成 100 ・ 移動支援 5,930 ・ 日中一時支援 16,600 ・ 訪問入浴サービス 2,723 公課費 (7) <ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税 7 	
					2,630		36 あけぼの, さくら荘, かたらいの郷入浴施設障害者 使用料助成に要する経費 2,630	
							扶助費 (2,630) <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴施設障害者使用料助成 2,630 	
					11	1,596	37 障害者生活支援に要する経費 1,607	
					11	156	(1) 緊急通報システム事業に関する経費 167	
							使用料及び賃借料 (167) <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システム使用料 167 	
						16	(2) 訪問理美容サービス事業に関する経費 16	
						扶助費 (16) <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問理美容サービス助成金 16 		

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区 分	金 額			
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
2 障害者 福祉費					1,419		(3) 障害者移動支援事業に関する経費	1,419	
							需用費	(29)	
							印刷製本費	29	
							負担金, 補助及び交付金	(353)	
						・移送サービス介助等補助金	353		
						扶助費	(1,037)		
						・移送サービス等利用料助成	1,037		
					5		(4) ステッキカー購入助成に関する経費	5	
							扶助費	(5)	
							・ステッキカー購入助成金	5	
					450		38 合理的配慮の提供支援事業に要する経費	450	
							負担金, 補助及び交付金	(450)	
							・合理的配慮提供支援助成金	450	
3 老人 福祉費	3,144,656 (3,045,704) (98,952)	48,767		1,536	2,779,047				
		国庫支出金		分担金・負担金					
		246,914		1					
		県支出金		財産収入					
				5,570					
				繰入金					
				62,821					
				諸収入					
					473	1 報 酬	1,974	5 老人福祉事務に要する経費	473
						7 報 償 費	6,757		
						8 旅 費	104	報酬	(39)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
3 老 人 福 祉 費						1 費用弁償	104	・指定管理者選定委員報酬	39
						10 需用費	472	需用費	(75)
						1 消耗品費	221	消耗品費	40
						2 燃料費	35	燃料費	35
						4 印刷製本費	216	役務費	(31)
						11 役務費	783	通信運搬費	7
						1 通信運搬費	665	火災保険料	24
						4 手数料	1	委託料	(17)
						6 火災保険料	115	・職員健康診断委託料	17
						8 賠償保険料	2	使用料及び賃借料	(311)
						12 委託料	109,546	・公用車リース料	311
						13 使用料及び賃借料	12,842	22 高齢者生活支援に要する経費	28,592
						18 負担金, 補助及び交付金	34,406	(2) 緊急通報システム事業に関する経費	11,067
						19 扶助費	19,404	需用費	(16)
						20 貸付金	9,001	印刷製本費	16
						24 積立金	1	役務費	(121)
27 繰出金	2,949,366	通信運搬費	121						
		使用料及び賃借料	(10,930)						
		・緊急通報システム使用料	10,930						
		81 (3) 訪問理美容サービス事業に関する経費	81						
		役務費	(11)						
		通信運搬費	9						
		賠償保険料	2						
		扶助費	(70)						
		・訪問理美容サービス助成金	70						

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老 人 福 祉 費							(4) 高齢者等移動支援事業に関する経費	13,593
				13,593			報償費	(20)
							・福祉有償運送等運営協議会委員謝礼	20
							需用費	(172)
							印刷製本費	172
							役務費	(286)
							通信運搬費	286
							負担金, 補助及び交付金	(3,440)
						・移送サービス介助等補助金	2,700	
						・移送サービス福祉車両点検整備費補助金	740	
						扶助費	(9,675)	
						・移送サービス等利用料助成	9,675	
				92			(5) ステッキカー購入助成に関する経費	92
							役務費	(2)
							通信運搬費	2
							扶助費	(90)
							・ステッキカー購入助成金	90
				308			(6) 愛の定期便事業に関する経費	308
							役務費	(2)
							通信運搬費	2
							委託料	(306)
							・愛の定期便事業委託料	306
				3,451			(8) お休み処に関する経費	3,451

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老人 福祉費							報酬 (1,877) ・会計年度任用職員報酬 1,877	
							旅費 (86) 費用弁償 86	
							需用費 (127) 消耗品費 127	
							役務費 (12) 火災保険料 12	
				6,841			使用料及び賃借料 (1,289) ・お休み処施設賃借料 1,289	
							負担金, 補助及び交付金 (60) ・井野お休み処運営負担金 30 ・戸頭お休み処運営負担金 30	
							23 敬老祝金支給に要する経費 6,841	
							報償費 (6,570) ・敬老祝金 6,570	
							需用費 (82) 消耗品費 54	
							印刷製本費 28	
							役務費 (189) 通信運搬費 189	
			9,002	23,198			27 シルバー人材センター助成に要する経費 32,200	
							負担金, 補助及び交付金 (23,200) ・県シルバー人材センター連合会賛助会費 100 ・シルバー人材センター補助金 23,100	
							貸付金 (9,000)	

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3 老 人 福 祉 費				369	5,123		・短期入所生活介護措置費 98
							33 老人ホーム入所措置に要する経費 5,492
							報償費 (7) ・老人ホーム入所判定委員謝礼 7
							役務費 (3) 通信運搬費 3
							扶助費 (5,482) ・老人保護措置費 5,482
		456			2,479		34 高齢者クラブ活動に要する経費 2,935
							報償費 (160) ・バス随員謝礼 160
							負担金、補助及び交付金 (2,775) ・県老人クラブ連合会市負担金 31
							・高齢者クラブ助成事業補助金 2,744
					2,027		35 介護予防拠点施設管理に要する経費 2,027
							報酬 (58) ・指定管理者選定委員報酬 58
							旅費 (18) 費用弁償 18
							役務費 (4) 火災保険料 4
							委託料 (1,947) ・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,947

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3 老 人 福 祉 費					909		38 高齢者の健康増進に要する経費 909
							負担金, 補助及び交付金 (909)
							・プラチナ健康教室事業補助金 450
							・介護予防及び社会参加支援事業補助金 459
				1			43 高齢者住宅整備資金貸付金 1
							貸付金 (1)
							・高齢者住宅整備資金貸付金 1
				1			44 高齢者福祉基金積立金 1
						積立金 (1)	
						・高齢者福祉基金積立金 1	
	73, 150				1, 247, 203		48 介護保険特別会計繰出金 1, 320, 353
							繰出金 (1, 320, 353)
							・介護保険特別会計繰出金 1, 320, 353
					4, 023		49 介護保険利用料助成事業に要する経費 4, 023
							役務費 (46)
							通信運搬費 46
							扶助費 (3, 977)
							・介護保険利用料助成金 3, 977
	16				6		50 社会福祉法人等による生活困難者軽減制度事業に 要する経費 22

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3 老人 福祉費							負担金, 補助及び交付金 (22) ・生活困難者軽減制度補助金 22
		9			4		58 高齢障害者ホームヘルプサービス利用料支援措置 事業に要する経費 13
							役務費 (1) 手数料 1 扶助費 (12) ・障害者ホームヘルプサービス利用料支援 措置費 12
					7,023		63 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,023
							役務費 (23) 火災保険料 23 委託料 (3,000) ・小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000 負担金, 補助及び交付金 (4,000) ・三次元プロジェクト運営補助金 4,000
				1,020			65 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,020
							委託料 (1,020) ・在宅医療・介護連携システム委託料 1,020
		222,050		58,368	1,348,595		72 後期高齢者医療特別会計繰出金 1,629,013
							繰出金 (1,629,013) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,629,013

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 女性 行政費	40 (10) (30)				40			
					40	8 旅 費	8 20 配偶者等からの暴力の相談に要する経費	40
						2 普通旅費	4	旅費 (8)
						4 研修旅費	4	普通旅費 4 研修旅費 4
						10 需用費	2	需用費 (2)
						1 消耗品費	2	消耗品費 2 使用料及び賃借料 (30) ・自動車借上料 30
5 医療 福祉費	622,619 (622,899) (△280)	246,815		49,743	326,061			
		県支出金		諸収入				
		4,907			10,952	10 需用費	268	5 医療福祉事務に要する経費 15,859
						1 消耗品費	24	需用費 (268) 消耗品費 24
						4 印刷製本費	244	印刷製本費 244
						11 役務費	13,719	役務費 (13,719)
						1 通信運搬費	1,665	通信運搬費 1,665 手数料 12,054
						4 手数料	12,054	委託料 (1,872) ・国保連合会共同電算処理委託料 1,872
						12 委託料	1,872	
						19 扶助費	606,760	6 医療福祉費助成に要する経費 606,760
	241,908		49,743	315,109		扶助費 (606,760)		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他			
5 医療福祉費							・医療費(補助) 533,560 ・医療費(単独) 73,200
6 国民年金費	588 (594) (△6)	588 国庫支出金					
		588			10 需用費	131	5 国民年金事務に要する経費 588
					1 消耗品費	131	需用費 (131)
					11 役務費	99	消耗品費 131
					1 通信運搬費	99	役務費 (99)
					13 使用料及び賃借料	348	通信運搬費 99
					18 負担金, 補助及び交付金	10	使用料及び賃借料 (348) ・端末機使用料 348
							負担金, 補助及び交付金 (10) ・都市国民年金協議会負担金 10
項計	7,183,919 (6,910,309) (273,610)	2,422,480		128,995	4,632,444		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	571,885 (586,271) (△14,386)	120,566 国庫支出金 4,618 県支出金		34 分担金・負担金 85 諸収入	446,582			
					155,800	1 報酬	13,942	2 一般職人件費 155,800
						2 給料	72,400	給料 (72,400)
						3 職員手当等	59,765	
						4 共済費	27,341	・一般職 20人 72,400

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
1 児童福祉 総務費						7 報 償 費	3,184	職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 共済費 共済組合負担金 6 保育事務に要する経費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 11 役 務 費 1 通 信 運 搬 費 4 手 数 料 6 火 災 保 險 料 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金 10 児童福祉審議会に要する経費 報酬 ・ 児童福祉審議会委員報酬 旅費	(58,400) 1,200 7,600 12,000 2,500 18,400 13,600 1,600 1,500 (25,000) 25,000 675 (333) 112 58 163 (324) 79 245 (18) 15 3 186 (178) 178 (8)
						8 旅 費	625		
						1 費 用 弁 償	569		
						2 普 通 旅 費	4		
						4 研 修 旅 費	52		
						10 需 用 費	973		
						1 消 耗 品 費	501		
						2 燃 料 費	81		
						4 印 刷 製 本 費	391		
						11 役 務 費	2,804		
						1 通 信 運 搬 費	2,780		
						4 手 数 料	1		
						6 火 災 保 險 料	23		
						12 委 託 料	44,290		
						13 使用料及び 賃 借 料	662		
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	38		
						19 扶 助 費	345,861		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 児童福祉 総務費							費用弁償 8
		6,152		23		3,083	12 子ども・子育て事業に要する経費 9,258
							報酬 (6,690) ・会計年度任用職員報酬 6,690 職員手当等 (713) 期末手当 713 共済費 (1,242) 雇用保険料 68 厚生年金保険料 702 子ども・子育て拠出金 28 健康保険料負担金 444 旅費 (176) 費用弁償 134 研修旅費 42 需用費 (232) 消耗品費 232 役務費 (205) 通信運搬費 205
						38,688	20 こども発達センター管理運営に要する経費 38,688
							役務費 (23) 火災保険料 23 委託料 (38,665) ・こども発達センター指定管理料 38,665
		327		50		7,029	21 家庭児童相談室に要する経費 7,406

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 児童福祉 総務費							印刷製本費 90 役務費 (189) 通信運搬費 189 使用料及び賃借料 (121) ・児童扶養手当システム機器使用料 121 扶助費 (345,861) ・児童扶養手当 345,861
		180			155	30 要保護児童対策事業に要する経費 335	
						報償費 (26) ・要保護児童対策地域協議会代表者会議委員 謝礼 26 旅費 (6) 研修旅費 6 需用費 (142) 消耗品費 39 印刷製本費 103 役務費 (34) 通信運搬費 34 委託料 (127) ・養育支援訪問事業委託料 127	
		1,347			2,097	32 児童療育システムに要する経費 3,444	
		1,306			2,038	(1) 児童療育システムに関する経費 3,344	
						報償費 (3,060) ・講演会講師謝礼 40 ・巡回相談員謝礼 3,000	

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他			
1 児童福祉 総務費							・会計年度任用職員報酬 1,878 職員手当等 (203) 期末手当 203 共済費 (314) 雇用保険料 20 厚生年金保険料 176 子ども・子育て拠出金 7 健康保険料負担金 111 旅費 (86) 費用弁償 86 需用費 (86) 消耗品費 51 印刷製本費 35 役務費 (2,327) 通信運搬費 2,327
2 児童 措置費	1,854,932 (1,854,180) (752)	1,195,520 国庫支出金 328,602 県支出金 1,169,160			330,810		
					209,640	11 役務費 1,080	26 児童手当支給に要する経費 1,378,800
						4 手数料 1,080	
						19 扶助費 1,853,852	扶助費 (1,378,800) ・児童手当 1,378,800
		846			1,974		27 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820
							扶助費 (2,820) ・在宅障害児福祉手当 2,820

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
2 児 童 措 置 費		354,000			119,080		29 障害児通所給付費に要する経費 473,080
							役務費 (1,080) 手数料 1,080 扶助費 (472,000) ・ 障害児通所給付費 472,000
		116			116		30 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 232
							扶助費 (232) ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金 232
3 児 童 入 所 費	2,359,487 (2,401,581) (△42,094)	1,022,727 国庫支出金 566,349 県支出金 1,446,228		74,808 分担金・負担金	695,603		
				71,495	572,531	11 役 務 費 219	20 民間保育園入所に要する経費 2,090,254
						1 通 信 運 搬 費 219	役務費 (219) 通信運搬費 219
						12 委 託 料 2,187,523	委託料 (2,089,913) ・ 民間保育園児入所委託料 789,876 ・ 地域型保育園児入所委託料 54,788 ・ 施設給付型幼稚園児入所委託料 59,823 ・ 認定こども園1号認定児入所委託料 514,639 ・ 認定こども園2号3号認定児入所委託料 670,787
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金 126,247	負担金, 補助及び交付金 (122) ・ 戸頭北保育所移籍準備補助金 122
						19 扶 助 費 45,498	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
3 児 童 入 所 費		4,516			4,517		21 乳幼児保育に要する経費	9,033
							負担金, 補助及び交付金 (9,033)	
							・ 乳児等保育事業費補助金	9,033
		21,680			60,903		22 民間保育園運営に要する経費	82,583
							負担金, 補助及び交付金 (82,583)	
						・ 保育体制強化事業補助金	4,800	
						・ 障害児保育事業補助金	1,680	
						・ 民間保育園運営補助金	47,106	
						・ 特別支援教育費補助金	1,100	
						・ 民間保育園一時預かり事業補助金	8,326	
						・ 民間保育園延長保育促進事業補助金	6,005	
						・ 民間保育園病児保育事業補助金	12,206	
						・ 日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	360	
						・ 認定こども園一時預かり事業補助金	400	
						・ 実費徴収に伴う補足給付補助金	600	
	65,280		3,313	29,017		24 管外保育委託に要する経費	97,610	
						委託料 (97,610)		
						・ 管外公立保育所委託料	902	
						・ 管外私立保育園委託料	27,329	
						・ 管外私立施設給付型幼稚園委託料	9,757	
						・ 管外私立認定こども園1号認定児委託料	27,389	
						・ 管外私立認定こども園2号3号認定児委託料	16,446	
						・ 管外公立認定こども園2号3号認定児委託料	431	
						・ 管外私立地域型保育園入所委託料	15,356	

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
3 児童 入所費		17,252			17,257			27 多子世帯保育料軽減事業に要する経費	34,509
								負担金, 補助及び交付金 ・多子世帯保育料軽減事業補助金	(34,509) 34,509
		34,120			11,378			28 子育てのための施設等利用給付に要する経費	45,498
								扶助費 ・施設等利用給付費 ・施設等利用給付費(過年度) ・施設等利用給付費(教育) ・施設等利用給付費(教育過年度)	(45,498) 29,899 303 15,143 153
4 保育所費	1,172,652	11,893		87,930	1,018,099				
	(1,254,803)	国庫支出金		使用料・手数料					
	(△82,151)	11,893		134					
		県支出金		分担金・負担金					
				3,470					
				繰入金					
				39,233					
				諸収入					
				586,710	1 報酬	292,704	2 一般職人件費	586,710	
					2 給料	311,800	給料	(311,800)	
					3 職員手当等	201,172	・一般職 98人	311,800	
					4 共済費	118,671	職員手当等	(185,910)	
					7 報償費	185	扶養手当	1,600	
					8 旅費	7,290	地域手当	31,720	
					1 費用弁償	7,281	時間外勤務手当	10,000	
							管理職手当	2,900	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
4 保育所費								
				124,871	424,233	2 普通旅費	9	期末手当 73,200
						10 需用費	100,426	勤勉手当 55,320
						1 消耗品費	8,575	通勤手当 6,270
						2 燃料費	1,858	住居手当 4,900
						3 食糧費	96	共済費 (89,000)
						4 印刷製本費	85	共済組合負担金 89,000
						5 光熱水費	23,928	20 保育所の管理運営に要する経費 549,104
						6 修繕料	4,341	報酬 (263,612)
						7 賄材料費	61,152	・ 保育所嘱託医報酬 1,350
						8 飼料費	21	・ 会計年度任用職員報酬 262,262
						9 医薬材料費	370	職員手当等 (12,573)
						11 役務費	3,846	期末手当 12,573
						1 通信運搬費	1,271	共済費 (29,671)
						4 手数料	2,091	雇用保険料 1,706
						6 火災保険料	151	厚生年金保険料 16,866
						7 自動車損害保険料	125	子ども・子育て拠出金 664
						8 賠償保険料	208	健康保険料負担金 10,435
						12 委託料	126,968	報償費 (105)
								・ 劇団公演謝礼 105
								旅費 (6,534)
								費用弁償 6,525
								普通旅費 9
								需用費 (98,891)
								消耗品費 7,983
								燃料費 1,858
								食糧費 96
								光熱水費 23,232
								修繕料 4,191

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明
		特 定 財 源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
4 保育所費							賄材料費 61,152 飼料費 21 医薬材料費 358 役務費 (3,429) 通信運搬費 891 手数料 2,083 火災保険料 142 自動車損害保険料 125 賠償保険料 188 委託料 (125,000) <ul style="list-style-type: none"> ・小荷物専用昇降機保守点検委託料 66 ・消防設備保守点検委託料 803 ・浄化槽維持管理委託料 169 ・汚水雨水管清掃委託料 901 ・室内衛生害虫防除委託料 310 ・樹木害虫防除委託料 457 ・保育所室内清掃委託料 1,320 ・保育所外周清掃等委託料 119 ・樹木剪定委託料 200 ・空調設備保守点検委託料 605 ・受水槽清掃委託料 55 ・プール蓋がけ委託料 104 ・プール設置・撤去委託料 138 ・保育所環境整備委託料 1,435 ・自家用電気工作物保安点検委託料 720 ・保育業務支援システム委託料 1,822 ・保育所用務派遣委託料 14,991 ・保育所調理(給食)業務委託料 100,208 ・警備委託料 528 ・保育所遊具安全点検業務委託料 49
					13 使用料及び賃借料 6,681		
					15 原材料費 64		
					17 備品購入費 1,911		
					18 負担金, 補助及び交付金 934		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 保育所費							使用料及び賃借料 (6,657) ・ 下水道使用料 2,388 ・ 園外保育入園料 25 ・ 自動車借上料 35 ・ 印刷機使用料 382 ・ コピー使用料 792 ・ 保育事務用パソコン使用料 3,035 原材料費 (64) ・ 保育所用原材料 64 備品購入費 (1,634) ・ 保育備品 1,634 負担金、補助及び交付金 (934) ・ 県社会福祉協議会負担金 95 ・ 県保育協議会負担金 60 ・ 日本スポーツ振興センター負担金 289 ・ 研修参加負担金 30 ・ 戸頭北保育所移籍準備補助金 460	
				1,340			21 保育所の施設整備に要する経費 1,340	
		18,686			3,188			委託料 (1,340) ・ 戸頭北保育所解体工事設計業務委託料 1,340
								22 子育て支援に要する経費 21,874
							報酬 (17,271) ・ 会計年度任用職員報酬 17,271 職員手当等 (1,615) 期末手当 1,615 報償費 (80)	

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 保育所費							<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼 40 ・劇団公演謝礼 40 旅費 (408) 費用弁償 408 需用費 (1,210) 消耗品費 352 光熱水費 696 修繕料 150 医薬材料費 12 役務費 (361) 通信運搬費 344 手数料 8 火災保険料 9 委託料 (628) <ul style="list-style-type: none"> ・清掃管理委託料 568 ・消防設備保守点検委託料 60 使用料及び賃借料 (24) <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料 24 備品購入費 (277) <ul style="list-style-type: none"> ・保育備品 277
		5,100		5,896	2,628		23 一時的保育事業に要する経費 13,624
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (11,821) <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 11,821 職員手当等 (1,074) <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 1,074 旅費 (348) <ul style="list-style-type: none"> 費用弁償 348 需用費 (325)

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 保育所費								消耗品費 240 印刷製本費 85 役務費 (56) 通信運搬費 36 賠償保険料 20
5 母 子 福 祉 費	4,806	3,229		6	1,209			
	(13,653)	国庫支出金		分担金・負担金				
	(△8,847)	362						
		県支出金						
		3,591		6	1,209	7 報 償 費	10	20 母子家庭等支援事業に要する経費 4,806
	1,086		6	374	19 扶 助 費	4,796	(1) 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,466	
							報償費 (10) ・母子自立支援協力者謝礼 10 扶助費 (1,456) ・母子生活支援施設入所措置費 1,456	
	2,505			835			(2) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費 3,340	
							扶助費 (3,340) ・高等職業訓練促進給付金 3,340	
項 計	5,963,762 (6,110,488) (△146,726)	3,265,759		205,700	2,492,303			

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総務費							印刷製本費 330 役務費 (2,246) 通信運搬費 1,008 手数料 1,238 委託料 (8,156) ・生活保護システム保守点検委託料 528 ・介護認定調査委託料 5 ・診療報酬明細書等点検委託料 557 ・生活保護システム改修委託料 6,835 ・生活保護システム内マイナンバーシステム 保守点検委託料 231 使用料及び賃借料 (2,538) ・生活保護システム使用料 1,869 ・生活保護等版レセプト管理システム機器 使用料 141 ・生活保護等版レセプト管理システムソフト 使用料 528 負担金, 補助及び交付金 (207) ・研修負担金 207 6 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,370 報酬 (1,080) ・会計年度任用職員報酬 1,080 共済費 (174) 雇用保険料 11 厚生年金保険料 97 子ども・子育て拠出金 4 健康保険料負担金 62 旅費 (116)	
		1,027		3		340		

(歳出) 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
1 生活保護 総務費							費用弁償 116
2 扶助費	2,083,000 (1,964,000) (119,000)	1,562,250 国庫支出金 55,491 県支出金 1,617,741		2 諸収入 2 465,257			
					19 扶 助 費	2,083,000	20 生活保護に要する経費 2,083,000
							扶助費 (2,083,000) ・生活扶助 675,005 ・住宅扶助 294,109 ・教育扶助 6,092 ・医療扶助 1,017,999 ・介護扶助 74,157 ・出産扶助 800 ・生業扶助 3,295 ・葬祭扶助 2,100 ・施設事務費 8,506 ・就労自立給付金 300 ・進学準備給付金 400 ・日常生活支援委託事務費 237
項 計	2,200,241 (2,071,808) (128,433)	1,619,185		5 581,051			

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

1 災 害 救 助 費	273 (451) (△178)				273		
----------------	------------------------	--	--	--	-----	--	--

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災 害 救 助 費				273	1 報 酬	81	20 災害見舞金等に要する経費	273
					18 負担金, 補助及び 交付金	1	報酬 (81) ・災害弔慰金支給審査委員報酬 81	
					19 扶 助 費	190	負担金, 補助及び交付金 (1) ・被災者生活再建支援制度補助金 1	
					20 貸 付 金	1	扶助費 (190) ・災害見舞金 190 貸付金 (1) ・災害援護資金貸付金 1	
項 計	273 (451) (△178)			273				
款 計	15,348,195 (15,093,056) (255,139)	7,307,424		334,700	7,706,071			

(歳出) 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総務費					18 負担金, 補助及び 交付金	155,388	費用弁償 165 需用費 (282) 消耗品費 20 燃料費 262 役務費 (5,958) 通信運搬費 5,300 手数料 288 自動車損害保険料 68 賠償保険料 302 委託料 (821) ・ B型肝炎等予防接種委託料 16 ・ 年間計画表作成委託料 802 ・ 年間計画表封入委託料 3 使用料及び賃借料 (1,903) ・ 公用車リース料 1,618 ・ 業務用端末機使用料 205 ・ 有料道路通行料 80 負担金, 補助及び交付金 (786) ・ 県市町村保健師連絡協議会負担金 79 ・ 県精神保健協会負担金 26 ・ 県栄養士会会費 12 ・ 竜ヶ崎保健所管内栄養士会負担金 3 ・ 取手守谷利根地域医療協議会負担金 10 ・ 竜ヶ崎保健所管内食生活推進員連絡協議会 負担金 10 ・ 県食生活改善推進団体連絡協議会会費 41 ・ 県安全運転管理者協議会会費 11 ・ 県精神保健福祉士会会費 4 ・ 取手献血連合会補助金 180 ・ 県生活習慣病予防対策推進事業負担金 200	

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費							・骨髄移植ドナー支援事業助成金 210	
				58			10 地域医療審議会に要する経費 58	
		164		79	946		報酬 (58) ・地域医療審議会委員報酬 58	
				79	763		20 健康づくりに要する経費 1,189	
							(1) 健康づくり推進事業関係経費 842	
		164			183		需用費 (82) 消耗品費 82 役務費 (2) 通信運搬費 2 委託料 (758) ・健康づくり推進事業委託料 750 ・養成講座健康運動指導士委託料 8	
						(3) 健康教育関係経費 347		
						報償費 (250) ・健康教育講師謝礼 250 需用費 (89) 消耗品費 89 委託料 (8) ・健康教育業務委託料 8		
			11,211	17,537			24 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 28,748	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源
1 保健衛生 総務費				20,439	13,199		委託料 (28,748) ・取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料 28,748	
							25 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 33,638	
					120,964		負担金, 補助及び交付金 (33,638) ・小児救急医療輪番制運営負担金 2,380 ・常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,258	
							40 公的病院等運営費補助金 120,964	
							負担金, 補助及び交付金 (120,964) ・公的病院等運営費補助金 120,964	
2 予防費	246,884 (253,313) (△6,429)	11,282 国庫支出金		7 諸収入	235,595			
		11,282		7	234,587	1 報酬	1,987	20 予防接種に要する経費 245,876
						3 職員手当等	235	
						4 共済費	429	報酬 (1,987)
						7 報償費	13	・会計年度任用職員報酬 1,987
						8 旅費	161	職員手当等 (235)
						1 費用弁償	159	期末手当 235
						4 研修旅費	2	共済費 (429)
						10 需用費	6,866	雇用保険料 24
						1 消耗品費	1,214	厚生年金保険料 242
								子ども・子育て拠出金 10
								健康保険料負担金 153
								旅費 (161)
								費用弁償 159

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予 防 費						4 印刷製 本 費	888	研修旅費 2
						9 医薬材 料 費	4,764	需用費 (5,871) 消耗品費 219 印刷製本費 888
						11 役 務 費	1,080	医薬材料費 4,764
						4 手 数 料	1,080	役務費 (1,080)
						12 委 託 料	235,359	手数料 1,080
						19 扶 助 費	754	委託料 (235,359) ・ 予防接種委託料 235,359
3 母 子 衛 生 費	111,113 (106,950) (4,163)	8,977 国庫支出金 4,478 県支出金 3,324		546 分担金・負担金 8,960 繰入金 201 諸収入 8,979	87,951	1 報 酬	13,971	5 母子衛生事務に要する経費 20,153
						3 職員手当等	1,236	
						4 共 済 費	2,205	(1) 母子衛生事務に関する経費 7,081
						7 報 償 費	4,396	
							19	3,738

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
3 母 子 衛 生 費						8 旅 費	852	報酬 (5,087)
						1 費用弁償	834	・会計年度任用職員報酬 5,087
						4 研修旅費	18	職員手当等 (563)
						10 需用費	1,197	期末手当 563
						1 消耗品費	891	共済費 (1,025)
						2 燃料費	53	雇用保険料 57
						4 印刷製本費	247	厚生年金保険料 579
						9 医薬材料費	6	子ども・子育て拠出金 23
						11 役務費	1,046	健康保険料負担金 366
						1 通信運搬費	168	旅費 (326)
						4 手数料	869	費用弁償 326
						7 自動車損害保険料	9	需用費 (65)
						12 委託料	62,182	消耗品費 28
						13 使用料及び賃借料	474	印刷製本費 28
						18 負担金, 補助及び交付金	12,936	役務費 (239)
						19 扶助費	10,618	通信運搬費 168
							負担金, 補助及び交付金 (12,800)	
							・新生児特別給付金 12,800	
							20 乳幼児健診に要する経費 15,395	
		3,878		22	11,495			
				8,960	4,112		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 13,072	
							需用費 (33)	
							消耗品費 5	
							印刷製本費 28	
							役務費 (239)	
							通信運搬費 168	
							手数料 71	
							負担金, 補助及び交付金 (12,800)	
							・新生児特別給付金 12,800	

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
3 母子 衛生費					538		(1) 4か月児健診関係経費 538
							報酬 (504) ・ 4か月児健診医師報酬 504
							需用費 (34) 消耗品費 34
					2,342		(3) 1歳6か月児健診関係経費 2,342
							報酬 (1,008) ・ 1歳6か月児健診医師報酬 1,008
						報償費 (1,216) ・ 心理発達相談員謝礼 640 ・ 歯科衛生士謝礼 576	
						需用費 (118) 消耗品費 112 医薬材料費 6	
					3,072		(4) 3歳5か月児健診関係経費 3,072
							報酬 (1,176) ・ 3歳5か月児健診医師報酬 1,176
							報償費 (1,752) ・ 心理発達相談員謝礼 800 ・ 歯科衛生士謝礼 672 ・ 視能訓練士謝礼 280
							需用費 (127) 消耗品費 117 印刷製本費 10 委託料 (17)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3 母 子 衛 生 費							・ 3歳5か月児尿検査委託料 17
		3,878		22		5,543	(5) 育児相談関係経費 9,443
							報酬 (6,196) ・ 会計年度任用職員報酬 6,196 職員手当等 (673) 期末手当 673 共済費 (1,180) 雇用保険料 66 厚生年金保険料 666 子ども・子育て拠出金 27 健康保険料負担金 421 報償費 (264) ・ 心理発達相談員謝礼 120 ・ 歯科衛生士謝礼 112 ・ 栄養士謝礼 32 旅費 (514) 費用弁償 508 研修旅費 6 需用費 (133) 消耗品費 80 燃料費 53 役務費 (9) 自動車損害保険料 9 使用料及び賃借料 (474) ・ 公用車リース料 474
		6,253		706		68,606	21 母子保健に要する経費 75,565

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 母 子 衛 生 費							(1) 妊婦父親教室関係経費	164
				164			報償費	(105)
							・プレパパ教室医師謝礼	105
							需用費	(59)
							消耗品費	59
		234		160			(2) 母子健康教育関係経費	951
							報償費	(359)
							・歯みがき指導謝礼	192
							・レッツトライ高校生講座講師謝礼	150
							・高校生講座実行委員会委員謝礼	17
							旅費	(12)
							研修旅費	12
							需用費	(424)
							消耗品費	424
							役務費	(20)
							手数料	20
							負担金, 補助及び交付金	(136)
							・ファシリテーター養成講座負担金	136
		4,014					(3) 妊婦・乳児健康診査関係経費	65,514
							需用費	(177)
							消耗品費	5
							印刷製本費	172
							役務費	(761)
							手数料	761
							委託料	(62,165)
				61,500				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 母子 衛生費							<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査委託料 48,295 ・乳児健康診査委託料 4,821 ・産後ケア事業委託料 3,229 ・産婦健康診査委託料 4,500 ・新生児聴覚検査委託料 1,320 	
							扶助費 (2,411) <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関妊婦健康診査費 1,887 ・医療機関乳児健康診査費 29 ・医療機関産婦健康診査費 300 ・新生児聴覚検査費 195 	
					727		(5) フォローアップ教室関係経費 727	
							報償費 (700) <ul style="list-style-type: none"> ・心理発達相談員謝礼 540 ・言語聴覚士謝礼 160 需用費 (27) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 27 	
		2,005		546	658		(11) 未熟児養育医療関係経費 3,209	
						役務費 (2) <ul style="list-style-type: none"> 手数料 2 扶助費 (3,207) <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関未熟児養育費 3,207 		
				5,000		(12) 特定不妊治療関係経費 5,000		
						扶助費 (5,000) <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成費 5,000 		

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債					その他
4 生活習慣病対策費	38,026 (42,943) (△4,917)	694 国庫支出金 2,073 県支出金 1		444 諸収入	34,815			
				436	7 報償費	652	5 生活習慣病対策事務に要する経費	
					8 旅費	2	需用費 (258)	
					4 研修旅費	2		消耗品費 102
					10 需用費	768	印刷製本費 156	
					1 消耗品費	398	委託料 (179)	
					4 印刷製本費	370	・精密検査受診結果通知委託料 179	
			2,358	444	33,986		20 生活習慣病対策検診に要する経費	
					11 役務費	334	(1) 骨粗鬆症検診関係経費	
		150			99	1 通信運搬費 334		249
						12 委託料	36,268	需用費 (30)
						19 扶助費	2	
								委託料 (219)
								・骨粗鬆症検診委託料 203
							・骨粗鬆症検診健康運動指導士委託料 16	
		270		4,329			(2) 乳がん検診関係経費	
							報償費 (36)	
							・保育士謝礼 36	
							需用費 (44)	
							消耗品費 44	
							委託料 (4,519)	
							・乳がん検診委託料 4,519	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
4 生 活 習 慣 病 対 策 費							(3) 胃がん集団検診関係経費	2,938
							委託料	(2,938)
							・胃がん集団検診委託料	2,938
		27					(4) 子宮がん検診関係経費	6,211
							需用費	(18)
							印刷製本費	18
							委託料	(6,191)
							・子宮がん検診委託料	6,191
				403		扶助費	(2)	
						・子宮がん検診費	2	
						(5) 大腸がん検診関係経費	3,234	
						委託料	(3,234)	
						・大腸がん検診委託料	3,234	
				41		(6) 肺がん検診関係経費	7,730	
						委託料	(7,730)	
						・肺がん検診委託料	7,507	
						・喀痰検査委託料	223	
	699					(7) 健康診査関係経費	2,270	
						報償費	(120)	
						・事後指導講師謝礼	120	
						需用費	(18)	

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 生 活 習 慣 病 対 策 費							消耗品費 18	
							委託料 (2,132) ・健康診査委託料 2,132	
				2,545			(8) 前立腺がん検診関係経費 2,545	
		815			919		委託料 (2,545) ・前立腺がん検診委託料 2,545	
							(9) 歯科保健関係経費 1,734	
							需用費 (112) 消耗品費 86 印刷製本費 26 役務費 (334) 通信運搬費 334 委託料 (1,288) ・歯周疾患検診委託料 1,288	
		397			4,881		(10) レディースデイ健診関係経費 5,278	
							報償費 (96) ・保育士謝礼 96 需用費 (2) 消耗品費 2 委託料 (5,180) ・健康診査委託料 5,180	
		408			393		24 精神保健事業に要する経費 801	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 生活習慣病対策費							報償費 (400) ・精神保健事業講師謝礼 400 旅費 (2) 研修旅費 2 需用費 (286) 消耗品費 116 印刷製本費 170 委託料 (113) ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」運営管理業務委託料 113	
5 保健センター費	6,488 (6,680) (△192)				6,488			
					6,488	10 需用費	1,998	20 保健センター管理運営に要する経費 6,488
						1 消耗品費	750	需用費 (1,998)
						5 光熱水費	1,248	消耗品費 750 光熱水費 1,248
						11 役務費	624	役務費 (624)
						1 通信運搬費	624	通信運搬費 624
						12 委託料	2,705	委託料 (2,705) ・保健センター維持管理業務委託料 2,705
						13 使用料及び賃借料	1,161	使用料及び賃借料 (1,161) ・下水道使用料 12 ・印刷機使用料 132 ・テレビ聴取料 15 ・コピー使用料 159 ・駐車場使用料 843

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明																																																																
		特定財源			一般財源	区分		金額																																																															
		国県支出金	地方債	その他																																																																			
6 環境衛生費	58,238 (48,810) (9,428)	1,000 県支出金		2,111 使用料・手数料	28,574																																																																		
				1 財産収入				24	1 報酬	115	6 環境保全事務に要する経費	24																																																											
				2 寄附金									121	7 報償費	164	需用費	(24)																																																						
				2,646 繰入金														4	8 旅費	10	消耗品費	24																																																	
				23,904 諸収入																			762	1 費用弁償	6	11 取手市環境審議会に要する経費	121																																												
																												2 普通旅費	4	2,679	報酬	(115)																																							
																																	10 需用費	2,679	1,361	・環境審議会委員報酬	115																																		
																																						1 消耗品費	1,361	224	旅費	(6)																													
																																											4 印刷製本費	224	888	費用弁償	6																								
																																																5 光熱水費	888	21 犬猫対策に要する経費	2,873																				
																																																				6 修繕料	100	報償費	(30)																
																																																								8 飼料費	106	・犬の飼い方教室講師謝礼	30												
																																																												11 役務費	602	需用費	(364)								
																																																																1 通信運搬費	601	消耗品費	222				
																																																																						印刷製本費	36

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明				
		特定財源			区分	金額					
		国県支出金	地方債	その他				一般財源			
6 環境衛生費						6 火災保険料	1	役務費 (520)			
											通信運搬費 520
						12 委託料	10,692	委託料 (1,920)			
						13 使用料及び賃借料	997	・動物死体処理業務委託料 1,920			
						17 備品購入費	2,556	使用料及び賃借料 (39)			
						18 負担金, 補助及び交付金	40,420	・業務用端末機使用料 39			
							8,042	22 公衆トイレ管理に要する経費 8,042			
						24 積立金	3	需用費 (1,175)			
								消耗品費 187			
								光熱水費 888			
		修繕料 100									
		役務費 (81)									
		通信運搬費 80									
		火災保険料 1									
		委託料 (5,868)									
		・公衆トイレ清掃委託料 5,280									
		・取手駅西口公衆トイレ点検委託料 240									
		・藤代駅南口公衆トイレ自動ドア点検委託料 44									
		・藤代駅南口公衆トイレ警備委託料 304									
		使用料及び賃借料 (918)									
		・公衆トイレ下水道使用料 274									
		・取手駅西口公衆トイレ用地借上料 644									
		23 雑草除去に要する経費 2,905									
		役務費 (1)									
		通信運搬費 1									
		委託料 (2,904)									
		2,904	1								

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
6 環 境 衛 生 費				21,000	17,440		・ 草刈委託料 2,904
							24 取手市外2市火葬場組合負担金 38,440
							負担金, 補助及び交付金 (38,440) ・ 取手市外2市火葬場組合負担金 38,440
				3			26 環境基金積立金 3
					51		積立金 (3) ・ 環境基金積立金 3
							27 鳥獣保護に要する経費 51
				90	384		需用費 (51) 消耗品費 51
							30 環境基本計画推進に要する経費 474
							報償費 (20) ・ 環境講座講師謝礼 20
							旅費 (4) 普通旅費 4
							需用費 (30) 消耗品費 30
							使用料及び賃借料 (40) ・ エコドライブ講習会施設使用料 28 ・ エコドライブ講習会車両借上料 12
							負担金, 補助及び交付金 (380)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
6 環 境 衛 生 費							<ul style="list-style-type: none"> ・取手市里山・谷津田保全「いもりの里」 協議会補助金 350 ・コウノトリ・トキの舞う関東自治体 フォーラム負担金 30
				430			36 緑のカーテン推進に要する経費 430
							報償費 (64) <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼 50 ・緑のカーテンコンテスト賞品 14 需用費 (366) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 235 印刷製本費 131
	1,000		2,556	1,319			38 地球温暖化対策の推進に要する経費 4,875
							報償費 (50) <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼 50 需用費 (669) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 612 印刷製本費 57 備品購入費 (2,556) <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機 2,556 負担金, 補助及び交付金 (1,600) <ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費 補助金 1,000 ・住宅用太陽光発電システム設置補助金 600

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
7 公害 対策費	10,976 (13,165) (△2,189)	6,744 国庫支出金 110 県支出金		100 使用料・手数料	4,022				
				100	3,830	10 需用費	124	20 公害対策事業に要する経費	3,930
						1 消耗品費	20	需用費	(91)
						2 燃料費	67	消耗品費	9
						6 修繕料	37	燃料費	67
						11 役務費	184	修繕料	15
						1 通信運搬費	8	役務費	(2)
						4 手数料	176	通信運搬費	2
						12 委託料	10,397	委託料	(3,614)
						13 使用料及び賃借料	271	・公害水質調査委託料	1,286
								・産業廃棄物対策調査委託料	928
								・自動車騒音常時監視調査業務委託料	1,400
								使用料及び賃借料	(223)
								・公用車リース料	223
		6,854			192			25 放射能対策に要する経費	7,046
								需用費	(33)
								消耗品費	11
								修繕料	22
								役務費	(182)
								通信運搬費	6
								手数料	176
								委託料	(6,783)
								・一般持込食材放射性物質検査委託料	220
								・除染実施後モニタリング業務委託料	6,563

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
7 公 害 対 策 費							使用料及び賃借料 (48) ・ 公用車リース料 48	
項 計	925,831 (903,585) (22,246)	36,289		70,654	818,888			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清 掃 総 務 費	61,165 (67,467) (△6,302)	3,583		360	53,489				
		国庫支出金		使用料・手数料					
		3,733							
		県支出金							
					43,300	2 給 料	21,600	2 一般職人件費	43,300
						3 職員手当等	14,600		
						4 共 済 費	7,100	給料 (21,600)	
						10 需 用 費	361	・ 一般職 6人	21,600
						1 消 耗 品 費	251	職員手当等 (14,600)	
						2 燃 料 費	110	扶養手当 500	
						11 役 務 費	160	地域手当 2,300	
						4 手 数 料	150	時間外勤務手当 1,300	
						8 賠 償 保 険 料	10	特殊勤務手当 100	
						12 委 託 料	6,118	期末手当 5,500	
				13 使用料及び 賃 借 料	434	勤勉手当 4,000			
				18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	10,792	通勤手当 500			
			360	6,322		住居手当 400			
						共済費 (7,100)			
						共済組合負担金 7,100			
						20 清掃事業に要する経費	6,682		

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 清掃 総務費							需用費 (350) 消耗品費 240 燃料費 110 委託料 (5,898) ・生活雑排水等汲取委託料 3,789 ・地区清掃活動委託料 2,073 ・小堀沈殿槽管理委託料 36 使用料及び賃借料 (434) ・公用車リース料 434 21 廃棄物不法投棄対策に要する経費 391	
				391			需用費 (11) 消耗品費 11 役務費 (160) 手数料 150 賠償保険料 10 委託料 (220) ・不法投棄処理委託料 220 22 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 10,792	
		7,316			3,476		負担金, 補助及び交付金 (10,792) ・県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会 負担金 43 ・合併処理浄化槽設置費補助金 10,749	
2 じん芥 処理費	371,256 (346,742) (24,514)			15,115 使用料・手数料	354,922			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
2 じん芥 処理費				1,219 諸収入				
				8,737	354,882	1 報酬	7,562	20 じん芥収集に要する経費
						3 職員手当等	456	
						4 共済費	848	報酬 (4,456)
						8 旅費	238	・会計年度任用職員報酬 4,456
						1 費用弁償	238	職員手当等 (456)
						10 需用費	3,764	期末手当 456
						1 消耗品費	971	共済費 (848)
						2 燃料費	387	雇用保険料 46
						4 印刷製本費	2,306	厚生年金保険料 480
						6 修繕料	100	子ども・子育て拠出金 19
						11 役務費	2,037	健康保険料負担金 303
						4 手数料	2,020	旅費 (133)
						7 自動車損害保険料	17	費用弁償 133
						12 委託料	355,500	需用費 (1,398)
						13 使用料及び賃借料	811	消耗品費 911
						18 負担金, 補助及び交付金	40	燃料費 387
					7,597	40		修繕料 100
								役務費 (17)
								自動車損害保険料 17
							委託料 (355,500)	
							・じん芥収集運搬委託料 355,500	
							使用料及び賃借料 (811)	
							・公用車リース料 811	
							21 ごみ処理事務に要する経費	
							7,637	
							報酬 (3,106)	
							・会計年度任用職員報酬 3,106	

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
2 じん芥 処理費							旅費 (105) 費用弁償 105 需用費 (2,366) 消耗品費 60 印刷製本費 2,306 役務費 (2,020) 手数料 2,020 負担金, 補助及び交付金 (40) ・ 県清掃協議会負担金 40
3 ごみ減量 推進費	7,071 (8,193) (△1,122)				7,071		
					7,071	10 需用費 293	20 ごみ減量推進に要する経費 7,071
						1 消耗品費 70	需用費 (293)
						2 燃料費 26	消耗品費 70
						6 修繕料 197	燃料費 26
						11 役務費 115	修繕料 197
						1 通信運搬費 37	役務費 (115)
						4 手数料 2	通信運搬費 37
						7 自動車損害保険料 46	手数料 2
						8 賠償保険料 30	自動車損害保険料 46
						18 負担金, 補助及び 6,600	賠償保険料 30
						26 公課費 63	負担金, 補助及び交付金 (6,600) ・ 生ごみ処理機等購入補助金 600 ・ 資源回収助成金 6,000
							公課費 (63) 自動車重量税 63

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 じん芥 処理 施設費	673 (696) (△23)				673			
					673	10 需用費	420 じん芥処理施設に要する経費	673
						5 光熱水費	需用費	(4)
						12 委託料	光熱水費	4
							委託料	(669)
							・最終処分場周辺井戸水検査委託料	435
							・最終処分場境界草刈委託料	234
5 し尿 処理費	132,059 (355,748) (△223,689)			23,220 使用料・手数料	108,839			
				23,220	12,172	10 需用費	20 し尿処理事業に要する経費	35,392
						4 印刷製本費	需用費	(88)
						11 役員費	印刷製本費	88
						1 通信運搬費	役員費	(8,268)
						4 手数料	通信運搬費	183
						12 委託料	手数料	8,085
						18 負担金, 補助及び交付金	委託料	(27,036)
					96,667		・し尿収集運搬委託料	27,036
							21 龍ヶ崎地方衛生組合負担金	96,667
							負担金, 補助及び交付金	(96,667)
							・龍ヶ崎地方衛生組合負担金	96,667

(歳出) 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	572,224 (778,846) (△206,622)	7,316		39,914	524,994			

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

1 上水道費	1,379 (1,166) (213)				1,379			
					1,379	18 負担金, 補助及び 交付金	1,379	20 茨城県南水道企業団児童手当負担金 1,379
								負担金, 補助及び交付金 (1,379) ・ 茨城県南水道企業団児童手当負担金 1,379
項計	1,379 (1,166) (213)				1,379			
款計	1,499,434 (1,683,597) (△184,163)	43,605		110,568	1,345,261			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
1 農業 委員会費	58,920 (53,912) (5,008)	5,619 県支出金 2,715		236 諸収入 143	53,065 36,842		
					1 報酬	16,524	2 一般職人件費 39,700
					2 給料	17,800	給料 (17,800)
					3 職員手当等	15,900	・一般職 4人 17,800
					4 共済費	6,006	職員手当等 (15,900)
					8 旅費	70	扶養手当 900
					1 費用弁償	60	地域手当 2,100
					4 研修旅費	10	時間外勤務手当 500
					9 交際費	50	管理職手当 1,500
					10 需用費	949	期末手当 4,900
					1 消耗品費	640	勤勉手当 3,400
					4 印刷製本費	309	通勤手当 200
					11 役務費	793	退職手当負担金 2,400
				1,170	1 通信運搬費	793	共済費 (6,000)
					13 使用料及び賃借料	316	共済組合負担金 6,000
					18 負担金, 補助及び交付金	512	5 農業委員会事務に要する経費 1,170
							旅費 (3)
							費用弁償 3
							需用費 (484)
							消耗品費 175
							印刷製本費 309
							役務費 (213)
							通信運搬費 213
							使用料及び賃借料 (20)
							・有料道路通行料 20

(歳出) 衛生費, 農林水産業費

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 農業 委員会費				91			通信運搬費 215	
							22 農業者年金事務に要する経費 91	
		1,032		2	296		需用費 (91) 消耗品費 91	
							25 機構集積支援事業に要する経費 1,330	
						報酬 (588) ・会計年度任用職員報酬 588 共済費 (6) 雇用保険料 6 旅費 (57) 費用弁償 57 需用費 (18) 消耗品費 18 役務費 (365) 通信運搬費 365 使用料及び賃借料 (296) ・農地利用状況調査用タブレット使用料 296		
2 農業 総務費	50,599 (51,123) (△524)			7 使用料・手数料	50,591			
				1 財産収入				
					41,400	2 給料	20,800	2 一般職人件費 41,400
						3 職員手当等	14,400	
				4 共済費	6,200	給料 (20,800)		
				10 需用費	105	・一般職 5人 20,800		

(歳出) 農林水産業費

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
3 農業 振興費						5 光熱水費	823	消耗品費	11
						6 修繕料	298	委託料	(1,155)
						11 役務費	273	・有害鳥獣駆除委託料	1,155
						1 通信運搬費	136	負担金, 補助及び交付金	(19,679)
						4 手数料	120	・第23回全国農業担い手サミットin茨城市町村負担金	59
						6 火災保険料	17	・県南林業会負担金	5
						12 委託料	8,614	・県畜産協会負担金	28
						13 使用料及び賃借料	1,031	・つくば農業改良推進協議会負担金	84
						17 備品購入費	308	・農業公社事業円滑化補助金	5,600
						18 負担金, 補助及び交付金	82,200	・認定農業者支援事業補助金	7,100
								・農業次世代人材投資資金	4,500
								・使用済プラスチック収集運搬費市町村負担金	26
								・茨城をたべよう運動推進協議会負担金	30
								・ジェトロ茨城貿易情報センター負担金	120
		・県農林振興公社負担金	266						
		・農業経営基盤強化資金利子助成補助金	80						
		・農業振興研究団体補助金	180						
		・農協系統農業災害資金利子助成金	13						
		・環境保全型農業直接支払交付金	1,588						
		1,202	317	34 ふれあい農園事業に要する経費	1,519				
				需用費	(196)				
				消耗品費	96				
				燃料費	15				
				光熱水費	35				
				修繕料	50				
				使用料及び賃借料	(1,015)				
				・ふれあい農園賃借料	1,015				

(歳出) 農林水産業費

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 農業 振興費							備品購入費 (308) ・農園管理用草刈機購入 308	
		2,100		949	1,083		40 市之代農業集落排水施設維持管理に要する経費 4,132	
							需用費 (806) 光熱水費 608 修繕料 198 役務費 (199) 通信運搬費 96 手数料 103 委託料 (3,127) ・市之代地区農業集落排水処理施設維持管理委託料 960 ・市之代地区農業集落排水処理施設最適化整備構想策定業務委託料 2,167	
				633	4,038		42 農業ふれあい公園維持管理に要する経費 4,671	
							需用費 (381) 消耗品費 117 燃料費 34 光熱水費 180 修繕料 50 役務費 (74) 通信運搬費 40 手数料 17 火災保険料 17 委託料 (4,200) ・施設維持管理委託料 4,200	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費							使用料及び賃借料 (16) ・テレビ聴取料 16 44 水田農業構造改革対策に要する経費 62,666 需用費 (13) 消耗品費 13 委託料 (132) ・水田台帳保守管理委託料 132 負担金, 補助及び交付金 (62,521) ・水田農業転作等実施補助金 52,291 ・水田農業推進センター活動事業費補助金 200 ・県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 5,739 ・水田農業転作等推進事業負担金 4,291 47 地産地消に要する経費 34 需用費 (34) 消耗品費 34	
4 農地費	45,086 (45,941) (△855)	4,391 県支出金	11,100		29,595	18 負担金, 補助及び交付金	45,086	20 土地改良事業に要する経費 45,086 負担金, 補助及び交付金 (45,086) ・下高井排水機場維持管理負担金 927 ・守谷土地改良施設維持管理最適化事業負担金 336 ・下塚排水機場維持管理費負担金 1,241

(歳出) 農林水産業費

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 農地費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 中内地区排水路整備工事負担金 1,969 ・ 県土地改良事業団体連合会負担金 21 ・ 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金 4,050 ・ 小文間パイプライン整備負担金 1,980 ・ 山王西部地区用排水路改修工事負担金 10,000 ・ 久賀地区湛水防除施設等管理費負担金 4,550 ・ 岡堰土地改良区維持管理補助金 14,400 ・ 多面的機能支払交付金 5,612 	
項計	248,512 (242,915) (5,597)	23,598	11,100	3,028	210,786			
款計	248,512 (242,915) (5,597)	23,598	11,100	3,028	210,786			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源		一般財源	区分	金額				
		国県支出金	地方債					その他		
1 商工 総務費	131,716 (133,108) (△1,392)			9 使用料・手数料	131,707					
					130,400	2 給料	65,200	2 一般職人件費	130,400	
						3 職員手当等	45,200	給料 ・一般職 18人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 共済費 共済組合負担金	(65,200)	
						4 共済費	20,000		(45,200)	
						7 報償費	405		2,500	
						10 需用費	289		7,100	
						1 消耗品費	37		1,800	
						2 燃料費	88		3,400	
						4 印刷製本費	164		16,900	
						11 役務費	310		12,200	
						1 通信運搬費	310		900	
						13 使用料及び賃借料	262		400	
						18 負担金, 補助及び交付金	50		(20,000)	
				9	398				5 商工事務に要する経費	20,000
									需用費	(95)
								消耗品費	7	
								燃料費	88	
								使用料及び賃借料	(262)	
								・公用車リース料	262	
								負担金, 補助及び交付金	(50)	
								・龍ヶ崎地区高等職業訓練協会負担金	50	
					909			22 自転車活用推進事業に要する経費	909	

(歳出) 農林水産業費, 商工費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 商工 総務費							報償費 (405) ・取手市自転車活用推進会議委員謝礼 405 需用費 (194) 消耗品費 30 印刷製本費 164 役務費 (310) 通信運搬費 310	
2 商工 振興費	144,288 (173,130) (△28,842)	2,776 県支出金		1,200 使用料・手数料 3,500 繰入金 34,610 諸収入 4,700	102,202			
				4,700	22,326	8 旅 費	101 20 商工業振興助成に要する経費 27,026	
				3,300	21,726	2 普通旅 費	101 (1) 商工業振興助成に関する経費 25,026	
						10 需用費	318	
						1 消耗品 費	43 需用費 (74) 消耗品費 4	
						5 光熱水 費	220 光熱水費 48 修繕料 22	
						6 修繕料	55 使用料及び賃借料 (955)	
						11 役務費	3 ・市営駐車場用地借上料 955	
						6 火災保 険料	3 負担金, 補助及び交付金 (23,997) ・商工会事業補助金 19,357	
						12 委託料	3,305 ・とりで産業まつり補助金 2,000	
						13 使用料及び 賃借料	1,072 ・藤代商工祭補助金 1,000 ・商店街活性化事業補助金 1,640	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
2 商工 振興費				1,400	600	18 負担金, 補助及び 交付金	108,589	(2) 買い物弱者支援事業に関する経費	2,000
						20 貸付金	30,000	負担金, 補助及び交付金 ・ 買い物弱者支援事業補助金	(2,000) 2,000
		655		33,000	27,860	23 投資及び 出資金	900	21 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費	61,515
								負担金, 補助及び交付金 ・ 令和元年度台風15号・19号災害特例融資 利子補給金 ・ 令和元年度台風15号・19号災害特例融資 保証料補助金 ・ 中小企業事業資金融資あっ旋保証料補助金	(30,615) 989 409 29,217
					156			貸付金 ・ 自治金融資金貸付預託金	(30,000) 30,000
								投資及び出資金 ・ 県信用保証協会損失補償寄託金	(900) 900
			1,610	47,953			27 中小企業育成事業に要する経費	156	
							旅費 普通旅費 使用料及び賃借料 ・ 駐車場使用料 ・ 市内特産品販路開拓促進事業出店料 ・ 有料道路通行料	(51) 51 (105) 4 97 4	
							28 産業振興に要する経費	49,563	
				43,146			(1) 産業振興に関する経費	43,146	

(歳出) 商工費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 商工振興費		2,121			707			32 わくわく取手生活実現事業に要する経費	2,828
								需用費	(28)
								消耗品費	28
								負担金, 補助及び交付金	(2,800)
								・わくわく取手生活実現事業補助金	2,800
3 労働対策費	16,453 (26,344) (△9,891)			396 使用料・手数料 10,006 諸収入 10,402	6,051 6,051			20 労働対策に要する経費	16,453
								4 共済費	19
								8 旅費	87
								(1) 労働対策に関する経費	15,140
								1 費用弁償	87
								報酬	(1,919)
								・会計年度任用職員報酬	1,919
								10 需用費	1,475
								共済費	(19)
								1 消耗品費	17
								雇用保険料	19
								4 印刷製本費	15
								旅費	(87)
								費用弁償	87
								需用費	(665)
								消耗品費	5
								光熱水費	660
								6 修繕料	57
								役務費	(1)
								11 役務費	11
								火災保険料	1
								6 火災保険料	11
								使用料及び賃借料	(2,298)
								・地域職業相談室賃料	2,298
								12 委託料	493
								負担金, 補助及び交付金	(151)
								13 使用料及び賃借料	2,298
								・結婚相談事業運営負担金	115

(歳出) 商工費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明				
		特定財源			区分	金額					
		国県支出金	地方債	その他				一般財源			
3 労働対策費				396	917	18 負担金, 補助及び交付金	151	・ 中小企業労働者金融保証料補助金 36 貸付金 (10,000) ・ 生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金 10,000			
						20 貸付金	10,000	(2) 勤労青少年体育センター管理運営に関する経費 1,313 需用費 (810) 消耗品費 12 印刷製本費 15 光熱水費 726 修繕料 57 役務費 (10) 火災保険料 10 委託料 (493) ・ 体育センター清掃委託料 493			
4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費	16,667 (13,230) 3,437		3,000	1,253 使用料・手数料 973 繰入金 154 諸収入	11,287			20 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 16,401			
									1 報酬	3,680	報酬 (3,680) ・ 会計年度任用職員報酬 3,680
									4 共済費	13	共済費 (13)
									7 報償費	200	
									8 旅費	146	旅費 (146)
									1 費用弁償	146	
10 需用費	4,433	雇用保険料 13									

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費						1 消耗品費	202	費用弁償 146
						2 燃料費	19	需用費 (4,367)
						4 印刷製本費	32	消耗品費 136
						5 光熱水費	3,960	燃料費 19
						6 修繕料	220	印刷製本費 32
						11 役務費	142	光熱水費 3,960
						1 通信運搬費	80	修繕料 220
						4 手数料	46	役務費 (142)
						6 火災保険料	16	通信運搬費 80
						12 委託料	3,705	手数料 46
						13 使用料及び賃借料	375	火災保険料 16
						14 工事請負費	3,973	委託料 (3,705)
								・清掃管理委託料 1,431
								・消防設備保守点検委託料 99
		・電気設備保安業務委託料 284						
		・エレベーター保守点検委託料 245						
		・自動ドア保守点検委託料 41						
		・夜間運営管理業務委託料 896						
		・浄化槽清掃管理委託料 112						
		・冷暖房機保守点検業務委託料 410						
		・調理室殺菌消毒業務委託料 187						
		使用料及び賃借料 (375)						
		・テレビ聴取料 15						
		・印刷機使用料 18						
		・下水道使用料 43						
		・コピー使用料 54						
		・公用車リース料 245						
		工事請負費 (3,973)						
		・ゆうあいプラザ公共下水道接続工事 3,973						

(歳出) 商工費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 消費生活 対策費						13 使用料及び 賃借料	9	通信運搬費 180 筆耕翻訳料 14
						18 負担金, 補助及び 交付金	51	委託料 (650) ・消費生活展実施委託料 650 使用料及び賃借料 (9) ・有料道路通行料 9 負担金, 補助及び交付金 (51) ・県市町村消費者行政推進協議会負担金 9 ・消費生活研修負担金 42
6 観光費	39,977 (45,037) (△5,060)				39,977	10 需用費	72	20 観光事業に要する経費 39,977
						1 消耗品 費	55	(1) 観光事業に関する経費 39,925
						6 修繕料	17	需用費 (20) 消耗品費 3 修繕料 17 委託料 (360) ・小堀古利根周辺清掃管理委託料 360 負担金, 補助及び交付金 (39,545) ・漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 負担金 542 ・市観光協会補助金 39,003
						12 委託料	360	
						18 負担金, 補助及び 交付金	39,545	
						需用費 (52)		

(歳出) 商工費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 観 光 費							消耗品費	52
項 計	360,127 (401,537) (△41,410)	3,823	3,000	52,123	301,181			
款 計	360,127 (401,537) (△41,410)	3,823	3,000	52,123	301,181			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 土木 総務費	153,155 (143,396) (9,759)		16,200	4,040 使用料・手数料 74 諸収入	132,841			
				104,900	1 報酬	10,267	2 一般職人件費 104,900	
					2 給料	51,800	給料 (51,800)	
					3 職員手当等	37,513	・一般職 13人 51,800	
					4 共済費	18,611	職員手当等 (36,400)	
					8 旅費	283	扶養手当 1,600	
					1 費用弁償	243	地域手当 5,700	
					2 普通旅費	40	時間外勤務手当 2,000	
					10 需用費	820	管理職手当 2,600	
					1 消耗品費	608	期末手当 13,500	
					2 燃料費	102	勤勉手当 9,600	
					4 印刷製本費	110	通勤手当 700	
					11 役務費	341	住居手当 700	
			130	217	1 通信運搬費	51	共済費 (16,700)	
					10 不動産鑑定料	290	共済組合負担金 16,700	
					12 委託料	16,056	5 土木事務に要する経費 347	
					13 使用料及び賃借料	786	旅費 (40)	
					18 負担金, 補助及び交付金	16,678	普通旅費 40	
							需用費 (71)	
							消耗品費 71	
							負担金, 補助及び交付金 (236)	
							・土木協会負担金 95	
							・県道路整備促進協議会負担金 56	
							・国道294号線建設期成同盟会負担金 49	

(歳出) 商工費, 土木費

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 土 木 総 務 費			16,200	3,984	27,724		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東国道協会負担金 36
							25 道路管理に要する経費 47,908 <ul style="list-style-type: none"> 報酬 (10,267) <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員報酬 10,267 職員手当等 (1,113) <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 1,113 共済費 (1,911) <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険料 113 厚生年金保険料 1,064 子ども・子育て拠出金 42 健康保険料負担金 692 旅費 (243) <ul style="list-style-type: none"> 費用弁償 243 需用費 (749) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 537 燃料費 102 印刷製本費 110 役務費 (341) <ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 51 不動産鑑定料 290 委託料 (16,056) <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路台帳整備委託料 13,233 ・ 境界測量業務委託料 330 ・ 草枝処分委託料 700 ・ 市道工事に伴う土地評価業務委託料 1,793 使用料及び賃借料 (786) <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路排水管敷地借上料 257 ・ 公用車リース料 217

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土 木 総 務 費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 取手駅西口歩行者デッキ敷地借上料 312 負担金, 補助及び交付金 (16,442) ・ 土木作業講習会負担金 22 ・ 北浦川谷中第5号橋 (仮称) 相橋架替負担金 16,420 	
項 計	153,155 (143,396) (9,759)		16,200	4,114	132,841			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道 路 橋りょう 総 務 費	135,300 (138,186) (△2,886)			21,900 使用料・手数料	113,400			
					80,500	2 給 料	41,400	2 一般職人件費 80,500
						3 職員手当等	28,500	
						4 共 済 費	10,600	給料 (41,400)
						10 需 用 費	37,390	・ 一般職 13人 41,400
						5 光 熱 水 費	34,733	職員手当等 (28,500)
						6 修 繕 料	2,657	扶養手当 1,500
						13 使用料及び 賃 借 料	14,765	地域手当 4,400
						14 工事請負費	2,430	時間外勤務手当 4,400
						17 備品購入費	215	管理職手当 500
								期末手当 9,600
								勤勉手当 6,700
								通勤手当 800
								住居手当 600
								共済費 (10,600)
								共済組合負担金 10,600
				21,900	32,900			21 街路灯の維持管理に要する経費 54,800

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費								需用費 (37,390) 光熱水費 34,733 修繕料 2,657 使用料及び賃借料 (14,765) ・LED防犯灯リース料 14,765 工事請負費 (2,430) ・街路灯設置工事 2,430 備品購入費 (215) ・街路灯用ポール 215
2 道路維持費	371,395 (330,742) (40,653)	62,232 国庫支出金	60,400	17,911 使用料・手数料 18,879 繰入金 285 諸収入 2,458	211,688			
					9,224	1 報酬 6,922	5 道路維持補修事務に要する経費 11,682	
						3 職員手当等 750		
						4 共済費 1,275		
						8 旅費 195		
						1 費用弁償 195		
						10 需用費 32,559		
						1 消耗品費 746		
						2 燃料費 1,263		
						5 光熱水費 3,779		
						6 修繕料 26,771		
						11 役務費 3,367		
							需用費 (6,779) 消耗品費 746 燃料費 1,263 光熱水費 3,779 修繕料 991 役務費 (3,367) 通信運搬費 35 手数料 36 自動車損害保険料 223 賠償保険料 3,073 使用料及び賃借料 (1,455) ・公用車リース料 1,455	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				財源
2 道路 維持費		62,232	60,400	34,617	202,464	1 通信運搬費	35	公課費 (81) 自動車重量税 81
						4 手数料	36	
						7 自動車損害保険料	223	20 道路維持補修に要する経費 359,713
						8 賠償保険料	3,073	報酬 (6,922) ・会計年度任用職員報酬 6,922
						12 委託料	199,407	職員手当等 (750) 期末手当 750
						13 使用料及び賃借料	3,705	共済費 (1,275) 雇用保険料 71
						14 工事請負費	108,134	厚生年金保険料 720
						15 原材料費	15,000	子ども・子育て拠出金 29
						26 公課費	81	健康保険料負担金 455
								旅費 (195) 費用弁償 195
								需用費 (25,780) 修繕料 25,780
		委託料 (199,407) ・道路清掃委託料 30,308 ・街路樹管理委託料 58,184 ・街路樹消毒委託料 2,145 ・取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・歩行者デッキ清掃委託料 11,495 ・エレベーター・エスカレーター点検委託料 9,387 ・エレベーター・エスカレーター設備清掃委託料 1,012 ・道路草刈委託料 43,399 ・樹木伐採委託料 1,000 ・一里塚及び戸頭駅前清掃委託料 369						

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 道路 維持費							<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び産業廃棄物処理委託料 1,000 ・橋梁補修工事実施設計委託料 21,241 ・自由通路清掃委託料 1,177 ・自家用電気工作物保安管理業務委託料 308 ・道路排水用ポンプアップ施設点検委託料 1,254 ・防鳥ネット設置及び撤去委託料 7,128 ・橋梁点検委託料 10,000 使用料及び賃借料 (2,250) <ul style="list-style-type: none"> ・機械借上料 440 ・敷地借上料 1,810 工事請負費 (108,134) <ul style="list-style-type: none"> ・道路防草対策工事 1,045 ・藤代駅自由通路エスカレーター補修工事 10,255 ・取手駅西口広場エスカレーター補修工事 14,924 ・橋梁補修工事 49,120 ・歩道橋補修工事 32,790 原材料費 (15,000) <ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装及び補修材料 15,000 	
3 道路 改良費	357,389 (237,043) (120,346)	66,000 国庫支出金	272,900		18,489			
					447	8 旅 費	4 5 道路改良事務に要する経費 447	
						2 普通旅 費	4 旅費 (4)	
						10 需用費	普通旅費 4	
						1 消耗品 費	需用費 (223)	
						2 燃料費	消耗品費 170	
						11 役務費	燃料費 53	
							使用料及び賃借料 (205)	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
3 道路 改良費						10 不動産 鑑定料	314	・ 公用車リース料 負担金, 補助及び交付金	205 (15)
						12 委託料	37,001	・ 県砂防協会負担金	15
			221,200		15,253	13 使用料及び 賃借料	205	20 道路改良に要する経費	236,453
			80,500		4,266	14 工事請負費	289,532	(16) 井野団地外周道路 (市道0115号線他)	84,766
						16 公有財産 購入費	17,420	工事請負費 ・ 市道改良工事	(84,766) 84,766
			12,800		1,489	18 負担金, 補助及び 交付金	15	(31) 戸頭新屋敷 (市道2241号線他)	14,289
						21 補償, 補填 及び賠償金	12,675	委託料 ・ 市道改良工事に伴う用地測量委託料	(14,289) 14,289
			33,500		3,736			(40) 井野台四丁目 (市道3276号線他)	37,236
								委託料 ・ 市道改良工事に伴う補償調査委託料 ・ 市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 公有財産購入費 ・ 市道改良工事に伴う用地代	(12,240) 10,245 1,995 (14,520) 14,520
			43,500		2,392			補償, 補填及び賠償金 ・ 市道改良工事に伴う物件移転補償費 ・ 市道改良工事に伴う通常損失補償費	(10,476) 10,000 476
							(41) 井野台 (市道3453号線他)	45,892	
							工事請負費	(45,892)	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
3 道 路 改 良 費							・ 市道改良工事 45,892
			4,900		589		(42) 米ノ井弁才天 (市道0203号線) 5,489
							委託料 (5,489) ・ 市道改良工事に伴う用地測量委託料 5,489
			42,200		2,284		(57) 片町 (市道5379号線) 44,484
							工事請負費 (44,484) ・ 市道改良工事 44,484
			3,800		497		(89) 桑原 (市道3100号線他) 4,297
							委託料 (2,178) ・ 市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 2,178 公有財産購入費 (2,000) ・ 市道改良工事に伴う用地代 2,000 補償, 補填及び賠償金 (119) ・ 市道改良工事に伴う通常損失補償費 119
			66,000	51,700		2,789	25 通学路整備に要する経費 120,489
		30,250	23,800		1,264	(12) 山王 (市道4262号線他) 55,314	
						役務費 (314) 不動産鑑定料 314 委託料 (2,805) ・ 市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 2,805 工事請負費 (49,215)	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 道 路 改 良 費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道改良工事 49,215 公有財産購入費 (900) ・ 市道改良工事に伴う用地代 900 補償, 補填及び賠償金 (2,080) ・ 市道改良工事に伴う電柱移設補償費 2,000 ・ 市道改良工事に伴う通常損失補償費 80 	
		35,750	27,900		1,525		(20) 野々井 (市道2759号線他) 65,175	
							<ul style="list-style-type: none"> 工事請負費 (65,175) ・ 市道改良工事 65,000 ・ 市道改良付帯工事 175 	
項 計	864,084 (705,971) (158,113)	128,232	333,300	58,975	343,577			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総 務 費	495,276 (660,323) (△165,047)			1,074 使用料・手数料 18,242 諸収入 16,500	475,960			
					336,700	1 報 酬	2,227	2 一般職人件費 353,200
						2 給 料	175,200	給料 (175,200) ・ 一般職 48人 175,200 職員手当等 (123,800) 扶養手当 5,800 地域手当 19,100 時間外勤務手当 6,000
						3 職員手当等	124,003	
						4 共 済 費	54,566	
						7 報 償 費	102	
						8 旅 費	200	
						1 費 用 弁 償	167	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
1 都市計画 総務費				1,215	2,285	2 普通旅 費	33	管理職手当 9,900 期末手当 44,200
						10 需用費	4,065	勤勉手当 32,600
						1 消耗品 費	332	通勤手当 3,000 住居手当 3,200
						2 燃料費	77	共済費 (54,200)
						5 光熱水 費	3,231	共済組合負担金 54,200
						6 修繕料	425	5 都市計画事務に要する経費 3,500
						11 役務費	116	
						1 通信運 搬 費	76	報酬 (2,055) ・会計年度任用職員報酬 2,055
						6 火災保 険 料	25	職員手当等 (203) 期末手当 203
						7 自動車 損 害 保 険 料	14	共済費 (366) 雇用保険料 24 厚生年金保険料 217
						8 賠償保 険 料	1	子ども・子育て拠出金 9 健康保険料負担金 116
						12 委 託 料	15,940	旅費 (167)
						13 使用料及び 賃 借 料	17,912	費用弁償 155 普通旅費 12
						18 負担金, 補助及び 交 付 金	9,794	需用費 (141) 消耗品費 64 燃料費 77
						21 補償, 補填 及び賠償金	91,151	役務費 (15) 自動車損害保険料 14 賠償保険料 1 使用料及び賃借料 (164) ・公用車リース料 164

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 都市計画 総務費				58			負担金, 補助及び交付金 (389) ・都市計画協会負担金 378 ・県安全運転管理者協議会負担金 11	
							6 屋外広告物事務に要する経費 58	
				1,543	5,026		需用費 (58) 消耗品費 58	
							7 分庁舎の管理に要する経費 6,569	
							需用費 (3,852) 消耗品費 196 光熱水費 3,231 修繕料 425 役務費 (101) 通信運搬費 76 火災保険料 25 委託料 (1,904) ・清掃管理委託料 512 ・受水槽清掃管理委託料 51 ・消防設備保守点検委託料 190 ・機械警備業務委託料 383 ・自家用電気工作物保安業務委託料 220 ・エレベーター保守点検委託料 548 使用料及び賃借料 (712) ・コピー機使用料 572 ・下水道使用料 108 ・マット借上料 32	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 都市計画 総務費							
				14,044			8 桑原地区整備推進に要する経費 14,044
							旅費 (8)
							普通旅費 8
							委託料 (14,036)
							・桑原地区都市計画決定支援業務委託料 14,036
				184			10 都市計画審議会に要する経費 184
							報酬 (172)
							・都市計画審議会委員報酬 172
							旅費 (12)
							費用弁償 12
				117,721			25 都市交通政策の推進に要する経費 117,721
							報償費 (102)
							・地域公共交通会議委員謝礼 102
							旅費 (13)
							普通旅費 13
							需用費 (14)
							消耗品費 14
							使用料及び賃借料 (17,036)
							・コミュニティバス使用料 17,036
							負担金, 補助及び交付金 (9,405)
							・路線バス運行事業負担金 1,966
							・路線バス運行事業補助金 7,300
							・常磐線東海道線乗り入れ推進協議会負担金 10
							・県常磐線整備促進期成同盟会負担金 39
							・県公共交通活性化会議負担金 30

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南常磐線輸送力増強期成同盟会負担金 60 補償, 補填及び賠償金 (91,151) ・ コミュニティバス運行経費補償金 91,151 	
2 建築 指導費	8,615 (9,106) (△491)	692 国庫支出金 320 県支出金		5,142 使用料・手数料 4 諸収入 3,425	2,457 2,084	1 報酬 1,823	5 建築指導事務に要する経費 5,509	
						3 職員手当等 176		
						4 共済費 314	報酬 (1,617)	
						8 旅費 321	・ 会計年度任用職員報酬 1,617	
						1 費用弁償 220	職員手当等 (176)	
						2 普通旅費 61	期末手当 176	
						4 研修旅費 40	共済費 (314)	
						10 需用費 808	雇用保険料 18	
						1 消耗品費 614	厚生年金保険料 177	
						2 燃料費 102	子ども・子育て拠出金 7	
						4 印刷製本費 92	健康保険料負担金 112	
						11 役務費 58	旅費 (242)	
						8 賠償保険料 58	費用弁償 141	
						12 委託料 503	普通旅費 61	
						13 使用料及び賃借料 1,305	研修旅費 40	
							需用費 (808)	
							消耗品費 614	
							燃料費 102	
							印刷製本費 92	
							役務費 (58)	
							賠償保険料 58	
							委託料 (118)	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
2 建築指導費						18 負担金, 補助及び交付金	3,307	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算適合判定業務委託料 118 使用料及び賃借料 (1,305) ・公用車リース料 216 ・建築行政共用データベースシステム使用料 1,089 負担金, 補助及び交付金 (871) ・県特定行政庁連絡協議会負担金 60 ・県宅地開発協議会負担金 13 ・日本建築行政会議負担金 100 ・建築基準法関係講習会負担金 698
				330				10 建築審査会に要する経費 330
								報酬 (167)
								<ul style="list-style-type: none"> ・建築審査会委員報酬 167
					41			旅費 (77)
							費用弁償 77	
							負担金, 補助及び交付金 (86)	
							・全国建築審査会協議会負担金 86	
							11 旅館等建築審査会に要する経費 41	
							報酬 (39)	
							・旅館等建築審査会委員報酬 39	
							旅費 (2)	
							費用弁償 2	
				1,350			20 狭あい道路拡幅事業に要する経費 1,350	
							負担金, 補助及び交付金 (1,350)	
							・狭あい道路拡幅整備促進補助金 700	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
2 建 築 指 導 費							・分筆測量補助金 650
		1,012			373		21 木造住宅耐震事業に要する経費 1,385
							委託料 (385) ・木造住宅耐震診断委託料 385 負担金, 補助及び交付金 (1,000) ・木造住宅耐震補強補助金 1,000
3 地 籍 調 査 費	20,791 (1,403) (19,388)	12,750			8,041		
		県支出金					
		12,750			8,041	7 報 償 費 536	20 地籍調査事業に要する経費 20,791
						10 需 用 費 844	
						1 消 耗 品 費 704	報償費 (536) ・地籍調査推進委員謝礼 536
						2 燃 料 費 88	需用費 (844)
						3 食 糧 費 2	消耗品費 704
						6 修 繕 料 50	燃料費 88
						11 役 務 費 298	食糧費 2
						1 通 信 運 搬 費 226	修繕料 50
						4 手 数 料 10	役務費 (298)
						7 自 動 車 損 害 保 險 料 32	通信運搬費 226
						8 賠 償 保 險 料 30	手数料 10 自動車損害保険料 32 賠償保険料 30
				12 委 託 料 17,077	委託料 (17,077) ・地籍調査測量委託料 17,077		
					使用料及び賃借料 (1,914) ・地籍調査支援システム使用料 1,914		

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明				
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
3 地 籍 調 査 費						13 使用料及び 賃 借 料	1,914	負担金, 補助及び交付金 ・ 県国土調査推進協議会負担金 公課費 自動車重量税	(108)		
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	108		(14)		
						26 公 課 費	14		14		
4 土地区画 整 理 費	19,515 (19,441) (74)						19,515				
							19,500	2 給 料	8,900	2 一般職人件費	19,500
								3 職員手当等	7,500	給料 ・ 一般職 2人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 共済費 共済組合負担金	(8,900)
								4 共 済 費	3,100		8,900
								8 旅 費	5		(7,500)
								2 普 通 旅 費	5		800
								10 需 用 費	10		1,100
								1 消 耗 品 費	10		600
										500	
										2,500	
				1,800							
				200							
				(3,100)							
				3,100							
				15	5 土地区画整理事務に要する経費	15					
					旅費	(5)					
					普通旅費	5					
					需用費	(10)					
					消耗品費	10					

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
5 街 路 事 業 費	117,396 (86,115) (31,281)	27,500	21,700		68,196			
		国庫支出金			39,900	2 給 料	19,000	2 一般職人件費 39,900
						3 職員手当等	14,600	
						4 共 済 費	6,300	給料 (19,000)
						8 旅 費	6	・一般職 5人 19,000
						2 普通旅 費	6	職員手当等 (14,600)
						10 需 用 費	630	扶養手当 900
						1 消 耗 品 費	473	地域手当 2,200
						2 燃 料 費	157	時間外勤務手当 600
						11 役 務 費	458	管理職手当 1,500
						4 手 数 料	73	期末手当 5,100
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	31	勤勉手当 3,700
						8 賠 償 保 険 料	8	通勤手当 100
					7,118			住居手当 500
						10 不 動 産 鑑 定 料	346	共済費 (6,300)
						12 委 託 料	20,834	共済組合負担金 6,300
				13 使用料及び 賃 借 料	2,053	5 街路事業に要する経費 7,118		
				14 工事請負費	20,032	旅費 (6)		
				16 公 有 財 産 購 入 費	33,119	普通旅費 6		
						需用費 (630)		
						消耗品費 473		
						燃料費 157		
						役務費 (112)		
						手数料 73		
						自動車損害保険料 31		
						賠償保険料 8		

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
5 街路 事業費		27,500	21,700		21,178	18 負担金, 補助及び交付金	126	委託料 (4,191)
						21 補償, 補填及び賠償金	238	<ul style="list-style-type: none"> ・用地管理委託料 4,136 ・デジタル複合機保守点検業務委託料 55 使用料及び賃借料 (2,053) <ul style="list-style-type: none"> ・A0 デジタル複写機使用料 54 ・土木積算システム使用料 602 ・測量計算電算機使用料 989 ・公用車リース料 408 負担金, 補助及び交付金 (126) <ul style="list-style-type: none"> ・県街路事業促進協議会負担金 126
						22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費		70,378
								役務費 (346) <ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定料 346 委託料 (16,643) <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤解析業務委託料 13,640 ・土地評価業務委託料 3,003 工事請負費 (20,032) <ul style="list-style-type: none"> ・道路付帯工事 20,032 公有財産購入費 (33,119) <ul style="list-style-type: none"> ・用地代 33,119 補償, 補填及び賠償金 (238) <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償費 238
6 都 市 排 水 費	185,767 (190,254) (△4,487)	1,655 国庫支出金	101,300	7,410 繰入金 15 諸収入	75,387			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 都 市 排 水 費					2,026	1 報 酬	4,597	5 都市排水事務に要する経費	2,026
						3 職員手当等	452		
						4 共 済 費	832	旅費	(6)
						8 旅 費	81	普通旅費	6
						1 費用弁 償	75	需用費	(332)
						2 普通旅 費	6	消耗品費	70
						10 需 用 費	21,714	燃料費	262
						1 消 耗 品 費	223	使用料及び賃借料	(1,241)
						2 燃 料 費	290	・ 公用車リース料	406
						5 光 熱 水 費	13,090	・ 土木積算システム使用料	835
						6 修 繕 料	8,111	負担金, 補助及び交付金	(447)
			7,300	3,375	51,829	6 修 繕 料	8,111	・ 県河川協会中小河川部会負担金	422
						11 役 務 費	352	・ 小貝川改修促進期成同盟会負担金	25
						1 通 信 運 搬 費	75	20 排水路の維持管理に要する経費	62,504
						6 火 災 保 險 料	9	報酬	(4,597)
						7 自 動 車 損 害 保 險 料	24	・ 会計年度任用職員報酬	4,597
						8 賠 償 保 險 料	244	職員手当等	(452)
						12 委 託 料	44,641	期末手当	452
						13 使用料及び 賃 借 料	3,331	共済費	(832)
					14 工事請負費	106,084	雇用保険料	47	
					15 原 材 料 費	100	厚生年金保険料	469	
							子ども・子育て拠出金	19	
							健康保険料負担金	297	
							旅費	(75)	
							費用弁償	75	
							需用費	(12,744)	
							消耗品費	150	
							燃料費	23	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 都 市 排 水 費						18 負担金, 補助及び交付金	783	光熱水費 10,095 修繕料 2,476 役務費 (146)
						21 補償, 補填及び賠償金	2,800	通信運搬費 75 火災保険料 9 賠償保険料 62 委託料 (31,680) ・草刈委託料 5,685 ・調整池清掃委託料 3,000 ・ポンプ場自家用工作物保安管理委託料 317 ・排水路清掃委託料 13,536 ・排水用ポンプアップ施設点検委託料 7,842 ・一般廃棄物処理委託料 200 ・樹木伐採委託料 1,100 使用料及び賃借料 (2,066) ・排水管敷地借上料 211 ・都市排水敷地借上料 1,855 工事請負費 (9,790) ・排水施設改修工事 9,790 原材料費 (100) ・都市下水路補修材 100 負担金, 補助及び交付金 (22) ・土木作業講習会負担金 22
		1,655		4,050	15,562	21 樋管の維持管理に要する経費	21,267	
								需用費 (8,638) 消耗品費 3 燃料費 5 光熱水費 2,995

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
6 都 市 排 水 費							修繕料 5,635 役務費 (206) 自動車損害保険料 24 賠償保険料 182 委託料 (12,290) ・樋管管理委託料 3,351 ・排水機場沈砂池浚渫委託料 2,970 ・電気保安委託料 1,147 ・排水機場施設点検委託料 4,366 ・排水ポンプ車点検業務委託料 456 使用料及び賃借料 (24) ・下水道使用料 9 ・テレビ聴取料 15 負担金, 補助及び交付金 (109) ・我湖排水機場維持管理負担金 109 27 都市排水整備に要する経費 99,970 (20) 稲雨水幹線 41,315 工事請負費 (40,315) ・都市排水工事 40,315 補償, 補填及び賠償金 (1,000) ・都市排水工事に伴う補償費 1,000 (51) 雨水排水流出抑制対策事業 205 負担金, 補助及び交付金 (205) ・雨水浸透施設助成金 205
			94,000		5,970		
			39,200		2,115		
					205		

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
6 都市排水費			54,800		3,650		(65) 藤代横町雨水排水 58,450
							委託料 (671) ・家屋調査委託料 671 工事請負費 (55,979) ・都市排水工事 55,979 補償, 補填及び賠償金 (1,800) ・都市排水工事に伴う補償費 1,800
7 公共下水道事業費	1,620,000 (1,650,000) (△30,000)				1,620,000		
					1,620,000	18 負担金, 補助及び交付金	20 取手地方広域下水道組合負担金 1,620,000
						23 投資及び出資金	負担金, 補助及び交付金 (1,410,000) ・取手地方広域下水道組合負担金 1,400,000 ・取手地方広域下水道組合事業別負担金 10,000 投資及び出資金 (210,000) ・取手地方広域下水道組合出資金 210,000
8 公園緑地費	185,580 (239,474) (△53,894)	10,914		9,927 使用料・手数料 4 財産収入 50 寄附金 8,713 繰入金 2,091 諸収入	153,881		

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 公 園 緑 地 費					5,638	1 報 酬	14,665	5 公園緑地事務に要する経費	5,638
						3 職員手当等	1,355		
						4 共 済 費	2,656	旅費	(12)
						7 報 償 費	205	普通旅費	8
						8 旅 費	519	研修旅費	4
						1 費用弁 償	477	需用費	(2,176)
						2 普通旅 費	32	消耗品費	11
						4 研 修 旅 費	10	修繕料	2,165
						10 需 用 費	26,199	役務費	(224)
						1 消 耗 品 費	3,273	手数料	9
						2 燃 料 費	1,453	自動車損害保険料	215
						3 食 糧 費	63	使用料及び賃借料	(2,941)
						4 印 刷 製 本 費	153	・公用車リース料	2,941
						5 光 熱 水 費	14,283	負担金, 補助及び交付金	(256)
						6 修 繕 料	6,974	・日本公園緑地協会負担金	58
					102	11 役 務 費	270	・全国公園整備促進協議会負担金	42
						4 手 数 料	10	・土木作業講習会負担金	116
						6 火 災 保 険 料	26	・県公園緑地推進協議会負担金	40
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	215	公課費	(29)
				2,177	5,402	8 賠 償 保 険 料	19	自動車重量税	29
							10 緑の審議会に要する経費	102	
							報酬	(102)	
							・緑の審議会委員報酬	102	
							21 緑地等管理に要する経費	7,579	
							委託料	(7,579)	
							・新取手地区緑地管理業務委託料	1,517	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
8 公園 緑地費				573		12 委託料	128,218	・あけぼの市民緑地管理委託料	521
						13 使用料及び 賃借料	8,112	・山の坊市民緑地管理委託料	380
						15 原材料費	1,200	・岡堰水辺プラザ草刈委託料	3,885
						18 負担金, 補助及び 交付金	2,080	・緑地等樹木剪定業務委託料	1,276
						22 保存緑地・保存樹木等に要する経費			573
						24 積立金	72	報償費	(15)
						26 公課費	29	・巨木・名木めぐりツアー講師謝礼	15
								役務費	(9)
								賠償保険料	9
								委託料	(86)
		・保存緑地・保存樹木等標柱作成業務委託料	86						
		負担金, 補助及び交付金	(463)						
		・保存緑地・保存樹木等助成金	463						
		792	64	23 取手駅西口緑地花壇管理に要する経費		856			
						需用費	(64)		
						光熱水費	64		
						委託料	(792)		
						・取手駅西口緑地花壇管理委託料	792		
				1,140	69	25 緑化推進に要する経費		1,209	
						旅費	(6)		
						研修旅費	6		
						需用費	(140)		
						消耗品費	140		
						委託料	(1,000)		

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8 公 園 緑 地 費							・緑化推進委託料 負担金, 補助及び交付金	1,000 (63)
				72			・県緑化推進機構負担金 ・緑化推進講座負担金	30 33
							26 みどりの基金積立金	72
							積立金 ・みどりの基金積立金	(72) 72
			11,916	113,114			27 公園維持管理に要する経費	125,030
							報酬	(14,563)
							・会計年度任用職員報酬	14,563
							職員手当等	(1,355)
							期末手当	1,355
							共済費	(2,656)
							雇用保険料	148
							厚生年金保険料	1,500
							子ども・子育て拠出金	60
							健康保険料負担金	948
							報償費	(30)
							・草刈機安全講習会講師謝礼	30
							旅費	(477)
							費用弁償	477
							需用費	(21,100)
							消耗品費	2,000
							燃料費	1,451
							食糧費	63
							光熱水費	13,286

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8 公 園 緑 地 費							修繕料 4,300 役務費 (24) 火災保険料 24 委託料 (78,274) ・公園内樹木伐採委託料 1,500 ・取手緑地運動公園・とがしら公園及び他公園 管理委託料 32,153 ・公園内樹木消毒委託料 300 ・公園美化業務委託料 5,074 ・公園管理委託料 5,544 ・水の公園管理委託料 230 ・公園管理及びトイレ清掃業務委託料 6,555 ・下高井近隣公園管理委託料 4,636 ・公園遊具定期点検委託料 3,245 ・公園排水ポンプ定期点検業務委託料 583 ・有料施設利用受付業務委託料 109 ・浄化槽清掃点検委託料 152 ・自家用電気工作物保安業務委託料 179 ・小貝川緑地管理委託料 5,555 ・藤代地区他公園管理委託料 7,040 ・産業廃棄物処理委託料 100 ・草枝処分委託料 5,000 ・水と緑と祭りの広場内池清掃業務委託料 319 使用料及び賃借料 (5,171) ・公園管理用機械借上料 600 ・公園敷地借上料 3,951 ・下水道使用料 233 ・公園管理システム使用料 387 原材料費 (1,200) ・公園用資材代 1,200	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8 公 園 緑 地 費				840	1,725		負担金, 補助及び交付金 (180) ・高井城址公園守谷土地改良区雨水排水負担金 180	
							33 水辺利用推進に要する経費 2,565	
							需用費 (180) 消耗品費 91 修繕料 89 役務費 (13) 手数料 1 火災保険料 2 賠償保険料 10 委託料 (1,654) ・とりで利根川河川まつり委託料 1,000 ・レンタサイクル管理業務委託料 654	
				500	14,317		負担金, 補助及び交付金 (718) ・鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議負担金 2 ・利根川下流地区河川愛護協力会負担金 10 ・利根川上流河川利用者協議会負担金 26 ・鯉のぼりプロジェクト補助金 200 ・小貝川河川敷環境美化活動補助金 480	
							34 小堀の渡し運航に要する経費 14,817	
							需用費 (529) 消耗品費 176 印刷製本費 153 修繕料 200 委託料 (14,288) ・小堀の渡し運航業務委託料 14,288	

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
8 公園 緑地費								委託料 (23,228) ・公園管理委託料 23,228
9 西口都市 整備 事業費	600,170 (598,634) (1,536)				600,170	27 繰 出 金	600,170	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 600,170
項 計	3,253,110 (3,454,750) (△201,640)	53,831	123,000	52,672	3,023,607			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住 宅 管 理 費	142,846 (128,435) (14,411)	47,250 国庫支出金	35,700	22,122	22,064				
				使用料・手数料 15,710					
				繰入金 1,263					
				2 給 料 7,300					2 一般職人件費 16,500
				3 職員手当等 6,700					給料 (7,300) ・一般職 2人 7,300
				4 共 済 費 2,500					
				8 旅 費 15					職員手当等 (6,700) 扶養手当 700
				2 普通旅 費 15					
				10 需 用 費 7,257					地域手当 900
				1 消 耗 品 費 99					時間外勤務手当 400
2 燃 料 費 8	管理職手当 500 期末手当 2,000								

(歳出) 土木費

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明					
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他								
1 住 宅 管 理 費					50	4 印刷製 本 費	450	勤勉手当	1,500			
						6 修繕料	6,700	通勤手当	300			
						11 役 務 費	454	住居手当	400			
						1 通 信 運 搬 費	152	共済費	(2,500)			
						4 手 数 料	50	共済組合負担金	2,500			
							29,250	35,700	20,859	20 市営住宅管理に要する経費	85,859	
						6 火災保 険 料	252	需用費	(6,807)			
						12 委 託 料	1,267	消耗品費	99			
						13 使用料及び 賃 借 料	12,331	燃料費	8			
						14 工事請負費	65,000	修繕料	6,700			
						18 負担金, 補助及び 交 付 金	40,022	役務費	(432)			
								通信運搬費	130			
								手数料	50			
								火災保険料	252			
		委託料	(1,267)									
		・高架水槽清掃委託料	123									
		・市営住宅空地等草刈業務委託料	1,012									
		・汚水雨水管清掃委託料	132									
		使用料及び賃借料	(12,331)									
		・住宅敷地借上料	12,226									
		・業務端末機使用料	105									
		工事請負費	(65,000)									
		・市営住宅改修工事	65,000									
		負担金, 補助及び交付金	(22)									
		・土木作業講習会負担金	22									
		18,000	15,710	6,777	23 定住化促進住宅政策に要する経費	40,487						

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 住 宅 管 理 費							旅費 (15) 普通旅費 15 需用費 (450) 印刷製本費 450 役務費 (22) 通信運搬費 22 負担金, 補助及び交付金 (40,000) ・定住化促進住宅補助金 40,000	
項 計	142,846 (128,435) (14,411)	47,250	35,700	37,832	22,064			
款 計	4,413,195 (4,432,552) (△19,357)	229,313	508,200	153,593	3,522,089			

(歳出) 土木費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常 備 消 防 費						1 通 信 運 搬 費	2,436	交際費 (50) ・消防長・消防団長交際費 50
						4 手 数 料	2,433	需用費 (1,997)
						6 火 災 保 険 料	76	消耗品費 1,411 修繕料 586
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	557	役務費 (4,200) 通信運搬費 2,436 手数料 1,615
						8 賠 償 保 険 料	182	賠償保険料 149 委託料 (260)
						12 委 託 料	15,129	・B型肝炎感染防止予防接種業務委託料 128
						13 使用料及び 賃 借 料	14,567	・高気圧業務健康診断業務委託料 132 使用料及び賃借料 (10,621)
						14 工事請負費	132,543	・電話機リース料 21
						15 原 材 料 費	78	・コピー使用料 303
						17 備品購入費	3,703	・有料道路使用料 450
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	76,289	・自動体外式除細動器リース料 3,943 ・防火衣リース料 5,904 原材料費 (78)
						21 補償, 補填 及び賠償金	1	・消防訓練用材料 78
						26 公 課 費	584	備品購入費 (3,703) ・消防用備品 1,109 ・自動体外式除細動器収納ボックス 2,594 負担金, 補助及び交付金 (2,722) ・ヘリコプター運航連絡協議会負担金 1,728 ・全国消防長会負担金 209 ・全国消防長会関東支部負担金 27 ・県内消防長会負担金 120 ・全国消防協会負担金 81 ・県南・県西消防長会議負担金 26

(歳出) 消防費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 常 備 消 防 費							<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者協議会負担金 11 ・防火防災訓練災害補償等共済負担金 106 ・消防職員統一試験負担金 93 ・各種免許等資格取得負担金 307 ・県婦人防火クラブ連絡協議会負担金 14 補償, 補填及び賠償金 (1) ・火災及び特殊災害に伴う補償 1
				627	2,704	20 職員研修に要する経費	3,331
							<ul style="list-style-type: none"> 旅費 (176) 研修旅費 176 需用費 (36) 賄材料費 36 負担金, 補助及び交付金 (3,119) ・消防学校入校負担金 2,979 ・消防職員各種研修会議負担金 140
					7,780	21 職員の福利厚生に要する経費	7,780
			132,100	9,493	21,336	22 消防庁舎の管理運営に要する経費	162,929
						<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (14,893) 消耗品費 400 	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常 備 消 防 費							燃料費 389 光熱水費 12,504 修繕料 1,600 役務費 (219) 手数料 148 火災保険料 71 委託料 (14,417) ・ 高圧ガス施設保安点検委託料 105 ・ 消防庁舎清掃管理業務委託料 1,370 ・ 冷暖房空調設備保守点検管理業務委託料 1,198 ・ 自家用電気工作物保安業務委託料 822 ・ 浄化槽保守点検管理業務委託料 805 ・ 消防用設備等保守点検管理業務委託料 431 ・ 自家用発電機設備保守点検管理業務委託料 357 ・ 受水槽清掃管理業務委託料 239 ・ 戸頭消防署改修工事実施設計業務委託料 4,760 ・ 吉田消防署大規模改修工事監理業務委託料 4,330 使用料及び賃借料 (116) ・ 下水道使用料 116 工事請負費 (132,543) ・ 吉田消防署大規模改修工事 130,000 ・ 電話機入替工事 2,543 負担金, 補助及び交付金 (741) ・ 下水道受益者負担金 741 23 消防自動車等の維持管理に要する経費 12,407 需用費 (9,162) 消耗品費 908 燃料費 4,490	
				12,407				

(歳出) 消防費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 常備 消防費							修繕料 3,764 役務費 (882) 手数料 325 自動車損害保険料 557 使用料及び賃借料 (1,779) ・ 公用車リース料 1,779 公課費 (584) 自動車重量税 584	
				4,711			24 消防水利の維持管理に要する経費 4,711	
				147	5,034		報償費 (1,783) ・ 消防施設土地提供者謝礼 1,783 需用費 (528) 消耗品費 317 燃料費 2 修繕料 209 負担金, 補助及び交付金 (2,400) ・ 水道消火栓設置, 維持管理負担金 2,400	
							25 救急救命士の養成に要する経費 5,181	
							旅費 (141) 研修旅費(入校) 141 需用費 (50) 消耗品費 50 役務費 (378) 手数料 345 賠償保険料 33 委託料 (300)	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 常備 消防費			35,000	5	28,147		<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士気管挿管病院実習業務委託料 300 負担金, 補助及び交付金 (4,312) ・救急救命士入校負担金 4,192 ・救急救命士基本特定行為再講習負担金 120 	
							34 いばらき消防指令センターに要する経費 63,152	
							<ul style="list-style-type: none"> 役務費 (5) 火災保険料 5 委託料 (152) ・住民記録データ作成業務委託料 152 負担金, 補助及び交付金 (62,995) ・茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 62,995 	
2 救急 業務費	13,149 (12,445) (704)				13,149			
					5,932	10 需用費	9,360	5 救急業務に要する経費 5,932
						1 消耗品 費	2,637	需用費 (4,839)
						2 燃料費	3,137	消耗品費 2,600
						4 印刷製 本費	195	印刷製本費 195
						6 修繕料	1,411	修繕料 64
						9 医薬材 料費	1,980	医薬材料費 1,980
						11 役務費	2,779	役務費 (182)
						4 手数料	2,662	手数料 182
								委託料 (591)
								<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業務委託料 210 ・救急隊員感染防止予防接種業務委託料 381

(歳出) 消防費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明				
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額					
		国県支出金	地 方 債					そ の 他			
2 救 急 業 務 費						7 自 動 車 損 害 保 険 料	117	負担金、補助及び交付金 (320) ・メディカルコントロール協議会負担金 310 ・日本臨床救急医学会負担金 10 20 救急自動車の維持管理に要する経費 7,217 需用費 (4,521) 消耗品費 37 燃料費 3,137 修繕料 1,347 役務費 (2,597) 手数料 2,480 自動車損害保険料 117 公課費 (99) 自動車重量税 99			
						12 委 託 料	591				
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	320				
						26 公 課 費	99				
							7,217				
3 非 常 備 消 防 費	86,315 (108,153) (△21,838)		19,800	12,127 諸収入	54,388			20 消防団員に要する経費 46,103 報酬 (18,510) ・消防団員報酬 18,510 報償費 (12,000) ・消防団員退職報償金 12,000 需用費 (1,336) 消耗品費 1,336 負担金、補助及び交付金 (14,257) ・消防団員退職報償負担金 10,599 ・消防団員等公務災害補償共済負担金 1,197			
							12,127		33,976	1 報 酬	18,510
										7 報 償 費	12,170
										8 旅 費	4,805
										1 費 用 弁 償	4,805
										10 需 用 費	5,221
										1 消 耗 品 費	1,733
										2 燃 料 費	475
										3 食 糧 費	126

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
3 非常備 消防費			19,800		20,412	5 光熱水費	1,027	・消防賞じゅつ金負担金 628 ・消防団福祉共済負担金 1,533 ・消防団員準中型免許取得助成金 300 21 消防団の運営に要する経費 40,212 報償費 (170) ・出初式関係表彰 50 ・操法大会関係表彰 120 旅費 (4,805) 費用弁償 4,805 需用費 (3,885) 消耗品費 397 燃料費 475 食糧費 126 光熱水費 1,027 修繕料 1,860 役務費 (752) 通信運搬費 19 手数料 144 火災保険料 33 自動車損害保険料 556 使用料及び賃借料 (1,880) ・分団施設下水道使用料 47 ・防火衣リース料 1,833 工事請負費 (699) ・夜間照明仮設工事 699 備品購入費 (20,918) ・消防ポンプ自動車 20,918 負担金、補助及び交付金 (6,567)
						6 修繕料	1,860	
						11 役務費	752	
						1 通信運搬費	19	
						4 手数料	144	
						6 火災保険料	33	
						7 自動車損害保険料	556	
						13 使用料及び賃借料	1,880	
						14 工事請負費	699	
						17 備品購入費	20,918	
						18 負担金、補助及び交付金	20,824	
						26 公課費	536	

(歳出) 消防費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 非常備 消防費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 県消防協会負担金 195 ・ 県消防協会県南南部支部負担金 47 ・ 県消防ポンプ操法県南南部地区大会負担金 100 ・ 県内消防団長研修負担金 16 ・ 消防団長諸会議出席負担金 21 ・ 消防団ポンプ操法県大会出場分団補助金 180 ・ 県消防協会県南南部支部研修負担金 40 ・ 消防団運営交付金(分団・団幹部) 5,968 公課費 (536) 自動車重量税 536 	
4 消防 施設費	32,109 (29,672) (2,437)		30,400		1,709			
			30,400		1,709	17 備品購入費	32,109	22 消防施設の整備に要する経費 32,109
								<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費 (32,109) ・ 消防ポンプ自動車 32,109
項 計	1,837,120 (1,910,559) (△73,439)		217,300	27,756	1,592,064			
款 計	1,837,120 (1,910,559) (△73,439)		217,300	27,756	1,592,064			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源		一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債					その他	
1 教育委員会費	2,638 (2,639) (△1)				2,638				
					2,638	1 報酬	2,496	5 教育委員会に要する経費	2,638
						8 旅費	44	報酬	(2,496)
						1 費用弁償	44	・教育委員報酬	2,496
						10 需用費	12	旅費	(44)
						1 消耗品費	12	費用弁償	44
						18 負担金, 補助及び交付金	86	需用費	(12)
								消耗品費	12
								負担金, 補助及び交付金	(86)
								・県市町村教育委員会連合会負担金	22
								・全国都市教育長協議会負担金	24
								・関東地区都市教育長協議会負担金	5
								・県都市教育長協議会負担金	7
								・研修会等出席負担金	23
								・県南教育長連絡協議会負担金	5
2 事務局費	558,285 (544,600) (13,685)			45 財産収入	558,240				
					13,527	1 報酬	1,213	1 特別職人件費	13,527
						2 給料	147,097	給料	(7,897)
						3 職員手当等	161,940	・特別職 1人	7,897
						4 共済費	49,490	職員手当等	(3,640)
						7 報償費	1,269	期末手当	2,540
						8 旅費	139	退職手当負担金	1,100
						1 費用弁償	70	共済費	(1,990)

(歳出) 消防費, 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債					そ の 他	
2 事務局費						2 普通旅費	22	共済組合負担金	1,990
						4 研修旅費	47	2 一般職人件費	345,000
						9 交際費	80	給料	(139,200)
						10 需用費	13,433	・一般職 37人	139,200
						1 消耗品費	11,941	職員手当等	(158,300)
						2 燃料費	861	扶養手当	3,000
						4 印刷製本費	131	地域手当	15,000
						6 修繕料	500	時間外勤務手当	15,000
						11 役務費	6,668	管理職手当	7,300
						1 通信運搬費	6,291	期末手当	34,800
						5 筆耕翻訳料	330	勤勉手当	26,400
						7 自動車損害保険料	46	通勤手当	2,700
								住居手当	3,200
								退職手当負担金	50,900
								共済費	(47,500)
								共済組合負担金	47,500
								5 総務事務に要する経費	2,406
		8 賠償保険料	1	報償費	(51)				
		12 委託料	62,193	・点検評価委員謝礼	51				
		13 使用料及び賃借料	112,363	旅費	(54)				
		17 備品購入費	649	普通旅費	7				
		18 負担金, 補助及び交付金	1,706	研修旅費	47				
		24 積立金	45	交際費	(80)				
				・教育長交際費	80				
				需用費	(821)				
				消耗品費	690				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費							印刷製本費 131 役務費 (109) 通信運搬費 108 賠償保険料 1 使用料及び賃借料 (1,285) ・ファクシミリ使用料 84 ・コピー機使用料 1,199 ・駐車場使用料 2 負担金、補助及び交付金 (6) ・地域改善対策学習会参加負担金 6 6 学務事務に要する経費 149	
				149			需用費 (44) 消耗品費 44 役務費 (105) 通信運搬費 105 11 学校評議員に要する経費 525	
				525			報償費 (525) ・学校評議員謝礼 525 21 学校施設整備基金積立金 45	
			45				積立金 (45) ・学校施設整備基金積立金 45	
				20,559			22 通学送迎に要する経費 20,559	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費							需用費 (861) 燃料費 861 役務費 (46) 自動車損害保険料 46 委託料 (17,842) ・通学送迎委託料 17,842 使用料及び賃借料 (1,810) ・公用車リース料 1,810 23 教育情報機器整備に要する経費 161,289	
				161,289			需用費 (8,856) 消耗品費 8,356 修繕料 500 役務費 (6,005) 通信運搬費 6,005 委託料 (35,557) ・ICT活用教育支援スタッフ業務委託料 25,847 ・教育センターシステムクラウド運用管理委託料 9,021 ・プリンター保守点検委託料 689 使用料及び賃借料 (108,522) ・教育センターシステムクラウド使用料 36,805 ・教育用パソコンソフト使用料 6,845 ・教育・校務用パソコン使用料 7,751 ・校務支援システム使用料 8,756 ・教職員用パソコン使用料 42,743 ・教育情報機器使用料 1,530 ・校外校務支援システム使用料 4,092 備品購入費 (649)	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費							<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク機器 649 負担金, 補助及び交付金 (1,700) ・家庭学習用インターネット環境整備補助金 1,700 	
				1,130			27 児童就学に要する経費 1,130	
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (672) ・学校医報酬 336 ・学校歯科医報酬 336 需用費 (398) 消耗品費 398 役務費 (60) 通信運搬費 60 	
				13,655			31 いじめ防止対策に要する経費 13,655	
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (541) ・いじめ問題専門委員会委員報酬 541 報償費 (693) ・教育資質・能力向上研修講師謝礼 640 ・専門委員会報告書執筆料 53 旅費 (85) 費用弁償 70 普通旅費 15 需用費 (2,453) 消耗品費 2,453 役務費 (343) 通信運搬費 13 筆耕翻訳料 330 委託料 (8,794) 	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 事務局費							・スクールカウンセラー・スーパーバイザー 支援業務委託料 8,794 使用料及び賃借料 (746) ・いじめ防止アプリ使用料 746	
3 英 事業費	3,014 (4,694) (△1,680)			14 財産収入 2,840 諸収入 2,840	160	20 貸付金 3,000	21 奨学生貸付金 3,000	
				14		24 積立金 14	貸付金 (3,000) ・奨学生貸付金 3,000 22 奨学基金積立金 14 積立金 (14) ・奨学基金積立金 14	
4 教育研究 指導費	185,116 (196,461) (△11,345)	705 国庫支出金 3,902 県支出金 1,917		3,690 繰入金 31 諸収入	176,788	1 報酬 23,253	5 教育振興に要する経費 65,146	
						3 職員手当等 3,000	報償費 (650)	
						4 共済費 1,451	・地域人材活用事業講師謝礼 650	
						7 報償費 8,538	需用費 (771)	
						8 旅費 1,118	消耗品費 612	
						1 費用弁償 1,108	燃料費 159	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
4 教育研究 指導費		540			6,596	2 普通旅 費	6	役務費 (116)
						4 研修旅 費	4	自動車損害保険料 116
						10 需用費	2,715	委託料 (60,984)
						1 消耗品 費	1,655	・英語指導助手業務委託料 60,984
						2 燃料費	570	備品購入費 (1,918)
						5 光熱水 費	396	・学校教材備品 1,918
						6 修繕料	70	負担金, 補助及び交付金 (707)
						9 医薬材 料 費	24	・全国 I C T 教育首長協議会会費 10
						10 特別支援教育に要する経費		・県第9採択地区教科用図書選定協議会負担金 70
						11 役 務 費	964	・県学校長会市町村負担金 23
						1 通信運 搬 費	565	・県教育研究会負担金 604
						7 自動車 損 害 保 險 料	339	報酬 (4,267)
						8 賠償保 險 料	60	・教育支援委員会報酬 77
						12 委 託 料	81,025	・特別支援教育相談員報酬 4,190
						13 使用料及び 賃 借 料	12,378	報償費 (2,040)
						17 備品購入費	2,488	・講師謝礼 60
						18 負担金, 補助及び 交 付 金	48,186	・発達検査謝礼 780
								・訪問相談謝礼 1,200
		旅費 (159)						
		費用弁償 159						
		需用費 (394)						
		消耗品費 298						
		燃料費 96						
		役務費 (65)						
		自動車損害保険料 63						
		賠償保険料 2						
		使用料及び賃借料 (211)						

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 教育研究 指導費							・自動車借上料 211
				40,001			20 指導主事に要する経費 40,001
							職員手当等 (2,220) 管理職手当 2,220 旅費 (9) 普通旅費 5 研修旅費 4 需用費 (32) 消耗品費 32 負担金、補助及び交付金 (37,740) ・指導主事派遣負担金 37,740
		517		271	37,250		23 教育総合支援センターに要する経費 38,038
							報酬 (16,640) ・教育相談員報酬 7,327 ・学校連携支援員報酬 3,585 ・スクールカウンセラー報酬 4,000 ・スクールソーシャルワーカー報酬 1,728 職員手当等 (780) 管理職手当 780 共済費 (1,451) 雇用保険料 96 厚生年金保険料 811 子ども・子育て拠出金 32 健康保険料負担金 512 報償費 (4,000) ・子どもと親の相談員謝礼 4,000

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 教育研究 指導費							旅費 (730) 費用弁償 730 需用費 (1,412) 消耗品費 607 燃料費 315 光熱水費 396 修繕料 70 医薬材料費 24 役務費 (365) 通信運搬費 169 自動車損害保険料 160 賠償保険料 36 委託料 (1,758) ・スクールロイヤー委託料 1,100 ・日常清掃業務委託料 658 使用料及び賃借料 (593) ・コピー使用料 185 ・テレビ聴取料 15 ・公用車リース料 217 ・パソコン使用料 29 ・研修用教材編集ソフト使用料 40 ・貸マット使用料 107 備品購入費 (570) ・学校教材備品 570 負担金、補助及び交付金 (9,739) ・指導主事派遣負担金 9,715 ・各種講習会負担金 24 39 移動学習バス委託事業に要する経費 2,332	
				2,332				

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 教育研究 指導費							委託料 (2,332) ・移動学習バス委託料 2,332	
				2,506			42 日本語指導員に要する経費 2,506	
							報酬 (2,346) ・会計年度任用職員報酬 2,346 旅費 (160) 費用弁償 159 普通旅費 1	
		1,296		314			45 学力向上推進事業に要する経費 1,610	
					649		報償費 (1,416) ・講師謝礼 120 ・学びの広場サポーター謝礼 1,296 旅費 (60) 費用弁償 60 需用費 (54) 消耗品費 54 使用料及び賃借料 (80) ・自動車借上料 80	
						48 小中連携教育推進事業に要する経費 649		
						役務費 (396) 通信運搬費 396 使用料及び賃借料 (253) ・自動車借上料 253		

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
4 教育研究 指導費							50 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 22,260
				22,260			委託料 (11,019) ・水泳学習業務委託料 11,019 使用料及び賃借料 (11,241) ・バス借上料 11,241
		337		169			53 土曜日学習支援事業に要する経費 506
				3,450	1,482		報償費 (432) ・学習支援員謝礼 432 需用費 (52) 消耗品費 52 役務費 (22) 賠償保険料 22
							55 特色ある新しい学校教育の推進に要する経費 4,932
5 青少年 育成費	11,257 (11,315) (△58)	49		8	11,200		
		県支出金		諸収入			
		49		8	11,200	1 報 酬 2,861	10 青少年健全育成に要する経費 11,257
						4 共 済 費 461	報酬 (2,861) ・特別青少年相談員報酬 2,861
						7 報 償 費 6,317	
					8 旅 費 10	共済費 (461) 雇用保険料 26	
					4 研 修 旅 費 10		

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
		特 定 財 源				区 分	金 額		
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
5 青少年 育成費						10 需用費	243	厚生年金保険料	260
						1 消耗品 費	29	子ども・子育て拠出金	11
						3 食糧費	29	健康保険料負担金	164
						4 印刷製 本費	185	報償費	(6,317)
						11 役務費	242	・青少年相談員謝礼	6,317
						1 通信運 搬費	105	旅費	(10)
						4 手数料	90	研修旅費	10
						8 賠償保 険料	47	需用費	(243)
						18 負担金, 補助及び 交付金	1,123	消耗品費	29
								食糧費	29
		印刷製本費	185						
		役務費	(242)						
		通信運搬費	105						
		手数料	90						
		賠償保険料	47						
		負担金, 補助及び交付金	(1,123)						
		・県青少年育成協会負担金	81						
		・県子ども会育成連合会負担金	49						
		・子ども会随員職員負担金	23						
		・市子ども会育成連合会補助金	560						
		・青少年育成市民会議補助金	410						
項 計	760,310 (759,709) (601)	4,656		6,628	749,026				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	327,177 (329,594) (△2,417)	47 国庫支出金		1,295 使用料・手数料	302,369			
----------------	--------------------------------------	-------------	--	------------------	---------	--	--	--

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明				
		特定財源			一般財源	区分		金額			
		国県支出金	地方債	その他							
1 学校管理費				1,822 分担金・負担金 21,550 繰入金 94 諸収入	2,450	1 報酬	115,356	2 一般職人件費	2,450		
						2 給料	1,600	給料 ・一般職 1人(用務員) 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当	(1,600) 1,600 (850) 200 50 300 200 100		
						3 職員手当等	850				
						4 共済費	246				
						7 報償費	55				
						8 旅費	5,387				
						1 費用弁償	5,297				
						2 普通旅費	90				
						10 需用費	117,377				
				17,279	223,952	1 消耗品費	15,453			20 小学校管理に要する経費	241,231
						2 燃料費	866			報酬	(101,774)
						4 印刷製本費	838	・用務員報酬	13,219		
						5 光熱水費	79,428	・学校司書報酬	12,910		
						6 修繕料	20,243	・教育補助員報酬	70,110		
						9 医薬材料費	549	・学校活性化T T講師報酬	5,535		
						11 役務費	7,357	共済費	(246)		
						1 通信運搬費	4,522	雇用保険料	246		
							旅費	(5,387)			
							費用弁償	5,297			
							普通旅費	90			
							需用費	(95,697)			

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 学 校 管 理 費						4 手 数 料	1,249	消耗品費	12,145
						5 筆 耕 翻 訳 料	116	燃料費	866
						6 火 災 保 険 料	928	印刷製本費	838
						8 賠 償 保 険 料	542	光熱水費	79,403
						12 委 託 料	45,566	修繕料	2,445
						13 使用料及び 賃 借 料	13,766	役務費	(4,946)
						15 原 材 料 費	30	通信運搬費	4,522
						17 備品購入費	15,121	手数料	308
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	4,466	筆耕翻訳料	116
								委託料	(4,300)
								・防犯カメラシステム運用保守管理業務委託料	3,224
								・電話機設定業務委託料	1,076
								使用料及び賃借料	(13,674)
								・電話機使用料	1,137
								・テレビ聴取料	261
								・下水道使用料	9,557
								・自動車借上料	278
								・コピー使用料	1,165
								・印刷機使用料	1,276
							備品購入費	(15,121)	
							・一般校具	1,339	
							・更新分諸備品	13,782	
							負担金, 補助及び交付金	(86)	
							・学警連学校負担金	14	
							・特別支援教育・通級指導教室関係負担金	72	
			5,660		50,280	21 小学校施設管理に要する経費		55,940	
							需用費	(19,059)	
							消耗品費	1,236	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学 校 管 理 費							光熱水費 25 修繕料 17,798 役務費 (980) 手数料 52 火災保険料 928 委託料 (35,779) ・学校警備委託料 5,153 ・浄化槽維持管理及び清掃委託料 1,989 ・消防設備保守点検委託料 3,029 ・排水管清掃委託料 462 ・電気保安管理委託料 3,999 ・プールろ過装置保守点検委託料 115 ・高架水槽及び受水槽清掃委託料 1,065 ・草刈清掃委託料 5,161 ・給水管漏水調査委託料 189 ・害虫駆除委託料 1,833 ・樹木剪定委託料 4,675 ・施設定期点検委託料 3,120 ・空調設備保守点検委託料 1,210 ・テレビ共同受信設備保守点検委託料 1,284 ・エレベーター保守点検委託料 2,222 ・校庭散水設備保守点検委託料 75 ・雨水調整槽等保守点検委託料 198 使用料及び賃借料 (92) ・電柱共架料 92 原材料費 (30) ・校舎及び校庭用原材料 30	
		47		1,822	25,687		22 小学校保健衛生に要する経費 27,556	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 学校 管理費							報酬 (13,582) ・学校医報酬 6,881 ・学校歯科医報酬 5,336 ・学校薬剤師報酬 1,008 ・学校産業医報酬 357 報償費 (55) ・講師謝礼 55 需用費 (2,621) 消耗品費 2,072 医薬材料費 549 役務費 (1,431) 手数料 889 賠償保険料 542 委託料 (5,487) ・児童・教職員集団検診委託料 4,969 ・体力テスト集計業務委託料 518 負担金, 補助及び交付金 (4,380) ・学校保健養護部会負担金 42 ・県保健主事会負担金 21 ・取手北相馬学校保健会負担金 39 ・県学校保健会負担金 48 ・日本スポーツ振興センター負担金 4,230	
2 教育 振興費	101,026 (127,267) (△26,241)	4,437 国庫支出金		5,740 繰入金	90,849			
					11,806	7 報償費 671	20 小学校教育振興に要する経費 11,806	
						10 需用費 26,838		
						1 消耗品費 23,953	報償費 (671) ・特別支援教育研究講師謝礼 25	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明			
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他						
2 教 育 振 興 費		770		2,140	24,453	4 印刷製 本 費	81	・各種行事報償 ・学童農園管理謝礼	596 50	
						6 修繕料	2,650	需用費	(10,935)	
						8 飼料費	154	消耗品費	10,781	
						11 役務費	555	飼料費	154	
						4 手数料	545	役務費	(10)	
						8 賠償保 険 料	10	賠償保険料	10	
						13 使用料及び 賃 借 料	8,076	負担金, 補助及び交付金	(190)	
						17 備品購入費	16,568	・教職員研修会参加負担金 ・夏季PTAプール水泳指導員補助金	140 50	
						18 負担金, 補助及び 交 付 金	190	21 小学校教育設備及び教材費に要する経費	27,363	
						19 扶 助 費	48,128	需用費 消耗品費 修繕料 役務費 手数料 備品購入費 ・児童用教材教具 ・理科教育等設備整備用備品 ・学校図書	(14,250) 13,172 1,078 (545) 545 (12,568) 621 1,540 10,407	
							3,600	9,748	22 小学校コンピュータ整備に要する経費	13,348
									需用費 修繕料 使用料及び賃借料 ・パソコン使用料 備品購入費	(1,572) 1,572 (7,776) 7,776 (4,000)

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 教 育 振 興 費							・ パソコン教材用備品 4,000
		3,667			44,461		23 要保護・準要保護児童就学奨励費 48,128
					381		扶助費 (48,128) ・ 要保護及び準要保護児童就学援助費 40,890 ・ 特別支援教育就学奨励費 7,238
							29 小学校特別活動助成に要する経費 381
3 学 校 建 設 費	35,241 (27,949) (7,292)		22,200	1,183 繰入金	11,858		
					408	7 報 償 費 38	20 学校施設事務に要する経費 408
						8 旅 費 20	旅費 (8) 研修旅費 8
						2 普 通 旅 費 12	需用費 (149) 消耗品費 37
						4 研 修 旅 費 8	燃料費 112
						10 需 用 費 549	役務費 (17) 自動車損害保険料 17
						1 消 耗 品 費 437	使用料及び賃借料 (231) ・ 公用車リース料 231
						2 燃 料 費 112	負担金、補助及び交付金 (3)
				11 役 務 費 17			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
3 学校 建設費					11,400	7 自動車 損害保 険料	17	・ 県公立学校施設整備期成会分担金 21 小学校施設整備に要する経費	3 11,400	
						12 委託料	23,383	需用費 消耗品費 工事請負費 ・ 施設管理営繕工事	(400) 400 (11,000) 11,000	
						13 使用料及び 賃借料	231			
						14 工事請負費	11,000			
				22,200	1,183	50	18 負担金, 補助及び 交付金	3	22 小学校建設事業に要する経費	23,433
				22,200	1,183	50			(3) 白山小学校	23,433
								報償費 ・ プロポーザル審査委員謝礼 旅費 普通旅費 委託料 ・ 小学校校舎・体育館長寿命化改良工事実施 設計業務委託料	(38) 38 (12) 12 (23,383) 23,383	
4 学校 給食費	349,724 (339,107) (10,617)			4,120	165,967					
				繰入金 179,637						
				諸収入	23,500	1 報酬	9,849	2 一般職人件費	23,500	
						2 給料	12,200	給料 ・ 一般職 3人(調理員)	(12,200) 12,200	
						3 職員手当等	7,682			
				4 共済費	5,456					
				8 旅費	462	職員手当等	(7,500)			

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 学 校 給 食 費				180,957	139,142	1 費用弁償	462	地域手当 1,300
						10 需用費	193,611	時間外勤務手当 100
						1 消耗品費	2,981	期末手当 3,200
						2 燃料費	3,419	勤勉手当 2,600
						4 印刷製本費	77	通勤手当 300
						5 光熱水費	4,185	共済費 (3,800)
						6 修繕料	3,343	共済組合負担金 3,800
						7 賄材料費	179,606	20 給食運営に要する経費 320,099
						11 役務費	2,303	報酬 (9,849)
						1 通信運搬費	79	・会計年度任用職員報酬 9,849
						4 手数料	2,224	職員手当等 (182)
						12 委託料	115,322	期末手当 182
						17 備品購入費	2,782	共済費 (1,656)
						18 負担金, 補助及び交付金	57	雇用保険料 95
		厚生年金保険料 934						
		子ども・子育て拠出金 37						
		健康保険料負担金 590						
		旅費 (462)						
		費用弁償 462						
		需用費 (190,268)						
		消耗品費 2,981						
		燃料費 3,419						
		印刷製本費 77						
		光熱水費 4,185						
		賄材料費 179,606						
		役務費 (2,303)						
		通信運搬費 79						
		手数料 2,224						

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
4 学 校 給 食 費								委託料 (115,322) ・小荷物専用昇降機保守点検委託料 1,174 ・換気設備清掃委託料 1,756 ・給食排水槽清掃委託料 1,205 ・給食室病虫害防除委託料 699 ・学校給食調理業務委託料 109,339 ・空調機保守点検委託料 1,149 負担金, 補助及び交付金 (57) ・取手・守谷・北相馬学校給食会分担金 15 ・県学校栄養士協議会負担金 18 ・竜ヶ崎保健所管内栄養士会負担金 9 ・県栄養士会負担金 15 21 給食施設整備に要する経費 6,125 需用費 (3,343) 修繕料 3,343 備品購入費 (2,782) ・給食用備品 2,782
項 計	813,168 (823,917) (△10,749)	4,484	22,200	215,441	571,043			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学 校 管 理 費	144,676 (140,431) (4,245)	23 国庫支出金		708 使用料・手数料 899 分担金・負担金	136,637			
----------------	-------------------------------------	-------------	--	----------------------------------	---------	--	--	--

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学 校 管 理 費					6 火災保 険 料	394	健康保険料負担金 旅費 (216 403)	
					8 賠償保 険 料	269	費用弁償 普通旅費 401 2	
					12 委 託 料	20,638	需用費 (47,393)	
					13 使用料及び 賃 借 料	5,674	消耗品費 5,374 燃料費 603	
					15 原 材 料 費	30	印刷製本費 308	
					17 備品購入費	1,942	光熱水費 39,947	
					18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	2,975	修繕料 1,161 役務費 (3,059) 通信運搬費 2,785 手数料 165 筆耕翻訳料 109 委託料 (1,859) ・防犯カメラシステム運用保守管理業務委託料 1,311 ・電話機設定業務委託料 548	
							使用料及び賃借料 (5,674) ・電話機使用料 659 ・テレビ聴取料 120 ・下水道使用料 3,657 ・自動車借上料 192 ・コピー使用料 499 ・印刷機使用料 547 備品購入費 (1,942) ・一般校具 350 ・更新分諸備品 1,592 負担金, 補助及び交付金 (791) ・県中学校体育連盟負担金 609 ・県南中学校体育連盟負担金 157	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学 校 管 理 費				4,080	22,192		<ul style="list-style-type: none"> ・学警連学校負担金 6 ・特別支援教育・通級指導教室関係負担金 19 	
							21 中学校施設管理に要する経費 26,272	
							需用費 (11,170) 消耗品費 627 修繕料 10,543 役務費 (442) 手数料 48 火災保険料 394 委託料 (14,630) <ul style="list-style-type: none"> ・学校警備委託料 1,988 ・浄化槽維持管理及び清掃委託料 1,205 ・消防設備保守点検委託料 1,181 ・排水管清掃委託料 297 ・電気保安全管理委託料 1,459 ・エレベーター保守点検委託料 1,368 ・高架水槽及び受水槽清掃委託料 456 ・給水管漏水調査委託料 189 ・害虫駆除委託料 713 ・草刈清掃委託料 540 ・樹木剪定委託料 1,500 ・施設定期点検委託料 1,853 ・空調設備保守点検委託料 1,881 原材料費 (30) <ul style="list-style-type: none"> ・校舎及び校庭用原材料 30 	
	23		899	13,248		22 中学校保健衛生に要する経費 14,170		

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学 校 管 理 費								報酬 (6,175) ・学校医報酬 3,276 ・学校歯科医報酬 2,320 ・学校薬剤師報酬 432 ・学校産業医報酬 147 需用費 (1,006) 消耗品費 720 医薬材料費 286 役務費 (656) 手数料 387 賠償保険料 269 委託料 (4,149) ・生徒・教職員集団検診委託料 3,889 ・体力テスト集計業務委託料 260 負担金, 補助及び交付金 (2,184) ・学校保健養護部会負担金 18 ・県保健主事会負担金 9 ・取手北相馬学校保健会負担金 20 ・県学校保健会負担金 23 ・日本スポーツ振興センター負担金 2,114
2 教 育 振 興 費	96,962 (99,796) (△2,834)	2,533 国庫支出金		1,380 繰入金	93,049			
					5,933	10 需 用 費	13,625	20 中学校教育振興に要する経費 5,933
						1 消 耗 品 費	11,997	需用費 (5,873)
						4 印 刷 製 本 費	81	消耗品費 5,873
						6 修 繕 料	1,547	負担金, 補助及び交付金 (60) ・教職員研修会参加負担金 60

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 教育 振興費		660		1,380	14,472	11 役務費	2,077	21 中学校教育設備及び教材費に要する経費	16,512
						1 通信運搬費	720	需用費	(6,872)
						4 手数料	1,353	消耗品費	6,113
						8 賠償保険料	4	修繕料	759
						13 使用料及び賃借料	25,120	役務費	(1,353)
						17 備品購入費	8,287	手数料	1,353
						18 負担金, 補助及び交付金	6,060	備品購入費	(8,287)
					15,108	19 扶助費	41,793	・生徒用教材教具	341
								・理科教育等設備整備用備品	1,320
								・学校図書	6,626
								22 中学校コンピュータ整備に要する経費	15,108
								需用費	(788)
								修繕料	788
								使用料及び賃借料	(14,320)
								・パソコン使用料	14,320
	1,873				39,920			23 要保護・準要保護生徒就学奨励費	41,793
								扶助費	(41,793)
								・要保護及び準要保護生徒就学援助費	38,252
								・特別支援教育就学奨励費	3,541
					17,616			29 中学校特別活動助成に要する経費	17,616
								需用費	(92)
								消耗品費	11
								印刷製本費	81

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費							役務費 (724) 通信運搬費 720 賠償保険料 4 使用料及び賃借料 (10,800) ・自動車借上料 10,800 負担金、補助及び交付金 (6,000) ・各種大会参加負担金 680 ・特別活動補助金 5,320	
3 学校建設費	8,240 (12,365) (△4,125)				8,240			
					8,240	10 需用費	240	20 中学校施設整備に要する経費 8,240
						1 消耗品費	240	需用費 (240)
						14 工事請負費	8,000	消耗品費 240 工事請負費 (8,000) ・施設管理営繕工事 8,000
4 学校給食費	180,151 (174,063) (6,088)			3,370 繰入金 96,418 諸収入 97,498	80,363			
					78,103	1 報酬	3,211	20 給食運営に要する経費 175,601
						4 共済費	637	
						8 旅費	123	報酬 (3,211) ・会計年度任用職員報酬 3,211
						1 費用弁償	123	共済費 (637)
						10 需用費	105,768	雇用保険料 30 厚生年金保険料 363

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源	
4 学 校 給 食 費						1 消 耗 品 費	1,803	子ども・子育て拠出金 健康保険料負担金	15 229
						2 燃 料 費	3,564	旅費	(123)
						4 印 刷 製 本 費	14	費用弁償	123
						5 光 熱 水 費	792	需用費	(102,481)
						6 修 繕 料	3,287	消耗品費	1,803
						7 賄 材 料 費	96,308	燃料費	3,564
						11 役 務 費	1,088	印刷製本費	14
						1 通 信 運 搬 費	14	光熱水費	792
						4 手 数 料	1,074	賄材料費	96,308
						12 委 託 料	68,043	役務費	(1,088)
						17 備品購入費	1,263	通信運搬費	14
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	18	手数料	1,074
								委託料	(68,043)
								・小荷物専用昇降機保守点検委託料	790
								・換気設備清掃委託料	1,051
		・給食室害虫防除委託料	629						
		・給食排水槽清掃委託料	737						
		・学校給食調理業務委託料	64,457						
		・空調機保守点検委託料	379						
		負担金, 補助及び交付金	(18)						
		・取手・守谷・北相馬学校給食会分担金	6						
		・県学校栄養士協議会負担金	9						
		・竜ヶ崎保健所管内栄養士会負担金	3						
		21 給食施設整備に要する経費	4,550						
				需用費	(3,287)				
				修繕料	3,287				
				備品購入費	(1,263)				
			2,290	2,260					

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 学校給食費							・給食用備品 1,263
項計	430,029 (426,655) (3,374)	2,556		109,184	318,289		

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費 (44,091) (△3,181)	40,910 (44,091) (△3,181)			22 使用料・手数料	40,881								
				2 分担金・負担金									
				5 諸収入									
				32,300						1 報酬	6,940	2 一般職人件費	32,300
										2 給料	16,400	給料	(16,400)
										3 職員手当等	10,991	・一般職 4人	16,400
										4 共済費	5,347	職員手当等	(10,800)
										7 報償費	4	扶養手当	400
										8 旅費	116	地域手当	1,800
										1 費用弁償	113	時間外勤務手当	100
										2 普通旅費	3	管理職手当	500
										10 需用費	689	期末手当	4,300
										1 消耗品費	589	勤勉手当	3,100
										2 燃料費	23	通勤手当	200
										4 印刷製本費	4	住居手当	400
	27	7,911	63	20 幼稚園管理に要する経費	7,938								
				共済費	(5,100)								
				共済組合負担金	5,100								

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 幼稚園 管理費						8 飼料費	1	報酬 (6,370)
						9 医薬材 料 費	9	・会計年度任用職員報酬 6,370 職員手当等 (191)
						11 役 務 費	185	期末手当 191
						1 通 信 運 搬 費	74	共済費 (247) 雇用保険料 17
						4 手 数 料	87	厚生年金保険料 137
						5 筆 耕 翻 訳 料	2	子ども・子育て拠出金 6 健康保険料負担金 87
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	19	報償費 (4) ・各種行事報償 4 旅費 (116)
						8 賠 償 保 険 料	3	費用弁償 113 普通旅費 3
						12 委 託 料	6	需用費 (638)
						13 使用料及び 賃 借 料	194	消耗品費 547 燃料費 23
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	38	印刷製本費 4 修繕料 63 飼料費 1 役務費 (146) 通信運搬費 74 手数料 51 筆耕翻訳料 2 自動車損害保険料 19 使用料及び賃借料 (194) ・コピー使用料 84 ・印刷機使用料 92 ・自動車借上料 3 ・テレビ聴取料 15

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 幼稚園 管理費				2	670		負担金, 補助及び交付金 (32) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県幼稚園連合会負担金 2 ・ 県国公立幼稚園長会県南部会負担金 17 ・ 幼児教育研修負担金 8 ・ 稲敷郡・牛久市・取手市幼児教育研究会負担金 5
							21 幼稚園保健衛生に要する経費 672
							報酬 (570) <ul style="list-style-type: none"> ・ 園医報酬 266 ・ 園歯科医報酬 232 ・ 園薬剤師報酬 72 需用費 (51) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 42 医薬材料費 9 役務費 (39) <ul style="list-style-type: none"> 手数料 36 賠償保険料 3 委託料 (6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・教職員集団検診委託料 6 負担金, 補助及び交付金 (6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立幼稚園日本スポーツ振興センター負担金 5 ・ 県学校保健会負担金 1
項 計	40,910 (44,091) (△3,181)			29	40,881		

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	627,822 (738,841) (△111,019)	26,985 国庫支出金 36,056 県支出金		304 使用料・手数料 40,075 分担金・負担金 21,370 繰入金 15,867 諸収入	487,165			
				314,500	1 報酬	107,184	2 一般職人件費 314,500	
					2 給料	160,800	給料 (160,800) ・一般職 46人 160,800 職員手当等 (107,700) 扶養手当 3,400 地域手当 17,200 時間外勤務手当 9,700 管理職手当 6,600 期末手当 38,300 勤勉手当 27,400 通勤手当 3,000 住居手当 2,100 共済費 (46,000) 共済組合負担金 46,000	
					3 職員手当等	107,700		
					4 共済費	50,419		
					7 報償費	8,979		
					8 旅費	2,780		
					1 費用弁償	2,588		
					2 普通旅費	124		
					4 研修旅費	68		
					10 需用費	9,804		
					1 消耗品費	4,742		
					2 燃料費	323		
				738	3 食糧費	6	5 生涯学習事務に要する経費 738	
					4 印刷製本費	3,235	需用費 (11) 消耗品費 11 負担金、補助及び交付金 (727) ・県社教振興協議会負担金 71	
					5 光熱水費	405		
					6 修繕料	1,030		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 社会教育 総務費							
					9 医薬材 料費	63	・全国生涯学習市町村協議会負担金 30 ・北相馬地区社会教育振興協議会負担金 63
					11 役務費	1,831	・県社教主事会負担金 4
					1 通信運 搬費	1,147	・社会教育団体補助金 559
				440	4 手数料	363	10 社会教育委員に要する経費 440
					5 筆耕翻 訳料	39	報酬 (440)
					6 火災保 険料	84	・社会教育委員報酬 440
			16	6,042	7 自動車 損害保 険料	17	11 社会教育指導員に要する経費 6,058
					8 賠償保 険料	181	報酬 (4,975) ・社会教育指導員報酬 4,975
					12 委託料	147,801	共済費 (857) 雇用保険料 47
					13 使用料及び 賃借料	20,552	厚生年金保険料 484 子ども・子育て拠出金 20
					14 工事請負費	2,840	健康保険料負担金 306
					17 備品購入費	236	旅費 (226) 費用弁償 226
				2,121	18 負担金, 補助及び 交付金	5,546	20 成人式に要する経費 2,121
					20 貸付金	1,350	報償費 (1,121) ・成人式記念品 1,121
							委託料 (1,000) ・成人式実行委員会委託料 1,000
			900	3,673			22 生涯学習推進に要する経費 4,573

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							報償費 (2,091) ・子育て学習講座謝礼 252 ・出前講座講師謝礼 108 ・市民大学講座講師謝礼 1,700 ・子どもサポーター謝礼 31 旅費 (77) 普通旅費 13 研修旅費 64 需用費 (244) 消耗品費 81 燃料費 157 食糧費 6 役務費 (80) 通信運搬費 43 自動車損害保険料 17 賠償保険料 20 委託料 (1,630) ・家庭教育学級委託料 630 ・市民大学まちづくり講座業務委託料 1,000 使用料及び賃借料 (441) ・公用車リース料 423 ・駐車場使用料 9 ・有料道路通行料 9 負担金、補助及び交付金 (10) ・社会教育主事講習負担金 10 28 市民芸術活動の推進に要する経費 4,881	
			2,426	2,455			報償費 (301) ・市美術展謝礼 241	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興奨励金 60 需用費 (240) 消耗品費 170 印刷製本費 70 役務費 (71) 通信運搬費 4 筆耕翻訳料 17 賠償保険料 50 委託料 (2,696) ・取手美術作家展委託料 900 ・文化祭委託料 1,500 ・とりでスクール・アートフェスティバル 委託料 296 使用料及び賃借料 (404) ・アートギャラリー駐車場賃借料 47 ・取手美術作家展ギャラリーツアーバス借上料 357 負担金、補助及び交付金 (1,169) ・よいなかまの会補助金 191 ・少年少女合唱団補助金 80 ・文化連盟補助金 488 ・藤代文化協会補助金 210 ・国際音楽の日コンサート補助金 200 	
				88,327			29 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 88,327	
							<ul style="list-style-type: none"> 報酬 (39) ・指定管理者選定委員報酬 39 旅費 (12) 費用弁償 12 需用費 (500) 	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							修繕料 500 役務費 (45) 火災保険料 45 委託料 (87,731) ・市民会館・福祉会館指定管理料 87,731	
				4,830	1,881		30 東京芸術大学との交流に要する経費 6,711	
							報償費 (2,240) ・東京芸術大学卒業制作展市長賞賞賜金 2,000 ・ふれあいコンサート出演謝礼 240 旅費 (39) 普通旅費 39 需用費 (63) 消耗品費 63 役務費 (308) 通信運搬費 220 手数料 66 筆耕翻訳料 22 委託料 (4,050) ・東京芸術大学との文化交流事業委託料 4,050 使用料及び賃借料 (11) ・著作権使用料 7 ・有料道路通行料 4	
				2,826	3,052		31 郷土資料収集・整理・保存に要する経費 5,878	
							報酬 (2,606) ・会計年度任用職員報酬 2,606 旅費 (94)	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育 総務費							費用弁償 94 需用費 (3,020) 消耗品費 97 印刷製本費 2,923 役務費 (112) 通信運搬費 112 委託料 (8) ・市史販売委託料 8 備品購入費 (38) ・図書 38 33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 28,158	
				23,106	5,052		報償費 (24) ・市所有美術品管理台帳整理謝礼 24 旅費 (72) 普通旅費 72 需用費 (355) 消耗品費 62 光熱水費 93 修繕料 200 役務費 (46) 賠償保険料 46 委託料 (13,975) ・取手音楽の日事業委託料 4,000 ・アートマップ更新業務委託料 225 ・ストリートアートステージリング制作委託料 1,980 ・壁画によるまちづくり委託料 7,000 ・取手の芸術活動連携サポート事業委託料 770 使用料及び賃借料 (5,856)	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・井野アーティストヴィレッジ施設賃借料 5,856 工事請負費 (2,840) ・ストリートアートステージリング作品 設置工事 2,840 負担金, 補助及び交付金 (3,640) ・JOBANアトライン協議会負担金 400 ・取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240 貸付金 (1,350) ・取手アートプロジェクト実行委員会事業運営 資金貸付金 1,350 	
				2,992			35 IT基礎技術講習会に要する経費 2,992	
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (77) 消耗品費 27 修繕料 50 使用料及び賃借料 (2,915) ・パソコン使用料 2,915 	
			803	12,944			37 アートギャラリーの管理運営に要する経費 13,747	
							<ul style="list-style-type: none"> 報償費 (24) ・企画展謝礼 24 需用費 (482) 消耗品費 148 印刷製本費 22 光熱水費 312 役務費 (98) 通信運搬費 42 火災保険料 6 	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育 総務費							賠償保険料 50 委託料 (3,335) ・アートギャラリー管理委託料 2,556 ・アートギャラリー清掃委託料 279 ・アートギャラリー企画展実施委託料 500 使用料及び賃借料 (9,808) ・施設賃借料 9,686 ・アートギャラリー駐車場賃借料 122 38 放課後児童対策事業に要する経費 148,104 報酬 (99,124) ・放課後児童支援員報酬 99,124 共済費 (3,562) 雇用保険料 913 厚生年金保険料 1,585 子ども・子育て拠出金 63 健康保険料負担金 1,001 報償費 (2,622) ・放課後子どもプラン運営委員謝礼 96 ・コーディネーター謝礼 1,245 ・学習アドバイザー謝礼 1,131 ・ボランティア謝礼 50 ・放課後子ども総合プラン講師謝礼 100 旅費 (2,260) 費用弁償 2,256 研修旅費 4 需用費 (4,779) 消耗品費 4,050 燃料費 166	
		62,648		42,709	42,747			

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							印刷製本費 220 修繕料 280 医薬材料費 63 役務費 (1,066) 通信運搬費 726 手数料 297 火災保険料 33 賠償保険料 10 委託料 (33,376) ・空調設備保守点検委託料 264 ・放課後子どもクラブ運営業務委託料 32,829 ・消防設備保守点検委託料 283 使用料及び賃借料 (1,117) ・公用車リース料 208 ・自動車借上料 20 ・業務端末機使用料 112 ・クラブ室緊急通報システムリース料 777 備品購入費 (198) ・放課後子どもクラブ用備品 198 43 訪問型家庭教育支援事業に要する経費 594 報償費 (556) ・訪問型家庭教育支援協議会委員謝礼 76 ・訪問型家庭教育支援員謝礼 480 需用費 (33) 消耗品費 33 役務費 (5) 賠償保険料 5	
		393			201			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費	100,032 (100,111) (△79)		5,000	10,600 使用料・手数料 6,335 繰入金 181 諸収入 11,001	77,916			
				32,254	1 報酬	41,126	5 公民館事務に要する経費 43,255	
					7 報償費	2,143		
					8 旅費	587	需用費 (20,235)	
					1 費用弁償	587	消耗品費 1,597	
					10 需用費	26,165	燃料費 926	
					1 消耗品費	1,924	印刷製本費 91	
					2 燃料費	926	光熱水費 17,440	
					4 印刷製本費	91	修繕料 138	
					5 光熱水費	17,440	医薬材料費 43	
					6 修繕料	5,741	役務費 (1,726)	
					9 医薬材料費	43	通信運搬費 1,017	
					11 役務費	1,757	手数料 396	
					1 通信運搬費	1,017	火災保険料 216	
					4 手数料	396	自動車損害保険料 97	
					6 火災保険料	216	委託料 (18,130)	
							・消毒委託料 102	
							・コピー保守点検委託料 132	
							・清掃管理委託料 6,156	
							・夜間管理委託料 4,944	
							・浄化槽清掃管理委託料 977	
							・エレベーター保守点検委託料 1,386	
							・消防設備保守点検委託料 1,117	
							・電気保安管理委託料 1,029	
							・冷暖房機保守点検委託料 935	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明		
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 公民館費						7 自動車損害保険料	97	・自動ドア保守点検委託料	543
						8 賠償保険料	31	・受水槽点検委託料	85
						12 委託料	18,130	・自家用発電装置保守点検委託料	36
						13 使用料及び賃借料	3,023	・植木剪定業務委託料	466
						14 工事請負費	6,765	・害虫駆除委託料	222
						15 原材料費	70	使用料及び賃借料	(2,898)
						17 備品購入費	247	・公用車リース料	1,053
						26 公 課 費	19	・電話機使用料	23
								・印刷機使用料	75
								・下水道使用料	396
								・貸マット使用料	176
								・テレビ聴取料	221
								・コピー使用料	954
								備品購入費	(247)
		・公民館用備品	247						
		公課費	(19)						
		自動車重量税	19						
		64		10 公民館運営審議会に要する経費	64				
				報酬	(64)				
				・公民館運営審議会委員報酬	64				
			42,752	20 公民館管理運営に要する経費	42,752				
				報酬	(41,062)				
				・会計年度任用職員報酬	41,062				
				報償費	(1,072)				
				・公民館運営協力員謝礼	360				
				・公民館長謝礼	712				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費							旅費 (587) 費用弁償 587 役務費 (31) 賠償保険料 31 21 公民館活動に要する経費 1,523	
				1,523			報償費 (1,071) ・各公民館謝礼 547 ・各公民館賞品 519 ・各公民館記念品 5 需用費 (327) 消耗品費 327 使用料及び賃借料 (125) ・やぐら借上料 45 ・電気設備借上料 80 23 公民館施設整備に要する経費 12,438	
			5,000	6,115	1,323		需用費 (5,603) 修繕料 5,603 工事請負費 (6,765) ・白山公民館公共下水道接続工事 6,765 原材料費 (70) ・公民館修繕用原材料 70	
3 図書館費	154,117 (158,741) (△4,624)		4,200	120 使用料・手数料 6,290 繰入金	143,385			

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 図書館費				122 諸収入				
					89	1 報酬	34,268	
						3 職員手当等	1,543	
						4 共済費	2,565	
						7 報償費	70	
						8 旅費	1,052	
			4,200	2,540	23,018	1 費用弁償	1,039	
						4 研修旅費	13	
						10 需用費	19,467	
						1 消耗品費	7,027	
						2 燃料費	123	
						4 印刷製本費	288	
						5 光熱水費	9,114	
						6 修繕料	2,915	
						11 役務費	1,733	
						1 通信運搬費	1,654	
						6 火災保険料	44	
						7 自動車損害保険料	35	
						12 委託料	25,799	
							10 図書館協議会に要する経費	89
						報酬 ・図書館協議会委員報酬	(89) 89	
						20 図書館管理運営に要する経費	29,758	
						需用費 消耗品費 燃料費 光熱水費 修繕料 役務費 火災保険料 委託料 ・電話交換機保守点検業務委託料 ・清掃管理委託料 ・警備業務委託料 ・冷暖房機保守点検委託料 ・エレベーター保守点検委託料 ・自動ドア保守点検委託料 ・電気保安管理委託料 ・消防設備点検委託料 ・植木剪定委託料 ・ふじしろ図書館空調設備改修工事実施設計業務委託料 ・草刈業務委託料	(12,240) 309 2 9,114 2,815 (44) 44 (15,862) 150 6,336 853 1,357 1,175 350 482 253 82 4,480 344	
						使用料及び賃借料	(1,612)	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
3 図書館費							
					13 使用料及び賃借料	45,710	・ 図書館駐車場賃借料 1,320 ・ 貸マット使用料 37
					17 備品購入費	21,822	・ 下水道使用料 255
				3,919	18 負担金, 補助及び交付金	88	21 図書館活動に要する経費 95,826
				91,907			報酬 (34,179) ・ 会計年度任用職員報酬 34,179
							職員手当等 (1,543) 期末手当 1,543
							共済費 (2,565) 雇用保険料 146 厚生年金保険料 1,478
							子ども・子育て拠出金 59 健康保険料負担金 882
							報償費 (70) ・ 講師謝礼 70
							旅費 (1,052) 費用弁償 1,039 研修旅費 13
							需用費 (3,740) 消耗品費 3,231 燃料費 121 印刷製本費 288 修繕料 100
							役務費 (1,689) 通信運搬費 1,654 自動車損害保険料 35
							委託料 (7,066) ・ 図書配送業務委託料 7,066

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 図書館費							使用料及び賃借料 (43,834) <ul style="list-style-type: none"> ・コピー使用料 467 ・新聞記事データベース使用料 528 ・官報情報検索料 27 ・公用車リース料 632 ・テレビ聴取料 30 ・電算機賃借料 37,364 ・印刷機使用料 122 ・電子図書館システム使用料 4,400 ・現行法令データベース使用料 264 負担金、補助及び交付金 (88) <ul style="list-style-type: none"> ・日本図書館協会負担金 73 ・県図書館協会負担金 15 	
				73	28,371		22 図書館資料購入に要する経費 28,444	
							需用費 (3,487) <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 3,487 委託料 (2,871) <ul style="list-style-type: none"> ・図書整理委託料 101 ・図書内容データ委託料 2,770 使用料及び賃借料 (264) <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン図書システム使用料 264 備品購入費 (21,822) <ul style="list-style-type: none"> ・図書 21,822 	
4 文化財 保護費	16,892 (65,700) (△48,808)			350 分担金・負担金 984 繰入金	15,301			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国県支出金	地方債	その他						
4 文化財 保護費				257 諸収入	106	1 報酬	102	10 文化財保護審議会に要する経費	106	
						7 報償費	80	報酬 (102) ・文化財保護審議会委員報酬 102 旅費 (4) 費用弁償 4		
						8 旅費	10			
						1 費用弁償	4			
						2 普通旅費	6			
				139	536	10 需用費	3,446	20 文化財保護に要する経費	675	
						1 消耗品費	382	需用費 (81) 消耗品費 81 役務費 (7) 通信運搬費 5 火災保険料 2 負担金, 補助及び交付金 (587) ・文化財関係補助金 587		
						2 燃料費	126			
						4 印刷製本費	967			
						5 光熱水費	1,771			
						6 修繕料	200			
						11 役務費	365			
				192	7,735	1 通信運搬費	209		21 旧取手宿本陣管理運営に要する経費	7,927
						6 火災保険料	123	需用費 (427) 消耗品費 89 光熱水費 238 修繕料 100 役務費 (107) 通信運搬費 48 火災保険料 59 委託料 (3,988) ・旧取手宿本陣日常管理委託料 555		
						7 自動車損害保険料	33			
					12 委託料	7,805				
					13 使用料及び賃借料	4,487				

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 文化財 保護費					18 負担金, 補助及び 交付金	597	<ul style="list-style-type: none"> ・旧取手宿本陣庭園管理委託料 1,265 ・機械警備委託料 93 ・消防用設備保守点検委託料 175 ・本陣公開日受付業務委託料 1,900 使用料及び賃借料 (3,405) ・下水道使用料 20 ・旧取手宿本陣土地賃借料 3,385
				5,344			23 埋蔵文化財センター管理運営に要する経費 5,344
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (1,797) 消耗品費 60 燃料費 126 印刷製本費 11 光熱水費 1,500 修繕料 100 役務費 (185) 通信運搬費 120 火災保険料 32 自動車損害保険料 33 委託料 (2,553) ・草刈業務委託料 1,470 ・エレベーター保守点検委託料 555 ・清掃管理委託料 275 ・機械警備委託料 159 ・消防用設備保守点検委託料 94 使用料及び賃借料 (809) ・駐車場賃借料 218 ・公用車リース料 397 ・下水道使用料 18

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 文化財 保護費				410	1,228		・コピー使用料 176
							24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,638
				850	241		需用費 (114) 消耗品費 104 印刷製本費 10 委託料 (1,251) ・市内遺跡調査発掘作業委託料 964 ・発掘調査作業委託料 287 使用料及び賃借料 (273) ・市内遺跡確認緊急調査機器賃借料 200 ・発掘調査機器賃借料 50 ・調査図面編集用ソフト使用料 23
							25 埋蔵文化財センター活動に要する経費 1,091
					111		報償費 (80) ・講演会講師謝礼 80 旅費 (6) 普通旅費 6 需用費 (959) 消耗品費 13 印刷製本費 946 役務費 (36) 通信運搬費 36 負担金、補助及び交付金 (10) ・県博物館協会負担金 10
							26 民俗資料収蔵庫管理運営に要する経費 111

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 文化財 保護費							需用費 (68) 消耗品費 35 光熱水費 33 役務費 (30) 火災保険料 30 委託料 (13) ・ 消防用設備保守点検委託料 13
項 計	898,863 (1,063,393) (△164,530)	63,041	9,200	102,855	723,767		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	61,571 (66,649) (△5,078)				61,571			
					47,000	1 報 酬	1,097	2 一般職人件費 47,000
						2 給 料	23,100	給料 (23,100) ・ 一般職 6人 23,100 職員手当等 (17,000) 扶養手当 900 地域手当 2,600 時間外勤務手当 1,400 管理職手当 1,300 期末手当 5,900 勤勉手当 4,200 通勤手当 400 住居手当 300 共済費 (6,900)
						3 職員手当等	17,000	
						4 共 済 費	6,900	
						7 報 償 費	1,020	
						8 旅 費	12	
						4 研 修 旅 費	12	
						10 需 用 費	640	
						1 消 耗 品 費	545	
						2 燃 料 費	77	
						4 印 刷 製 本 費	18	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 保健体育 総務費					759	11 役務費	23	共済組合負担金	6,900
						7 自動車 損害保 険料	23	5 社会体育事務に要する経費	759
						12 委託料	700	旅費	(12)
						13 使用料及び 賃借料	332	研修旅費	12
						18 負担金, 補助及び 交付金	10,747	需用費	(82)
								消耗品費	5
								燃料費	77
								役務費	(23)
								自動車損害保険料	23
								使用料及び賃借料	(332)
								・公用車リース料	332
負担金, 補助及び交付金	(310)								
・県レクリエーション協会負担金	5								
・県体育施設協会負担金	5								
・スポーツによる地方創生官民連携プラット フォーム負担金	300								
10 スポーツ推進委員に要する経費	1,089	報酬	(1,046)						
51					51	・スポーツ推進委員報酬	1,046		
						需用費	(6)		
						消耗品費	6		
						負担金, 補助及び交付金	(37)		
						・県スポーツ推進委員協議会負担金	18		
						・県南スポーツ推進委員協議会負担金	19		
11 取手市立体育施設運営委員に要する経費	51								

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健体育 総務費							消耗品費 465 印刷製本費 18	
2 体 育 施設費	176,588 (183,504) (△6,916)			11,367 使用料・手数料 930 繰入金 14 諸収入	164,277			
					124,778	1 報 酬	2,548	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する
						4 共 済 費	256	経費 124,778
						8 旅 費	107	
						1 費用弁 償	107	役務費 (456)
						10 需 用 費	10,201	火災保険料 456
						1 消 耗 品 費	1,138	委託料 (122,199)
						2 燃 料 費	421	・グリーンスポーツセンター指定管理料 122,199
						5 光 熱 水 費	5,862	使用料及び賃借料 (2,123)
						6 修 繕 料	2,775	・駐車場用地賃借料 2,099
				9,947	29,907	9 医 薬 材 料 費	5	・建物用地賃借料 24
						11 役 務 費	1,234	22 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 39,854
						1 通 信 運 搬 費	319	報酬 (2,548)
						4 手 数 料	33	・会計年度任用職員報酬 2,548
						6 火 災 保 險 料	729	共済費 (256)
								雇用保険料 9
								厚生年金保険料 148
								子ども・子育て拠出金 6
								健康保険料負担金 93
								旅費 (107)

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
2 体 育 施 設 費						7 自 動 車 損 害 保 險 料	153	費用弁償 需用費 消耗品費 燃料費 光熱水費 修繕料 医薬材料費 役務費 通信運搬費 手数料 火災保険料 自動車損害保険料 委託料 ・機械警備業務委託料 ・施設管理業務委託料 ・屋外施設管理業務委託料 ・総合体育館設備保守・清掃業務委託料 ・庭園管理業務委託料 使用料及び賃借料 ・テレビ聴取料 ・印刷機使用料 ・コピー機使用料 ・自動券売機リース料 ・清掃用具借上料 ・電話交換機及び電話機借上料 ・公用車リース料 ・作業機械等借上料 ・仮設トイレ借上料 ・公園借地料 公課費	107 (7,835) 1,048 374 4,383 2,025 5 (661) 279 33 196 153 (25,138) 132 3,121 4,840 7,953 9,092 (3,295) 16 16 172 839 167 76 379 64 217 1,349 (14)
						12 委 託 料	156,675		
						13 使用料及び 賃借料	5,553		
						26 公 課 費	14		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 体 育 施 設 費							自動車重量税 14
				2,040	3,084		23 藤代武道場管理運営に要する経費 5,124
							需用費 (854)
							消耗品費 31
							燃料費 47
						光熱水費 726	
						修繕料 50	
						役務費 (71)	
						通信運搬費 40	
						火災保険料 31	
						委託料 (4,116)	
						・機械警備業務委託料 132	
						・草刈業務委託料 136	
						・武道場管理業務委託料 3,656	
						・消防器具点検委託料 21	
						・清掃業務委託料 171	
						使用料及び賃借料 (83)	
						・下水道使用料 27	
						・清掃用具借上料 56	
			324	6,508		24 社会体育施設管理に要する経費 6,832	
			324	1,280		(1) 高須体育館・グランド 1,604	
						需用費 (1,012)	
						消耗品費 59	
						光熱水費 753	
						修繕料 200	

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 体育施設費					5,228		役務費 (23) 火災保険料 23 委託料 (517) ・草刈業務委託料 395 ・消防器具点検委託料 41 ・清掃業務委託料 81 使用料及び賃借料 (52) ・清掃用具借上料 52 (2) 旧取手一中体育施設 5,228		
							需用費 (500) 修繕料 500 役務費 (23) 火災保険料 23 委託料 (4,705) ・雨水貯留槽等点検管理業務委託料 2,725 ・樹木剪定草刈清掃等業務委託料 1,980		
3 学校給食センター費	307,065 (351,267) (△44,202)		25,300	14,507 繰入金 123,090 諸収入	144,168				
					95,000	1 報酬	5,845	2 一般職人件費	95,000
						2 給料	52,100	給料	(52,100)
						3 職員手当等	28,500	・一般職 15人	52,100
						4 共済費	14,400	職員手当等	(28,500)
						8 旅費	393	扶養手当	1,100
						1 費用弁償	393	地域手当	5,500

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
3 学校給食センター費				123,840	11,232	10 需用費	140,995	時間外勤務手当 100
						1 消耗品費	3,844	管理職手当 500
						2 燃料費	519	期末手当 11,900
						5 光熱水費	13,068	勤勉手当 8,600
						6 修繕料	469	通勤手当 800
						7 賄材料費	123,090	共済費 (14,400)
						9 医薬材料費	5	共済組合負担金 14,400
						11 役務費	1,003	20 給食センター運営に要する経費 135,072
						1 通信運搬費	144	報酬 (5,845)
						4 手数料	800	・会計年度任用職員報酬 5,845
						6 火災保険料	59	旅費 (393)
						12 委託料	23,800	費用弁償 393
						13 使用料及び賃借料	353	需用費 (127,458)
						14 工事請負費	38,110	消耗品費 3,844
						17 備品購入費	1,535	燃料費 519
						18 負担金, 補助及び交付金	31	賄材料費 123,090
								医薬材料費 5
								役務費 (944)
								通信運搬費 144
		手数料 800						
		委託料 (48)						
		・コピー保守点検委託料 48						
		使用料及び賃借料 (353)						
		・コピー使用料 93						
		・テレビ聴取料 15						
		・公用車リース料 245						
		負担金, 補助及び交付金 (31)						
		・県学校給食共同調理場長連絡協議会負担金 10						

(歳出) 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 県学校栄養士協議会負担金 18 ・ 竜ヶ崎保健所管内栄養士会負担金 3 	
			25,300	13,757	37,936		21 給食センター施設整備に要する経費 76,993	
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (13,537) 光熱水費 13,068 修繕料 469 役務費 (59) 火災保険料 59 委託料 (23,752) <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備委託料 176 ・ 消防設備保守点検委託料 39 ・ 給食運搬業務委託料 16,990 ・ 電気保安業務委託料 238 ・ 受水槽清掃委託料 132 ・ 真空冷却機点検委託料 391 ・ 害虫駆除委託料 94 ・ 汚水・排水処理施設清掃点検委託料 2,316 ・ ボイラー設備総合管理委託料 1,650 ・ 冷凍・冷蔵設備保守点検委託料 165 ・ 生ごみ収集運搬・リサイクル処理業務委託料 1,089 ・ 高窓・排気ダクト清掃委託料 248 ・ 草枝運搬処分委託料 180 ・ 小荷物専用昇降機保守点検業務委託料 44 工事請負費 (38,110) <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理場換気ダクト改修工事 874 ・ トイレ排水管改修工事 464 ・ 玄関階段改修工事 444 ・ 受変電設備改修工事 112 	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 学校給食 センター 費							<ul style="list-style-type: none"> ・調理場自動ドア改修工事 491 ・車庫入口改修工事 978 ・調味料庫改修工事 900 ・コンベクションオープン改修工事 14,498 ・フライヤー改修工事 19,349 備品購入費 (1,535) ・給食センター用備品 1,535 	
項 計	545,224 (601,420) (△56,196)		25,300	149,908	370,016			
款 計	3,488,504 (3,719,185) (△230,681)	74,737	56,700	584,045	2,773,022			

(歳出) 教育費

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 厚生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 厚生施設 災害 復旧費	1 (1) (0)				1	15 原材料費	1 20 災害復旧に要する経費 原材料費 (1) ・材料代 1	
項 計	1 (1) (0)				1			

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 農林業施設災害復旧費

1 農林業 施設災害 復旧費	1 (1) (0)				1	15 原材料費	1 20 災害復旧に要する経費 原材料費 (1) ・材料代 1
項 計	1 (1) (0)				1		

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木 施設災害 復旧費	1 (1) (0)				1	15 原材料費	1 20 災害復旧に要する経費 1
-----------------------	-----------------	--	--	--	---	---------	-------------------

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 公共土木 施設災害 復旧費							原材料費 (1) ・材料代 1	
項 計	1 (1) (0)				1			

(款) 10 災害復旧費

(項) 4 文教施設災害復旧費

1 文教施設 災 害 復 旧 費	1 (1) (0)				1			
					1	15 原材料費	1	20 災害復旧に要する経費 1
								原材料費 (1) ・材料代 1
項 計	1 (1) (0)				1			

(款) 10 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設、公用施設災害復旧費

1 その他公 共施設、 公用施設 災 害 復 旧 費	1 (1) (0)				1			
					1	15 原材料費	1	20 災害復旧に要する経費 1
								原材料費 (1) ・材料代 1

(歳出) 災害復旧費

(款) 10 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設, 公用施設災害復旧費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	1 (1) (0)				1			
款計	5 (5) (0)				5			

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1元金	4,106,345 (3,848,097) (258,248)	28,207 県支出金		1,947 諸収入	4,076,191			
		28,207		1,947	4,076,191	22 償還金, 利子及び割引料	4,106,345	
							97 地方債元金償還金	4,106,345
							償還金, 利子及び割引料	(4,106,345)
							・総務債	14,064
							・民生債	22,242
							・衛生債	1,270
							・農林水産業債	33,190
							・商工債	3,778
							・土木債	282,105
							・消防債	67,582
							・教育債	249,164
							・減税補てん債	104,276
							・臨時財政対策債	1,719,899
							・減収補てん債	339,940
							・地域再生事業債	7,790
							・合併特例債	1,033,221
							・行政改革等推進債(地域再生分)	7,066
							・災害復旧債	4,085
							・全国防災事業債	4,183
							・退職手当債	33,940
							・緊急防災・減災事業債	155,997
							・災害援護資金貸付債	3,593
							・公共施設等除却債	12,220
							・調整債	6,740

(歳出) 災害復旧費, 公債費

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 利子	218,462 (264,562) (△46,100)	3,199 県支出金			215,263			
		3,199			212,263	22 償還金, 利子及び割引料	218,462	
							97 地方債利子償還金	215,462
							償還金, 利子及び割引料	(215,462)
							・総務債	339
							・民生債	1,150
							・衛生債	54
							・農林水産業債	1,864
							・商工債	120
							・土木債	17,145
							・消防債	786
							・教育債	13,229
							・減税補てん債	651
							・臨時財政対策債	79,976
							・減収補てん債	20,459
							・地域再生事業債	120
							・合併特例債	71,211
							・行政改革等推進債(地域再生分)	377
							・災害復旧債	152
							・退職手当債	2,217
							・緊急防災・減災事業債	2,477
							・全国防災事業債	232
							・公共施設等除却債	283
							・調整債	590
							・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	2,030
					3,000		98 一時借入金利子償還金	3,000

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
2 利 子							償還金, 利子及び割引料 (3,000) ・一時借入金利子 3,000
項 計	4,324,807 (4,112,659) (212,148)	31,406		1,947	4,291,454		
款 計	4,324,807 (4,112,659) (212,148)	31,406		1,947	4,291,454		

(歳出) 公債費

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 土地開発基金費	7 (26) (△19)			7 財産収入				
				7	27 繰出金	7	20 土地開発基金繰出金 7	
							繰出金 (7) ・土地開発基金繰出金 7	
項計	7 (26) (△19)			7				
款計	7 (26) (△19)			7				

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	50,000 (50,000) (0)				50,000 50,000			99 一般会計予備費 50,000
項 計	50,000 (50,000) (0)				50,000			
款 計	50,000 (50,000) (0)				50,000			
歳出合計	36,800,000 (36,960,000) (△160,000)	8,029,700	798,700	1,653,936	26,317,664			

(歳出) 諸支出金, 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3		27,027	8,690 (3.35)	3,700	39,417	6,310	45,727	
	議 員	23	114,828		36,865 (3.35)		151,693	38,334	190,027	
	その他の 特別職	1,432	78,924				78,924	737	79,661	
	計	1,458	193,752	27,027	45,555	3,700	270,034	45,381	315,415	
前年度	長 等	3		27,027	8,820 (3.40)	3,700	39,547	6,190	45,737	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.40)		158,782	42,113	200,895	
	その他の 特別職	1,942	115,181				115,181	530	115,711	
	計	1,969	234,941	27,027	47,842	3,700	313,510	48,833	362,343	
比 較	長 等				△ 130		△ 130	120	△ 10	
	議 員	△ 1	△ 4,932		△ 2,157		△ 7,089	△ 3,779	△ 10,868	
	その他の 特別職	△ 510	△ 36,257				△ 36,257	207	△ 36,050	
	計	△ 511	△ 41,189		△ 2,287		△ 43,476	△ 3,452	△ 46,928	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(875) 732	855,435	2,866,178	2,601,593	6,323,206	1,084,062	7,407,268	
前 年 度	(868) 737	900,969	2,883,348	2,689,771	6,474,088	1,097,895	7,571,983	
比 較	(7) △ 5	△ 45,534	△ 17,170	△ 88,178	△ 150,882	△ 13,833	△ 164,715	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	189,821	38,000
	前 年 度	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	160,539	38,000
	比 較	1,670	3,230	1,290	△ 3,600		29,282	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	本 年 度	736,916	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	前 年 度	748,041	521,940	572,200	305,844	40,000	11,847	
比 較	△ 11,125	△ 1,042	△ 110,914	562	1,008		1,461	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(94) 732		2,866,178	2,568,399	5,434,577	1,002,401	6,436,978	
前 年 度	(86) 737		2,883,348	2,666,727	5,550,075	1,015,442	6,565,517	
比 較	(8) △ 5		△ 17,170	△ 98,328	△ 115,498	△ 13,041	△ 128,539	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	189,821	38,000
	前 年 度	74,530	50,940	39,210	117,100	9,580	160,539	38,000
	比 較	1,670	3,230	1,290	△ 3,600		29,282	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	本 年 度	703,722	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	前 年 度	724,997	521,940	572,200	305,844	40,000	11,847	
比 較	△ 21,275	△ 1,042	△ 110,914	562	1,008		1,461	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(781)	855,435		33,194	888,629	81,661	970,290	
前 年 度	(782)	900,969		23,044	924,013	82,453	1,006,466	
比 較	(△1)	△ 45,534		10,150	△ 35,384	△ 792	△ 36,176	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	本 年 度	33,194						
	前 年 度	23,044						
比 較	10,150							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 17,170	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	31,532		
		その他の増減分	△ 48,702	職員の退職, 人事異動等による	
職員手当	△ 88,178	制度改正に伴う増減分	△ 13,540	扶養 千円 期末 △ 13,540 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	△ 74,638	扶養 1,670 千円 期末 2,415 千円 通勤 3,230 勤勉 △ 1,042 住居 1,290 退・手・負 △ 110,914 管理職 △ 3,600 地域 562 特勤 休日 1,008 時間外 29,282 夜間 児童 管理職特勤 1,461	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	309,511	319,950	335,189
	平均給与月額(円)	389,916	426,926	384,265
	平均年齢(歳)	42.1	40.8	53.6
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	310,951	324,240	335,418
	平均給与月額(円)	394,001	437,217	387,716
	平均年齢(歳)	42.3	41.2	52.8

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	150,600	169,900	147,900	150,600	169,900	147,900
大学卒	182,200	201,600		182,200	201,600	

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7級	11	2.0	7級	1	0.6			
	6級	14	2.6	6級	2	1.2			
	5級	(1) 40	(1.6) 7.4	5級	9	5.6	5級	14	51.9
	4級	(10) 178	(16.1) 32.9	4級	79	49.1	4級	(2) 13	(22.2) 48.1
	3級	(31) 120	(50.0) 22.1	3級	(4) 22	(28.6) 13.7	3級	(1)	(11.1)
	2級	(20) 90	(32.3) 16.6	2級	(10) 29	(71.4) 18.0	2級	(6)	(66.7)
	1級	89	16.4	1級	19	11.8	1級		
	計	(62) 542	(100.0) 100.0	計	(14) 161	(100.0) 100.0	計	(9) 27	(100.0) 100.0
令和2年 1月1日 現 在	7級	12	2.2	7級	1	0.6			
	6級	20	3.7	6級	2	1.3			
	5級	(2) 38	(3.4) 7.1	5級	11	7.0	5級	16	57.1
	4級	(6) 170	(10.2) 31.5	4級	79	50.0	4級	(2) 12	(28.6) 42.9
	3級	(30) 127	(50.8) 23.5	3級	(1) 17	(10.0) 10.7	3級	(1)	(14.3)
	2級	(21) 81	(35.6) 15.0	2級	(9) 30	(90.0) 19.0	2級	(4)	(57.1)
	1級	92	17.0	1級	18	11.4	1級		
	計	(59) 540	(100.0) 100.0	計	(10) 158	(100.0) 100.0	計	(7) 28	(100.0) 100.0

※ () 内は、再任用職員数と構成比の外書き。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	部 長 参 事	次 長 参 事 補	課 長 副 参 事	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 幹	主 事 技 師	主 事 技 師 主 事 補 技 師 補

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種				
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	7 3 2	5 4 4	1 6 2	2 6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6 3 7	4 7 7	1 4 0	2 0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	2 6	1 8	7	1
		2号給 (人)	8	6	2	
		3号給 (人)	1 6	1 3	3	
		4号給 (人)	4 7 0	3 5 1	1 0 3	1 6
		5号給 (人)	8 9	6 7	1 9	3
		6号給 (人)	2 8	2 2	6	
比 率 (B)/(A) (%)	8 7 . 0	8 7 . 7	8 6 . 4	7 6 . 9		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	7 3 7	5 4 9	1 6 1	2 7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6 3 6	4 7 8	1 3 5	2 3	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3 1	2 2	8	1
		2号給 (人)	9	7	2	
		3号給 (人)	1 6	1 3	3	
		4号給 (人)	4 6 3	3 4 7	9 8	1 8
		5号給 (人)	8 9	6 7	1 8	4
		6号給 (人)	2 8	2 2	6	
比 率 (B)/(A) (%)	8 6 . 3	8 7 . 1	8 3 . 9	8 5 . 2		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	(1. 175) 2. 225	(1. 175) 2. 225	(2. 35) 4. 45	有	
前 年 度	(1. 175) 2. 25	(1. 175) 2. 25	(2. 35) 4. 50	有	
国 の 制 度	(1. 175) 2. 225	(1. 175) 2. 225	(2. 35) 4. 45	有	

※ () 内は, 再任用職員の支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	茨城県市町村総合事務組合加入
国 の 制 度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	10
支 給 対 象 職 員 数 (人)	732
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	16

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.3	0.1	1.3	
支給対象職員の比率 (%)	21.0	3.5	83.3	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業に従事等			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

継続費についての前々年度末までの支出額，前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出見込額	当該年度 支出予定額	当該年度末 までの 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率(%)	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特定財源									
					国県支出金	地方債	その他							
9 教育費	2 小学校費	白山小学校校舎・体育館 長寿命化改良事業	R3	23,383		22,200	1,183			23,383	23,383		42.9	
			R4	31,177		29,600	1,577					31,177	57.1	
			計	54,560		51,800	2,760			23,383	23,383	31,177	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (令和3年度)	8,900			3-11	8,900				8,900
例規集データベース 維持管理業務委託	9,230			3-8	9,230				9,230
電話交換機リース料	43,560			3-9	43,560				43,560
戸籍総合システム使用料 (令和3年度)	4,320			3-6	4,320			4,320	
事務用ノートパソコン使用料 (令和3年度)	27,910			3-8	27,910				27,910
インターネット仮想化 ソフトライセンス使用料	17,100			3-8	17,100				17,100
情報システムセキュリティ強靱化機器 使用料・保守委託料	110			3-4	110				110
オンライン会議ソフトライセンス 使用料	0			3-4					
生活保護システム使用料	15,330			3-8	15,330				15,330
AOデジタル複写機使用料	30			3-5	30				30
自動体外式除細動器リース料 (令和3年度)	20,430			3-9	20,430				20,430
小中学校基本ソフトウェア使用料	0			3-4					
校務支援システム使用料	35,030			3-7	35,030				35,030
学校ホームページサーバ クラウド使用料	0			3-4					
教育センターシステム クラウド使用料	11,880			3-4	11,880				11,880
藤代スポーツセンタートラクター 任意保険料	0			3-4					

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
自動券売機リース料	0			3-4					
小 計 A	193,830				193,830			4,320	189,510

(過年度議決分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
農業近代化資金利子補給	融資残高に対し、年 1 % 以内の額	62-2	10,557	令和3年度 から 返済の 年度まで	限度額 に 同じ				全 額
LED防犯灯リース料	204,750	23-2	132,782	3	14,765				14,765
公用車リース料 (平成25年度その1)	9,000	25-2	7,335	3	258				258
コミュニティバス使用料	20,400	25-2	18,534	3	1,236				1,236
公用車リース料 (平成25年度その2)	9,700	25-2	7,336	3-4	558				558
公用車リース料 (平成26年度その1)	22,980	26-2	14,719	3-4	3,168				3,168
コミュニティバス使用料 (平成26年度)	20,860	26-2	16,097	3-4	3,801				3,801
事務用機器使用料 (平成26年度その2)	52,700	26-2	40,233	3	907				907
公用車リース料 (平成26年度その2)	36,500	26-2	26,603	3-5	5,757				5,757
公用車リース料 (平成27年度その1)	8,400	27-2	6,307	3-5	992				992
電話交換機リース料	45,810	27-2	39,096	3	3,960				3,960
コミュニティバス使用料 (平成27年度その1)	43,380	27-2	27,515	3-5	12,507				12,507
公用車リース料 (平成27年度その2)	19,100	27-2	9,821	3-6	6,031				6,031
事務用機器使用料 (平成27年度その2)	31,100	27-2	23,662	3-4	2,043				2,043

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
事務用ノートパソコン使用料 (平成27年度)	40,540	27-2	28,188	3	972				972
コミュニティバス使用料 (平成27年度その2)	48,640	27-2	24,184	3-6	18,028				18,028
防火衣リース料(平成27年度)	6,960	27-2	5,554	3	1,111				1,111
公用車リース料 (平成28年度その1)	9,400	28-2	4,881	3-6	3,745				3,745
事務用機器使用料 (平成28年度その1)	116,200	28-2	91,188	3	10,052				10,052
公園管理システム使用料	3,350	28-2	2,945	3	405				405
自動体外式除細動器リース料 (平成28年度)	29,810	28-2	10,275	3	735				735
学校ホームページサーバ クラウド使用料	7,570	28-2	6,186	3	1,304				1,304
教育センターシステム クラウド使用料	194,590	28-2	149,433	3	25,859				25,859
図書館電算システム及び 学校連携システム使用料	209,070	28-2	140,114	3-4	46,705				46,705
例規集データベース 維持管理業務委託	17,250	28-2	7,300	3	1,846				1,846
情報システムセキュリティ 強化対策機器使用料	32,280	28-2	25,507	3	4,301				4,301
公用車リース料 (平成28年度その2)	27,100	28-2	12,136	3-7	11,983				11,983
事務用機器使用料 (平成28年度その2)	5,800	28-2	3,147	3	786				786
家屋評価システム使用料	22,800	28-2	14,355	3-4	7,178				7,178
緊急通報装置リース料	72,400	28-2	39,547	3	10,930			1,167	9,763
生活保護等版レセプト管理 システム使用料	3,960	28-2	2,628	3	528				528
コミュニティバス運行事業	コミュニティバス 運行に係る協定 等に基づく運行 経費補償金	28-2	359,749	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
防火衣リース料(平成28年度)	1,460	28-2	934	3-4	467				467

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (平成29年度その1)	2,500	29-2	864	3-7	735				735
事務用機器使用料 (平成29年度その1)	80,300	29-2	40,090	3-4	24,431				24,431
コミュニティバス使用料 (平成29年度)	22,500	29-2	8,254	3-7	13,162				13,162
公用車リース料 (平成29年度その2)	2,500	29-2	1,024	3-6	1,138				1,138
公用車リース料 (平成29年度その3)	32,100	29-2	12,313	3-8	14,633				14,633
事務用機器使用料 (平成29年度その2)	47,600	29-2	23,437	3-4	17,680				17,680
障害者福祉センターつつじ園 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	109,490	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
障害者福祉センターふじしろ 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	24,257	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
こども発達センター指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	123,470	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
老人福祉センター・障害者福祉 センターあけぼの指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	183,368	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
老人福祉センターさくら荘 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	90,123	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
特別養護老人ホーム・ 老人デイサービスセンター ふれあいの郷指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2		3	限 度 額 に 同 じ				全 額
いきいきプラザ・げんきサロン 戸頭西・げんきサロン稲・ げんきサロン藤代指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2		3	限 度 額 に 同 じ				全 額
防火衣リース料(平成29年度)	1,710	29-2	691	3-5	691				691
市民会館・福祉会館指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2	256,656	3	限 度 額 に 同 じ				全 額
I T基礎技術講習会用パソコン使用料	7,290	29-2	2,952	3-4	1,968				1,968
公用車リース料 (平成30年度その1)	7,400	30-2	2,470	3-8	3,816				3,816
事務用機器使用料 (平成30年度その1)	191,000	30-2	33,623	3-5	40,163				40,163

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
議会会議録作成支援システム用 パソコン使用料	410	30-2	129	3-5	156				156
ファイル無害化転送システム使用料	5,140	30-2	2,199	3-5	2,931				2,931
自動体外式除細動器リース料	2,830	30-2	859	3-5	1,001				1,001
公用車リース料 (平成30年度その2)	59,800	30-2	9,357	3-9	36,305				36,305
事務用機器使用料 (平成30年度その2)	7,200	30-2	2,629	3-6	4,026				4,026
保育所業務支援システム業務委託	9,100	30-2	2,641	3-5	5,466				5,466
保育所機械警備業務委託	5,650	30-2	987	3-5	1,584				1,584
防火衣リース料(平成30年度)	10,060	30-2	3,208	3-6	6,416				6,416
教職員用パソコン使用料	222,360	30-2	67,675	3-6	146,036				146,036
I T基礎技術講習会用パソコン使用料	12,010	30-2	3,381	3-6	6,279				6,279
放課後子どもクラブ緊急通報 システム使用料	3,880	30-2	1,547	3-5	2,331				2,331
図書館配送業務委託	21,770	30-2	13,969	3	7,066				7,066
給食運搬業務委託	90,250	30-2	33,598	3-5	55,601				55,601
公用車リース料 (令和元年度その1)	7,900	元-2	1,996	3-9	5,127				5,127
事務用機器使用料 (令和元年度その1)	77,800	元-2	16,560	3-6	53,973				53,973
電話発着信履歴検索装置使用料	2,000	元-2	476	3-6	1,505				1,505
L G W A Nサービス提供装置使用料	7,440	元-2	1,731	3-5	3,893				3,893
固定資産税不動産鑑定 及び時点修正業務委託	7,530	元-2	2,466	3-4	4,931				4,931
住民基本台帳ネットワーク システム使用料	22,160	元-2	4,818	3-6	16,863			16,863	
保育所(井野なないろ) 給食調理業務委託	52,800	元-2	18,810	3	18,810				18,810

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
農地利用状況調査用タブレット (地図情報システム) 使用料	1,280	元-2	296	3-6	962				962
校外校務支援システム使用料	18,850	元-2	4,092	3-6	14,322				14,322
小文間地区スクールバス運行業務委託	39,720	元-2	7,920	3-6	31,680				31,680
公用車リース料 (令和元年度その2)	20,100	元-2	2,189	3-10	13,751				13,751
事務用機器使用料 (令和元年度その2)	69,100	元-2	8,372	3-6	33,483				33,483
事務用ノートパソコン使用料 (令和元年度)	23,430	元-2	3,564	3-7	17,820				17,820
資産評価システム用パソコン等使用料	6,210	元-2	1,056	3-6	4,224				4,224
戸籍総合システム使用料	87,410	元-2	17,114	3-6	68,456			68,456	
ウェルネスプラザ指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	元-2	119,721	3-6	限 度 額 に 同 じ				全 額
かたらいの郷指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	元-2	39,800	3-6	限 度 額 に 同 じ				全 額
久賀保育所給食調理業務委託	33,000	元-2	15,774	3	15,774				15,774
保健センター維持管理業務委託	13,530	元-2	2,705	3-6	10,820				10,820
防火衣リース料(令和元年度)	10,540	元-2	1,589	3-7	7,938				7,938
小学校(永山小・取手西小・ 高井小)給食調理業務委託	107,990	元-2	44,401	3	44,401				44,401
中学校(取手一中・永山中・ 戸頭中)給食調理業務委託	102,720	元-2	46,912	3	46,912				46,912
公用車リース料 (令和2年度その1)	22,400	2		3-10	21,687				21,687
事務用機器使用料 (令和2年度その1)	53,400	2		3-9	41,461				41,461
タブレット・採決表示 システム使用料	4,720	2		3-5	3,244				3,244
IC旅券交付窓口端末機使用料	380	2		3-6	370				370
公共施設等総合管理計画 第1次行動計画策定支援業務委託	7,960	2		3	6,215				6,215

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
測量作図CADシステム使用料	2,530	2		3-7	2,357				2,357
いばらき消防救急無線・ 指令センター更新費負担金	41,430	2		3-4	40,487		40,400		87
消防団防火衣リース料	10,570	2		3-8	9,925				9,925
オンライン会議ソフトライセンス 使用料	0	2		3					
サーバ機器等使用料	268,360	2		3-7	268,356				268,356
教育用パソコンソフト使用料	0	2		3-7					
議会会議録作成支援システム 保守点検業務委託	1,060	2		3	1,056				1,056
議会会議録検索システム使用料	610	2		3	608				608
広報印刷業務委託	9,340	2		3	6,536				6,536
市役所庁舎管理業務委託	25,620	2		3	22,572				22,572
市役所庁舎夜間警備業務委託	6,470	2		3	6,336				6,336
市役所電話交換業務委託 及び総合案内業務委託	15,510	2		3	15,180				15,180
藤代庁舎管理業務委託	6,490	2		3	6,490				6,490
藤代庁舎清掃管理業務委託	5,870	2		3	5,870				5,870
藤代庁舎夜間警備業務委託	5,900	2		3	5,900				5,900
サイクルステーションとりで 管理業務委託	38,880	2		3	38,879			18,454	20,425
市税収納業務委託		2		3	限 度 額 に 同 じ				全 額
戸頭子育て支援センター 清掃業務委託	590	2		3	568				568

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
取手駅西口・藤代駅南口 公衆トイレ清掃業務委託	5,530	2		3	5,530				5,530
取手駅東西口駅前広場・ ギャラリーロード・歩行者デッキ 清掃業務委託	12,580	2		3	11,858				11,858
藤代駅自由通路等清掃業務委託	1,210	2		3	1,207				1,207
分庁舎清掃管理業務委託	600	2		3	531				531
北浦川緑地清掃 及び巡視点検業務委託	3,650	2		3	3,650	1,825			1,825
消防庁舎清掃管理業務委託	1,540	2		3	1,533				1,533
I C T活用教育支援スタッフ業務委託	25,970	2		3	25,847				25,847
小中学校基本ソフトウェア使用料	0	2		3					
図書館(取手・ふじしろ) 清掃管理業務委託	6,390	2		3	6,336				6,336
藤代スポーツセンタートラクター 任意保険料	0	2		3					
藤代スポーツセンター 庭園管理業務委託	9,100	2		3	9,092				9,092
藤代スポーツセンター総合体育館 設備保守・清掃業務委託	10,670	2		3	8,094				8,094
藤代スポーツセンター 施設管理業務委託	3,130	2		3	3,121				3,121
藤代スポーツセンター 屋外施設管理業務委託	5,500	2		3	4,650				4,650
藤代武道場受付管理業務委託	3,660	2		3	3,660				3,660
学校給食センター賄材料費 (令和3年4月分)	10,740	2		3	10,740			10,740	
公用車リース料 (令和2年度その2)	15,700	2		3-10	10,910				10,910
事務用機器使用料 (令和2年度その2)	3,300	2		3-7	2,073				2,073

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
事務用ノートパソコン使用料 (令和2年度)	43,490	2		3-8	43,481				43,481
固定資産評価システム業務委託	87,430	2		3-5	81,400				81,400
公共施設マネジメントシステム 使用料	3,410	2		3-5	3,406				3,406
保育所(永山・白山・戸頭北・ 中央)給食調理業務委託	121,320	2		3-4	117,652				117,652
地籍調査支援システム使用料	10,220	2		3-7	10,220	5,360			4,860
防火衣リース料(令和2年度)	8,850	2		3-9	8,843				8,843
英語指導助手業務委託	129,670	2		3-4	129,670				129,670
小学校(取手小・白山小・ 寺原小・戸頭小) 給食調理業務委託	159,310	2		3-4	129,877				129,877
中学校(取手二中) 給食調理業務委託	36,760	2		3-4	35,090				35,090
グリーンスポーツセンター 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	2		3-7	限 度 額 に 同 じ				全 額
放課後子どもクラブ運営業務委託	201,430	2		3-6	201,430	58,956		36,918	105,556
小 計 B	4,379,980		2,726,471		2,386,176	66,141	40,400	152,598	2,127,037
合 計 (A+B)	4,573,810		2,726,471		2,580,006	66,141	40,400	156,918	2,316,547

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,330,263	20,569,326	798,700	1,897,957	19,470,069
(1) 総務債	161,594	202,656		14,064	188,592
(2) 民生債	262,400	269,526		22,242	247,284
(3) 衛生債	8,890	7,620		1,270	6,350
(4) 農林水産業債	221,801	203,112	11,100	33,190	181,022
(5) 商工債	42,054	38,272	3,000	3,778	37,494
(6) 土木債	2,028,252	1,943,845	159,100	282,105	1,820,840
(7) 消防債	514,328	506,356	50,200	67,582	488,974
(8) 教育債	2,529,806	2,823,579	30,300	249,164	2,604,715
(9) 地域再生事業債	25,070	7,940		7,790	150
(10) 合併特例債	12,360,465	12,590,254	507,600	1,033,221	12,064,633
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	29,758	22,692		7,066	15,626
(12) 災害復旧債	27,820	25,136		4,085	21,051
(13) 緊急防災・減災事業債	931,866	1,038,618	35,000	155,997	917,621
(14) 全国防災事業債	88,099	83,920		4,183	79,737
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		719,600			719,600
(16) 公共施設等除却債	98,060	86,200	2,400	12,220	76,380
2. 減税補てん債	485,313	363,776		104,276	259,500
3. 臨時財政対策債	22,522,831	22,408,511	2,600,000	1,719,899	23,288,612
4. 減収補てん債	2,124,367	2,013,677		339,940	1,673,737
5. 調整債	127,700	127,700		6,740	120,960
6. 退職手当債	169,720	135,780		33,940	101,840
7. 災害援護資金貸付債	17,303	14,255		3,593	10,662
合 計	44,777,497	45,633,025	3,398,700	4,106,345	44,925,380

予 算 総 括 表

(単位 千円)

会 計 名		本 年 度		前 年 度		比 較
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	
一 般 会 計		36,800,000	60.1%	36,960,000	60.6%	△ 160,000
特 別 会 計	取 手 駅 西 口 都 市 整 備 事 業	878,989	1.4	908,937	1.5	△ 29,948
	国 民 健 康 保 険 事 業	10,133,032	16.5	10,646,932	17.4	△ 513,900
	後 期 高 齢 者 医 療	3,246,374	5.3	2,907,856	4.8	338,518
	介 護 保 険	8,487,889	13.9	8,295,169	13.6	192,720
	競 輪 事 業	1,687,038	2.8	1,287,051	2.1	399,987
	取 手 地 方 公 平 委 員 会	682	0.0	709	0.0	△ 27
	小 計	24,434,004	39.9	24,046,654	39.4	387,350
合 計		61,234,004	100.0	61,006,654	100.0	227,350

予 算 補 正 総 括 表

(単位 千円)

議決年月日		当初予算額	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
会 計 名	
一 般 会 計	補 正								
	現 計	36,800,000							
特 別 会 計	取 手 駅 西 口 都 市 整 備 事 業	補 正							
		現 計	878,989						
	国 民 健 康 保 険 事 業	補 正							
		現 計	10,133,032						
	後 期 高 齢 者 医 療	補 正							
		現 計	3,246,374						
	介 護 保 険	補 正							
		現 計	8,487,889						
	競 輪 事 業	補 正							
		現 計	1,687,038						
	取 手 地 方 公 平 委 員 会	補 正							
		現 計	682						
	小 計	補 正							
		現 計	24,434,004						
	合 計	補 正							
		現 計	61,234,004						

特 別 会 計 予 算 目 次

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計

歳入歳出予算	8
地 方 債	1 0
歳入歳出予算事項別明細書	1 3
給与費明細書	2 1
債務負担行為調書	2 9
地 方 債 調 書	3 0

取手市国民健康保険事業特別会計

歳入歳出予算	3 4
債 務 負 担 行 為	3 6
歳入歳出予算事項別明細書	3 9
給与費明細書	6 8
債務負担行為調書	7 8

取手市後期高齢者医療特別会計

歳入歳出予算	8 4
歳入歳出予算事項別明細書	8 9
給与費明細書	9 9
債務負担行為調書	1 0 6

取手市介護保険特別会計

歳入歳出予算	1 1 0
歳入歳出予算事項別明細書	1 1 5
給与費明細書	1 4 7
債務負担行為調書	1 5 7

取手市競輪事業特別会計

歳入歳出予算	1 6 2
歳入歳出予算事項別明細書	1 6 7
給与費明細書	1 7 7

取手地方公平委員会特別会計

歳入歳出予算	1 8 4
歳入歳出予算事項別明細書	1 8 7
給与費明細書	1 9 2

令和3年度

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第24号

令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ878,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			10
	1 使用料		10
2 国庫支出金			110,000
	1 国庫補助金		110,000
3 県支出金			33,799
	1 県補助金		33,799
4 繰入金			600,170
	1 他会計繰入金		600,170
5 繰越金			1,100
	1 繰越金		1,100
6 諸収入			2,010
	1 市預金利子		10
	2 雑収入		2,000
7 市債			131,900
	1 市債		131,900
歳 入	合 計		878,989

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		509,480
	1 審 議 会 費	139
	2 総 務 費	101,340
	3 事 業 費	408,001
2 公 債 費		369,009
	1 公 債 費	369,009
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		878,989

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北土地区画 整理事業債	131,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和3年度

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 使用料及び手数料	10	10	0	0.0
2 国庫支出金	110,000	159,423	△49,423	12.5
3 県支出金	33,799	29,260	4,539	3.9
4 繰入金	600,170	598,634	1,536	68.3
5 繰越金	1,100	1,100	0	0.1
6 諸収入	2,010	10	2,000	0.2
7 市債	131,900	120,500	11,400	15.0
歳入合計	878,989	908,937	△29,948	100.0

歳出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%	本年度予算額の財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	509,480	552,159	△42,679	58.0	110,000	131,900	266,960	620	
2 公債費	369,009	356,278	12,731	42.0	33,799		335,210		
3 予備費	500	500	0	0.0				500	
歳出合計	878,989	908,937	△29,948	100.0	143,799	131,900	602,170	1,120	

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 土 木 使 用 料	10	10	0	1 西 口 管 理 用 地 使 用 料	10	・行政財産使用料	10
計	10	10	0				

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 国 庫 補 助 金	110,000	159,423	△49,423	1 土 地 区 画 整 理 事 業 補 助 金	110,000	・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）	110,000
計	110,000	159,423	△49,423				

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

1 県 補 助 金	33,799	29,260	4,539	1 都 市 計 画 費 補 助 金	33,799	・新市町村づくり支援事業費補助金	33,799
計	33,799	29,260	4,539				

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	600,170	598,634	1,536	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,170	・一般会計繰入金	600,170
計	600,170	598,634	1,536				

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1,100	1,100	0	1 前 年 度 繰 越 金	1,100	・前年度繰越金	1,100
計	1,100	1,100	0				

(款) 6 諸収入

(項) 1 市預金利子

1 市 預 金 利 子	10	10	0	1 預 金 利 子	10	・預金利子	10
計	10	10	0				

(款) 6 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑 入	2,000	0	2,000	1 雑 入	2,000	・下水道設備更新負担金	2,000
計	2,000	0	2,000				

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 土 木 債	131,900	120,500	11,400	1 都 市 計 画 事 業 債	131,900	・取手駅北土地区画整理事業債	131,900
計	131,900	120,500	11,400				

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 審議会費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 審議会費	139			139				
	(139)			繰入金				
	(0)							
				139				
					1 報 酬	127	72 取手駅北土地区画整理審議会に要する経費 139	
					8 旅 費	12		
					1 費 用 弁 償	12	報酬 (127) ・ 審議会委員報酬 127	
							旅費 (12) 費用弁償 12	
項 計	139 (139) (0)			139				

(款) 1 事業費

(項) 2 総務費

1 総 務 費	101,340			100,730	610			
	(101,387)			繰入金				
	(△47)							
				100,200				
						2 給 料	42,000	2 一般職人件費 100,200
						3 職 員 手 当 等	42,200	
						4 共 済 費	16,000	給料 (42,000)
						8 旅 費	9	・ 一般職 10人 42,000
						2 普 通 旅 費	9	職員手当等 (42,200) 扶養手当 1,600
						10 需 用 費	279	地域手当 4,700
					1 消 耗 品 費	191	時間外勤務手当 4,400	
					2 燃 料 費	88	管理職手当 3,300	
					13 使 用 料 及 び 賃 借 料	737	期末手当 11,000 勤勉手当 8,000 通勤手当 800	

(歳出) 事業費

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計

(款) 1 事業費

(項) 2 総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 総務費				530	610	18 負担金, 補助及び交付金	115	住居手当 1,300 児童手当 1,600 退職手当負担金 5,500 共済費 (16,000) 共済組合負担金 16,000 70 西口都市整備事業総務管理に要する経費 1,140 旅費 (9) 普通旅費 9 需用費 (279) 消耗品費 191 燃料費 88 使用料及び賃借料 (737) ・有料道路使用料 52 ・公用車リース料 685 負担金, 補助及び交付金 (115) ・縣市街地整備推進協議会会費 15 ・取手駅北地区まちづくり協議会補助金 100
項 計	101,340 (101,387) (△47)			100,730	610			

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

1 事業費	408,001 (450,633) (△42,632)	110,000 国庫支出金	131,900	164,091 繰入金 2,000 諸収入	10				
		110,000	131,900	158,059	10	8 旅 費	58	75 取手駅北土地区画整理事業に要する経費	399,969

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 事業費							
					2 普通旅費	54	旅費 (26)
							普通旅費 22
					4 研修旅費	4	研修旅費 4
					10 需用費	652	需用費 (652)
					1 消耗品費	132	消耗品費 132
					2 燃料費	54	燃料費 54
					5 光熱水費	460	光熱水費 460
					6 修繕料	6	修繕料 6
					11 役務費	90	役務費 (90)
					8 賠償保険料	90	賠償保険料 90
					12 委託料	8,159	委託料 (159)
					13 使用料及び賃借料	1,330	・土木積算システム保守点検業務委託料 159
					14 工事請負費	202,000	使用料及び賃借料 (1,330)
					15 原材料費	60	・土木積算システム使用料 1,019
					18 負担金, 補助及び交付金	36	・公用車リース料 302
					21 補償, 補填及び賠償金	195,616	・駐車場使用料 9
							工事請負費 (202,000)
							・駅前交通広場整備工事 202,000
							原材料費 (60)
							・補修用材料 60
							負担金, 補助及び交付金 (36)
							・区画整理研修負担金 36
							補償, 補填及び賠償金 (195,616)
							・建物移転補償費 125,700
							・工事に伴う補償費 69,916
			8,000				77 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 8,000
							委託料 (8,000)

(歳出) 事業費

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事業費				32			・ 取手駅西口周辺地区交通計画策定支援業務委託料 8,000 85 取手駅東西自由通路整備事業に要する経費 32 旅費 (32) 普通旅費 32	
項 計	408,001 (450,633) (△42,632)	110,000	131,900	166,091	10			
款 計	509,480 (552,159) (△42,679)	110,000	131,900	266,960	620			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 元 金	332,718 (315,970) (16,748)	29,873 県支出金		302,845 繰入金				
		29,873		302,845		22 償還金, 利子及び 割引料	332,718	
							97 地方債元金償還金 332,718	
							償還金, 利子及び割引料 (332,718) ・ 地方債償還金元金 332,718	
2 利 子	36,291 (40,308) (△4,017)	3,926 県支出金		32,365 繰入金				
		3,926		32,365		22 償還金, 利子及び 割引料	36,291	
							97 地方債利子償還金 36,291	
							償還金, 利子及び割引料 (36,291) ・ 地方債償還金利子 36,291	
項 計	369,009 (356,278) (12,731)	33,799		335,210				
款 計	369,009 (356,278) (12,731)	33,799		335,210				

(歳出) 事業費, 公債費

取手市取手駅西口都市整備事業特別会計

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	500 (500) (0)				500 500			99 取手駅西口都市整備事業特別会計予備費 500
項 計	500 (500) (0)				500			
款 計	500 (500) (0)				500			
歳出合計	878,989 (908,937) (△29,948)	143,799	131,900	602,170	1,120			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	10	127			127		127	
	計	10	127			127		127	
前年度	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	10	127			127		127	
	計	10	127			127		127	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職								
	計								

2 一般職

(1) 総括

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	10		42,000	42,200	84,200	16,000	100,200	
前 年 度	10		42,000	42,200	84,200	16,000	100,200	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	1,600	800	1,300	3,300		4,400	1,600
	前 年 度	2,200	700	1,400	2,800		4,400	1,800
	比 較	△ 600	100	△ 100	500			△ 200
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	11,000	8,000	5,500	4,700			
	前 年 度	11,000	7,700	5,500	4,700			
	比 較		300					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	474		
		その他の増減分	△ 474	人事異動等による	
職員手当		制度改正に伴う増減分	△ 200	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 △ 200 千円 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間
		その他の増減分	200	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	△ 600 千円 期末 200 千円 300 100 勤勉 △ 100 退・手・負 500 地域 休日 夜間 △ 200

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	334,240		
	平均給与月額(円)	441,385		
	平均年齢(歳)	44.4		
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	328,840		
	平均給与月額(円)	431,695		
	平均年齢(歳)	42.5		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600			150,600		
大 学 卒	182,200			182,200		

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級	1	10.0	6級					
	5級	2	20.0	5級			5級		
	4級	5	50.0	4級			4級		
	3級			3級			3級		
	2級	2	20.0	2級			2級		
	1級			1級			1級		
	計	10	100.0	計			計		
令和2年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級	1	10.0	6級					
	5級	2	20.0	5級			5級		
	4級	5	50.0	4級			4級		
	3級			3級			3級		
	2級	2	20.0	2級			2級		
	1級			1級			1級		
	計	10	100.0	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	部 長 参 事	次 長 参 事 補	課 長 副 参 事	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 幹	主 事 技 師	主 事 補 技 師 補

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 0	1 0		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	9		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	9	9	
		5号給 (人)			
		6号給 (人)			
比 率 (B)/(A) (%)	9 0 . 0	9 0 . 0			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 0	1 0		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	9		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	9	9	
		5号給 (人)			
		6号給 (人)			
比 率 (B)/(A) (%)	9 0 . 0	9 0 . 0			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	茨城県市町村総合事務組合加入
国 の 制 度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	10
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(過年度議決分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (平成26年度)	3,000	26-2	1,856	3-5	727			727	
公用車リース料 (平成28年度)	4,610	28-2	2,639	3-6	1,741			1,741	
土木積算システム使用料	5,190	30-2	2,038	3-5	3,057			3,057	
土木積算システム保守点検委託	800	30-2	315	3-5	477			477	
合 計	13,600		6,848		6,002			6,002	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
	現在高	現在高見込額	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	2,287,013	3,054,056	131,900	125,376	3,060,580
地方特定道路整備事業債	578,088	500,180		64,232	435,948
地方道路整備事業債	53,051	48,849		4,237	44,612
街路整備事業債	9,773	8,993		780	8,213
地域再生事業債	7,570	3,020		2,490	530
合併特例債	2,033,522	1,939,051		110,233	1,828,818
行政改革等推進債（地域再生分）	4,242	3,288		954	2,334
減収補てん債	75,353	134,383		5,135	129,248
まちづくり総合支援事業債	102,283	64,463		19,281	45,182
合 計	5,150,895	5,756,283	131,900	332,718	5,555,465

令和3年度

取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,133,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			2,154,224
	1 国民健康保険税		2,154,224
2 使用料及び手数料			1,450
	1 手数料		1,450
3 国庫支出金			1
	1 国庫補助金		1
4 県支出金			7,128,743
	1 県補助金		7,128,743
5 財産収入			31
	1 財産運用収入		31
6 繰入金			775,515
	1 他会計繰入金		775,514
	2 基金繰入金		1
7 繰越金			40,000
	1 繰越金		40,000
8 諸収入			33,068
	1 延滞金, 加算金及び過料		20,000
	2 預金利子		1
	3 雑収入		13,067
歳入	合計		10,133,032

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		243,920
	1 総 務 管 理 費	176,699
	2 徴 税 費	66,230
	3 運 営 協 議 会 費	434
	4 趣 旨 普 及 費	557
2 保 險 給 付 費		7,361,113
	1 療 養 諸 費	6,450,756
	2 高 額 療 養 費	873,874
	3 移 送 費	170
	4 出 産 育 児 諸 費	25,213
	5 葬 祭 諸 費	11,000
	6 傷 病 手 当 諸 費	100
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		2,074,997
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金	2,074,997
4 共 同 事 業 拠 出 金		10
	1 共 同 事 業 拠 出 金	10
5 保 健 事 業 費		231,737
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	127,387
	2 保 健 事 業 費	104,350
6 基 金 積 立 金		202,031
	1 基 金 積 立 金	202,031
7 諸 支 出 金		14,224

(単位 千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	14,223
	2 繰出金	1
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		10,133,032

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
公用車リース料 (令和3年度)	令和3年度から令和10年度まで	3,080
特定保健指導業務委託 (令和3年度)	令和3年度から令和4年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和4年度の支出額

令和3年度

取手市国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 国民健康保険税	2,154,224	2,217,084	△62,860	21.3
2 使用料及び手数料	1,450	1,700	△250	0.0
3 国庫支出金	1	750	△749	0.0
4 県支出金	7,128,743	7,588,664	△459,921	70.3
5 財産収入	31	230	△199	0.0
6 繰入金	775,515	765,440	10,075	7.7
7 繰越金	40,000	40,000	0	0.4
8 諸収入	33,068	33,064	4	0.3
歳入合計	10,133,032	10,646,932	△513,900	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比%	本年度予算額の財源内訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	243,920	245,491	△1,571	2.4	52,815		191,105	
2 保 険 給 付 費	7,361,113	7,354,678	6,435	72.6	6,800,212		29,290	531,611
3 国民健康保険事業費納付金	2,074,997	2,188,184	△113,187	20.5	1		569,081	1,505,915
4 共 同 事 業 拠 出 金	10	10	0	0.0				10
5 保 健 事 業 費	231,737	221,056	10,681	2.3	115,020		555	116,162
6 基 金 積 立 金	202,031	619,892	△417,861	2.0	160,696		29	41,306
7 諸 支 出 金	14,224	12,621	1,603	0.1				14,224
8 予 備 費	5,000	5,000	0	0.1				5,000
歳 出 合 計	10,133,032	10,646,932	△513,900	100.0	7,128,744		790,060	2,214,228

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	2,151,974	2,214,481	△62,507	1 医療給付費分 現年課税分	1,514,204	・国民健康保険税 1,514,204
				2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	352,742	・国民健康保険税 352,742
				3 介護納付金分 現年課税分	129,246	・国民健康保険税 129,246
				4 医療給付費分 滞納繰越分	76,400	・国民健康保険税前年度以前分 76,400
				5 後期高齢者 支援金分 滞納繰越分	65,963	・国民健康保険税前年度以前分 65,963
				6 介護納付金分 滞納繰越分	13,419	・国民健康保険税前年度以前分 13,419
2 退職被保険者等 国民健康保険税	2,250	2,603	△353	1 医療給付費分 現年課税分	1	・国民健康保険税 1
				2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	1	・国民健康保険税 1
				3 介護納付金分 現年課税分	1	・国民健康保険税 1
				4 医療給付費分 滞納繰越分	1,652	・国民健康保険税前年度以前分 1,652
				5 後期高齢者 支援金分 滞納繰越分	302	・国民健康保険税前年度以前分 302
				6 介護納付金分 滞納繰越分	293	・国民健康保険税前年度以前分 293
計	2,154,224	2,217,084	△62,860			

(歳入) 国民健康保険税

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務手数料	1,450	1,700	△250	1 督促手数料	1,450	・保険税督促手数料 1,450
計	1,450	1,700	△250			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時特例補助金	1	1	0	1 災害臨時特例補助金	1	・災害臨時特例補助金 1
× 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	749	△749			
計	1	750	△749			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等 交付金	7,127,305	7,563,810	△436,505	1 普通交付金	6,787,230	・普通交付金 6,787,230
				2 特別交付金	340,075	・保険者努力支援分 18,862 ・特別調整交付金分(市町村) 16,100 ・都道府県繰入金(2号分) 267,771 ・特定健診等負担金 37,342
2 保健事業費補助金	1,438	0	1,438	1 特定健康診査等事業費補助金	1,438	・健康増進事業費補助金 1,438
計	7,128,743	7,563,810	△435,067			

(款) 4 県支出金

(項) × 県負担金

× 特定健康診査等負担金	0	24,854	△24,854			
計	0	24,854	△24,854			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	31	230	△199	1 利子及び配当金	31	・財政調整基金利子 29 ・出産費貸付基金利子 1 ・高額療養費貸付基金利子 1
計	31	230	△199			

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	775,514	765,439	10,075	1 保険基盤安定 繰入金	535,700	・ 保険基盤安定繰入金 535,700
				2 職員給与費等 繰入金	189,633	・ 職員給与費等繰入金 159,300 ・ 事務費等繰入金 30,333
				3 出産育児一時金 繰入金	16,800	・ 出産育児一時金繰入金 16,800
				4 その他一般会計 繰入金	33,381	・ 国民健康保険財政安定化支援金 33,381
計	775,514	765,439	10,075			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金 繰入金	1	1	0	1 国保財政調整基金 繰入金	1	・ 国保財政調整基金繰入金 1
計	1	1	0			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	40,000	40,000	0	1 その他繰越金	40,000	・ 前年度繰越金 40,000
計	40,000	40,000	0			

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金, 加算金及び過料

1 一般被保険者 延滞金	20,000	20,000	0	1 一般被保険者 延滞金	20,000	・ 延滞金 20,000
計	20,000	20,000	0			

(款) 8 諸収入

(項) 2 預金利子

1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	・ 預金利子 1
計	1	1	0			

(歳入) 使用料及び手数料, 国庫支出金, 県支出金, 財産収入, 繰入金, 繰越金, 諸収入
取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者 第三者納付金	10,100	10,100	0	1 一般被保険者 第三者納付金 現物給付分	10,000	・第三者行為に伴う損害賠償金現物給付分 10,000
				2 一般被保険者 第三者納付金 現金給付分	100	・第三者行為に伴う損害賠償金現金給付分 100
2 退職被保険者等 第三者納付金	150	150	0	1 退職被保険者等 第三者納付金 現物給付分	100	・第三者行為に伴う損害賠償金現物給付分 100
				2 退職被保険者等 第三者納付金 現金給付分	50	・第三者行為に伴う損害賠償金現金給付分 50
3 一般被保険者 返納金	2,200	2,200	0	1 一般被保険者 返納金現物給付分	2,000	・一般被保険者返納金現物給付分 (過年度分) 1,000 ・一般被保険者返納金現物給付分 (現年度分) 1,000
				2 一般被保険者 返納金現金給付分	200	・一般被保険者返納金現金給付分 (過年度分) 100 ・一般被保険者返納金現金給付分 (現年度分) 100
4 退職被保険者等 返納金	40	40	0	1 退職被保険者等 返納金現物給付分	20	・退職被保険者返納金現物給付分 (過年度分) 10 ・退職被保険者返納金現物給付分 (現年度分) 10
				2 退職被保険者等 返納金現金給付分	20	・退職被保険者返納金現金給付分 (過年度分) 10 ・退職被保険者返納金現金給付分 (現年度分) 10
5 雑入	577	573	4	1 雑入	577	・雇用保険料本人負担分 27 ・喀痰検査費用自己負担金 100 ・大腸がん検診費用自己負担金 450
計	13,067	13,063	4			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明				
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
1 一 般 管 理 費	173,787 (176,940) (△3,153)	36,149 県支出金		137,630 繰入金 8 諸収入 113,900				2 一般職人件費	113,900		
								1 報 酬	2,769	2 一般職人件費	113,900
								2 給 料	50,000	給料	(50,000)
								3 職員手当等	46,400	・一般職 14人	50,000
								4 共 済 費	17,884	職員手当等	(46,400)
								8 旅 費	156	扶養手当	1,300
								1 費用弁 償	156	地域手当	5,200
								10 需 用 費	1,072	時間外勤務手当	7,000
								1 消 耗 品 費	469	管理職手当	800
								4 印 刷 製 本 費	603	期末手当	13,000
								11 役 務 費	23,858	勤勉手当	9,800
								1 通 信 運 搬 費	17,949	通勤手当	700
								4 手 数 料	5,909	住居手当	600
								12 委 託 料	31,113	児童手当	1,000
								18 負担金, 補助及び 交付金	535	退職手当負担金	7,000
										共済費	(17,500)
										共済組合負担金	17,500
	24,548	23,730	70 国保事務に要する経費	48,278							
			需用費	(916)							
			消耗品費	313							
			印刷製本費	603							
			役務費	(16,044)							
			通信運搬費	13,417							
			手数料	2,627							

(歳出) 総務費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般管理費							委託料 (30,783) ・国保連共同電算処理委託料 7,710 ・調整交付金システム保守委託料 330 ・国保事務電算処理委託料 19,947 ・高額療養費支給管理システム保守委託料 66 ・国保情報集約システム運用管理業務委託料 2,730 負担金、補助及び交付金 (535) ・オンライン資格確認等システム運営負担金 535
		11,601		8			75 医療費適正化特別対策に要する経費 11,609 報酬 (2,769) ・会計年度任用職員報酬 2,769 共済費 (384) 雇用保険料 23 厚生年金保険料 216 子ども・子育て拠出金 9 健康保険料負担金 136 旅費 (156) 費用弁償 156 需用費 (156) 消耗品費 156 役務費 (7,814) 通信運搬費 4,532 手数料 3,282 委託料 (330) ・多受診適正化通知業務委託料 330

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					その他
2 連合会 負担金	2,912 (3,010) (△98)			2,912 繰入金 2,912		18 負担金, 補助及び 交付金	2,912	75 国保連合会負担金 2,912 負担金, 補助及び交付金 (2,912) ・国保連合会負担金 2,912
項 計	176,699 (179,950) (△3,251)	36,149		140,550				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 徴税 総務費	66,230 (64,610) (1,620)	16,109 県支出金		1,450 使用料・手数料 48,657 繰入金 14 諸収入 45,400					
						1 報酬	4,170	2 一般職人件費	45,400
						2 給料	19,000	給料	(19,000)
						3 職員手当等	19,400	・一般職 4人	19,000
						4 共済費	7,039	職員手当等	(19,400)
						8 旅費	154	扶養手当	900
						1 費用弁償	154	地域手当	2,100
						10 需用費	240	時間外勤務手当	2,000
						1 消耗品費	91	管理職手当	1,800
						2 燃料費	74	期末手当	5,700
								勤勉手当	4,000

(歳出) 総務費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
1 徴 税 総 務 費		16,109		4,721		4 印刷製 本 費	75	通勤手当 100 児童手当 300
						11 役 務 費	8,009	退職手当負担金 2,500
						1 通 信 運 搬 費	2,647	共済費 (7,000) 共済組合負担金 7,000
						4 手 数 料	5,336	
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	26	76 国保税徴収に要する経費 20,830
						12 委 託 料	6,608	報酬 (4,170) ・会計年度任用職員報酬 4,170
						13 使用料及び 賃 借 料	1,610	共済費 (39) 雇用保険料 39 旅費 (154) 費用弁償 154 需用費 (240) 消耗品費 91 燃料費 74 印刷製本費 75 役務費 (8,009) 通信運搬費 2,647 手数料 5,336 自動車損害保険料 26 委託料 (6,608) ・国保税徴収電算処理委託料 6,292 ・クレジットカードシステム構築業務委託料 316 使用料及び賃借料 (1,610) ・業務用端末機使用料 920 ・公用車リース料 690

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項 計	66,230 (64,610) (1,620)	16,109		50,121				

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

1 運営協議会費	434 (411) (23)			434 繰入金				
				434	1 報酬	266	72 国保運営協議会に要する経費	434
					8 旅費	40	報酬 (266) ・国保運営協議会委員報酬 266 旅費 (40) 研修旅費 40 需用費 (92) 消耗品費 92 負担金、補助及び交付金 (36) ・県国保運営協議会会長会負担金 36	
					4 研修旅費	40		
					10 需用費	92		
					1 消耗品費	92		
					18 負担金、補助及び交付金	36		
項 計	434 (411) (23)			434				

(款) 1 総務費

(項) 4 趣旨普及費

1 趣旨普及費	557 (520) (37)	557 県支出金						
		557			10 需用費	557	75 趣旨普及に要する経費	557
					1 消耗品費	557	需用費	(557)

(歳出) 総務費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 1 総務費

(項) 4 趣旨普及費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 趣旨普及費							消耗品費 557	
項計	557 (520) (37)	557						
款計	243,920 (245,491) (△1,571)	52,815		191,105				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					その他
1 一般被保険者療養給付費	6,372,000 (6,372,000) (0)	5,847,644 県支出金		12,158 諸収入	512,198	18 負担金, 補助及び交付金	6,372,000	75 一般被保険者療養給付費 6,372,000
		5,847,644		12,158	512,198			負担金, 補助及び交付金 ・療養給付費 (6,372,000) 6,372,000
2 退職被保険者等療養給付費	60 (3,000) (△2,940)	40 県支出金		20 諸収入		18 負担金, 補助及び交付金	60	75 退職被保険者等療養給付費 60
		40		20				負担金, 補助及び交付金 ・療養給付費 (60) 60
3 一般被保険者療養費	56,400 (61,200) (△4,800)	56,100 県支出金		300 諸収入		18 負担金, 補助及び交付金	56,400	75 一般被保険者療養費 56,400
		56,100		300				負担金, 補助及び交付金 ・療養費 (56,400) 56,400
4 退職被保険者等療養費	12 (60) (△48)			12 諸収入				75 退職被保険者等療養費 12
				12				

(歳出) 総務費, 保険給付費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 退職 被保険者 等療養費						18 負担金, 補助及び 交付金	12 負担金, 補助及び交付金 ・療養費 (12) 12
5 審査支払 手数料	22,284 (24,343) (△2,059)	22,284				11 役務費	75 審査支払手数料 22,284
						4 手数料	22,284 役務費 手数料 (22,284) 22,284
項 計	6,450,756 (6,460,603) (△9,847)	5,926,068		12,490	512,198		

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一 般 被保険者 高 額 療 養 費	873,000 (852,000) (21,000)	873,000				18 負担金, 補助及び 交付金	75 一般被保険者高額療養費 873,000
							負担金, 補助及び交付金 ・高額療養費 (873,000) 873,000
2 退 職 被保険者 等 高 額 療 養 費	24 (360) (△336)	24					75 退職被保険者等高額療養費 24

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 退職 被保険者 等 高額 療 養 費						18 負担金, 補助及び 交 付 金	24	負担金, 補助及び交付金 (24) ・高額療養費 24
3 一般 被保険者 高額介護 合 算 療 養 費	800 (1,000) 高 (△200)	800 県支出金				18 負担金, 補助及び 交 付 金	800	75 一般被保険者高額介護合算療養費 800 負担金, 補助及び交付金 (800) ・高額介護合算療養費 800
4 退職 被保険者 等 高額 介護合算 療 養 費	50 (100) 高 (△50)	50 県支出金				18 負担金, 補助及び 交 付 金	50	75 退職被保険者等高額介護合算療養費 50 負担金, 補助及び交付金 (50) ・高額介護合算療養費 50
項 計	873,874 (853,460) (20,414)	873,874						

(歳出) 保険給付費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者移送費	150 (150) (0)	150 県支出金 150				18 負担金, 補助及び交付金	150	75 一般被保険者移送費 150 負担金, 補助及び交付金 (150) ・移送費 150
2 退職被保険者等移送費	20 (50) (△30)	20 県支出金 20				18 負担金, 補助及び交付金	20	75 退職被保険者等移送費 20 負担金, 補助及び交付金 (20) ・移送費 20
項 計	170 (200) (△30)	170						

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

1 出産育児一時金	25,200 (29,400) (△4,200)			16,800 繰入金 16,800	8,400 8,400	18 負担金, 補助及び交付金	25,200	75 出産育児一時金 25,200 負担金, 補助及び交付金 (25,200) ・出産育児一時金 25,200
-----------	--------------------------------	--	--	-------------------------	----------------	-----------------	--------	--

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 支 払 手 数 料	13 (15) (△2)				13			
					13	11 役 務 費	13	75 出産育児一時金支払手数料 13
						4 手 数 料	13	役務費 (13) 手数料 13
項 計	25,213 (29,415) (△4,202)			16,800	8,413			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

1 葬 祭 費	11,000 (11,000) (0)				11,000			
					11,000	18 負担金, 補助及び 交付金	11,000	75 葬祭費 11,000
								負担金, 補助及び交付金 (11,000) ・葬祭費 11,000
項 計	11,000 (11,000) (0)				11,000			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当諸費

1 傷 病 手 当 金	100 (0) (100)	100 県支出金						
		100						75 傷病手当金 100

(歳出) 保険給付費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
		特定財源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 傷 病 手 当 金					18 負担金, 補助及び 交付金	100	負担金, 補助及び交付金 ・ 傷病手当金	(100) 100
項 計	100 (0) (100)	100						
款 計	7,361,113 (7,354,678) (6,435)	6,800,212		29,290	531,611			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額		
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
1 医療 給付費分	1,220,487 (1,313,212) (△92,725)	1 国庫支出金		396,787 繰入金	823,699	18 負担金, 補助及び 交付金	1,220,487	75 一般被保険者医療給付費分	1,220,487
		1		396,787	823,699			負担金, 補助及び交付金 ・一般被保険者医療給付費分	(1,220,487) 1,220,487
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分	643,939 (653,634) (△9,695)			134,327 繰入金	509,612	18 負担金, 補助及び 交付金	643,939	75 一般被保険者後期高齢者支援金分	643,939
				134,327	509,612			負担金, 補助及び交付金 ・一般被保険者後期高齢者支援金分	(643,939) 643,939
3 介 護 納 付 金 分	210,571 (221,338) (△10,767)			37,967 繰入金	172,604	18 負担金, 補助及び 交付金	210,571	75 介護納付金分	210,571
				37,967	172,604			負担金, 補助及び交付金 ・介護納付金分	(210,571) 210,571
項 計	2,074,997 (2,188,184) (△113,187)	1		569,081	1,505,915				
款 計	2,074,997 (2,188,184) (△113,187)	1		569,081	1,505,915				

(歳出) 保険給付費, 国民健康保険事業費納付金

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 4 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 その他 共同事業 事務費 拠出金	10 (10) (0)				10			75 その他共同事業事務費拠出金 10
					10	18 負担金, 補助及び 交付金	10	負担金, 補助及び交付金 (10) ・退職者医療共同事業事務費拠出金 10
項 計	10 (10) (0)				10			
款 計	10 (10) (0)				10			

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
1 特定健康 診査等 事業費	127,387 (110,988) (16,399)	53,693 県支出金		5 諸収入	73,689			
		53,693		5	73,689	1 報酬	2,870	77 特定健康診査等事業に要する経費 127,387
		53,693		5	58,024	4 共済費	237	(1) 特定健康診査等事業に関する経費 111,722
						8 旅費	81	
						1 費用弁償	81	報酬 (2,870)
						10 需用費	901	・会計年度任用職員報酬 2,870
						1 消耗品費	209	共済費 (237)
						4 印刷製本費	692	雇用保険料 19
						11 役務費	3,065	厚生年金保険料 130
						1 通信運搬費	2,001	子ども・子育て拠出金 6
						4 手数料	1,064	健康保険料負担金 82
						12 委託料	118,769	旅費 (81)
						13 使用料及び賃借料	760	費用弁償 81
						18 負担金, 補助及び交付金	704	需用費 (789)
								消耗品費 97
								印刷製本費 692
								役務費 (3,065)
								通信運搬費 2,001
								手数料 1,064
								委託料 (103,216)
								・特定健康診査業務委託料 86,558
								・特定保健指導業務委託料 5,415
								・特定健康診査未受診者対策業務委託料 1,650
								・特定保健指導未利用者勧奨業務委託料 1,186
								・糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託料 8,407
								使用料及び賃借料 (760)
								・駐車場使用料 100

(歳出) 共同事業拠出金, 保健事業費
 取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 特定健康 診 査 等 事 業 費					15,665		<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業運営支援システム使用料 660 負担金、補助及び交付金 (704) ・特定健康診査連合会負担金 704 	
							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 15,665	
							<ul style="list-style-type: none"> 需用費 (112) 消耗品費 112 委託料 (15,553) ・集団健診予約管理業務委託料 15,553 	
項 計	127,387 (110,988) (16,399)	53,693		5	73,689			

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生 普及費	527 (2,431) (△1,904)				527			
					527	10 需用費	277	76 健康優良世帯表彰に要する経費 527
						1 消耗品 費	143	需用費 (277)
						4 印刷製 本 費	134	消耗品費 143
						11 役 務 費	250	印刷製本費 134
						1 通 信 運 搬 費	250	役務費 (250)
								通信運搬費 250
2 疾 病 予 防 費	103,823 (107,637) (△3,814)	61,327 県支出金		550 諸収入	41,946			

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 疾 病 予 防 費		61,327		550	41,946	7 報 償 費	50	75 疾病の予防に要する経費	103,823
						10 需 用 費	639		
						1 消 耗 品 費	226	報償費	(50)
						4 印 刷 製 本 費	413	・健康教育講師謝礼	50
						11 役 務 費	1,632	需用費	(639)
						1 通 信 運 搬 費	1,632	消耗品費	226
						12 委 託 料	39,488	印刷製本費	413
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	62,014	役務費	(1,632)
								通信運搬費	1,632
								委託料	(39,488)
								・健康教育業務委託料	8
								・骨粗しょう症検診委託料	446
								・乳がん検診委託料	7,767
								・胃がん検診委託料	4,146
								・子宮がん検診委託料	4,910
								・大腸がん検診委託料	3,272
								・肺がん検診委託料	9,283
								・喀痰検査委託料	753
								・ヘルスアップ検診委託料	1,801
								・肝炎ウイルス検診委託料	751
								・前立腺がん検診委託料	3,111
								・歯周疾患検診委託料	1,125
								・レディースデイ健診委託料	2,060
								・肺年齢測定器定期点検委託料	55
								負担金, 補助及び交付金	(62,014)
								・日帰り人間ドック補助金	42,305
								・脳ドック補助金	18,995
								・肺ドック補助金	714

(歳出) 保健事業費

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	104,350 (110,068) (△5,718)	61,327		550	42,473			
款計	231,737 (221,056) (10,681)	115,020		555	116,162			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 財政調整 基 金 積立金	202,031 (619,892) (△417,861)	160,696 県支出金		29 財産収入	41,306	24 積立金	202,031	75 財政調整基金積立金	202,031
		160,696		29	41,306			積立金 ・ 財政調整基金積立金	(202,031) 202,031
項 計	202,031 (619,892) (△417,861)	160,696		29	41,306				
款 計	202,031 (619,892) (△417,861)	160,696		29	41,306				

(歳出) 保健事業費, 基金積立金
 取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者 保険税 還付金	14,000 (12,000) (2,000)				14,000	22 償還金, 利子及び 割引料	14,000	75 一般被保険者過誤納還付金 14,000
								償還金, 利子及び割引料 (14,000) ・ 過誤納還付金 14,000
2 退職被保険者 等保険税 還付金	20 (200) (△180)				20	22 償還金, 利子及び 割引料	20	75 退職被保険者等過誤納還付金 20
								償還金, 利子及び割引料 (20) ・ 過誤納還付金 20
3 償還金	1 (1) (0)				1	22 償還金, 利子及び 割引料	1	75 国庫金等返還金 1
								償還金, 利子及び割引料 (1) ・ 国庫金等返還金 1
4 一般被保険者 還付 加算金	200 (400) (△200)				200			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
4 一般被保険者還付加算金				200	22 償還金, 利子及び割引料	200	75 一般被保険者還付加算金 200 償還金, 利子及び割引料 (200) ・還付加算金 200
5 退職被保険者等還付加算金	2 (20) (△18)			2	22 償還金, 利子及び割引料	2	75 退職被保険者等還付加算金 2 償還金, 利子及び割引料 (2) ・還付加算金 2
項 計	14,223 (12,621) (1,602)			14,223			

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1 (0) (1)			1	27 繰出金	1	75 国民健康保険一般会計繰出金 1 繰出金 (1) ・一般会計繰出金 1
項 計	1 (0) (1)			1			

(歳出) 諸支出金

取手市国民健康保険事業特別会計

(款) 7 諸支出金

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
		国 県 支 出 金	地 方 債				
款 計	14,224 (12,621) (1,603)				14,224		

(款) 8 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	5,000 (5,000) (0)				5,000 5,000			75 国民健康保険予備費 5,000
項 計	5,000 (5,000) (0)				5,000			
款 計	5,000 (5,000) (0)				5,000			
歳出合計	10,133,032 (10,646,932) (△513,900)	7,128,744		790,060	2,214,228			

(歳出) 諸支出金, 予備費
 取手市国民健康保険事業特別会計

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(17) 18	9,809	69,000	65,800	144,609	25,160	169,769	
前 年 度	(15) 18	8,756	69,000	65,800	143,556	24,934	168,490	
比 較	(2)	1,053			1,053	226	1,279	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	2,200	800	600	2,600		9,000	1,300
	前 年 度	2,600	800	600	1,600		9,000	1,600
	比 較	△ 400			1,000			△ 300
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	18,700	13,800	9,500	7,300			
	前 年 度	19,000	13,800	9,500	7,300			
比 較	△ 300							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	18		69,000	65,800	134,800	24,500	159,300	
前 年 度	18		69,000	65,800	134,800	24,500	159,300	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	2,200	800	600	2,600		9,000	1,300
	前 年 度	2,600	800	600	1,600		9,000	1,600
	比 較	△ 400			1,000			△ 300
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	18,700	13,800	9,500	7,300			
	前 年 度	19,000	13,800	9,500	7,300			
	比 較	△ 300						

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(17)	9,809			9,809	660	10,469	
前 年 度	(15)	8,756			8,756	434	9,190	
比 較	(2)	1,053			1,053	226	1,279	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	685		
		その他の増減分	△ 685		
職員手当		制度改正に伴う増減分	△ 320	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 △ 320 千円 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間
		その他の増減分	320	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	△ 400 千円 期末 20 千円 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 △ 300

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	310,222		
	平均給与月額(円)	375,976		
	平均年齢(歳)	43.1		
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	307,556		
	平均給与月額(円)	374,970		
	平均年齢(歳)	42.7		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600			150,600		
大 学 卒	182,200			182,200		

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級	2	11.1	5級			5級		
	4級	6	33.4	4級			4級		
	3級	4	22.2	3級			3級		
	2級	2	11.1	2級			2級		
	1級	4	22.2	1級			1級		
	計	18	100.0	計			計		
令和2年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級	2	11.1	5級			5級		
	4級	6	33.3	4級			4級		
	3級	4	22.2	3級			3級		
	2級	1	5.6	2級			2級		
	1級	5	27.8	1級			1級		
	計	18	100.0	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	部 長 参 事	次 長 参 事 補	課 長 副 参 事	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 幹	主 事 技 師	主 事 師 補 技 師 補

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 8	1 8		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1 6	1 6		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1 6	1 6	
		5号給 (人)			
		6号給 (人)			
比 率 (B)/(A) (%)	8 8. 9	8 8. 9			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 8	1 8		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1 5	1 5		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1 5	1 5	
		5号給 (人)			
		6号給 (人)			
比 率 (B)/(A) (%)	8 3. 3	8 3. 3			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 5 8 6 8 7 5	33. 2 7 0 7 5	47. 7 0 9	47. 7 0 9	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	茨城県市町村総合事務組合加入
国 の 制 度 (支給率等)	24. 5 8 6 8 7 5	33. 2 7 0 7 5	47. 7 0 9	47. 7 0 9	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	1 0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	1 8
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	1 6

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (令和3年度)	3,080			3-10	3,080			3,080	
特定保健指導業務委託 (令和3年度)	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和4年度の支出額			3-4	限 度 額 に 同 じ	1人当たりの単価に補助率・実施人数を乗じて得た額のうち、令和4年度の交付額			限 度 額 から国県 支出金 を差し 引いた額
小 計 A	3,080				3,080			3,080	

(過年度議決分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (平成26年度)	3,220	26-2	2,411	3	101			101	
公用車リース料 (平成27年度)	1,610	27-2	1,102	3-4	221			221	

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	そ の 他	
特定保健指導業務委託（令和2年度）	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和3年度の支出額	2		3	限 度 額 に 同 じ	1人当たりの単価に補助率・実施人数を乗じて得た額のうち、令和3年度の交付額			限 度 額 か ら 国 県 支 出 金 を 差 し 引 いた 額
国民健康保険税収納業務委託	国民健康保険税収納業務委託に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額	2		3	限 度 額 に 同 じ			全 額	
小 計 B	4,830		3,513		322			322	
合 計 (A+B)	7,910		3,513		3,402			3,402	

令和3年度

取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号

令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,246,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料			1,613,937
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		1,613,937
2 使 用 料 及 び 手 数 料			220
	1 手 数 料		220
3 繰 入 金			1,629,013
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,629,013
4 繰 越 金			600
	1 繰 越 金		600
5 諸 収 入			2,604
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		2,600
	3 預 金 利 子		1
	4 雑 入		1
歳 入 合 計			3,246,374

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		213,459
	1 総 務 管 理 費	209,367
	2 徴 収 費	4,092
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,029,715
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,029,715
3 諸 支 出 金		2,700
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,600
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3,246,374

令和3年度

取手市後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 後期高齢者医療保険料	1,613,937	1,393,342	220,595	49.7
2 使用料及び手数料	220	207	13	0.0
3 繰入金	1,629,013	1,511,603	117,410	50.2
4 繰越金	600	600	0	0.0
5 諸収入	2,604	2,104	500	0.1
歳入合計	3,246,374	2,907,856	338,518	100.0

歳出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	213,459	205,249	8,210	6.6			213,458	1
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	2,699,907	329,808	93.3			3,029,715	
3 諸支出金	2,700	2,200	500	0.1			2,600	100
4 予備費	500	500	0	0.0				500
歳出合計	3,246,374	2,907,856	338,518	100.0			3,245,773	601

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	1,133,152	998,861	134,291	1 現 年 度 分 特別徴収保険料	1,133,152	・特別徴収分 1,133,152
2 普通徴収保険料	480,785	394,481	86,304	1 現 年 度 分 普通徴収保険料	476,274	・普通徴収分 476,274
				2 滞 納 繰 越 分 普通徴収保険料	4,511	・普通徴収分前年度以前分 4,511
計	1,613,937	1,393,342	220,595			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 総 務 手 数 料	220	207	13	1 督 促 手 数 料	220	・督促手数料 220
計	220	207	13			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 事務費等繰入金	128,244	120,969	7,275	1 事務費等繰入金	128,244	・事務費繰入金 69,444 ・職員給与費等繰入金 58,800
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,415,776	1,306,563	109,213	1 保険基盤安定 対策費繰入金	1,415,776	・医療給付費負担分繰入金 1,120,854 ・低所得者軽減分繰入金 293,362 ・被扶養者軽減分繰入金 1,560
3 健康増進事業 繰入金	84,993	84,071	922	1 健康増進事業 繰入金	84,993	・後期高齢者健診事業繰入金 54,403 ・後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 30,590
計	1,629,013	1,511,603	117,410			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	600	600	0	1 前 年 度 繰 越 金	600	・前年度繰越金 600
計	600	600	0			

(款) 5 諸収入

(項) 1 延滞金, 加算金及び過料

1 延 滞 金	1	1	0	1 延 滞 金	1	・延滞金 1
2 過 料	1	1	0	1 過 料	1	・過料 1
計	2	2	0			

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保険料還付金	2,500	2,000	500	1 保険料還付金	2,500	・保険料還付金 2,500
2 還付加算金	100	100	0	1 還付加算金	100	・還付加算金 100
計	2,600	2,100	500			

(款) 5 諸収入

(項) 3 預金利子

1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	・預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 5 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	・雑入 1
計	1	1	0			

(歳入) 後期高齢者医療保険料, 使用料及び手数料, 繰入金, 繰越金, 諸収入
取手市後期高齢者医療特別会計

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明						
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額					
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他									
1 一 般 管 理 費	209,367 (201,076) (8,291)			209,365	1								
				繰入金				1					
				諸収入					58,800	2 給 料	25,000	2 一般職人件費	58,800
										3 職員手当等	24,800	給料 ・一般職 6人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当 退職手当負担金 共済費 共済組合負担金	(25,000)
										4 共 済 費	9,000		25,000
										10 需 用 費	870		(24,800)
										1 消 耗 品 費	135		1,000
										4 印 刷 製 本 費	735		2,600
										11 役 務 費	12,136		4,000
										1 通 信 運 搬 費	11,631		500
										4 手 数 料	505		400
										12 委 託 料	64,977		500
										13 使用料及び 賃 借 料	409		3,300
										18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	72,175		(9,000)
		150,566	1	70 後期高齢者医療事務に要する経費	150,567								
		144,066	1	(1) 後期高齢者医療事務に関する経費	144,067								
				需用費	(870)								
				消耗品費	135								
				印刷製本費	735								
				役務費	(12,136)								

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費				6,500			通信運搬費 11,631 手数料 505 委託料 (58,477) ・後期高齢者健診事業委託料 47,903 ・電算委託料 10,574 使用料及び賃借料 (409) ・後期高齢者市町村事務窓口端末機器使用料 369 ・駐車場使用料 40 負担金, 補助及び交付金 (72,175) ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金 41,585 ・後期高齢者人間ドック検診助成金 30,590 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,500 委託料 (6,500) ・集団健診予約管理業務委託料 6,500	
項 計	209,367 (201,076) (8,291)			209,366	1			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 徴 収 費	4,092 (4,173) (△81)			3,872 繰入金 220 諸収入 4,092				
					10 需 用 費	333	75 保険料徴収に要する経費	4,092
					1 消 耗 品 費	10	需用費 消耗品費	(333) 10

(歳出) 総務費

取手市後期高齢者医療特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
		特定財源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 徴収費					4 印刷製 本 費	323	印刷製本費 323	
					11 役 務 費	3,759	役務費 (3,759)	
					1 通 信 運 搬 費	3,034	通信運搬費 3,034	
					4 手 数 料	725	手数料 725	
項 計	4,092 (4,173) (△81)			4,092				
款 計	213,459 (205,249) (8,210)			213,458	1			

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明	
		特定財源				区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後 期 高 齢 者 医 療 広域連合 納 付 金	3,029,715 (2,699,907) (329,808)			1,415,776 繰入金 2 諸収入 1,613,937 保険料 3,029,715		18 負担金, 補助及び 交付金	3,029,715	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・ 保険料納付金 ・ 医療給付費納付金	3,029,715 (3,029,715) 1,908,861 1,120,854
項 計	3,029,715 (2,699,907) (329,808)			3,029,715					
款 計	3,029,715 (2,699,907) (329,808)			3,029,715					

(歳出) 総務費, 後期高齢者医療広域連合納付金
 取手市後期高齢者医療特別会計

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 保険料 還付金	2,500 (2,000) (500)			2,500 諸収入 2,500		22 償還金, 利子及び 割引料	2,500	75 保険料還付金 2,500 償還金, 利子及び割引料 (2,500) ・還付金 2,500
2 還付 加算金	100 (100) (0)			100 諸収入 100		22 償還金, 利子及び 割引料	100	75 還付加算金 100 償還金, 利子及び割引料 (100) ・還付加算金 100
項 計	2,600 (2,100) (500)			2,600				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他会計 繰出金	100 (100) (0)				100			
					100	27 繰出金	100	75 後期高齢者医療一般会計繰出金 100 繰出金 (100) ・一般会計繰出金 100

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
項 計	100 (100) (0)				100		
款 計	2,700 (2,200) (500)			2,600	100		

(歳出) 諸支出金

取手市後期高齢者医療特別会計

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	500 (500) (0)				500 500		75 後期高齢者医療特別会計予備費 500	
項計	500 (500) (0)				500			
款計	500 (500) (0)				500			
歳出合計	3,246,374 (2,907,856) (338,518)			3,245,773	601			

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	6		25,000	24,800	49,800	9,000	58,800	
前 年 度	5		21,000	22,700	43,700	7,500	51,200	
比 較	1		4,000	2,100	6,100	1,500	7,600	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	1,000	500	400	500		4,000	500
	前 年 度	800	400		500		4,000	500
	比 較	200	100	400				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	7,000	5,000	3,300	2,600			
	前 年 度	6,000	5,000	3,300	2,200			
比 較	1,000			400				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,000	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	181		
		その他の増減分	3,819	人事異動等による	
職員手当	2,100	制度改正に伴う増減分	△ 110	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 △ 110 千円 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間
		その他の増減分	2,210	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	200 千円 期末 1,110 千円 100 勤勉 400 退・手・負 地域 400 休日 夜間

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	321,233		
	平均給与月額(円)	397,661		
	平均年齢(歳)	45.7		
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	332,080		
	平均給与月額(円)	436,793		
	平均年齢(歳)	46.9		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600			150,600		
大 学 卒	182,200			182,200		

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級			5級			5級		
	4級	1	16.7	4級			4級		
	3級	4	66.6	3級			3級		
	2級			2級			2級		
	1級	1	16.7	1級			1級		
	計	6	100.0	計			計		
令和2年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級			5級			5級		
	4級	3	40.0	4級			4級		
	3級	2	40.0	3級			3級		
	2級	1	20.0	2級			2級		
	1級			1級			1級		
	計	5	100.0	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	部 長 参 事	次 長 参 事 補	課 長 副 参 事	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 幹	主 事 技 師	主 事 師 補 主 事 師 補

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	6	6		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	6	6	
		5号給 (人)			
	6号給 (人)				
比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	4	4	
		5号給 (人)			
	6号給 (人)				
比 率 (B)/(A) (%)	80.0	80.0			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	茨城県市町村総合事務組合加入
国 の 制 度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期 退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	10
支給対象職員数 (人)	6
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(過年度議決分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	そ の 他	
事務用機器使用料 (平成30年度)	1,850	30-2	737	3-5	1,107			1,107	
後期高齢者医療保険料収納業務委託	後期高齢者医療 保険料収納業務 委託に係る収納 1件当たりの単価 に収納件数を 乗じて得た額	2		3	限 度 額 に 同 じ			全 額	
合 計	1,850		737		1,107			1,107	

令和3年度

取手市介護保険特別会計予算

議案第 27 号

令和 3 年度取手市介護保険特別会計予算

令和 3 年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,487,889 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介 護 保 険 料		2,004,029
	1 介 護 保 険 料	2,004,029
2 使 用 料 及 び 手 数 料		267
	1 手 数 料	267
3 国 庫 支 出 金		1,677,706
	1 国 庫 負 担 金	1,396,282
	2 国 庫 補 助 金	281,424
4 支 払 基 金 交 付 金		2,162,048
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,162,048
5 県 支 出 金		1,205,402
	1 県 負 担 金	1,143,617
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	61,784
6 財 産 収 入		14
	1 財 産 運 用 収 入	14
7 繰 入 金		1,410,258
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,320,353
	2 基 金 繰 入 金	89,905
8 繰 越 金		25,000
	1 繰 越 金	25,000
9 諸 収 入		3,165
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	83

(単位 千円)

款	項	金額
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,081
歳 入	合 計	8,487,889

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		180,228
	1 総 務 管 理 費	75,905
	2 徴 収 費	37,644
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	66,679
2 保 険 給 付 費		7,815,080
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,151,076
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	172,283
	3 そ の 他 の 諸 費	7,513
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	202,169
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	25,224
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	256,815
3 地 域 支 援 事 業 費		392,745
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	179,892
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,193
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	198,979
	4 そ の 他 の 諸 費	681
4 諸 支 出 金		79,836
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	72,210
	2 繰 出 金	7,626
5 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,487,889

令和3年度

取手市介護保険特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 介護保険料	2,004,029	1,992,177	11,852	23.6
2 使用料及び手数料	267	287	△20	0.0
3 国庫支出金	1,677,706	1,585,773	91,933	19.8
4 支払基金交付金	2,162,048	2,114,240	47,808	25.5
5 県支出金	1,205,402	1,177,427	27,975	14.2
6 財産収入	14	54	△40	0.0
7 繰入金	1,410,258	1,397,047	13,211	16.6
8 繰越金	25,000	25,000	0	0.3
9 諸収入	3,165	3,164	1	0.0
歳入合計	8,487,889	8,295,169	192,720	100.0

歳 出					(単位 千円)			
					本年度予算額の財源内訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1 総 務 費	180,228	169,465	10,763	2.1			180,227	1
2 保 険 給 付 費	7,815,080	7,632,864	182,216	92.1	2,669,381		5,145,699	
3 地 域 支 援 事 業 費	392,745	395,630	△2,885	4.6	211,101		181,644	
4 諸 支 出 金	79,836	77,210	2,626	1.0	2,626		72,210	5,000
5 予 備 費	20,000	20,000	0	0.2				20,000
歳 出 合 計	8,487,889	8,295,169	192,720	100.0	2,883,108		5,579,780	25,001

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,004,029	1,992,177	11,852	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	1,887,987	・ 特別徴収分 1,887,987
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	110,191	・ 普通徴収分 110,191
				3 滞 納 繰 越 分 普 通 徴 収 保 険 料	5,851	・ 普通徴収分前年度以前分 5,851
計	2,004,029	1,992,177	11,852			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 総 務 手 数 料	267	287	△20	1 督 促 手 数 料	267	・ 保険料督促手数料 267
計	267	287	△20			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介 護 給 付 費 負 担 金	1,396,282	1,365,233	31,049	1 現 年 度 分	1,396,282	・ 介護給付費負担金 1,396,282
計	1,396,282	1,365,233	31,049			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	38,501	39,532	△1,031	1 現 年 度 分	38,501	・ 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 38,501
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 以 外 の 地 域 支 援 事 業)	75,442	74,545	897	1 現 年 度 分	75,442	・ 介護予防・日常生活支援総合事業以外の 地域支援事業交付金 75,442
3 財 政 調 整 交 付 金	129,481	87,408	42,073	1 現 年 度 分	129,481	・ 普通調整交付金 129,481
4 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	20,000	19,055	945	1 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	20,000	・ 保険者機能強化推進交付金 20,000
5 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	18,000	0	18,000	1 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	18,000	・ 介護保険保険者努力支援交付金 18,000

(歳入) 介護保険料, 使用料及び手数料, 国庫支出金

取手市介護保険特別会計

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
計	281,424	220,540	60,884			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,110,071	2,060,873	49,198	1 現年度分	2,110,071	・第2号被保険者保険料	2,110,071
2 地域支援事業 支援交付金	51,977	53,367	△1,390	1 現年度分	51,977	・地域支援事業支援交付金	51,977
計	2,162,048	2,114,240	47,808				

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,143,617	1,115,446	28,171	1 現年度分	1,143,617	・介護給付費負担金	1,143,617
計	1,143,617	1,115,446	28,171				

(款) 5 県支出金

(項) 2 財政安定化基金支出金

1 財政安定化基金 貸付金	1	1	0	1 財政安定化基金 貸付金	1	・財政安定化基金貸付金	1
計	1	1	0				

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	24,063	24,707	△644	1 現年度分	24,063	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金	24,063
2 地域支援事業交付金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業以外の 地域支援事業)	37,721	37,273	448	1 現年度分	37,721	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の 地域支援事業交付金	37,721
計	61,784	61,980	△196				

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	14	54	△40	1 利子及び配当金	14	・介護給付費準備基金利子	14
-----------	----	----	-----	-----------	----	--------------	----

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
計	14	54	△40			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	976,885	954,108	22,777	1 現年度分	976,885	・介護給付費繰入金	976,885
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	25,320	26,029	△709	1 現年度分	25,320	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	25,320
3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	40,737	40,294	443	1 現年度分	40,737	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金	40,737
4 その他一般会計繰入金	179,876	169,060	10,816	1 職員給与費等繰入金	91,900	・職員給与費等繰入金	91,900
				2 事務費等繰入金	87,976	・事務費等繰入金	87,976
5 低所得者保険料軽減繰入金	97,535	96,308	1,227	1 現年度分	97,535	・低所得者の保険料軽減に要する費用	97,535
計	1,320,353	1,285,799	34,554				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	89,905	111,248	△21,343	1 介護給付費準備基金繰入金	89,905	・介護給付費準備基金繰入金	89,905
計	89,905	111,248	△21,343				

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	25,000	25,000	0	1 前年度繰越金	25,000	・前年度繰越金	25,000
計	25,000	25,000	0				

(歳入) 国庫支出金, 支払基金交付金, 県支出金, 財産収入, 繰入金, 繰越金
 取手市介護保険特別会計

(款) 9 諸収入 (項) 1 延滞金, 加算金及び過料 (単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者 延滞金	83	81	2	1 第1号被保険者 延滞金	83	・延滞金 83
計	83	81	2			

(款) 9 諸収入 (項) 2 預金利子

1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	・預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 9 諸収入 (項) 3 雑入

1 第三者納付金	3,000	3,000	0	1 第三者納付金	3,000	・第三者行為に係る損害賠償金 3,000
2 返納金	2	2	0	1 返納金	2	・不正利得に伴う返納金 1 ・高額介護サービス費返納金 1
3 雑入	79	80	△1	1 雑入	79	・雇用保険料本人負担分 79
計	3,081	3,082	△1			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明											
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額										
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他														
1 一 般 管 理 費	75,905 (66,930) (8,975)			14	1													
				財産収入				75,820	2 給 料	27,000	2 一般職人件費	61,700						
				繰入金				70		3 職員手当等		25,200	給料 ・一般職 8人 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 退職手当負担金 共済費 共済組合負担金 介護保険事務に要する経費	(27,000) 27,000 (25,200) 100 2,700 4,500 6,900 5,100 700 1,600 3,600 (9,500) 9,500 14,205				
				諸収入				61,700		4 共 済 費		9,500			1 消耗品 費	65		
										7 報 償 費		56			4 印 刷 製 本 費	812		
										10 需 用 費		877			11 役 務 費	2,291		
															1 通 信 運 搬 費	2,171		
															4 手 数 料	120		
															12 委 託 料	8,842		
															13 使用料及び 賃 借 料	2,125		
															14 積 立 金	14		
																	70 介護保険事務に要する経費	14,205
																	報償費	(56)
																	・高齢者福祉・介護保険事業運営委員会委員 謝礼	40
																	・介護給付費サービス事業者選定委員会委員 謝礼	16
																	需用費	(877)
															14,204	1		

(歳出) 総務費
取手市介護保険特別会計

(款) 1 総務費		(項) 1 総務管理費					(単位 千円)	
目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般 管理費							消耗品費 65 印刷製本費 812 役務費 (2,291) 通信運搬費 2,171 手数料 120 委託料 (8,842) ・介護保険電算情報処理業務委託料 8,512 ・介護事業所台帳管理システム保守委託料 330 使用料及び賃借料 (2,125) ・介護保険システムOA機器使用料 2,125 積立金 (14) ・介護給付費準備基金積立金 14	
項 計	75,905 (66,930) (8,975)			75,904	1			

(款) 1 総務費		(項) 2 徴収費						
1 賦 課 徴 収 費	37,644 (37,232) (412)			267 使用料・手数料 37,377 繰入金 30,200				
					1 報 酬	924	2 一般職人件費	30,200
					2 給 料	12,000	給料 (12,000) ・一般職 3人	12,000
					3 職員手当等	13,200		
					4 共 済 費	5,000	職員手当等 (13,200) 扶養手当 400 地域手当 1,300	1,300
					8 旅 費	32		
					1 費 用 弁 償	32	時間外勤務手当 3,500	3,500
					10 需 用 費	1,369		

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明	
		特定財源				区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 介護認定 審査会費	13,694			13,694					
	(14,731)			繰入金					
	(△1,037)			13,694					
						1 報 酬	9,618	75 介護認定審査会に要する経費	13,694
						8 旅 費	19	報酬	(9,618)
						4 研 修 旅 費	19	・介護認定審査会委員報酬	9,618
						10 需 用 費	64	旅費	(19)
						1 消 耗 品 費	45	研修旅費	19
						4 印 刷 製 本 費	19	需用費	(64)
						11 役 務 費	1,312	消耗品費	45
					1 通 信 運 搬 費	1,312	印刷製本費	19	
					12 委 託 料	358	役務費	(1,312)	
					13 使用料及び 賃 借 料	2,323	通信運搬費	1,312	
							委託料	(358)	
							・介護認定支援システムスキャナープリンター 保守点検委託料	358	
							使用料及び賃借料	(2,323)	
							・介護保険システムOA機器使用料	2,323	
2 認 定 調査等費	52,985			52,985					
	(50,572)			繰入金					
	(2,413)			52,985					
						1 報 酬	20,165	75 認定調査等に要する経費	52,985
						3 職 員 手 当 等	2,134	報酬	(20,165)
						4 共 済 費	3,845	・介護認定調査員報酬	17,438
					8 旅 費	751	・介護支援専門員報酬	2,727	
					1 費 用 弁 償	751	職員手当等	(2,134)	
					10 需 用 費	524	期末手当	2,134	

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
		特定財源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 認 定 調査等費						1 消 耗 品 費	166	共済費 (3,845)
						2 燃 料 費	305	雇用保険料 210
						4 印 刷 製 本 費	53	厚生年金保険料 2,175
						11 役 務 費	21,420	子ども・子育て拠出金 86
						1 通 信 運 搬 費	738	健康保険料負担金 1,374
						4 手 数 料	20,666	旅費 (751)
						7 自 動 車 損 害 保 険 料	16	費用弁償 751
						12 委 託 料	2,591	需用費 (524)
						13 使用料及び 賃 借 料	1,555	消耗品費 166
							印刷製本費 53	
							役務費 (21,420)	
							通信運搬費 738	
							手数料 20,666	
							自動車損害保険料 16	
							委託料 (2,591)	
							・居宅介護支援事業者介護認定調査委託料 2,574	
							・介護認定調査員結核検診委託料 17	
							使用料及び賃借料 (1,555)	
							・公用車リース料 1,546	
							・認定調査員駐車場使用料 9	
項 計	66,679 (65,303) (1,376)			66,679				
款 計	180,228 (169,465) (10,763)			180,227	1			

(歳出) 総務費
取手市介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
		特定財源				区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
1 居宅介護サービス給付費	2,773,440 (2,763,168) (10,272)	684,174		450,878		18 負担金, 補助及び交付金	2,773,440	75 居宅介護サービス給付費に要する経費	2,773,440
		国庫支出金 346,682		繰入金 750,328					
		県支出金 1,030,856		諸収入 541,378 保険料 1,742,584					
2 地域密着型介護サービス給付費	881,280 (847,440) (33,840)	176,256		112,753		18 負担金, 補助及び交付金	881,280	75 地域密着型介護サービス給付費に要する経費	881,280
		国庫支出金 110,160		繰入金 237,946					
		県支出金 286,416		諸収入 244,165 保険料 594,864					
3 施設介護サービス給付費	3,078,000 (2,969,760) (108,240)	461,700		392,304				75 施設介護サービス給付費に要する経費	3,078,000
		国庫支出金 538,651		繰入金 832,560					
		県支出金 1,000,351		諸収入 852,785 保険料 2,077,649					

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 施設介護サービス給付費						18 負担金, 補助及び交付金	3,078,000	負担金, 補助及び交付金 ・施設介護サービス給付費 (3,078,000) 3,078,000
4 居宅介護福祉用具購入給付費	10,788 (10,044) (744)	2,157 国庫支出金 1,348 県支出金 3,505		1,380 繰入金 2,913 諸収入 2,990 保険料 7,283		18 負担金, 補助及び交付金	10,788	75 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 10,788 負担金, 補助及び交付金 (10,788) ・居宅介護福祉用具購入給付費 10,788
5 居宅介護住宅改修給付費	30,600 (30,600) (0)	6,120 国庫支出金 3,825 県支出金 9,945		3,915 繰入金 8,262 諸収入 8,478 保険料 20,655		18 負担金, 補助及び交付金	30,600	75 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 30,600 負担金, 補助及び交付金 (30,600) ・居宅介護住宅改修給付費 30,600
6 居宅介護サービス計画給付費	376,968 (374,256) (2,712)	75,393 国庫支出金 47,121 県支出金		48,230 繰入金 101,781 諸収入				

(歳出) 保険給付費

取手市介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
6 居宅介護サービス計画給付費				104,443 保険料				
		122,514		254,454		18 負担金, 補助及び交付金	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 376,968	
							負担金, 補助及び交付金 (376,968) ・居宅介護サービス計画給付費 376,968	
項 計	7,151,076 (6,995,268) (155,808)	2,453,587		4,697,489				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	126,000 (123,900) (2,100)	25,200 国庫支出金 15,750 県支出金 40,950		16,121 繰入金 34,020 諸収入 34,909 保険料 85,050			
						18 負担金, 補助及び交付金	75 介護予防サービス給付費に要する経費 126,000
							負担金, 補助及び交付金 (126,000) ・介護予防サービス給付費 126,000
2 地域密着型介護予防サービス給付費	1,769 (1,769) (0)	353 国庫支出金 221 県支出金		226 繰入金 478 諸収入			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 地域密着型介護予防サービス給付費				491 保険料				
		574		1,195		18 負担金, 補助及び交付金	1,769	
							75 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 1,769	
							負担金, 補助及び交付金 (1,769) ・地域密着型介護予防サービス給付費 1,769	
3 介護予防福祉用具購入給付費	2,304 (2,208) (96)	460 国庫支出金 288 県支出金		295 繰入金 622 諸収入 639 保険料				
		748		1,556		18 負担金, 補助及び交付金	2,304	
							75 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 2,304	
							負担金, 補助及び交付金 (2,304) ・介護予防福祉用具購入給付費 2,304	
4 介護予防住宅改修給付費	16,560 (16,560) (0)	3,312 国庫支出金 2,070 県支出金		2,119 繰入金 4,471 諸収入 4,588 保険料				
		5,382		11,178		18 負担金, 補助及び交付金	16,560	
							75 介護予防住宅改修給付費に要する経費 16,560	
							負担金, 補助及び交付金 (16,560)	

(歳出) 保険給付費

取手市介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
4 介護予防住宅改修給付費								・介護予防住宅改修給付費 16,560	
5 介護予防サービス計画給付費	25,650 (23,840) (1,810)	5,130 国庫支出金 3,206 県支出金 8,336		3,281 繰入金 6,926 諸収入 7,107 保険料 17,314			18 負担金, 補助及び交付金	25,650	75 介護予防サービス計画給付費に要する経費 25,650
								負担金, 補助及び交付金 (25,650) ・介護予防サービス計画給付費 25,650	
項 計	172,283 (168,277) (4,006)	55,990		116,293					

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

1 審査支払手数料	7,513 (7,155) (358)	1,502 国庫支出金 939 県支出金 2,441		961 繰入金 2,029 諸収入 2,082 保険料 5,072			11 役務費	7,513	75 審査支払手数料に要する経費 7,513
							4 手数料	7,513	役務費 (7,513) 手数料 7,513

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	7,513 (7,155) (358)	2,441		5,072				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	202,020 (181,872) (20,148)	40,404		25,761				
		国庫支出金		繰入金				
		25,252		54,630				
		県支出金		諸収入				
				55,973				
				保険料				
		65,656		136,364		18 負担金, 補助及び交付金	202,020	75 高額介護サービス費に要する経費 202,020
								負担金, 補助及び交付金 (202,020)
								・高額介護サービス費 202,020
2 高額介護予防サービス費	149 (149) (0)	29		18				
		国庫支出金		繰入金				
		18		40				
		県支出金		諸収入				
				44				
				保険料				
		47		102		18 負担金, 補助及び交付金	149	75 高額介護予防サービス費に要する経費 149
								負担金, 補助及び交付金 (149)
								・高額介護予防サービス費 149
項計	202,169 (182,021) (20,148)	65,703		136,466				

(歳出) 保険給付費

取手市介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 高額医療 合算介護 サービス 費	25,200 (22,950) (2,250)	5,040		3,224				
		国庫支出金 3,150		繰入金 6,804				
		県支出金 8,190		諸収入 6,982 保険料 17,010	18 負担金, 補助及び 交付金	25,200	75 高額医療合算介護サービス費に要する経費 25,200	
							負担金, 補助及び交付金 (25,200) ・ 高額医療合算介護サービス費 25,200	
2 高額医療 合算介護 予 防 サービス 費	24 (24) (0)	4		3				
		国庫支出金 3		繰入金 6				
		県支出金 7		諸収入 8 保険料 17	18 負担金, 補助及び 交付金	24	75 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 24	
							負担金, 補助及び交付金 (24) ・ 高額医療合算介護予防サービス費 24	
項 計	25,224 (22,974) (2,250)	8,197		17,027				

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債					その他
1 特定入所者介護サービス費	256,674 (257,028) (△354)	38,501 国庫支出金 44,917 県支出金 83,418		32,839 繰入金 69,302 諸収入 71,115 保険料 173,256		18 負担金, 補助及び交付金	256,674	75 特定入所者介護サービス費に要する経費 256,674
								負担金, 補助及び交付金 (256,674) ・ 特定入所者介護サービス費 256,674
2 特定入所者介護予防サービス費	141 (141) (0)	28 国庫支出金 17 県支出金 45		17 繰入金 38 諸収入 41 保険料 96		18 負担金, 補助及び交付金	141	75 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 141
								負担金, 補助及び交付金 (141) ・ 特定入所者介護予防サービス費 141
項計	256,815 (257,169) (△354)	83,463		173,352				
款計	7,815,080 (7,632,864) (182,216)	2,669,381		5,145,699				

(歳出) 保険給付費
取手市介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 介護予防・生活支援サービス事業費	158,372 (156,092) (2,280)	49,424 国庫支出金 19,640 県支出金 69,064		20,897 繰入金 42,421 諸収入 25,990 保険料 89,308		12 委託料 4,202	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 158,372	
					18 負担金, 補助及び交付金 154,170	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 158,372 委託料 (4,202) ・配食サービス委託料 2,762 ・元気ハツラツ教室委託料 1,440 負担金, 補助及び交付金 (154,170) ・介護予防・生活支援サービス事業費 154,170		
2 介護予防ケアマネジメント費	21,520 (20,967) (553)	4,304 国庫支出金 2,690 県支出金 6,994		2,690 繰入金 5,810 諸収入 6,026 保険料 14,526		18 負担金, 補助及び交付金 21,520	75 介護予防ケアマネジメントに要する経費 21,520 負担金, 補助及び交付金 (21,520) ・介護予防ケアマネジメント費 21,520	
項 計	179,892 (177,059) (2,833)	76,058		103,834				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般介護 予防事業 費							<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援ボランティア事業交付金 90 ・地域介護予防支援事業補助金 2,450 ・地域介護予防活動団体補助金 615 	
		140		294			81 地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費 434	
							<ul style="list-style-type: none"> 報償費 (315) ・介護予防講座講師謝礼 315 需用費 (119) 消耗品費 119 	
項 計	13,193 (21,263) (△8,070)	4,285		8,908				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	158,378 (158,352) (26)	78,352 国庫支出金 30,492 県支出金 17,440	30,492 繰入金 9 諸収入 19,033 保険料 12,760					
				1 報 酬	3,053	2 一般職人件費	30,200	
				2 給 料	12,000	給料 (12,000) ・一般職 3人 職員手当等 (13,200) 扶養手当 400 地域手当 1,300 時間外勤務手当 2,200		
				3 職員手当等	13,200			
				4 共 済 費	5,508			
				7 報 償 費	180			
				8 旅 費	130			
				1 費用弁 償	94			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 総務費								
						4 研修旅 費	36	管理職手当 600 期末手当 3,500
						10 需用費	161	勤勉手当 2,500
						1 消耗品 費	21	通勤手当 500 住居手当 200
						2 燃料費	140	児童手当 400
						11 役務費	97	退職手当負担金 1,600
						1 通信運 搬費	80	共済費 (5,000) 共済組合負担金 5,000
		91,404		36,774		7 自動車 損害保 険料	17	76 地域包括支援センターに要する経費 128,178
						12 委託料	123,500	報酬 (3,053)
						13 使用料及び 賃借料	549	・会計年度任用職員報酬 3,053 共済費 (508) 雇用保険料 29 厚生年金保険料 286 子ども・子育て拠出金 12 健康保険料負担金 181 報償費 (180) ・主任介護支援専門員法定外研修謝礼 180 旅費 (130) 費用弁償 94 研修旅費 36 需用費 (161) 消耗品費 21 燃料費 140 役務費 (97) 通信運搬費 80 自動車損害保険料 17

(歳出) 地域支援事業費
取手市介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 総務費								委託料 (123,500) ・地域包括支援センター業務委託料 123,500 使用料及び賃借料 (549) ・公用車リース料 458 ・地域包括支援センターシステム使用料 91
2 任意事業費	29,902	10,347		8,188				
	(27,185)	国庫支出金		繰入金				
	(2,717)	5,172		6,195				
		県支出金		保険料				
		654		480	7 報償費	140	80 介護給付費等適正化事業に要する経費	1,134
					10 需用費	539		
					1 消耗品費	539	役務費 (623) 通信運搬費 623	
					11 役務費	1,705	委託料 (511) ・介護給付費通知書作成委託料 511	
					1 通信運搬費	683		
		8,521		6,240	4 手数料	1,022	82 家族介護支援に要する経費	14,761
				12 委託料	7,139			
	8,073		5,907	13 使用料及び賃借料	499	(2) 紙おむつ支給に関する経費	13,980	
				18 負担金, 補助及び交付金	5,940	役務費 (40) 通信運搬費 40 扶助費 (13,940) ・要介護高齢者紙おむつ支給 13,940		
				19 扶助費	13,940			
	57		44			(3) 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費	101	
						報償費 (100) ・在宅高齢者家族介護慰労金 100		

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 任 意 事 業 費							役員費 (1) 通信運搬費 1 (6) 認知症高齢者見守り事業に関する経費 680	
		391		289			需用費 (176) 消耗品費 176 役員費 (5) 通信運搬費 5 使用料及び賃借料 (499) ・高齢者見守りキーホルダーサーバ使用料 462 ・高齢者見守りキーホルダー用パソコン使用料 37	
		2,230		4,650			83 地域自立生活支援に要する経費 6,880	
		2,230		4,650			(1) 配食サービスに関する経費 6,880	
							需用費 (248) 消耗品費 248 役員費 (4) 通信運搬費 4 委託料 (6,628) ・配食サービス事業委託料 6,628	
		94		71			84 認知症サポーター等養成事業に要する経費 165	
						報償費 (40) ・認知症サポーター養成講座講師謝礼 40 需用費 (115) 消耗品費 115		

(歳出) 地域支援事業費
取手市介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 任意事業費								役員費 (10) 通信運搬費 10 85 成年後見制度利用支援事業に要する経費 6,962
		4,020		2,942				役員費 (1,022) 手数料 1,022 負担金, 補助及び交付金 (5,940) ・成年後見制度利用支援事業後見人等報酬 助成金 5,940
3 在宅医療・介護連携推進事業費	3,600 (3,700)	1,386 国庫支出金		693 繰入金				
	(△100)	693 県支出金		828 保険料	12 委託料	3,600	75 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3,600	
		2,079		1,521			委託料 (3,600) ・在宅医療・介護連携推進事業委託料 3,600	
4 生活支援体制整備事業費	3,130 (3,276)	1,205 国庫支出金		602 繰入金				
	(△146)	602 県支出金		721 保険料	7 報償費	160	75 生活支援体制整備事業に要する経費 3,130	
		1,807		1,323	12 委託料	2,970	報償費 (160) ・地域づくりアドバイザー講師謝礼 160 委託料 (2,970) ・生活支援体制整備事業委託料 2,970	

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
5 権利擁護事業費	450 (168) (282)	173 国庫支出金 86 県支出金 259		86 繰入金 105 保険料 191		18 負担金, 補助及び交付金	450	75 権利擁護事業に要する経費 450 負担金, 補助及び交付金 (450) ・成年後見制度普及・啓発活動事業補助金 450
6 地域ケア会議推進事業費	1,258 (1,333) (△75)	484 国庫支出金 242 県支出金 726		242 繰入金 290 保険料 532		7 報償費 12 委託料	26 1,232	75 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,258 報償費 (26) ・地域ケア個別会議委員謝礼 26 委託料 (1,232) ・地域ケア会議推進事業委託料 1,232
7 認知症総合支援事業費	2,261 (2,640) (△379)	869 国庫支出金 434 県支出金 682		434 繰入金 524 保険料 502		7 報償費 10 需用費 1 消耗品費 4 印刷製本費	78 154 16 138	75 初期集中支援事業に要する経費 1,184 報償費 (48) ・認知症施策推進会議委員謝礼 48 委託料 (1,056) ・初期集中支援事業委託料 1,056

(歳出) 地域支援事業費
取手市介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額		
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
7 認知症 総合支援 事業費		621		456		11 役 務 費	2	負担金, 補助及び交付金 ・ 研修負担金	(80)
						8 賠 償 保 険 料	2		80
						12 委 託 料	1,417	76 地域支援・ケア向上事業に要する経費	1,077
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	610	報償費 ・ 本人ミーティング講師謝礼	(30)
								需用費 消耗品費	(154)
								印刷製本費	16
								役務費	138
								賠償保険料	(2)
								委託料	2
								・ 地域支援・ケア向上事業委託料	(361)
								負担金, 補助及び交付金	361
								・ 研修負担金	(530)
								・ 認知症カフェ事業補助金	380
									150
項 計	198,979 (196,654) (2,325)	130,537		68,442					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 4 その他諸費

1 審 査 支 払 手 数 料	681 (654) (27)	136 国庫支出金 85 県支出金 221	85 繰入金 184 諸収入 191 保険料 460					11 役 務 費	681	75 審査支払手数料に要する経費	681

(款) 3 地域支援事業費

(項) 4 その他諸費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 審査 支払 手数料					4 手数料	681	役務費 手数料 (681) 681	
項 計	681 (654) (27)	221		460				
款 計	392,745 (395,630) (△2,885)	211,101		181,644				

(歳出) 地域支援事業費
取手市介護保険特別会計

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 第1号 被保険者 保険料 還付金	2,200 (2,200) (0)			2,200 保険料		22 償還金, 利子及び 割引料	2,200	75 第1号被保険者保険料還付金	2,200
				2,200				償還金, 利子及び割引料 ・過誤納還付金	(2,200) 2,200
2 第1号 被保険者 還付 加算金	10 (10) (0)			10 保険料		22 償還金, 利子及び 割引料	10	75 第1号被保険者還付加算金	10
				10				償還金, 利子及び割引料 ・還付加算金	(10) 10
3 償還金	70,000 (70,000) (0)			70,000 繰入金		22 償還金, 利子及び 割引料	70,000	75 国庫金等返還金	70,000
				70,000				償還金, 利子及び割引料 ・国庫金等返還金	(70,000) 70,000
項 計	72,210 (72,210) (0)			72,210					

(款) 4 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般会計 繰出金	7,626 (5,000) (2,626)	2,626 国庫支出金			5,000			
		2,626			5,000	27 繰出金	7,626	75 介護保険一般会計繰出金 7,626
								繰出金 (7,626) ・一般会計繰出金 7,626
項 計	7,626 (5,000) (2,626)	2,626			5,000			
款 計	79,836 (77,210) (2,626)	2,626		72,210	5,000			

(歳出) 諸支出金
取手市介護保険特別会計

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	20,000 (20,000) (0)				20,000 20,000			99 介護保険特別会計予備費 20,000
項 計	20,000 (20,000) (0)				20,000			
款 計	20,000 (20,000) (0)				20,000			
歳出合計	8,487,889 (8,295,169) (192,720)	2,883,108		5,579,780	25,001			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	35	9,618			9,618		9,618	
	計	35	9,618			9,618		9,618	
前年度	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	35	10,659			10,659		10,659	
	計	35	10,659			10,659		10,659	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職		△ 1,041			△ 1,041		△ 1,041	
	計		△ 1,041			△ 1,041		△ 1,041	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(11) 14	24,142	51,000	53,734	128,876	23,853	152,729	
前 年 度	(11) 13	22,722	47,000	49,720	119,442	21,887	141,329	
比 較	1	1,420	4,000	4,014	9,434	1,966	11,400	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	900	1,500	2,200	600		10,200	700
	前 年 度	800	1,200	2,000	600		10,200	700
	比 較	100	300	200				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	15,534	10,000	6,800	5,300			
	前 年 度	13,520	9,300	6,500	4,900			
	比 較	2,014	700	300	400			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	14		51,000	51,600	102,600	19,500	122,100	
前 年 度	13		47,000	48,400	95,400	18,000	113,400	
比 較	1		4,000	3,200	7,200	1,500	8,700	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	900	1,500	2,200	600		10,200	700
	前 年 度	800	1,200	2,000	600		10,200	700
	比 較	100	300	200				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	13,400	10,000	6,800	5,300			
	前 年 度	12,200	9,300	6,500	4,900			
	比 較	1,200	700	300	400			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(11)	24,142		2,134	26,276	4,353	30,629	
前 年 度	(11)	22,722		1,320	24,042	3,887	27,929	
比 較		1,420		814	2,234	466	2,700	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度	2,134						
	前 年 度	1,320						
	比 較	814						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,000	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	751		
		その他の増減分	3,249	人事異動等による	
職員手当	4,014	制度改正に伴う増減分	△ 210	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 △ 210 千円 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間
		その他の増減分	4,224	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	100 千円 期末 2,224 千円 300 勤勉 700 200 退・手・負 300 地域 400 休日 夜間

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	280,771		
	平均給与月額(円)	373,657		
	平均年齢(歳)	37.2		
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	284,554		
	平均給与月額(円)	366,227		
	平均年齢(歳)	37.7		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	150,600			150,600		
大 学 卒	182,200			182,200		

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級	1	7.1	5級			5級		
	4級	4	28.6	4級			4級		
	3級	2	14.3	3級			3級		
	2級	3	21.4	2級			2級		
	1級	4	28.6	1級			1級		
	計	14	100.0	計			計		
令和2年 1月1日 現 在	7級			7級					
	6級			6級					
	5級	1	7.7	5級			5級		
	4級	4	30.8	4級			4級		
	3級	2	15.4	3級			3級		
	2級	2	15.4	2級			2級		
	1級	4	30.8	1級			1級		
	計	13	100.0	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	部 長 参 事	次 長 参 事 補	課 長 副 参 事	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 幹	主 事 技 師	主 事 技 師 補 補

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 4	1 4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1 3	1 3		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1 3	1 3	
		5号給 (人)			
	6号給 (人)				
比 率 (B)/(A) (%)	9 2 . 9	9 2 . 9			
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1 3	1 3		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1 2	1 2		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1 2	1 2	
		5号給 (人)			
	6号給 (人)				
比 率 (B)/(A) (%)	9 2 . 3	9 2 . 3			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 5 8 6 8 7 5	33. 2 7 0 7 5	47. 7 0 9	47. 7 0 9	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	茨城県市町村総合事務組合加入
国 の 制 度 (支給率等)	24. 5 8 6 8 7 5	33. 2 7 0 7 5	47. 7 0 9	47. 7 0 9	定年前早期 退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	1 0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	1 4
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	1 6

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		行 政 職	消 防 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(過年度議決分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	そ の 他	
公用車リース料 (平成25年度)	3,600	25-2	2,720	3	34			34	
公用車リース料 (平成26年度その1)	1,610	26-2	1,330	3	50	29		21	
公用車リース料 (平成26年度その2)	1,700	26-2	1,218	3-4	244			244	
公用車リース料 (平成27年度)	1,930	27-2	1,199	3-4	304			304	
公用車リース料 (平成28年度その1)	1,480	28-2	861	3-5	574			574	
公用車リース料 (平成28年度その2)	3,900	28-2	1,957	3-6	1,656	485		1,171	
公用車リース料 (平成29年度)	3,870	29-2	1,378	3-6	1,836			1,836	
いきいきプラザ・げんきサロン 戸頭西・げんきサロン稲・ げんきサロン藤代指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費	29-2		3	限 度 額 に 同 じ			全 額	
事務用機器使用料 (平成29年度)	280	29-2	107	3-4	37	21		16	

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
地域包括支援センターシステム 使用料（令和元年度）	760	元-2	91	3-6	288	165		123	
公用車リース料（令和2年度）	5,100	2		3-10	5,100	982		4,118	
介護保険料収納業務委託	介護保険料収納 業務委託に係る 収納1件当たりの 単価に収納件数を 乗じて得た額に 基本料金を加えた額	2		3	限 度 額 に 同 じ			全 額	
合 計	24,230		10,861		10,123	1,682		8,441	

令和3年度

取手市競輪事業特別会計予算

議案第28号

令和3年度取手市競輪事業特別会計予算

令和3年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,687,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			3,407
	1 入 場 料 収 入		3,407
2 車 券 発 売 収 入			1,500,000
	1 車 券 発 売 収 入		1,500,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			2
	1 財 産 運 用 収 入		2
5 繰 越 金			6,000
	1 繰 越 金		6,000
6 諸 収 入			177,627
	1 預 金 利 子		10
	2 雑 入		1,294
	3 受 託 事 業 収 入		176,323
歳 入	合 計		1,687,038

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競 輪 事 業 費		1,672,693
	1 総 務 費	11,532
	2 事 業 費	1,661,161
2 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
3 諸 支 出 金		10,000
	1 諸 支 出 金	10,000
4 予 備 費		4,180
	1 予 備 費	4,180
歳 出 合 計		1,687,038

令和3年度

取手市競輪事業特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 入場料収入	3,407	3,407	0	0.2
2 車券発売収入	1,500,000	1,100,000	400,000	88.9
3 車券発売副収入	2	2	0	0.0
4 財産収入	2	15	△13	0.0
5 繰越金	6,000	6,000	0	0.4
6 諸収入	177,627	177,627	0	10.5
歳入合計	1,687,038	1,287,051	399,987	100.0

歳出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 競輪事業費	1,672,693	1,272,706	399,987	99.2			1,670,863	1,830
2 公債費	165	165	0	0.0			165	
3 諸支出金	10,000	10,000	0	0.6			10,000	
4 予備費	4,180	4,180	0	0.2				4,180
歳出合計	1,687,038	1,287,051	399,987	100.0			1,681,028	6,010

2 歳 入

(款) 1 入場料収入

(項) 1 入場料収入

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入 場 料 収 入	3,407	3,407	0	1 入 場 料 収 入	3,407	・ 特別観覧席入場料 3,407
計	3,407	3,407	0			

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	1,100,000	400,000	1 車 券 発 売 収 入	1,500,000	・ 通常開催車券発売収入 1,500,000
計	1,500,000	1,100,000	400,000			

(款) 3 車券発売副収入

(項) 1 車券発売副収入

1 車 券 発 売 副 収 入	2	2	0	1 車 券 発 売 副 収 入	2	・ 車券発売副収入 2
計	2	2	0			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	2	15	△13	1 利 子 及 び 配 当 金	2	・ 競輪事業基金利子 2
計	2	15	△13			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	6,000	6,000	0	1 前 年 度 繰 越 金	6,000	・ 前年度繰越金 6,000
計	6,000	6,000	0			

(款) 6 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預 金 利 子	10	10	0	1 預 金 利 子	10	・ 預金利子 10
計	10	10	0			

(款) 6 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑 入	1,294	1,294	0	1 雑 入	1,294	・ 時効金収入 1,200 ・ 重勝式業務代行協力費 50 ・ 選手宿舍使用料 44
計	1,294	1,294	0			

(款) 6 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 競 輪 受 託 事 業 収 入	176,323	176,323	0	1 場 外 発 売 受 託 収 入	176,323	・ 場外車券発売事務受託収入 176,323
計	176,323	176,323	0			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 総 務 費	11,532 (11,465) (67)			2 財産収入 9,700 諸収入 9,702	1,830			
						3 職員手当等 240	70 競輪事務に要する経費 11,532	
						7 報 償 費 30		
						8 旅 費 170	職員手当等 (240)	
						2 普 通 旅 費 150	時間外勤務手当 200 管理職員特別勤務手当 40	
						4 研 修 旅 費 20	報償費 (30) ・ 取手競輪場開設記念競輪市長賞等 30	
						10 需 用 費 15	旅費 (170)	
						1 消 耗 品 費 15	普通旅費 150 研修旅費 20	
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金 1,075	需用費 (15) 消耗品費 15	
						24 積 立 金 10,002	負担金, 補助及び交付金 (1,075) ・ 県内施行者協議会分担金 775 ・ 全国競輪施行者協議会会費 300 積立金 (10,002) ・ 競輪事業基金積立金 10,002	
項 計	11,532 (11,465) (67)			9,702	1,830			

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競 輪 開 催 費	1,661,161 (1,261,241) (399,920)			1,661,161 諸収入			
----------------	---	--	--	------------------	--	--	--

(歳出) 競輪事業費

取手市競輪事業特別会計

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 競 輪 開 催 費				1,503,728			75 通常競輪事業に要する経費 1,503,728
					1 報 酬	56,000	
					3 職員手当等	3,500	
					4 共 済 費	200	報酬 (8,000)
					7 報 償 費	68,234	・会計年度任用職員報酬 8,000
					8 旅 費	3,500	職員手当等 (1,000)
					1 費用弁 償	3,500	時間外勤務手当 400
					10 需 用 費	443	休日勤務手当 400
					1 消 耗 品 費	250	管理職員特別勤務手当 200
					3 食 糧 費	143	共済費 (200)
					4 印 刷 製 本 費	50	労災保険料 200
					11 役 務 費	4,349	報償費 (68,102)
					1 通 信 運 搬 費	59	・選手賞典費 66,945
					3 広 告 料	3,200	・副賞品 45
					4 手 数 料	1,040	・ファンサービス品 212
					9 公 金 事 故 損 害 保 険 料	50	・医師謝礼 800
					12 委 託 料	283,923	・県職員派遣報償費 100
					13 使用料及び 賃 借 料	52,621	旅費 (500)
					18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	59,691	費用弁償 500
					21 補償, 補填 及び賠償金	200	需用費 (443)
							消費品費 250
							食糧費 143
							印刷製本費 50
							役務費 (3,705)
							通信運搬費 15
							広告料 3,200
							手数料 440
							公金事故損害保険料 50
							委託料 (223,191)
							・機械保守管理委託料 258
							・場内テレビ放送委託料 2,923

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 競 輪 開 催 費						22 償 還 金 , 利 子 及 び 割 引 料	1,125,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統制業務管理委託料 4,000 ・ 場内外清掃委託料 3,600 ・ 場内外警備委託料 3,500
						26 公 課 費	3,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動給茶機運営業務委託料 300 ・ 衛星通信業務委託料 5,478 ・ 場外車券発売開催委託料 175,482 ・ 窓口案内業務委託料 800 ・ 競輪業務実施委託料 22,250 ・ 選手宿舍食事業務委託料 3,400 ・ 選手宿舍管理業務委託料 1,200 使用料及び賃借料 (13,796) <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設借上料 5,500 ・ 自動車借上料 48 ・ ファン送迎バス借上料 1,200 ・ 場外車券売場施設借上料 1,848 ・ 場外通報システム使用料 4,000 ・ 選手送迎バス借上料 480 ・ 選手宿舍借上料 720 負担金, 補助及び交付金 (59,691) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国競輪施行者協議会分担金 16,500 ・ 競輪開催共通経費負担金 10,800 ・ ガールズケイリン分担金 120 ・ 場外車券発売事務協力負担金 260 ・ 場外車券発売地元対策負担金 1,700 ・ 場外車券発売運営協議会負担金 211 ・ J K A 交付金 30,100 補償, 補填及び賠償金 (100) <ul style="list-style-type: none"> ・ 車券事故支出金 100 償還金, 利子及び割引料 (1,125,000) <ul style="list-style-type: none"> ・ 的中車券払戻金 1,125,000

(歳出) 競輪事業費

取手市競輪事業特別会計

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪 開催費							消費税 3,500	
項計	1,661,161 (1,261,241) (399,920)			1,661,161				
款計	1,672,693 (1,272,706) (399,987)			1,670,863	1,830			

(歳出) 競輪事業費
 取手市競輪事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 公債費	165 (165) (0)			165 諸収入				
				165	22 償還金, 利子及び 割引料	165	98 一時借入金利子償還金 165	
			165	(1) 通常競輪一時借入金利子償還金 165				
							償還金, 利子及び割引料 (165) ・一時借入金利子 165	
項 計	165 (165) (0)			165				
款 計	165 (165) (0)			165				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 一般会計 繰 出 金	10,000 (10,000) (0)			10,000 諸収入 10,000		27 繰 出 金	10,000	75 競輪事業繰出金 10,000
								繰出金 (10,000) ・ 競輪事業一般会計繰出金 10,000
項 計	10,000 (10,000) (0)			10,000				
款 計	10,000 (10,000) (0)			10,000				

(歳出) 公債費, 諸支出金
 取手市競輪事業特別会計

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	4,180 (4,180) (0)				4,180			
					4,180		99 競輪事業特別会計予備費 4,180	
項計	4,180 (4,180) (0)				4,180			
款計	4,180 (4,180) (0)				4,180			
歳出合計	1,687,038 (1,287,051) (399,987)			1,681,028	6,010			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(96)	56,000		3,740	59,740	200	59,940	
前 年 度	(104)	56,000		3,740	59,740	200	59,940	
比 較	(△8)							

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度						2,600	
	前 年 度						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	本 年 度					700		440
	前 年 度					700		440
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度				3,740	3,740		3,740	
前 年 度				3,740	3,740		3,740	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度						2,600	
	前 年 度						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	本 年 度					700		440
	前 年 度					700		440
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(96)	56,000			56,000	200	56,200	
前 年 度	(104)	56,000			56,000	200	56,200	
比 較	(△8)							

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	本 年 度							
	前 年 度							
比 較								

令和3年度

取手地方公平委員会特別会計予算

議案第29号

令和3年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和3年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		392
	1 負 担 金	392
2 繰 越 金		289
	1 繰 越 金	289
3 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		682

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		652
	1 総 務 費	652
2 予 備 費		30
	1 予 備 費	30
歳 出 合 計		682

令和3年度

取手地方公平委員会特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%
1 負担金	392	448	△56	57.5
2 繰越金	289	260	29	42.4
3 諸収入	1	1	0	0.1
歳入合計	682	709	△27	100.0

歳出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比%	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	652	656	△4	95.6			392	260
2 予備費	30	53	△23	4.4				30
歳出合計	682	709	△27	100.0			392	290

2 歳 入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	392	448	△56	1 負 担 金	392	・ 取手地方公平委員会負担金 392
計	392	448	△56			

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	289	260	29	1 前 年 度 繰 越 金	289	・ 前年度繰越金 289
計	289	260	29			

(款) 3 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預 金 利 子	1	1	0	1 預 金 利 子	1	・ 預金利子 1
計	1	1	0			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	本 年 度 (前 年 度) (比 較)	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 委員会費	652 (656) (△4)			392 分担金・負担金	260			
				36	223	1 報 酬	336	
						3 職 員 手 当 等	20	
						8 旅 費	71	
						1 費 用 弁 償	20	
						2 普 通 旅 費	22	
						4 研 修 旅 費	29	
						9 交 際 費	20	
						10 需 用 費	57	
						1 消 耗 品 費	57	
						11 役 務 費	5	
						1 通 信 運 搬 費	5	
						18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	143	
				356	37			
						70 公平委員会事務に要する経費	259	
						72 公平委員報酬等に要する経費	393	
						報酬 ・ 委員報酬	(336) 336	
						旅費 費用弁償 普通旅費 研修旅費	(57) 20 16 21	

(歳出) 総務費

取手地方公平委員会特別会計

(款) 1 総務費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	652 (656) (△4)			392	260			
款計	652 (656) (△4)			392	260			

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	30 (53) (△23)				30			
					30		99 公平委員会特別会計予備費 30	
項計	30 (53) (△23)				30			
款計	30 (53) (△23)				30			
歳出合計	682 (709) (△27)			392	290			

(歳出) 総務費, 予備費
 取手地方公平委員会特別会計

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	費 計 (千円)			
本 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	3	336		336		336	
	計	3	336		336		336	
前 年 度	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	3	336		336		336	
	計	3	336		336		336	
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一 般 職
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	費 計 (千円)			
本 年 度				20	20		20	
前 年 度				20	20		20	
比 較								

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	本 年 度	20
	前 年 度	20
	比 較	

取市発第625号
令和3年3月15日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

取手市長 藤井信吾

令和3年第1回取手市議会定例会議案の追加送付について

令和3年第1回取手市議会定例会に付議する議案を下記のとおり追加送付します。

記

議案第30号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第11号）
議案第31号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第1号）

議案第30号

令和2年度取手市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度取手市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,352,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月18日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		18,769,096	△188,096	18,581,000
	1 国庫負担金	5,244,502	△189,096	5,055,406
	2 国庫補助金	13,502,148	1,000	13,503,148
歳入合計		53,540,630	△188,096	53,352,534

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,152,318	△188,096	1,964,222
	1 保健衛生費	1,363,190	△188,096	1,175,094
歳出合計		53,540,630	△188,096	53,352,534

第 2 表 繰越明許費補正

(変更)

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	405,032	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	216,936

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,769,096	△188,096	18,581,000
歳入合計	53,540,630	△188,096	53,352,534

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,152,318	△188,096	1,964,222	△188,096			
歳出合計	53,540,630	△188,096	53,352,534	△188,096			

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	190,873	△189,096	1,777	3 予防費負担金	△189,096	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 189,096 減
計	5,244,502	△189,096	5,055,406			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	266,399	1,000	267,399	5 予防費補助金	1,000	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1,000 増
計	13,502,148	1,000	13,503,148			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予 防 費	△188,096 (689,321) (501,225)	△188,096 国庫支出金 △188,096				12 委 託 料	△188,096	20 予防接種に要する経費 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 委託料 (188,096 減) ・ 予防接種委託料 189,096 減 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種システム 委託料 1,000
項 計	△188,096 (1,363,190) (1,175,094)	△188,096						
款 計	△188,096 (2,152,318) (1,964,222)	△188,096						
歳出合計	△188,096 (53,540,630) (53,352,534)	△188,096						

議案第 3 1 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 3, 5 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 2 5 3, 5 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 1 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,438,335	453,524	5,891,859
	1 国庫負担金	4,990,567	453,524	5,444,091
歳入合計		36,800,000	453,524	37,253,524

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,499,434	453,524	1,952,958
	1 保健衛生費	925,831	453,524	1,379,355
歳出合計		36,800,000	453,524	37,253,524

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,438,335	453,524	5,891,859
歳入合計	36,800,000	453,524	37,253,524

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1,499,434	453,524	1,952,958	453,524			
歳出合計	36,800,000	453,524	37,253,524	453,524			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	1,362	453,524	454,886	3 予 防 費 負 担 金	453,524	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費 負担金 453,524
計	4,990,567	453,524	5,444,091			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予 防 費	453,524 (246,884) (700,408)	453,524 国庫支出金				12 委 託 料	453,524	20 予防接種に要する経費 453,524 増
		453,524						(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 453,524
								委託料 (453,524) ・ 予防接種委託料 453,524
項 計	453,524 (925,831) (1,379,355)	453,524						
款 計	453,524 (1,499,434) (1,952,958)	453,524						
歳出合計	453,524 (36,800,000) (37,253,524)	453,524						

同意案第1号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	小谷野 守男
生年月日	昭和28年12月18日
住所	取手市大曲761番地

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 小谷野 守男 (こやの もりお)
生年月日 昭和28年12月18日 (67歳)
住 所 取手市大曲761番地

学 歴

昭和51年 3月 茨城大学教育学部小学校教員養成課程卒業

職 歴

昭和51年 4月 龍ヶ崎市立川原代小学校
平成12年 4月 取手市教育委員会 指導主事
平成16年 4月 取手市立取手第二中学校 教頭
平成18年 4月 取手市立取手東中学校 教頭
平成19年 1月 取手市立取手東中学校 校長
平成22年 3月 取手市立取手東中学校校長 退職
平成23年 4月 聖徳大学附属取手聖徳女子中学校・高等学校
非常勤職員

その他の経歴

平成26年 1月 取手市立図書館協議会委員
平成27年 4月 取手市立藤代中学校学校評議員
平成28年 4月 取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第 2 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、
地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 飯 塚 利 男

生年月日 昭和 2 5 年 1 1 月 2 5 日

住 所 取手市光風台一丁目 1 7 番 3 号

令和 3 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 飯 塚 利 男 (いいつか としお)
生年月日 昭和 2 5 年 1 1 月 2 5 日 (7 0 歳)
住 所 取手市光風台一丁目 1 7 番 3 号

学 歴

昭和 4 4 年 3 月 茨城県立竜ヶ崎第一高等学校卒業
昭和 4 8 年 3 月 中央大学法学部政治学科 (夜間部) 卒業

職 歴

昭和 4 4 年 4 月 松戸市役所入庁
平成 8 年 4 月 税務部資産税調査課 課長補佐
平成 1 1 年 4 月 建築住宅部住宅課 課長補佐
平成 1 5 年 4 月 財務本部税務担当部収納課 課長補佐
平成 1 7 年 4 月 財務本部税務担当部固定資産税課 課長補佐
平成 2 0 年 4 月 財務本部税務担当部固定資産税課 専門監
平成 2 3 年 3 月 松戸市役所定年退職
平成 2 3 年 4 月 松戸市役所再任用職員
平成 2 8 年 3 月 松戸市役所退職

その他の経歴

平成 3 0 年 3 月 取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、日和佐 壽美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	日和佐 壽美子
生年月日	昭和27年4月30日
住所	取手市新取手四丁目10番2号

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 日和佐 壽美子（ひわさ すみこ）
生年月日 昭和27年4月30日（68歳）
住 所 取手市新取手四丁目10番2号

学 歴

昭和48年 3月 女子聖学院短期大学英文科卒業

職 歴

昭和48年 4月 新日本製鐵株式会社入社
昭和54年 7月 同社退職
平成 4年 4月 取手市消費生活相談員
平成26年 6月 同相談員退職

その他の経歴

平成30年 7月 人権擁護委員 現在に至る

同意案第3号

取手市監査委員の選任に関する同意について

取手市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	石橋大輔
生年月日	昭和44年2月13日
住所	取手市取手三丁目2番37-606号

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 石 橋 大 輔 (いしばし だいすけ)
生年月日 昭和44年2月13日 (52歳)
住 所 取手市取手三丁目2番37-606号

学 歴

平成 4年 3月 早稲田大学法学部卒業

職 歴

平成 4年 4月 株式会社住友銀行入行
平成12年 2月 同行退職
平成12年 2月 株式会社ピーエックス入社
平成13年 4月 同社退職
平成14年 2月 張替幸雄税理士事務所入所
平成17年 2月 税理士登録
平成17年 3月 同事務所退職
平成17年 4月 石橋大輔税理士事務所開設
平成17年 9月 行政書士登録
平成31年 1月 税理士法人へ移行
税理士法人石橋会計パートナーズ設立 現在に至る

その他の経歴

平成21年 4月 茨城県包括外部監査人補助者 (平成23年3月まで)
平成26年 2月 茨城県南水道企業団監査委員 現在に至る
平成28年 4月 取手市行政不服審査会委員 現在に至る